

北本市地域防災計画

【案】



令和 年 月

北本市防災会議

目 次

第1編 総 則

第1編 総 則	1- 1
第1節 計画の策定	1- 1
第1 計画の概要	1- 1
1 計画の目的	1- 1
2 計画の位置づけ	1- 1
3 計画の構成	1- 1
4 計画の運用等	1- 3
第2 北本市総合振興計画との関係	1- 5
1 北本市総合振興計画の概要	1- 5
2 北本市総合振興計画における防災施策	1- 6
第2節 防災関係機関の役割分担	1- 7
第1 地域防災組織	1- 7
1 北本市の地域防災組織	1- 7
2 北本市防災会議	1- 7
第2 防災関係機関の業務の大綱	1- 8
1 市	1- 8
2 消防機関	1- 9
3 県及び県の機関	1- 9
4 指定地方行政機関	1-10
5 自衛隊	1-12
6 指定公共機関及び指定地方公共機関	1-13
7 一部事務組合	1-14
8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割	1-14
第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割	1-16
第1 市民の果たす役割（自助）	1-17
1 <u>役割</u>	1-17
2 <u>市民へ向けた市の具体的な取組</u>	1-17
第2 自主防災組織の果たす役割（共助）	1-20
1 <u>役割</u>	1-20
2 <u>自主防災組織へ向けた市の具体的な取組</u>	1-20
第3 事業所の果たす役割	1-22
1 <u>役割</u>	1-22
2 <u>事業者へ向けた市の具体的な取組</u>	1-23
第4節 北本市の防災環境	1-25
第1 災害履歴	1-25
1 地震災害	1-25
2 水害	1-27
3 土砂災害	1-27
4 降ひょう害・落雷被害	1-28

5	雪害	1-28
6	竜巻被害	1-28
7	火山噴火に伴う降灰被害	1-29
8	広域放射能汚染	1-29
9	その他の災害	1-29
第2	自然環境の特性	1-30
1	地形・地質	1-30
2	活断層	1-31
3	河川	1-32
4	気象	1-33
第3	社会環境の特性	1-35
1	人口	1-35
2	建物	1-38
3	交通	1-39
4	土地利用	1-41
第5節	計画の前提条件及び基本方針	1-42
第1	地震被害想定	1-42
1	想定地震	1-42
2	想定結果	1-43
第2	浸水想定	1-44
1	浸水想定河川	1-44
2	浸水想定区域	1-45
第3	土砂災害想定	1-47
1	土砂災害(特別)警戒区域	1-47
2	要避難者人口	1-47
第4	北本市における防災の方針	1-48
1	地震災害	1-48
2	水害	1-52
3	土砂災害	1-53
4	広域応援に関する方針	1-53

第2編 災害予防計画

第2編	災害予防計画	2- 1
第1章	市の防災力の強化	2- 1
第1節	活動体制の強化	2- 1
第1	初動体制の整備	2- 1
1	初動配備体制の整備	2- 1
2	執務環境の整備	2- 2
3	<u>災害救助法が適用された場合の体制</u>	2- 2
4	<u>業務継続計画 (BCP)</u>	2- 2
5	<u>災害対応に必要な電源等の確保</u>	2- 2

6	コンピュータシステムやデータのバックアップ対策	2- 2
7	応援機関の受入体制の整備	2- 3
第2	防災協定の充実	2- 5
1	自治体との相互応援協定の充実	2- 5
2	民間事業者・団体との応援協定の充実	2- 5
第3	職員の防災力の向上	2- 8
1	職員の防災教育	2- 8
2	職員の家庭における安全対策の徹底	2- 8
3	防災活動マニュアルの整備	2- 9
4	防災機器操作の習熟	2- 9
第2節	緊急対応活動のための準備	2-10
第1	災害情報の収集・伝達体制の整備	2-10
1	災害情報連絡体制の整備	2-10
2	被害情報の早期収集体制の整備	2-12
3	通信施設の整備	2-13
第2	消防活動体制の整備	2-15
1	消防力・消防水利の強化	2-15
2	初期消火体制等の強化	2-16
第3	救出救助、救急体制の整備	2-17
1	活動体制の整備	2-17
2	救出用資機材の整備	2-17
3	応急手当法の普及啓発	2-17
4	トリアージの習熟	2-17
第4	医療救護体制の整備	2-18
1	防災医療システムの調整・把握	2-18
2	初動医療体制の整備	2-19
3	後方医療体制の調整・把握	2-20
4	要配慮者に対する医療対策	2-21
5	医薬品等の確保	2-21
第5	避難活動体制の整備	2-22
1	避難所等の指定	2-22
2	避難所の安全確保	2-24
3	指定福祉避難所の設置	2-25
4	避難誘導體制の整備	2-25
5	避難所の管理運営体制の整備	2-26
6	広域避難者の受入体制の整備	2-26
7	広域避難協力応援協定の確立	2-27
第6	緊急輸送道路の整備	2-28
1	緊急輸送道路の指定	2-28
2	緊急輸送道路の啓開・復旧体制の充実	2-30
3	通行止め標識等の備え	2-30
第7	緊急輸送体制の整備	2-31
1	輸送車両の増強	2-31

2	調達体制の整備	2-31
3	緊急通行車両の事前届出の推進	2-31
4	その他の輸送手段の確保	2-32
第8	帰宅困難者の安全確保体制の整備	2-33
1	帰宅困難者対策の普及啓発	2-33
2	帰宅困難者への支援整備	2-34
3	企業等における対策	2-34
4	学校等における対策	2-35
5	帰宅支援施設の充実	2-35
6	訓練の実施	2-35
第9	被災建築物応急危険度判定体制の整備	2-36
1	市内民間判定士への連絡体制の整備	2-36
2	震前判定実施計画の作成	2-36
3	判定用資機材の備蓄	2-36
第10	業務継続体制の整備	2-37
1	業務継続計画（BCP）の策定	2-37
2	業務継続に必要な文書等の保存	2-37
第3節	生活維持活動のための準備	2-38
第1	広報活動体制の整備	2-38
1	防災行政無線の使用の習熟	2-38
2	広報マニュアルなどの作成	2-38
3	報道機関への広報体制の整備	2-38
4	避難所における広報体制の整備	2-38
第2	給水体制の整備	2-39
1	行政備蓄の推進	2-39
2	個人備蓄の徹底	2-40
3	井戸の活用	2-41
第3	食料・生活関連物資供給体制の整備	2-42
1	食料供給体制の整備	2-42
2	生活必需品供給体制の整備	2-45
3	防災用資機材の備蓄	2-46
4	石油類燃料の調達・確保及び安全対策	2-46
5	国のプッシュ型の物的支援	2-46
第4	遺体の処理、埋・火葬の体制整備	2-47
1	民間事業者との協定締結	2-47
2	遺体安置所の選定	2-47
3	遺体の処理・埋葬マニュアルの作成	2-47
第5	廃棄物の収集・処理体制の整備	2-48
1	ごみ処理体制の整備	2-48
2	し尿処理体制の整備	2-49
第6	防疫・保健衛生体制の整備	2-50
1	防疫・保健衛生体制の確立	2-50
2	防疫薬品等の調達計画の確立	2-50

3	動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発	2-50
第7	住宅対策の体制整備	2-51
1	建設業者との協定締結	2-51
2	応急仮設住宅建設予定地の選定	2-51
3	公営住宅等の <u>あっせん</u> 借上げ体制の整備	2-52
第8	文教に係る事前対策	2-53
1	市の事前対策	2-53
2	学校等の事前対策	2-53
3	文化財の事前対策	2-53
第4節	調査研究	2-55
第1	防災アセスメント等に関する調査研究	2-55
1	防災アセスメント調査の実施	2-55
2	地区別防災カルテの作成	2-55
3	ハザードマップの作成	2-56
第2	災害対策に関する調査研究	2-57
第2章	被害防止対策の推進	2-58
第1節	災害に強いまちづくり	2-58
第1	計画的なまちづくりの推進	2-58
1	市街地の防災性の向上	2-59
2	<u>オープンスペース等の確保</u>	2-60
3	<u>空き家対策</u>	2-60
4	<u>宅地造成地の防災対策</u>	2-60
第2	都市施設の安全対策	2-62
1	公共建築物の耐震性の向上	2-62
2	一般建築物の耐震性の向上	2-62
3	道路、橋りょうの整備	2-63
4	<u>窓ガラス等の落下・脱落防止対策</u>	2-63
5	<u>自動販売機の転倒防止対策</u>	2-64
6	<u>上水道・下水道施設の耐震性の向上</u>	2-64
7	<u>電気、ガス、通信施設の耐震性の向上</u>	2-64
第3	防災拠点の整備	2-66
1	防災拠点のネットワーク化	2-66
2	防災拠点施設の整備	2-66
第2節	地震火災等の予防	2-68
1	市民への防火意識の啓発	2-68
2	住宅用防災機器の設置	2-68
3	出火防止対策の推進	2-69
第3節	危険物施設等の災害予防	2-70
1	危険物施設の災害予防	2-70
2	高圧ガス施設の災害予防	2-70
第4節	浸水災害の予防	2-72
1	河川整備の推進	2-72

2	雨水排水事業の推進	2-72
3	土地利用の適正化	2-72
4	地盤沈下対策	2-72
5	河川施設等の点検	2-73
6	水防体制の強化	2-73
7	水防用資機材の整備	2-73
8	水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等	2-73
第5節	土砂災害の予防	2-74
1	土砂災害警戒区域等の指定	2-74
2	土砂災害警戒区域等における対策	2-74
3	がけ崩れの予防対策	2-75
第6節	雪害の予防	2-77
1	市民が行う雪害対策	2-77
2	情報通信体制の充実強化	2-77
3	建築物の雪害予防	2-78
4	道路交通対策	2-78
5	農業に係る雪害予防	2-78
第7節	竜巻等の突風対策	2-79
1	竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及	2-79
2	竜巻注意情報等気象情報の普及	2-79
3	被害予防対策	2-80
4	竜巻等突風対処体制の確立	2-80
5	情報収集・伝達体制の整備	2-80
6	適切な対処方法の普及	2-81
第8節	農業災害予防対策	2-82
1	営農技術の指導	2-82
2	農協等との伝達体制等の確立	2-82
3	関係農家への事前周知	2-82
第9節	道路災害予防対策	2-83
1	道路の安全確保	2-83
2	情報の収集・連絡	2-84
3	災害応急体制の整備	2-84
4	緊急輸送活動体制の整備	2-85
5	被災者等への的確な情報伝達活動への備え	2-85
第10節	複合災害予防対策	2-86
1	<u>複合災害に関する防災知識の普及</u>	2-86
2	<u>複合災害発生時の被害想定の実施</u>	2-87
3	<u>防災施設の整備等</u>	2-87
4	<u>非常時情報通信の整備</u>	2-87
5	<u>避難対策</u>	2-87
6	<u>災害医療体制の整備</u>	2-87
7	<u>災害時の要配慮者対策</u>	2-87
8	<u>緊急輸送体制の整備</u>	2-88

第3章	市民の自主防災力の向上	2-89
第1節	防災教育	2-89
1	市民向けの普及・啓発	2-89
2	学校における防災教育	2-90
3	保育所における防災教育	2-90
4	事業所等における防災教育	2-91
5	防災上重要な施設における防災教育	2-91
第2節	防災訓練	2-92
1	総合防災訓練	2-92
2	市及び防災関係機関が実施する訓練	2-93
3	事業所、自主防災組織等が実施する訓練	2-96
4	訓練の検証	2-96
第3節	災害時における要配慮者の安全確保	2-97
第1	在宅の避難行動要支援者に対する安全対策	2-98
1	避難行動要支援者の安全対策	2-98
2	要配慮者全般の安全対策	2-101
3	社会福祉施設との連携	2-101
4	見守りネットワーク等の活用	2-101
5	相談体制の確立	2-101
第2	社会福祉施設入所者に対する安全対策	2-103
1	防災計画の策定	2-103
2	防災教育の実施	2-104
3	防災訓練の実施	2-104
4	地域との連携	2-104
第3	外国人の安全対策	2-105
1	外国人の所在把握	2-105
2	防災知識の普及・啓発	2-105
3	防災訓練の実施	2-105
4	誘導標識、避難所案内板等の設置	2-105
5	通訳・翻訳ボランティアの確保	2-105
第4節	自主防災組織等の整備	2-106
第1	自主防災組織の整備、地区防災計画の策定	2-106
1	自主防災組織設立の働きかけ	2-106
2	自主防災組織の活動支援	2-107
3	自主防災組織への訓練実施の支援	2-107
4	自主防災組織リーダー養成研修の実施	2-107
5	地区防災計画の策定	2-107
第2	事業所等の防災組織の整備	2-108
1	一般企業の防災組織の整備等	2-108
2	施設内の防災組織の育成	2-108
3	事業所内の防災組織の育成	2-108
4	関係機関への協力体制の確立	2-108

第5節	災害ボランティア活動のための環境整備	2-109
1	県災害ボランティア登録の周知	2-109
2	ボランティア組織・団体に関する情報の把握	2-110
3	専門職ボランティアの組織化	2-110
4	災害時におけるボランティアの活動環境の整備	2-110
5	ボランティアコーディネーターの養成	2-110

第3編 災害応急対策計画

第3編	災害応急対策計画	3- 1
第1章	震災応急対策	3- 1
第1節	活動体制の確立	3- 1
第1	市の活動体制	3- 2
1	活動体制と配備基準	3- 2
2	情報収集体制	3- 3
3	警戒体制	3- 3
4	非常体制	3- 4
第2	職員の動員計画	3- 5
1	活動体制と動員計画	3- 5
2	勤務時間内における動員・参集	3- 7
3	勤務時間外及び休日における動員・参集	3- 7
4	参集における留意事項	3- 8
第3	災害対策本部の設置・運営	3- 9
1	災害対策本部の設置	3- 9
2	災害対策本部の運営	3-11
3	災害対策本部の組織編成、事務分掌	3-12
4	災害対策本部運営の留意事項	3-18
第4	情報通信手段の確保	3-19
1	各班間の情報通信手段	3-19
2	県及び県内防災関係機関との情報通信手段	3-19
3	住民への情報伝達	3-20
第5	公共的団体及び民間団体への協力依頼	3-21
1	市内の公共的団体への連携体制	3-21
2	市内の公共的団体への協力依頼	3-21
3	流通業者等民間団体への協力依頼	3-22
4	人的公用負担(災対法第65条等)	3-22
5	災害救助法が適用された場合の事務	3-22
第6	広域応援要請	3-23
1	県への広域応援要請	3-23
2	他市町村への応援要請	3-25
3	応援の受入れ	3-27
4	受援対象業務	3-27

5	<u>職員の派遣要請・あっせん要求</u> ……………	3-28
第7	自衛隊の災害派遣要請……………	3-30
1	<u>災害派遣要請の基本方針</u> ……………	3-30
2	災害派遣の活動内容及び関係各班……………	3-30
3	<u>災害派遣要請の手続き</u> ……………	3-31
4	災害派遣部隊の受入れ……………	3-32
5	災害派遣部隊の撤収要請……………	3-34
6	経費の負担区分……………	3-34
第8	ボランティアとの連携……………	3-35
1	受入れ体制の整備……………	3-35
2	ボランティアの受入れ……………	3-36
3	<u>埼玉県及び県災害ボランティア団体ネットワーク（彩の国会議）</u> への派遣要請……………	3-36
4	専門ボランティアの登録・活動調整……………	3-36
5	ボランティア活動への支援……………	3-37
6	ボランティア活動保険の適用……………	3-37
第9	災害救助法の適用……………	3-38
1	災害救助法の概要……………	3-38
2	災害救助法の適用及び実施……………	3-39
3	災害救助法が適用されない場合の措置……………	3-41
第2節	初動対応期の災害応急対策活動……………	3-42
第1	地震に関する情報の収集・伝達……………	3-42
1	地震情報の収集……………	3-42
2	情報の収集・伝達系統……………	3-43
3	被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ……………	3-44
4	<u>情報連絡体制の整備等</u> ……………	3-44
第2	住民からの通報・問い合わせの処理……………	3-45
1	住民からの通報の処理……………	3-45
2	住民からの問い合わせの処理……………	3-45
第3	災害情報の収集・伝達・共有……………	3-47
1	被害規模の目安の把握……………	3-47
2	発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）……………	3-47
3	発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）……………	3-48
4	災害情報の収集・伝達……………	3-48
5	被災者台帳の作成……………	3-48
6	災害情報の共有……………	3-49
第4	広報活動……………	3-50
1	広報活動の方針……………	3-50
2	初動期の広報……………	3-50
3	要配慮者への広報……………	3-51
4	報道機関への災害情報の提供……………	3-52
第5	消防活動……………	3-53
1	火災に関する情報の収集・伝達……………	3-53

2	消防機関における消防活動	3-53
3	消防機関の応援要請	3-53
4	現場指揮本部の設置	3-54
5	市民、自主防災組織及び事業所の役割	3-54
第6	救急救助	3-56
1	活動方針	3-56
2	活動要領	3-56
3	災害救助法が適用された場合の事務	3-59
第7	医療救護	3-60
1	医療施設の被災情報等の収集	3-60
2	初動医療体制	3-61
3	負傷者等の搬送体制	3-62
4	被災医療機関への支援	3-63
5	医薬品、医療用資機材等の確保	3-63
6	応援の受入れ	3-63
7	災害救助法が適用された場合の事務	3-63
第8	緊急輸送道路の確保	3-64
1	道路の被害状況の把握	3-64
2	交通規制	3-64
3	道路啓開等	3-64
4	緊急輸送道路の応急措置	3-65
第9	緊急輸送手段の確保	3-66
1	車両の確保	3-66
2	ヘリコプターの確保	3-66
3	小型船舶の確保	3-67
第10	二次災害の防止	3-68
1	建築物・構造物の二次災害防止	3-68
2	民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定	3-69
3	水害の防止	3-70
4	土砂災害の防止	3-71
5	爆発物・有害物質による二次災害防止活動	3-71
6	二次災害防止のための住民への呼びかけ	3-71
第11	避難活動	3-72
1	避難に関する状況把握	3-72
2	避難指示、警戒区域の設定	3-72
3	避難誘導	3-75
4	避難所の開設	3-75
5	避難者名簿の作成	3-76
6	他県（さらに遠県）への避難（移送）	3-76
7	市外（県外を含む）からの避難者の受入れ	3-77
第12	給水活動	3-78
1	被害状況の把握	3-78
2	給水体制の確立	3-78

3	広報	3-80
4	施設の応急復旧	3-80
5	応援要請及び受入れ	3-81
6	災害救助法が適用された場合の事務	3-81
第13	食料の供給	3-82
1	給食需要及び能力の把握	3-82
2	食料の確保・輸送	3-82
3	災害救助法が適用された場合の事務	3-85
第14	生活必需品等の供給・貸与	3-86
1	生活必需品等の需要の把握	3-86
2	生活必需品等の調達・輸送	3-86
3	災害救助法が適用された場合の事務	3-87
第15	要配慮者の安全確保	3-88
1	避難行動要支援者等の避難支援	3-88
2	避難生活における要配慮者支援	3-89
3	社会福祉施設における入所者の安全確保	3-91
4	学校、保育所等における児童・生徒及び園児の安全確保	3-91
5	外国人の安全確保	3-92
第16	遺体の取扱い	3-93
1	遺体の捜索	3-93
2	遺体の処理	3-93
3	遺体の埋・火葬	3-95
第17	ライフラインの応急対策	3-97
1	応急復旧の基本方針	3-97
2	災害発生時の連絡体制	3-97
3	被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報	3-97
第18	公共施設等の応急復旧	3-98
1	公共建築物	3-98
2	その他公共施設等	3-98
3	危険物施設	3-99
4	被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報	3-99
第19	帰宅困難者への支援	3-100
1	帰宅困難者への情報提供等	3-100
2	一時滞在施設の開設・運営	3-101
3	帰宅支援	3-102
第3節	救援期の災害応急対策活動	3-104
第1	災害情報の収集・伝達・共有	3-104
1	救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	3-104
2	災害情報の共有	3-104
第2	広報広聴活動	3-105
1	広報活動	3-105
2	各種相談窓口の設置	3-106
3	相談の内容	3-106

第3	避難所の運営	3-108
1	避難所の運営管理体制	3-108
2	避難所の標準設備等	3-108
3	避難所での情報提供（広報）及び広聴活動	3-109
4	避難所での医療	3-109
5	避難所の生活環境への配慮	3-109
6	災害救助法が適用された場合の事務	3-112
第4	防疫及び保健衛生	3-114
1	防疫活動	3-114
2	保健活動	3-115
3	動物愛護	3-115
第5	廃棄物対策	3-117
1	災害廃棄物の処理	3-117
2	一般廃棄物の処理	3-119
第6	住宅の確保	3-122
1	住宅ニーズの把握	3-122
2	被災住宅の応急修理	3-122
3	応急仮設住宅の建設	3-124
4	公営住宅等の <u>あっせん</u>	3-125
第7	文教・保育対策	3-126
1	応急教育	3-126
2	応急保育	3-129
3	文化財の保護対策	3-131
第8	商工・農業対策	3-132
1	商工業対策	3-132
2	農業対策	3-132
第9	労働力の確保	3-133
1	労働力の確保	3-133
2	災害救助法が適用された場合の実施基準	3-133
第4節	<u>南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画</u>	3-134
第1	<u>南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応</u>	3-134
1	<u>南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達</u>	3-134
2	<u>市民、企業等への呼びかけ</u>	3-135
第2	<u>地震発生後の対応</u>	3-136
第5節	火山噴火降灰対策	3-137
1	応急活動体制の確立	3-137
2	情報の収集・伝達	3-137
3	避難所の開設・運営	3-138
4	医療救護	3-138
5	交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	3-139
6	農業者への支援	3-139
7	降灰の処理	3-139
8	広域一時滞在	3-140

第6節	最悪事態（シビアコンディション）への対応	3-141
第1	シビアコンディションを設定する目的	3-141
第2	シビアコンディションへの対応	3-141
第3	シビアコンディションの共有と取り組みの実施	3-142
第2章	風水害応急対策	3-154
第1節	活動体制の確立	3-154
第1	市の活動体制	3-154
1	活動体制と配備基準	3-154
2	情報収集体制	3-156
3	警戒体制第1配備	3-156
4	警戒体制第2配備	3-156
5	非常体制	3-157
第2	職員の動員計画	3-158
1	活動体制と動員計画	3-158
2	勤務時間内における動員・参集	3-160
3	勤務時間外及び休日における動員・参集	3-160
4	参集における留意事項	3-160
第3	災害対策本部の設置・運営	3-161
1	災害対策本部の設置	3-161
2	災害対策本部の運営	3-162
3	災害対策本部の組織編成、分担業務	3-163
4	災害対策本部運営の留意事項	3-163
第4	情報通信手段の確保	【震災応急対策を準用】 3-164
第5	公共的団体及び民間団体への協力依頼	【震災応急対策を準用】 3-164
第6	広域応援要請	【震災応急対策を準用】 3-164
第7	自衛隊の災害派遣要請依頼	【震災応急対策を準用】 3-164
第8	ボランティアとの連携	【震災応急対策を準用】 3-165
第9	災害救助法の適用	【震災応急対策を準用】 3-165
第2節	警戒活動期の災害応急対策活動	3-166
第1	風水害に関する情報の収集・伝達	3-166
1	風水害に関する情報の収集	3-166
2	特別警報・警報・注意報等	3-167
3	水防情報	3-172
4	異常な現象発見時の通報	3-175
5	被害の未然・拡大防止のための住民等への呼びかけ	3-175
第2	水防計画	3-177
1	対象となる河川の情報	3-177
2	水防体制	3-177
3	組織・編成	3-178
4	水防活動	3-178
5	決壊時の処置	3-180
6	応援要請	3-181

第3	土砂災害対策活動	3-182
1	土砂災害警戒情報の活用	3-182
2	情報の収集・伝達	3-183
3	二次災害の防止	3-183
第4	雪害対策活動	3-184
1	応急活動体制の施行	3-184
2	情報の収集・伝達・広報	3-184
3	道路機能の確保	3-185
4	地域における除雪協力	3-185
第5	竜巻等の突風対策活動	3-186
1	情報伝達	3-186
2	救助の適切な実施	3-187
3	がれき処理	3-187
4	避難所の開設・運営	3-188
5	応急住宅対策	3-188
6	道路の応急復旧	3-188
第6	避難活動	3-189
1	避難に関する状況把握	3-189
2	<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定</u>	3-190
3	避難誘導	3-192
4	避難所の開設	3-192
5	避難者名簿の作成	3-192
第3節	初動対応期の災害応急対策活動	3-193
第1	災害情報の収集・伝達・共有	3-193
1	災害情報の収集	3-193
2	県への伝達	3-194
3	災害情報の共有	3-194
第2	住民からの通報・問い合わせの処理	【震災応急対策を準用】 3-195
第3	広報活動	【震災応急対策を準用】 3-195
第4	救急救助	【震災応急対策を準用】 3-195
第5	医療救護	【震災応急対策を準用】 3-196
第6	緊急輸送道路の確保	【震災応急対策を準用】 3-196
第7	緊急輸送手段の確保	【震災応急対策を準用】 3-196
第8	給水活動	【震災応急対策を準用】 3-197
第9	食料の供給	【震災応急対策を準用】 3-197
第10	生活必需品等の供給・貸与	【震災応急対策を準用】 3-197
第11	要配慮者の安全確保	【震災応急対策を準用】 3-198
第12	遺体の取扱い	【震災応急対策を準用】 3-198
第13	ライフラインの応急対策	【震災応急対策を準用】 3-198
第14	公共施設等の応急復旧	【震災応急対策を準用】 3-199
第4節	救援期の災害応急対策活動	3-200
第1	災害情報の収集・伝達・共有	【震災応急対策を準用】 3-200
第2	広報広聴活動	【震災応急対策を準用】 3-200

第3	避難所の運営	【震災応急対策を準用】	3-201
第4	防疫及び保健衛生	【震災応急対策を準用】	3-201
第5	廃棄物対策	【震災応急対策を準用】	3-201
第6	応急住宅対策	【震災応急対策を準用】	3-202
第7	文教・保育対策	【震災応急対策を準用】	3-202
第8	商工・農業対策	【震災応急対策を準用】	3-202
第9	労働力の確保	【震災応急対策を準用】	3-203
第3章 事故災害応急対策			3-204
第1節	北本市で懸念される事故災害		3-204
第1	大規模事故災害の選定		3-204
第2	本市に係る事故災害		3-206
第2節	林野火災対策		3-207
1	発災直後の情報の収集・連絡		3-207
2	活動体制の確立		3-208
3	消火活動		3-208
4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動		3-208
5	避難収容活動		3-208
6	施設・設備の応急復旧活動		3-209
7	被災者等への的確な情報伝達活動		3-209
8	二次災害の防止活動		3-209
9	災害復旧		3-209
第3節	危険物等事故対策		3-210
第1	危険物等災害応急対策		3-210
1	活動方針		3-210
2	応急措置		3-210
第2	高圧ガス災害応急対策		3-211
1	活動方針		3-211
2	応急措置		3-211
第3	火薬類災害応急対策		3-213
1	活動方針		3-213
2	応急措置		3-213
第4	毒物・劇物災害応急対策		3-214
1	活動方針		3-214
2	応急措置		3-214
第4節	鉄道事故対策		3-215
1	活動体制の確立		3-215
2	情報の収集と伝達の基本方針		3-215
3	避難誘導		3-215
4	消防活動		3-216
5	応援要請		3-216
6	医療救護		3-216
第5節	道路事故対策		3-217

1	発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	3-217
2	活動体制の確立	3-217
3	緊急輸送活動	3-218
4	危険物流出時の応急対策	3-218
5	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	3-218
6	的確な情報伝達活動	3-218
第6節	航空機事故対策	3-219
1	活動体制	3-219
2	応急措置	3-219
第7節	農業災害対策	3-221
1	注意報及び警報等の伝達	3-221
2	農業災害対策	3-221
3	畜産災害対策	3-222
第8節	放射性物質事故災害対策	3-223
第1	輸送事故対策	3-223
1	輸送事故発生直後の活動方針	3-223
2	活動体制	3-225
3	消火活動	3-225
4	原子力緊急事態宣言発出時の対応	3-226
5	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	3-226
6	退避・避難収容活動等	3-226
7	核燃料物質等の除去等	3-228
8	各種規制措置と解除	3-228
9	被害状況の調査等	3-229
10	市民の健康調査等	3-229
第2	放射性物質取扱施設事故対策	3-230
1	事故発生後の情報の収集・連絡	3-230
2	活動体制	3-231
第3	広域放射能汚染対策	3-232
1	広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討	3-232
2	環境汚染対策	3-233
3	食品安全確保対策	3-233
4	農作物等災害対策	3-234
5	道路災害対策	3-234
第4章	複合災害応急対策	3-235
第1節	情報の収集・伝達	3-235
第2節	交通規制	3-235
第3節	道路の修復	3-236
第4節	避難所の再配置	3-236

第4編 災害復旧復興計画

第4編 災害復旧復興計画	4- 1
第1章 災害復旧	4- 1
第1節 迅速な現状復旧の進め方	4- 1
1 災害復旧事業計画の作成	4- 1
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	4- 1
3 災害復旧事業の実施	4- 3
第2節 被災者の生活再建等の支援	4- 4
1 被災市民等相談	4- 4
2 罹災証明書の発行	4- 5
3 被災者の精神保健対策（心のケア）	4- 9
4 市税の減免	4-10
5 災害弔慰金、見舞金の支給	4-10
6 災害援護資金等の貸付	4-11
7 義援金品の受付、配付	4-14
8 被災者生活再建支援制度の活用	4-15
9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用	4-17
第3節 被災中小企業、農林漁業者の再建等の支援	4-22
1 被災中小企業への融資	4-22
2 被災農林漁業者への融資	4-23
第2章 災害復興	4-25
第1節 復興に関する事前の取組の推進	4-25
第2節 災害復興対策本部の設置	4-25
第3節 災害復興計画の策定	4-25
1 災害復興方針の策定	4-25
2 災害復興計画の策定	4-26
第4節 災害復興事業の実施	4-26
1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施	4-26
2 災害復興事業の実施	4-26

第1編 総則

第 1 編 総則

第1編 総則

第1節 計画の策定

第1 計画の概要

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（以下、「災対法」という）第42条及び北本市防災会議条例第2条の規定に基づき、北本市防災会議が作成する計画であり、北本市の地域に係る防災に関し、市及び関係機関が災害予防、災害応急対策及び災害復旧復興に至る一連の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的な計画である。

本計画は、本市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。

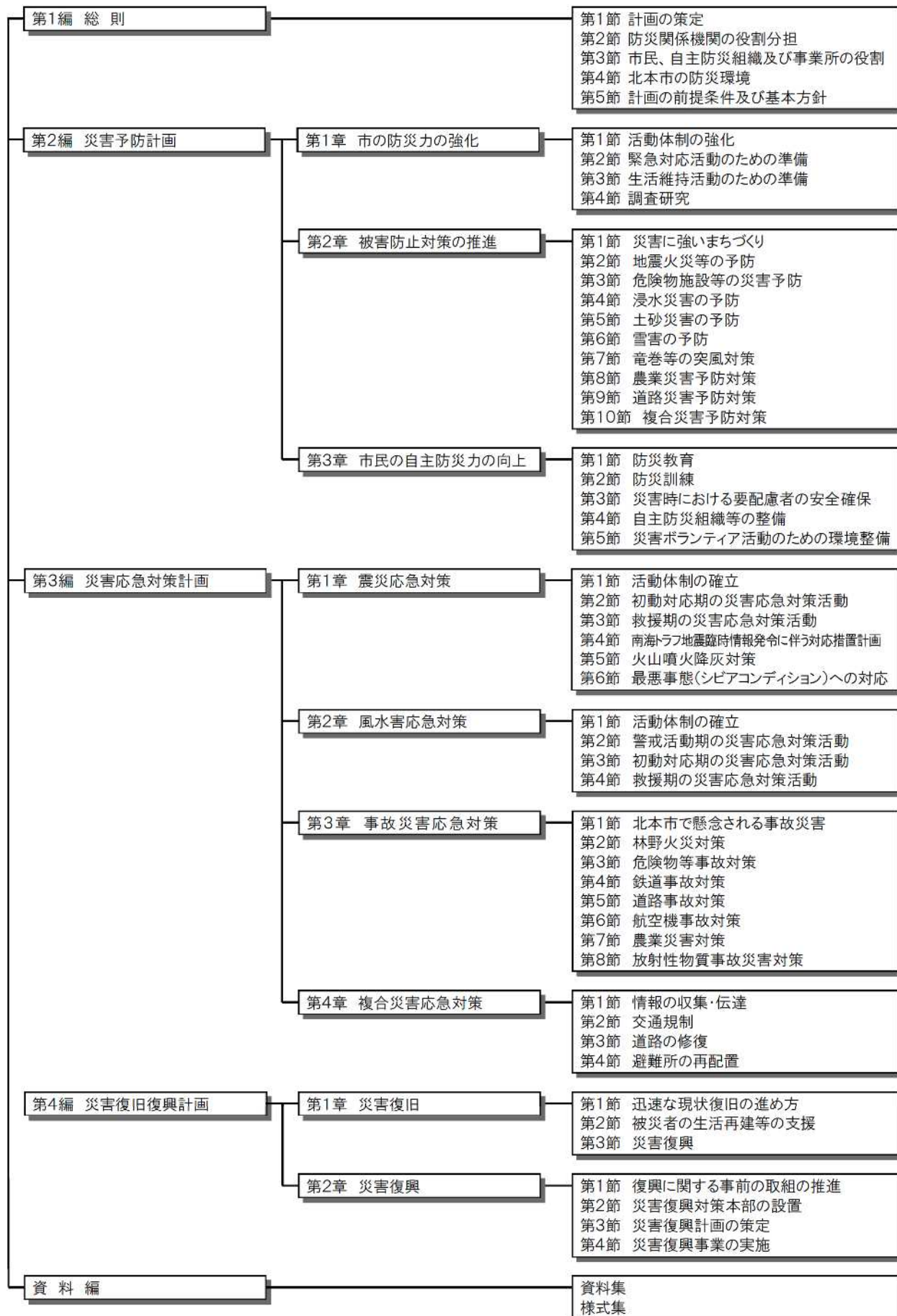
本計画は、災害救助法に基づき埼玉県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づき市長に委任された場合の計画又は同法適用前の救助に関する計画及び水防法に基づき、本市が定める水防計画等の防災に関する各種の計画を包含する総合的な計画である。

3 計画の構成

本計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は以下に示すとおりである。

第1編 総則
第1節 計画の策定

■北本市地域防災計画の構成（案）

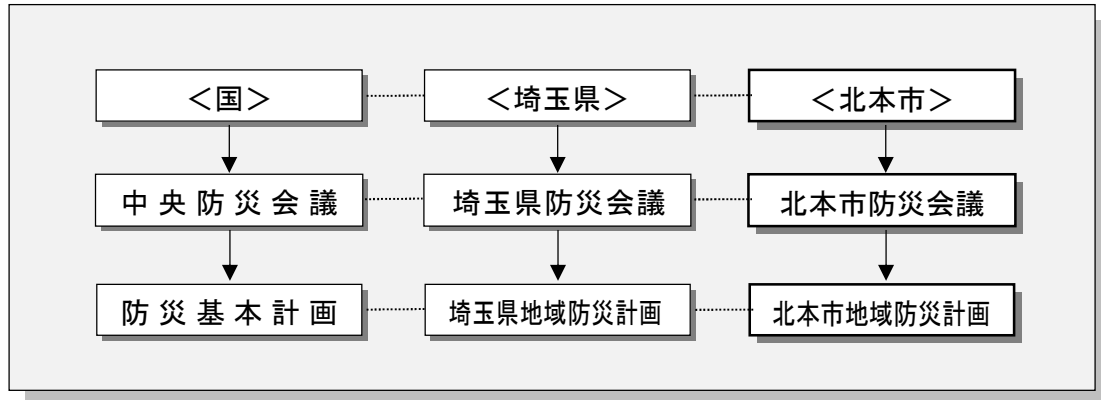


4 計画の運用等

(1) 他計画との関係

本計画は、本市の地域に係る防災に関し基本的かつ総合的な性格を有するものであるとともに、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

■国、県及び市の防災会議及び防災計画の関係



(2) 計画の効果的な推進

市は、地域防災計画を効果的に推進するため、上位計画である埼玉県地域防災計画を参考に、以下の事項に配慮するものとする。

① 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

② 男女共同参画をはじめとした多様な視点

市は男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性、性的マイノリティ（LGBTQ）など多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

③ 広域的な視点

本市に隣接する市町との防災上の連携はもとより、都道府県にまたがる大規模災害に対しては、本市と離れている市町村との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

④ 人的ネットワークの強化

市及び県、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

第1編 総則

第1節 計画の策定

⑤ デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システム（SIP4D等）を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

⑥ 計画の効果的推進に向けた取組

市は、本計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取組を進めるものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">▶ 計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底▶ 計画、マニュアル類の定期的な点検や検証▶ 点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映 |
|--|

市は、地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

また、市は、平時から災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めたシナリオを作成し、図上訓練を繰り返すことで、関係機関が一層協力できる体制を構築する。

(3) 計画の修正

市防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化及び関連法令の改正並びに埼玉県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めたときは、速やかに修正する。

(4) 計画の習熟、周知徹底

本市及び防災関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、市の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第2 北本市総合振興計画との関係

1 北本市総合振興計画の概要

市では、昭和53年度に北本市総合振興計画を策定して以来、4次にわたって総合振興計画を策定しており、最新の計画としては、平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10年間を計画期間とした第五次総合振興計画を策定している。

■計画の構成と期間

		期間（年度）									
		平成				令和					
		28	29	30	31	元	2	3	4	5	6
基本構想	<p>総合的かつ計画的な行政運営を図るため、長期的な視点でまちづくりの方向性を定めるものです。</p> <p>計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。</p>	10年									
基本計画	<p>基本構想において定められた政策を実現するため、必要な施策を具体化する計画です。</p> <p>計画期間は、前期基本計画は平成28年度から令和3年度までの6年間、後期基本計画は令和4年度から令和7年度までの4年間とします。</p>	前期6年 後期4年									
実施計画	<p>基本計画に示した施策・基本事業を実現するための主要事業について財政状況を踏まえて提示する計画です。</p> <p>実施計画は、毎年度、向こう3年間を計画期間として、別途策定します。</p>	3年									

このなかで、市はまちづくりの基本理念を「市民との協働による持続可能なまちづくり」と定めている。また、市の将来都市像を、これまでの将来都市像を継承しながら、市民と行政とが一体となって実現していくことを目指し、「緑にかこまれた健康な文化都市～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」と定めており、実現のための政策の大綱を次のように策定している。

■政策の大綱

- 政策1 子どもの成長を支えるまち
- 政策2 健康でいきいきと暮らせるまち
- 政策3 みんなが参加し育てるまち
- 政策4 快適で安心・安全なまち
- 政策5 活力あふれるまち
- 政策6 健全で開かれたまち
- 政策7 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト

第1編 総則
第1節 計画の策定

2 北本市総合振興計画における防災施策

本市総合振興計画における防災施策は、政策4「快適で安心・安全なまち」の4-6「消防・防災の充実」において策定されている。

「消防・防災の充実」における施策を取り巻く環境変化と課題及び消防・防災に関する基本事業の構成は、次のとおり定められている。

■施策を取り巻く環境変化と課題

- 東日本大震災の発生以降も、全国各地において大規模地震や大型台風、集中豪雨等の自然災害による甚大な被害が発生しています。こうした度重なる被害等により、防災に対する意識の高まりや自助・共助の重要性について再認識されています。
- 防災や災害発生に関する情報が市民に適切に届く仕組みとして、ICTやIoT等の技術の活用が求められています。
- 本市は、災害リスクの低い土地ですが、災害時において地域や個人が災害に対応できるよう、地域の防災力向上が求められます。
- 北本市地域防災計画に基づき、災害応急対策や災害復旧復興に至る一連の災害対策について、準備を進めてきました。
- 国土強靱化の取組として、大規模な災害等が発生しても、行政や地域社会、地域経済が機能不全に陥らずに、維持することのできる対策を推進していくことが求められています。

■消防・防災に関する基本事業の構成（後期基本計画）

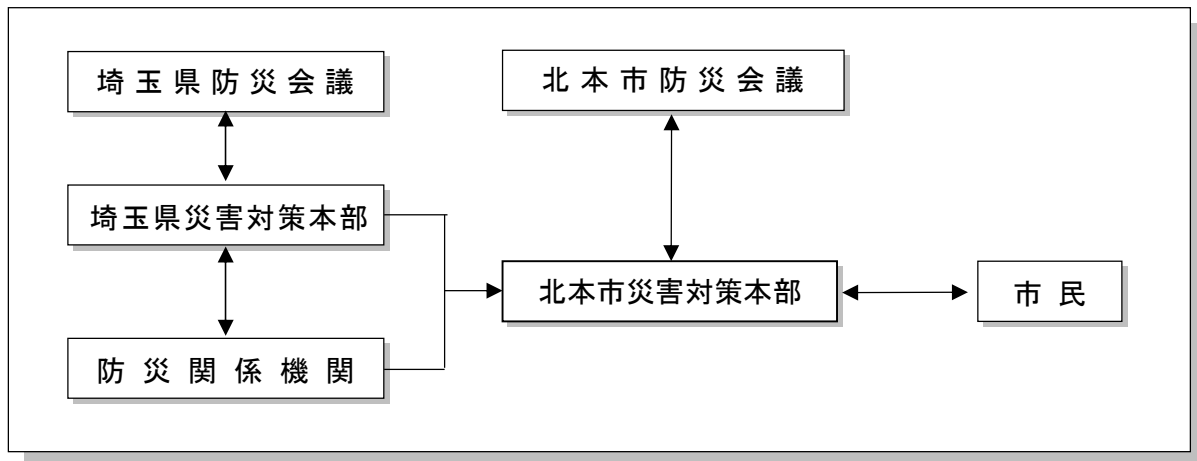
事業	指標名	区分	現状値	目標値
4-6-1 防災減災意識の高揚 ・防災・減災の意識が高まり、災害時に行動できます。 【主な取組】 ハザードマップの周知、防災訓練の実施、自主防災活動の促進	防災対策の平均準備項目数 （地震に関する5項目）	成果	1.72項目	3項目
4-6-2 災害時の支援体制の充実 ・防災に関する情報が市民に届く仕組みが機能しています。 ・災害時の支援体制が整っています。 【主な取組】 福祉避難所の充実、備蓄品の充実、企業との災害時相互協力、ボランティア受入体制の整備、避難所における感染症対策	北本市からの防災通知の登録件数	成果	20,961件	30,000件
	防災に関する協定件数	成果	61件	55件
	主要備蓄用品（3品目水・食料・毛布）の備蓄率	成果	54.0%	90.0%
4-6-3 地域防災力の向上 ・災害時に地域や個人で対応できる防災力が向上しています。 【主な取組】 自主防災組織の設立支援、地区防災訓練の実施支援、自主防災組織リーダー・ボランティアコーディネーターの育成	自主防災組織の組織率	成果比較	72.9%	92.0%
	防災訓練に参加した市民の割合	成果	17.6%	10.1%
4-6-4 強靱な地域社会の構築 【重点】 ・災害時でも地域社会が機能しています。 【主な取組】 北本市国土強靱化地域計画の推進	北本市国土強靱化地域計画に掲げるKPI達成率	成果	81.4%	87%
4-6-5 消防力の向上 ・消防活動が迅速に行われています。 【主な取組】 消防水利施設の整備、消防団活動の支援、消防団施設・設備の維持管理	消防水利基準達成率	成果	57.8%	58.6%
	消防団員定数充足率	成果	96.3%	100%

第2節 防災関係機関の役割分担

第1 地域防災組織

1 北本市の地域防災組織

本市に係る地域防災組織は次のとおりである。



2 北本市防災会議

北本市防災会議は、災対法第16条及び北本市防災会議条例、北本市防災会議規則に基づき設置され、任務及び組織については、次のとおりである。

(1) 任務

- ア 北本市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- イ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ウ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- エ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(2) 組織

- ア 防災会議は、市長を会長とし、防災関係機関の長又は職のうちから任命された委員等をもって組織する。
- イ 防災会議の庶務は、市民経済部くらし安全課において処理する。
- ウ 市長により任命された防災会議委員の構成は、資料編に記載する。

☞【資料 1.1】『北本市防災会議条例』参照

☞【資料 1.2】『北本市防災会議規則』参照

☞【資料 3.2】『北本市防災会議委員名簿』参照

第1編 総則

第2節 防災関係機関の役割分担

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 市

本市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(災対法第5条第1項)

名称	業務の大綱
北本市	<p>《災害予防》</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 防災に関する組織の整備に関する事(2) 防災に関する訓練の実施に関する事(3) 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事(4) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関する事(5) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関する事(6) 広域一時滞在等に関する協定の締結に関する事(7) 公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関する事(8) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事 <p>《災害応急対策》</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事(2) 警報の伝達及び避難指示に関する事(3) 消防、水防その他応急措置に関する事(4) 知事から委任された災害救助法に基づく被災者の救難、救助その他保護に関する事(5) 広域一時滞在等に関する事(6) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事(7) 施設及び設備の応急の復旧に関する事(8) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事(9) 緊急輸送の確保に関する事(10) 飲料水の供給活動の実施に関する事(11) 水道被災施設の応急対応及び復旧活動の実施に関する事(12) 前各号のほか、災害の防御又は各災害防止のための措置に関する事 <p>《災害復旧》</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関する事(2) 被災者に対する相談及び援護に関する事

2 消防機関

名称	業務の大綱
埼玉県央広域事務組合 埼玉県央広域消防本部 北本市消防団	(1) 消防施設、消防本部体制の整備に関すること (2) 救助及び救援施設、体制の整備に関すること (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること (4) 消防知識の啓発、普及に関すること (5) 火災発生時の消火活動に関すること (6) 水防活動の協力に関すること (7) 被災者の救助、救援に関すること (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること

3 県及び市の機関

埼玉県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(災対法第4条第1項)

名称	業務の大綱
埼玉県	≪災害予防≫ (1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する訓練の実施に関すること (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄及び整備・点検に関すること (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること ≪災害応急対策≫ (1) 警報の発令・伝達および避難に関すること (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること (8) 緊急輸送の確保に関すること (9) 全各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること ≪災害復旧≫ (1) <u>被災施設の復旧に併せ再度災害発生を防止するための施設の設置及び改良に関すること</u> (2) <u>被災者の生活再建に関すること</u>
県央地域振興センター	(1) <u>市町村情報連絡員、市町村情報連絡係との連絡調整に関すること</u> (2) <u>市町村及び地域機関の被害情報の収集及び把握並びに報告に関すること</u> (3) <u>管内市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること</u> (4) <u>災害現地調査及び災害対策現地報告に関すること</u>

第1編 総則

第2節 防災関係機関の役割分担

名称	業務の大綱
	(5) <u>市町村災害対策活動の支援に関すること</u> (6) <u>市町村情報連絡員、市町村情報連絡係の支援に関すること</u>
鴻巣保健所	(1) <u>医療品、衛生材料等の調達の支援に関すること</u> (2) <u>各種消毒に関すること</u> (3) <u>飲料水の水質検査に関すること</u> (4) <u>感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動の指導並びにその他の保健衛生措置に関すること</u> (5) <u>被災者の医療及び助産その他の保健衛生の指導に関すること</u> (6) <u>動物愛護に関すること</u>
さいたま農林振興センター	(1) 農作物、家畜、農地及び農業用施設の被害状況の調査に関すること (2) 農業災害融資に関すること (3) 主要農産物の種子及び苗の確保に係る連絡調整に関すること (4) 農作物病虫害防除対策及び指導に関すること (5) 土地改良施設の災害応急対策に係る指導に関すること
北本県土整備事務所	(1) 降水量、水位等の観測通報に関すること (2) 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関すること (3) 管内水防管理団体との連絡指導に関すること (4) 河川、道路、橋梁等の被害状況の調査及び応急修理に関すること (5) <u>県道の破損・決壊による通行の禁止又は制限に関すること</u>
南部教育事務所	(1) 教育関係の被害状況の調査に関すること (2) 公・私立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関すること (3) 応急教育実施の予定場所の指導に関すること (4) 教育実施者の確保に関すること (5) 応急教育の方法及び指導に関すること (6) 教科書及び教材等の配給に関すること (7) 指定文化財の保護に関すること (8) 被害地学校の保健指導に関すること (9) 被害地学校の給食指導に関すること
鴻巣警察署	(1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること (2) 警告及び避難誘導に関すること (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること (4) 交通の秩序の維持に関すること (5) 犯罪の予防検挙に関すること (6) 行方不明者の捜索及び検視（見分）に関すること (7) 漂流物等の処理に関すること (8) その他治安維持に必要な措置に関すること

4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

（災対法第3条第1項）

名称	業務の大綱
農林水産省 関東農政局	<p>《災害予防対策》</p> <p>(1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、<u>防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</u></p> <p>《応急対策》</p> <p>(1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること</p> <p>(2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること</p> <p>(3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること</p> <p>(4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること</p> <p>(5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること</p> <p>(6) 応急用食料・物資の支援に関すること</p> <p>(7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防災対策に関すること</p> <p>(8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること</p> <p>(9) 関係職員の派遣に関すること</p> <p>《復旧対策》</p> <p>(1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること</p> <p>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること</p>
東京管区气象台 (熊谷地方气象台)	<p>(1) 気象、地象、<u>地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること</u></p> <p>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する<u>こと</u></p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する<u>こと</u></p>
埼玉労働局 さいたま労働基準監督署	<p>(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する<u>こと</u></p> <p>(2) 職業の安定に関する<u>こと</u></p>
国土交通省 関東地方整備局 (大宮国道事務所) (荒川上流河川事務所)	<p>管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>《災害予防》</p> <p>(1) 震災対策の推進</p> <p>(2) 危機管理体制の整備</p> <p>(3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進</p> <p>(4) 防災教育等の実施</p> <p>(5) 防災訓練</p> <p>(6) 再発防止対策の実施</p> <p>《災害応急対策》</p> <p>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保</p> <p>(2) 活動体制の確保</p>

第1編 総則

第2節 防災関係機関の役割分担

名称	業務の大綱
	(3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 ≪災害復旧・復興≫ (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置
関東総合通信局	<u>(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する</u> <u>こと</u> <u>(2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援</u> <u>(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに</u> <u>関すること</u> <u>(4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開</u> <u>局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等</u> <u>により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する</u> <u>こと</u> <u>(5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する</u> <u>こと</u>

5 自衛隊

名称	業務の大綱
陸上自衛隊 第1師団 第32普通科連隊	≪災害派遣の準備≫ (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施 ≪災害派遣の実施≫ (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災対法第6条第1項)

■指定公共機関

名称	業務の大綱
日本郵便(株) (北本郵便局)	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること
東日本電信電話(株) 埼玉事業部 (株)NTTドコモ	(1) 電気通信設備の整備に関すること (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
KDDI(株)	(1) 重要通信の確保に関すること (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
東日本旅客鉄道(株) 高崎支社	(1) 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと (2) 災害により線路が不通となった場合 ア 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと イ 線路の復旧及び脱線車両の複線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をする (3) 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと (4) 死傷者の救護及び処置を行うこと (5) 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと (6) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと
日本通運(株) (埼玉支店)	(1) 災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること
東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	(1) 災害時における電力供給に関すること (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること
日本放送協会 さいたま放送局	(1) 住民に対する防災知識の普及に関すること (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
日本赤十字社 埼玉県支部	(1) 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び死体の処理(死体の一時保存を除く)を行うこと (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること

第1編 総則

第2節 防災関係機関の役割分担

■指定地方公共機関

名称	業務の大綱
(一社)埼玉県医師会 (一社)〃 歯科医師会 (公社)〃 看護協会	(1) 医療及び助産活動の協力に関する事 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 (3) 災害時における医療救護活動の実施に関する事
(一社)埼玉県トラック協会	(1) 災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関する事
(一社)埼玉県バス協会	(1) 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事
(一社)埼玉県LPGガス協会	(1) <u>LPGガス供給施設の安全保安に関する事</u> (2) <u>ガスの供給の確保に関する事</u> (3) <u>カセットボンベを含むLPGガス等の流通在庫による発災時の調達に関する事</u> (4) <u>自主防災組織等がLPGガスを利用して行う炊出訓練の協力に関する事</u>
東彩ガス(株)	(1) <u>ガス供給施設(製造施設を含む。)の建設及び安全保安に関する事</u> (2) <u>ガスの供給の確保に関する事</u>
(株)テレビ埼玉	(1) <u>防災知識の普及啓発に関する事</u> (2) <u>応急対策等の周知徹底に関する事</u> (3) <u>災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事</u>
(株)エフエムナック ファイブ	(1) <u>防災知識の普及啓発に関する事</u> (2) <u>応急対策等の周知徹底に関する事</u> (3) <u>災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事</u>

7 一部事務組合

本市が関係する一部事務組合の災害時における役割は、以下のとおりである。

名称	業務の大綱
桶川北本水道企業団	(1) 災害時における飲料水の供給活動に関する事 (2) 災害時における水道施設の応急対策及び復旧活動に関する事
北本地区衛生組合	(1) 災害時におけるし尿処理に関する事 (2) 施設の防御及び復旧に関する事
埼玉中部環境保全組合	(1) 災害時におけるごみの処理に関する事 (2) 施設の防御及び復旧に関する事

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。(災対法第7条第1項)

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

■公共的団体等の協力業務の例

- 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- 災害時における広報等に協力すること
- 出火の防止及び初期消火に協力すること
- 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- 被災者の救助業務に協力すること
- 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- 被害状況の調査に協力すること

名称	業務の大綱
桶川北本伊奈地区医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること
さいたま農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること (5) 農作物の需給調整に関すること
北本市商工会	(1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせんの協力に関すること (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること (3) 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
生活協同組合	(1) 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること (2) 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること
金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること
北本市総合建設業協会	(1) 市が実施する災害応急対策及び復旧対策等の協力に関すること (2) 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること (3) 災害時における応急仮設住宅建設についての協力、あっせんに関すること (4) 災害時における住宅応急修理についての協力に関すること
北本市社会福祉協議会	(1) 要配慮者の支援に関すること。 (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること (3) 災害時におけるボランティアセンターの設置及び運営に関すること
病院等経営者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること (2) 災害時における病院等の収容、保護に関すること (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
社会福祉施設経営者	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること (2) 災害時における収容者の保護に関すること
学校法人	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること (2) 被災時における教育対策に関すること (3) 被災施設の災害復旧に関すること
婦人会等社会教育団体	(1) 市が実施する応急対策についての協力に関すること

☞【資料 3.1】『防災関係機関連絡先一覧』参照

第1編 総則

第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

平成7年(1995年)兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)及び平成28年(2016年)熊本地震をはじめとする大規模災害で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自助(自らの安全は自らが守る)」、「共助(共に協力しあい地域を守る)」の考え方のもと、すべての災害に対処することが重要であるということである。

市民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、近隣住民と協力して自主的にすべての災害に備えるとともに、災害発生時には市及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力しなければならない。

また、事業所等についても、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない(災対法第7条:住民等の責務)。

《参考》

◆「自助」「共助」及び「公助」について

災害は社会全体に影響する事象であるため、防災対策・災害対応においては、その影響を受ける「個人／地域／行政」のそれぞれの役割を明確にし、お互いに補完し合う必要があります。特に、大規模災害の場合、「行政が何とかしてくれるはず」と期待しがちですが、これまでの大規模災害の教訓が示すように、行政による災害対応には限界があります。

そのため、防災対策・災害対応においては、「個人(自助)／地域(共助)／行政(公助)」の役割分担が重要です。

第1 市民の果たす役割（自助）

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。市は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。

1 役割

（1）平常時の役割

- 防災に関する学習
- 地域環境の災害特性の理解と認識
- 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置
- 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）
- 自動車へのこまめな満タン給油
- 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策
- ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など）
- 自主防災組織への参加
- 県や市町村、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加
- 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動等）への参加
- 近隣の要配慮者への配慮
- 住宅の耐震化
- 保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え
- 家庭や地域での防災総点検の実施
- 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

（1）発災時の役割

- 正確な情報の把握及び伝達
- 確実な出火防止措置及び初期消火の実施
- 適切な避難の実施
- 自主防災組織等の組織的な応急復旧活動への参加と協力

2 市民へ向けた市の具体的な取組

（1）市民向けの普及・啓発

○ 普及・啓発パンフレット等の作成配布

市は、防災知識の普及・啓発を図るため、広く市民に向けた防災に関するパンフレット等を作成、配布する。

○ 防災教育用設備、教材の整備

第1編 総則

第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

市は防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等を整備する。

○ 講演会・研修会・出前講座の実施

防災に関する講演会・研修会・出前講座を開催する。

また、男女共同参画の視点からの防災対策についても講演会・研修会・出前講座を開催する。

○ マスメディアの活用

テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて広く市民に対して防災意識の高揚を図る。

○ 広報紙等の活用

市が発行する広報紙等に、防災に関する情報を掲載する。

○ 緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、熊谷地方気象台及び県、市は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

【緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動】

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅や商業施設などの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する、 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	・後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

○ 高齢者等に対する適切な避難行動に関する理解促進

市の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員 等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 自助の強化

○ 実践的な訓練の導入

市は、市民を対象とする訓練に災害図上訓練（DIG（※1））や避難所開設・運営訓練

(HUG (※2)) を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

※1 DIG (Disaster Imagination Game)

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

※2 HUG (Hinanzyo Unei Game)

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

○ 防災意識の向上

市民は、市、県その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

○ 家庭内の三つの取組の普及

市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら災害に備える取組を家庭内で実施する。

- 1 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
- 2 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
- 3 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」（ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。）を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。
また、マンション居住者は、エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄を行う。

市及び県は、三つの取組を中心に、市民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

○ 防災総点検

市民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、市、市民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法の話し合い ・避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認

第1編 総則

第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

第2 自主防災組織の果たす役割（共助）

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、市民自らが被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等を行うことが必要である。

このため、市は、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

1 役割

（1）平常時の役割

- 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの形成・浸透
- 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発（例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布）
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- 防災用資機材の購入・管理等
 - 資機材の例 初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器）
 - 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり）
 - 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー）
- 地域の把握（例 危険箇所の把握、要配慮者）

（2）発災時の役割

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達の実施
- 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- 集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意）
- 避難所の運営活動の実施（例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

2 自主防災組織へ向けた市の具体的な取組

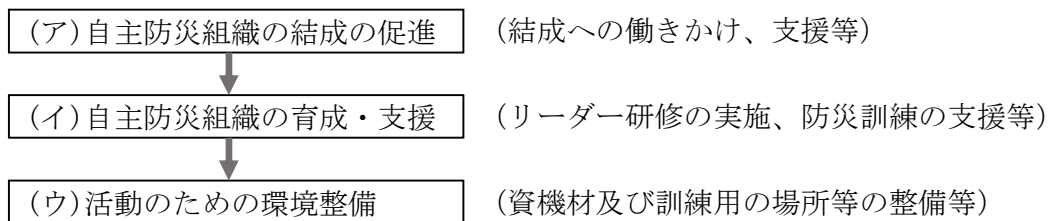
（1）自主防災組織等の組織化の推進

自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。自主防災組織の編成に当たっては、以下の点に留意するとともに、各市町村の地域の実情に応じて最も有効と考えられる単位で組織編成を行う。

- ・ 既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位にする必要がある。（特に、都市部においてはマンション居住者による自治会等への参加が必要不可欠である。）
- ・ 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。

(2) 活動の充実・強化

市は、以下に示すような自主防災組織の指導・育成を図る。

**(3) 自助の強化****○ 防災総点検**

市民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、市、市民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の危険性の把握 ・高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の支援の確認 ・地域住民への連絡系統の確認 ・防災備蓄の点検(防災資機材、備蓄品) ・消防水利や施設の点検・確認 ・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検

第1編 総則

第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

第3 事業所の果たす役割

市内で活動する事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

また事業所は、各事業所が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

1 役割

(1) 平常時の役割

- 防災責任者の育成
- 建築物の耐震化等による安全性の確保
- 建築物の風水害対策
- 施設、設備の安全管理
- 防災訓練等の実施
- 従業員に対する防災知識の普及
- 自衛消防隊及び自衛水防組織の結成
- 防災計画（危険物対策、初期消火、救助、避難誘導、帰宅困難者対策等）や浸水防止計画の作成
- 地域防災活動への参加、協力
- 企業の持つ人的・物的資源の活用方法の検討、協力体制の確立（避難場所の提供、救助活動用の資機材の提供、人的支援など）
- 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- 広告、外装材等の落下防止
- 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定

《参考》

◆「埼玉県震災予防のまちづくり条例」（平成14年3月29日公布）

（事業者の責務）

第4条 事業者は、地震に備え、その事業所の従業員その他その事業所に存する者の安全を確保するため、当該事業所の施設及び設備の耐震性を確保するとともに、当該事業所における初期消火、救助、避難誘導等の体制を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、地震に備え、その事業所の周辺地域における被害を軽減するため、当該周辺地域の住民等と連携し、及び協力するとともに、その事業活動に当たっては、社会的責任を自覚し、震災の予防に寄与するよう努めなければならない。

《参考》

◆「水防法」の改正（平成25年6月21日法律第54号）

大規模工場等（※）に対して、以下の努力義務が定められた。

- 浸水防止計画の作成
- 自衛水防組織による浸水防止対策の実施等
- 訓練の実施

※ 大規模工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの。

(2) 発災時の役割

- 正確な情報の把握及び伝達
- 出火防止措置、初期消火の実施
- 従業員、利用者等の適切な避難の実施
- 応急救助・救護
- 自主防災組織等の組織的な応急復旧活動への参加と協力
- 帰宅困難な従業員への支援
- 重要業務の継続及びそのために必要な措置

2 事業者へ向けた市の具体的な取組

(1) 企業等における防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

市及び県は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

(2) 企業等における防災体制の充実

市は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係

第1編 総則

第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

さらに、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(3) 危険物等関連施設の防災対策

市（一部の高圧ガス等は県）は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(4) 自助の強化

○ 防災総点検

市民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、市、市民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
事業所	<ul style="list-style-type: none">・災害時の防災体制の整備・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策）・建物の耐震診断、必要な補強等・備蓄品・非常持ち出し品の点検・従業員等との非常時の連絡方法等の整備・消火器、発電機など防災資機材の点検・危険物等関連施設の安全点検

第4節 北本市の防災環境

第1 災害履歴

1 地震災害

(1) 埼玉県

埼玉県に被害を及ぼす地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震と、陸域の様々な深さの場所で発生する地震がある。

相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震としては、1923年の関東地震（M7.9）があり、県内のほぼ全域で震度5～6の揺れとなり、死者・行方不明者343名などの被害が生じた。

陸域の浅い場所で発生した被害地震としては、1931年の西埼玉地震（M6.9）がよく知られている。この地震により、県内の広い範囲で震度5程度の揺れとなり、本市を含む県中部・北部の荒川・利根川沿いの地盤の軟らかい地域を中心に死者11名などの被害が生じた。この地震は、関東平野北西縁断層帯（深谷断層帯・綾瀬川断層）で発生した可能性が指摘されているが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震（断層帯で周期的に発生する、その断層帯における最大規模の地震）ではないと考えられている。

また、遺跡調査などによると、818年の関東諸国の地震（M7.5以上）による可能性がある地割れや噴砂が、埼玉県や群馬県の遺跡で見出されている。なお、818年の地震は関東平野北西縁断層帯で発生した可能性があるが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震ではないと考えられている。また、1649年の武蔵・下野の地震（M7.0±1/4）は立川断層帯で発生した可能性があるが、詳細は不明である。

荒川河口付近で発生した1855年の（安政）江戸地震（M6.9）は、陸域の浅い場所で発生した地震であったか、沈み込んだフィリピン海プレートに関係する陸域のやや深い場所で発生した地震であったか明確でないが、県東部を中心に強い揺れが生じ、大きな被害が生じた。

さらに、沈み込んだ太平洋プレートに関係する陸域の深い場所で発生した地震としては、（明治）東京地震と呼ばれる1894年の地震（M7.0）による被害が知られている。

周辺地域で発生する地震や東海沖など太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けたことがあり、2011年（平成23年）3月11日には三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、県内では宮代市で震度6弱を観測、負傷者104人、建物全壊24棟、半壊199棟などの被害が生じた（平成25年3月11日現在、消防庁調べ）。

埼玉県における被害地震は、次頁に示すとおりである。

第1編 総則

第4節 北本市の防災環境

■埼玉県における地震被害

発生年月日	M	緯度 経度	深さ Km	震源地域	被害記述
1818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。
878. 11. 1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
1615. 6.26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳細不明。
1630. 8. 2	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649. 7.30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵 ・下野	川越で大地震、市屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。 (埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703. 12.31	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害の詳細は不明。
1791. 1. 1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854. 12.23	8.4	34.00 137.80	—	東海	(埼玉県)推定震度 蕨、桶川、行田5。
1855. 11.11	6.9	36.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の市で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川市・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2市(0.2km)×2里19市(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
1859. 1.11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894. 6.20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾 北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894. 10. 7	6.7	35.60 139.80	—	東京湾 北部	芝区桜川市・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 (埼玉県)死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924. 1.15	7.3	35.50 139.20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9.21	6.9	36.15 139.23	0	埼玉県 北部	(埼玉県)死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県 中部	深さが50kmのため、規模のわりに小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部破損50、非住家破損1、栃木で負傷1名。
1989. 2.19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2件。他に塀、車、窓ガラス破損、熊谷で震度3。
2011. 3.11	9.0	38.06 142.51	24	三陸沖	東北地方を中心に死者15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名。 (埼玉県)最大震度6弱(宮代市)、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件

出典)「埼玉県地域防災計画(資料編)」(令和5年3月、埼玉県防災会議)

(2) 北本市

過去、本市に大きな被害をもたらした地震は、1923年（大正12年）9月1日11時58分、相模湾を震源として発生した「関東大震災」、1931年（昭和6年）9月21日11時20分、現寄居町付近を震源として発生した「西埼玉地震」、及び2011年（平成23年）3月11日14時46分18秒、宮城県牡鹿半島の東南東沖130km、仙台市の東方沖70kmの太平洋の海底を震源として発生した「東日本大震災」がある。

これらの地震による本市の被害状況は、次に示すとおりである。

■北本市における被害地震

地震名	発生年	被害記述
関東大震災	大正12年 (1923)	石戸村では家屋の倒壊はなかったものの、死者1名が発生した。
西埼玉地震	昭和6年 (1931)	中丸村において、半壊家屋が1戸、破損した家屋が6戸あった。石戸村では破損した家屋が187戸、負傷者1名が発生した。
東日本大震災	平成23年 (2011)	東北地方を中心に甚大な被害をもたらした。北本市においても、震度5弱を記録、長時間の停電や帰宅困難者が発生し、さらには福島第1原発による事故の影響を受けた。

注) 各地震のマグニチュード (M)、緯度・経度、深さなどについては「[■埼玉県における地震被害](#)」(p1-26)を参照のこと。

2 水害

本市域における過去の水害は、ほとんど台風や大雨による荒川のはん濫に関わるものであったが、荒川の護岸改修はおおむね終了し、荒川による水害発生の危険性は軽減された。また、赤堀川周辺地域では、近年集中豪雨による浸水被害が発生している。本市における主な水害履歴は、以下のとおりである。

■水害履歴

発生年月日	種類	内容
明治43年(1910) 7月25日～27日	南東気流による大雨	石戸村で浸水
明治43年(1910) 8月1日～16日	台風、前線などによる大雨	明治期最大の水害が発生。石戸村で破堤浸水
昭和22年(1947) 9月14日～15日	カスリーン台風による大雨、洪水	北本宿村で死者1名、浸水9戸、田畑の冠水117.6町歩の被害発生
平成11年(1999) 8月14日～16日	熱帯低気圧による大雨	降雨により朝日地内で浸水5戸、水田、畑9.5haの被害発生
平成29年(2017) 10月23日～24日	台風第21号による大雨	降雨により朝日地内で浸水4戸
令和元年(2019) 10月12日～13日	令和元年東日本台風(台風第19号)	荒川の水位上昇により高尾地内及び石戸宿地内で浸水7戸

資料) 市資料

3 土砂災害

本市の荒井・石戸宿地内には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法と略す。）」に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定されている箇所が2か所ある。

市では、これまでのところ、土砂災害による人的・住居家屋に関する被災記録は残され

第1編 総則

第4節 北本市の防災環境

ていない。

なお、土砂災害が懸念される地域の住民が、日頃の備えと早めの避難に対応できるように、土砂災害警戒区域等について「北本市土砂災害ハザードマップ」を作成し、配付している。

《参考》

◆「土砂災害防止法」について

土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策（ソフト対策）を定めた法律です。

4 降ひょう害・落雷被害

埼玉県での降ひょう・雷雨の発生件数は多く、特に県北部・西部・東部の地域は降ひょうの「通り道」となっているが、市域はこの「通り道」の狭間にあるため被害は比較的小さい。本市及び県内における降ひょう害・落雷被害の発生は、次のとおりである。

■降ひょう害・落雷被害履歴

発生年月日	種類	内容
大正6年(1917) 6月29日午後	降ひょう	利根川沿いに大量の降ひょう。これより少し遅れて鴻巣町の周辺に8分間、あられ大の降ひょう
昭和30年(1955) 8月3日午後	雷雨	強い風と共に雷雨があり、落雷のため16時過ぎ、北本宿村で納屋が半焼。鴻巣では雨量70mmを記録
昭和43年(1968) 8月15日午後	雷雨	15時から夜まで県内全域に雷雨。北本駅付近で落雷したため、高崎線が上下線とも大幅に遅れた。
平成27年(2015) 9月4日	雷雨	県内は朝から大気が不安定で、県内全域に雷注意報が発表され、富士見市では落雷による負傷者が3人。

5 雪害

本県における降雪は、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により発生することが多い。県では、平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmの積雪を記録したが、これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降で最大の積雪となった。

本市においても、農業用ハウスやカーポート等への被害が発生した。

6 竜巻被害

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数kmにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。年間を通じて、いつでもどこでも発生するが、時期的には台風シーズンである9月に最も多く、地理的には関東平野や沿岸域が多い。

県内では、平成25年9月2日の竜巻によりさいたま市・越谷市・松伏町が被災し、また、9月15日から16日にかけての台風第18号に伴う竜巻により熊谷市・行田市・滑川町が被災した。

なお、本市では、これまで竜巻被害の発生はない。

7 火山噴火に伴う降灰被害

本県における火山噴火の影響は、富士山及び浅間山・草津白根山などの噴火が想定されるが、その内容は以下のとおりである。

■県下における火山被害

区分	影響内容
富士山が噴火した場合	最大で2～10cm 堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2 cm 未満の降灰が予想されている。
その他の近隣の火山噴火した場合	浅間山、草津白根山などが噴火した場合にも、県内で数 cm の降灰堆積の可能性がある。

出典)「埼玉県地域防災計画」(令和5年3月、埼玉県防災会議)

なお、天明3年(1783)、浅間山は4月9日から噴火を始め、7月5日の大噴火による降灰砂が7月5日～8日に発生した。このときの火山活動は、噴火の発生から7月8日の休止まで88日を数えた。

これにより、7月7日、深谷あたりでは昼間でも深夜のようになったという。このとき、八日市域付近でも3～7cmの火山灰砂が積もったと推定される。

8 広域放射能汚染

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が大気中に放出され、本県においても広域放射能汚染が発生した。文部科学省が実施した航空機モニタリングの結果、県内では、三郷市と吉川市の東部に放射能汚染地域があり、西部の秩父市にホットスポットの広がりが認められたが、本市を含む県内の多くの地域は、毎時0.1マイクロシーベルト以下だった。

本市では、平成23年度から定期的に、市内の小中学校、幼稚園、保育所、公園における大気中の放射線量の測定、市内の土壌中の放射性物質濃度測定、市内小・中学校、保育所(園)の給食提供食材の放射能検査を実施している。

これらの結果は、測定値はいずれの地点も、不検出か基準値を下回っていた。

《参考》

◆「マイクロシーベルト/時」と「年間ミリシーベルト」との関係

国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告に基づく一般公衆の線量限度は、年間1ミリシーベルトと定められているが、1年の間、屋外に毎日8時間、屋内に毎日16時間いると仮定し、木造の建屋の遮蔽係数0.4とした場合、以下の関係となる。

0.1(マイクロシーベルト/時)は、年間約0.5(ミリシーベルト)

0.2(マイクロシーベルト/時)は、年間約1.0(ミリシーベルト)

9 その他の災害

本市で過去発生したその他の災害としては、昭和16年(1941)1月20日に発生した大規模火災がある。これにより石戸村で3戸5棟が焼失した。

第2 自然環境の特性

1 地形・地質

(1) 地形

本市は埼玉県ほぼ中央部に位置し、北及び東は鴻巣市、南は桶川市、西は荒川を境に吉見町、川島町に接しており、東西 6.4km、南北 6.8km、面積 19.82km²の広がりを持ち、広大な関東平野のほぼ中央部に広がる埼玉平野に展開する。

市域の多くは大宮台地の北西端部にあり、台地の東西には荒川や赤堀川の沖積低地が発達し、高尾・荒井付近には顕著な開析谷を見ることができる。高尾・荒井を頂点とする高位台地面から加須低地に向かって次第に低下しているため、台地と低地の区別がつけにくく、おおむね平坦地帯といえる。

(2) 地質

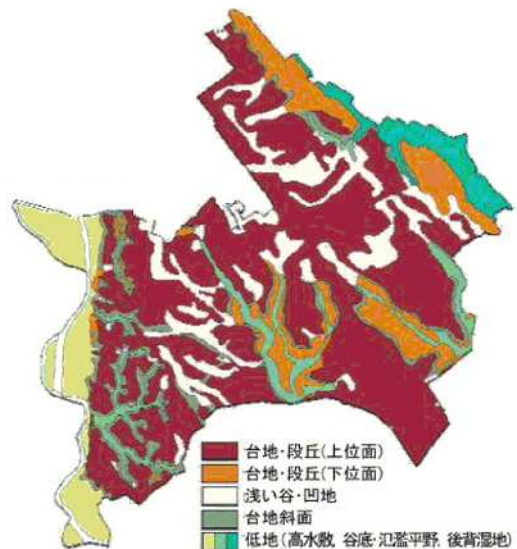
北本市の地質は、全体的に荒川、元荒川の沖積土からなっており、北足立台地に属する台地で、国道 17 号より西側では、黄褐色で表層腐植物を含まない土壌質から強粘質の関東ロームが広く発達しており、4~11mの層厚になっている。国道 17 号より東側では、表層腐植土層を混入する黄褐色のローム層が発達している。関東ローム層は、上部のローム土（赤土）と下部の凝灰質粘土に大別されるが、自然堆積したローム土は安定しており比較的大きな強度がある。

台地と低地の境は、台地の側面が低地側へと下っている斜面で、台地面と同様に安定した地盤となっている場所もあるが、後背地から浸透してくる雨水や地下水の影響で地盤が軟弱化するなど、雨洗によって台地側から運ばれて再堆積した軟弱土が分布する。また、人為的に造成されているため、場所によって盛土の厚さが異なるように地盤のバランスが悪くなっていることがある。

谷底低地は、台地部が小さい河川などによって削られて形成された低地で、台地部の間に樹枝状に分布している。台地を形成していた土砂が再堆積した土や有機質土（腐植土）などが分布しており、非常に軟弱な地盤となっている。

氾濫低地は、荒川流域に広く分布する標高の低い平坦面である。地下水位が高く、軟弱な粘土やシルトが厚く分布しているため、長期的な沈下（圧密沈下）が問題になっている場所が多い。

■本市の地形分類図



出典) 国土地理院、土地条件図

2 活断層

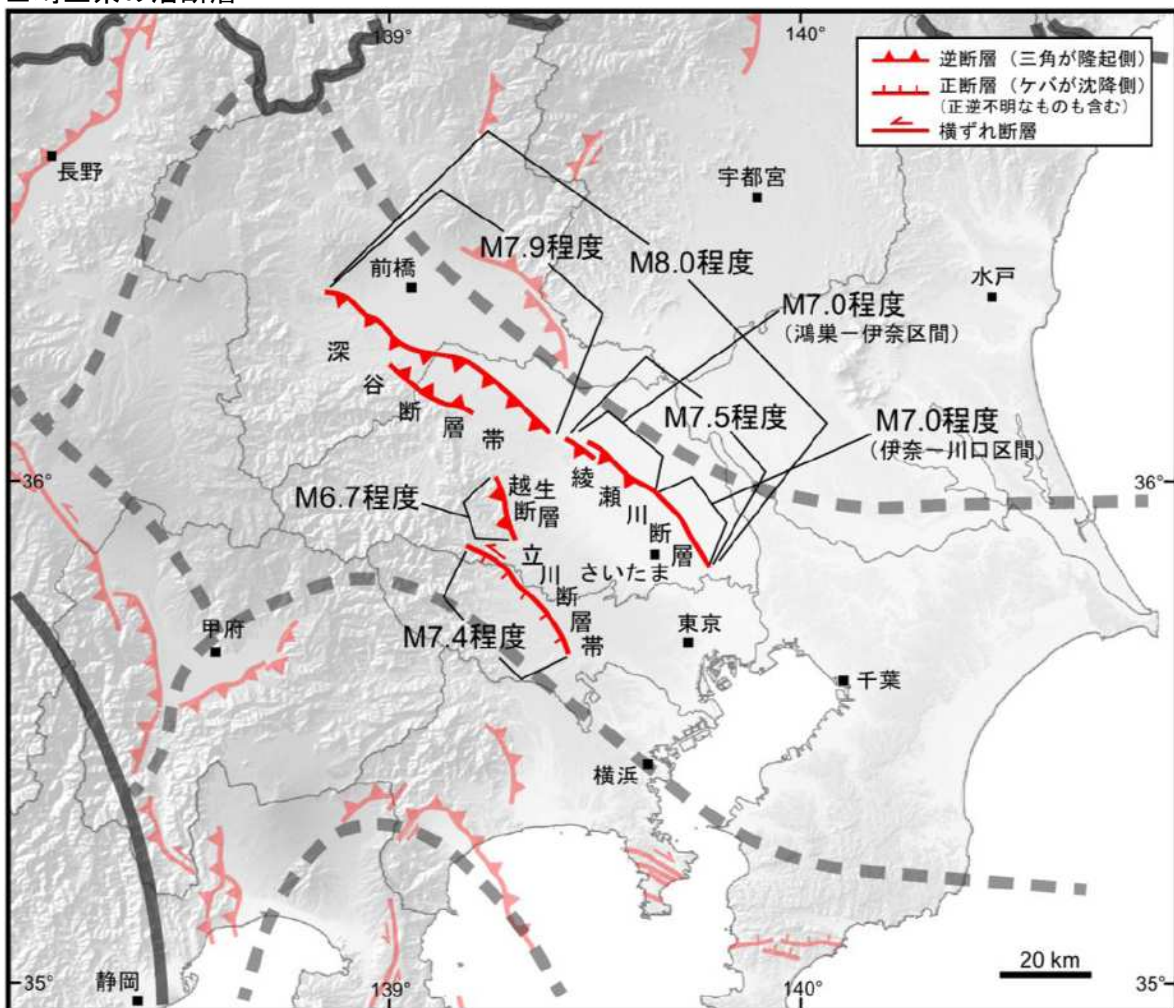
県内の活断層で発生したとみられる地震としては、1931年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。

活断層の活動の度合いをA級（千年あたりの変位量が1m以上10m未満）、B級（千年あたり10cm以上1m未満）、C級（千年あたり1cm以上10cm未満）と区分することが多いが、県内には最も活動度が高いA級の活断層はなく、すべてB級ないしC級と推定される。これらの活断層の活動間隔は数千年のオーダーと考えられる。

なお、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な114の断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

埼玉県及びその周辺の活断層の位置図及び評価の概要を次に示す。

■埼玉県の活断層



出典)「関東地域の活断層の長期評価 (第一版)」

(平成27年4月、地震調査研究推進本部地震調査委員会)

第1編 総則

第4節 北本市の防災環境

■地震調査研究推進本部が公表した埼玉県内の断層帯の評価の概要

断層帯名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	我が国の主な活断層における想定的评价(※)	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
深谷断層帯	7.9程度	Aランク	ほぼ0%~0.1%	ほぼ0%~0.2%	ほぼ0%~0.5%	0.2-0.6	10,000年-25,000年程度 約6,200年前以後-約5,800年前以前
綾瀬川断層 (鴻巣-伊奈区間)	7.0程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.1-0.3	45,000年-71,000年程度 約15,000年前以後-約9,000年前以前
綾瀬川断層 (伊奈-川口区間)	7.0程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明
立川断層帯	7.4程度	A*ランク	0.5%~2%	0.8%~4%	2%~7%	0.9-2.0	10,000年-15,000年程度 約20,000年前-13,000年前
越生断層	6.7程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。
地震後経過率が0.7以上である活断層については、「X」を付記している。

出典)「埼玉県地域防災計画(資料編)」(令和5年3月、埼玉県防災会議)

3 河川

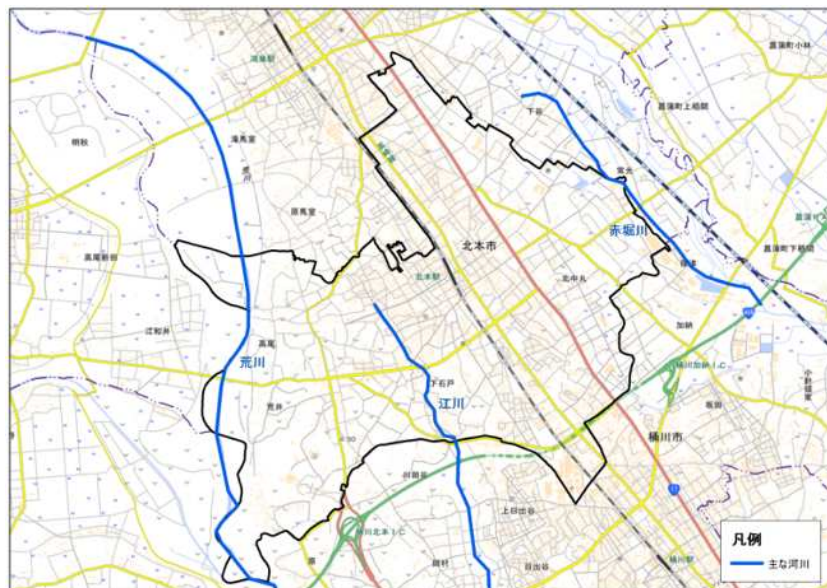
本市を流れる主な河川は、県を代表する河川の荒川、その支川である江川及び中川水系に属する赤堀川がある。

本市の西側境界付近を南北に流れる荒川は、流路延長173km、流域面積2,940km²の一级水系である荒川水系の本流で一级河川に指定されており、洪水予報指定河川として洪水浸水想定区域が指定・公表されている。

本市のほぼ中央を南北に流れる江川は、延長約5km、流域面積約17km²の荒川水系の一级河川で、桶川西中学校の付近が管理起点となっている。源流部は鴻巣市と北本市の境界付近にあり(管理起点から約4km上流)、そこからほぼ南へ向かって流れる。もともとは農業用水路(用排水兼用)だったが、本市の区間は市街地を流れ現在はJR高崎線と県道57号さいたま鴻巣線に挟まれた地区の都市排水路になっており、名称も江川ではなく勝林雨水幹線となっている。

本市と鴻巣市の境界を流れる赤堀川は、延長4.5km、流域面積17.5km²の中川水系の一级河川で、鴻巣市常光と北本市朝日一丁目の境界が管理起点となっている。源流部は鴻巣市にあり、都市排水と農業用水を集め、本市の東端を桶川市へ流下し、元荒川の右岸に合流する。

■本市の主な河川



4 気象

本市の最寄りの気象観測所であるアメダス鴻巣観測所は、雨量のみの観測を行っている。観測史上上位5位までの観測値は、次のとおりである。

■【アメダス鴻巣観測所】観測史上1～5位の値（年間を通じての値）

要素名	順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)		192 (1999/8/14)	190.5 (2019/10/12)	186 (1982/9/12)	178 (1986/8/4)	167.5 (2011/7/19)	1976/4 2023/9
日最大10分間降水量 (mm)		27.0 (2021/7/10)	25.5 (2023/7/10)	23.5 (2010/7/2)	23.0 (2018/8/27)	23.0 (2013/8/21)	1976/4 2023/9
日最大1時間降水量 (mm)		73 (1995/8/6)	65 (1994/9/8)	60 (1987/8/18)	57.5 (2010/7/2)	51.5 (2013/8/21)	1976/4 2023/9
年降水量の 多い方から(mm)		1818 (1998)	1564 (1991)	1523 (1989)	1482 (1982)	1474.0 (2014)	1976年 2022年
年降水量の 少ない方から(mm)		696 (1984)	879 (1978)	913 (1996)	936 (2018)	962 (1987)	1976年 2022年

資料) アメダス鴻巣観測所（埼玉県鴻巣市中央、昭和50（1975年）年6月11日観測開始）

なお、本市の最寄りの気象官署である熊谷地方気象台において観測された降水量、降雪の深さ、気温及び風向風速について、観測史上上位5位までの観測値は、次のとおりである。

■【熊谷地方気象台】観測史上1～5位の値（年間を通じての値）

要素名	順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)		301.5 (1982/9/12)	292.4 (1947/9/15)	277.2 (1958/9/26)	267.1 (1966/6/28)	255.1 (1941/7/22)	1896/12 2023/9
日最大10分間降水量 (mm)		50.0 (2020/6/6)	35.8 (1943/9/3)	35.3 (1947/6/8)	34.3 (1942/7/7)	33.5 (2008/8/16)	1937/1 2023/9
日最大1時間降水量 (mm)		88.5 (1943/9/3)	85.0 (1976/6/15)	84.6 (1927/7/31)	76.0 (1995/8/22)	75.8 (1955/7/22)	1915/6 2023/9
年降水量の 多い方から(mm)		1870.0 (1998)	1832.5 (1991)	1803.3 (1950)	1719.5 (1941)	1685.8 (1915)	1896年 2023年
年降水量の 少ない方から(mm)		713.0 (1984)	738.3 (1933)	805.5 (1973)	877.7 (1962)	885.0 (1978)	1896年 2023年
降雪の深さ日合計 (cm)		43 (2014/2/8)	43 (1954/1/24)	33 (2014/2/14)	28 (1969/3/12)	27 (2014/2/15)	1953/1 2023/9
降雪の深さ月合計 (cm)		106 (2014/2)	56 (2001/1)	48 (1998/1)	48 (1954/1)	46 (1969/3)	1953/1 2023/9
月最深積雪 (cm)		62 (2014/2/15)	45 (1936/2/23)	43 (1954/1/24)	28 (1968/2/16)	27 (1969/3/12)	1896/12 2023/9
日最高気温の 高い方から(℃)		41.1 (2018/7/23)	40.9 (2007/8/16)	40.0 (2022/7/1)	39.9 (1997/7/5)	39.8 (2011/6/24)	1896/12 2023/9
日最低気温の 低い方から(℃)		-11.6 (1919/2/9)	-10.5 (1954/1/27)	-10.4 (1925/1/31)	-9.8 (1923/1/26)	-9.8 (1918/12/12)	1896/12 2023/9
日最大風速・風向 (m/s)		31.7 西 (1900/9/28)	22.8 南東 (1966/9/25)	21.5 西北西 (1915/2/4)	21.1 南 (1959/9/27)	20.5 西 (1917/10/1)	1896/12 2023/9
日最大瞬間風速・風向 (m/s)		41.0 南東 (1966/9/25)	31.9 北西 (1996/7/3)	31.6 南 (1959/9/26)	31.4 南南東 (1979/10/19)	31.3 南東 (2018/10/1)	1940/1 2023/9

資料) 熊谷地方気象台（埼玉県熊谷市桜市1-6-10、明治29(1896)年12月1日観測開始）

第1編 総則

第4節 北本市の防災環境

降水量について、日降水量の最大値は、1982年（昭和57年）9月12日に台風第18号により記録した301.5mmである。10分間降水量の最大値は、2020年（令和2年）6月6日に記録した50.0mmである。1時間降水量の最大値は、1943年（昭和18年）9月3日に記録した88.5mmである。また、年降水量の最大値は、1998年（平成10年）の1870mm、最小値は1984年（昭和59年）の713mmである。

降雪について、降雪の深さ日合計の最大値は、2014年（平成26年）2月8日に記録した43cm、降雪の深さ月合計の最大値は、2014年（平成26年）2月106cm、月最深積雪の最大値は、2014年（平成26年）2月15日に記録した62cmである。

気温について、日最高気温の最高値は、2018年（平成30年）7月23日に記録した41.1℃、日最低気温の最低値は、1919年（大正8年）2月9日に記録した-11.6℃である。

風向・風速については、日最大風向・風速の最大値は、1900年（明治33年）9月28日に記録した西の風31.7m/s、日最大瞬間風向・風速の最大値は、1966年（昭和41年）9月25日に記録した南東の風41.0m/sである。

第3 社会環境の特性

1 人口

(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本市の人口の推移は、平成17年の70,126人をピークに以後減少に転じ、令和2年10月1日現在65,201人となっている。

それに対し世帯数は、核家族化の傾向を反映して増加傾向を示しており、令和2年10月1日現在27,403世帯となっている。

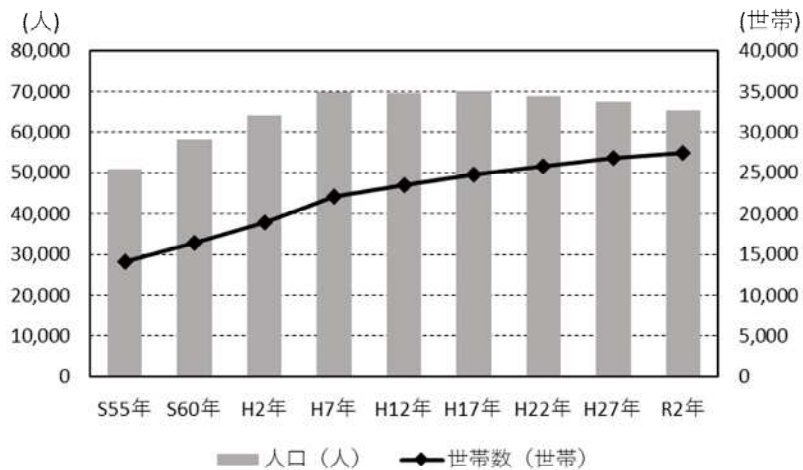
■人口・世帯数等の推移

[国勢調査、各年10月1日現在]

年	区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	1世帯当たり 人員	人口密度 (人/km ²)
昭和55年		14,104	50,888	3.61	2,568
昭和60年		16,401	58,114	3.54	2,932
平成2年		18,924	63,929	3.38	3,225
平成7年		22,058	69,929	3.17	3,528
平成12年		23,471	69,524	2.96	3,508
平成17年		24,833	70,126	2.82	3,538
平成22年		25,856	68,888	2.66	3,476
平成27年		26,845	67,409	2.51	3,401
令和2年		27,403	65,201	2.38	3,290

注) 人口密度は、本市の面積を19.82km²として算定した。

■人口・世帯数の推移



■人口と世帯数等

[住民基本台帳、令和5年10月1日現在]

世帯数 (世帯)	人口 (人)			1世帯当たり 人員	人口密度 (人/km ²)
	計	男	女		
30,514	65,462	32,300	33,162	2.15	3,302.83

注) 「人口密度」は、本市の面積19.82km²を用いて算出した。

第1編 総則

第4節 北本市の防災環境

(2) 年齢別人口

本市の年齢別人口は、年少人口が6,317人でその割合は9.7%、生産年齢人口が37,658人でその割合は57.5%、老年人口が21,487人でその割合は32.8%であり、人口の約3.05人に1人が65歳以上となっている。

また、災害時に特に支援が必要と考えられる75歳以上の人口は11,961人でその割合は18.3%となっている。

■年齢別人口

[住民基本台帳、令和5年10月1日現在]

区分		総数(人)	構成比(%)	男(人)	女(人)
年少人口	0～14歳	6,317	9.7	3,185	3,132
生産年齢人口	15～64歳	37,658	57.5	19,316	18,342
老年人口	65歳以上	21,487	32.8	9,799	11,688
	(75歳以上)	11,961	18.3	5,175	6,786
合計		65,462	100.0	32,300	33,162

(3) 昼夜別人口

本市の常住人口(夜間人口)は65,201人であり、昼間人口は53,822人となっており、常住人口に比べ11,379人少ない。

これは、本市の場合、昼間に通勤及び通学で市外に流出する人口が流入する人口よりも倍以上多いことによる。

■昼夜別人口

[国勢調査、令和2年10月1日現在]

昼間人口(人)	夜間人口(人)	流入人口(人)			流出人口(人)			昼夜間人口比率(%)
		通勤者	通学者	計	通勤者	通学者	計	
53,822	65,201	9,875	345	10,220	19,311	2,288	21,599	82.5

注) 通勤者は、15歳以上のみ。通学者は15歳未満を含む。

(4) 市外への通勤者及び通学者数

首都圏において昼間の時間帯で大規模な地震が発生した場合、市外へ通勤・通学する者は、帰宅困難になる可能性がある。

本市から市外への通勤者及び通学者の総数は22,193人で、うち県内が16,255人、県外へは5,938人となっている。県外に通勤・通学するものの多くは都内への通勤・通学で5,195人となっている。

■本市からの就業・通学者数（15歳以上）

区分		計	就業者	通学者
当地に常住する就業者・通学者		37,181	30,434	2,791
自市で従業・通学		13,703	9,755	441
他市区市村で従業・通学		22,193	19,816	2,287
県内		16,255	14,473	1,700
	さいたま市	3,485	3,057	410
	桶川市	2,545	2,417	122
	川越市	515	409	95
	鴻巣市	1,888	1,772	113
	熊谷市	626	474	152
	伊奈町	477	363	109
	行田市	318	313	5
	川口市	245	230	15
	吉見町	216	212	4
	その他	5,940	5,226	675
県外		5,938	5,343	587
	東京都	5,195	4,695	492
	特別区部	4,947	4,524	415
	その他	248	171	77
	その他県	743	648	95

注1) 従業地・通学地「不詳」を含む。

注2) 他市区町村に従業・通学で、従業地・通学地「不詳」を含む。

資料) 総務省統計局「国勢調査報告」（令和2年10月1日現在）

(5) 要配慮者人口

本市の要配慮者の人口については、住民基本台帳、要介護認定及び障害者手帳で把握可能な要配慮者について次のとおり整理した。

ア 高齢者

本市の65歳以上の高齢者は、令和5年10月1日現在21,487人で全体の32.8%を占め、75歳以上の高齢者は11,961人で全体の18.3%となっている。

また、要介護認定者数は、3,204人で全体の4.9%となっている。

イ 乳幼児

本市の6歳未満の乳幼児は、令和5年10月1日現在2,268人で全体の3.5%となっている。

ウ 障がい者

本市の障がい者人口は、令和5年10月1日現在3,121人で全体の4.8%となっている。

エ 外国人

本市の外国人の人口は、令和5年10月1日現在876人で全体の1.3%となっている。

第1編 総則

第4節 北本市の防災環境

2 建物

建築基準法の耐震基準は、昭和46年（1971年）の十勝沖地震（昭和43年）を教訓に見直しが行われ、さらに、昭和56年（1981年）の宮城県沖地震（昭和53年）を教訓に、抜本的に見直しが行われ、震度6強から7の揺れでも倒壊しない新耐震基準となった。

新耐震基準の有効性は、平成7年に発生し震度7の激震が適用された阪神・淡路大震災でおおむね確認されたが、81年以降に建てられた建物にも一部被害は認められた。その後、平成12年（2000年）に建築基準法が改正され、部材接合部の金具や壁のバランスよい配置などに関する規定を追加して耐震基準（2000年基準）が強化された。

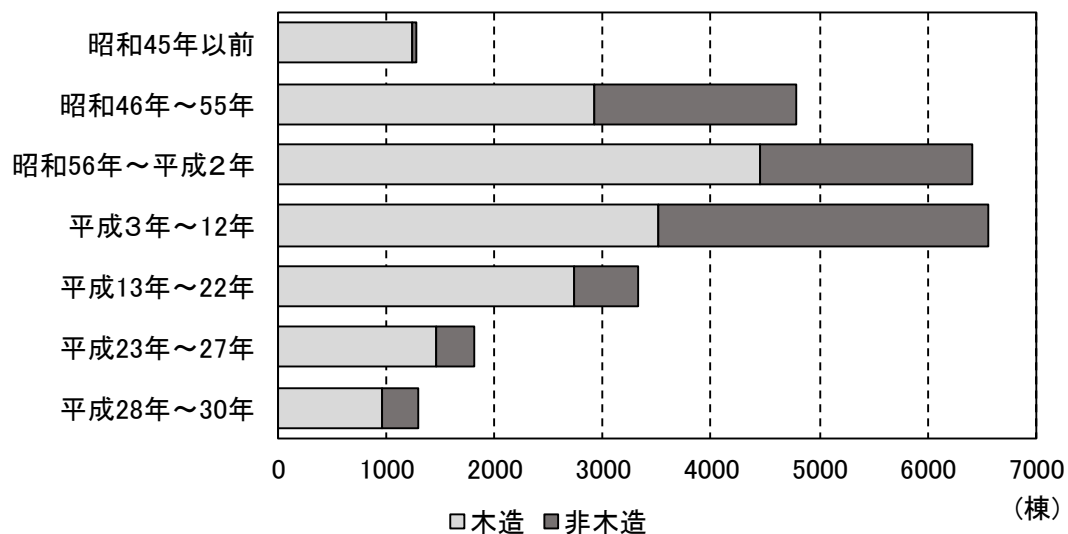
しかし、同一地震、同一地域で震度7の揺れを2回記録した平成28年（2016年）熊本地震では、2000年基準を満足している建物でも全壊している事例もあり、国（国土交通省）では、建築基準のあり方も含めて建物の耐震性の確保・向上方策について検討を行ったが、耐震基準の見直しは実施されていない。

本市の住宅棟数は、平成30年10月1日現在、全部で27,210棟あり、そのうち旧耐震基準となる昭和55年以前に建築された住宅は6,050棟で全体の約22.2%を占めている。なかでも昭和45年以前に建築された住宅は1,270棟で全体の約4.7%となっている。

本市の住宅について、建築時期別、構造別、建て方別に集計した結果を次に示す。

■ 建築時期別、住宅棟数

[平成30年10月1日現在]



■本市の建築時期別、構造別、建て方別住宅数 [平成30年10月1日現在]

区 分	総数	一戸建	長屋建	共同住宅			
				総数	1～2 階建	3～5 階建	6階建 以上
<住宅総数>	27,210	17,810	330	8,950	2,460	3,480	3,010
昭和45年以前	1,270	1,260	—	10	—	—	10
昭和46年～55年	4,780	2,930	30	1,810	30	1,780	—
昭和56年～平成2年	6,430	4,080	40	2,260	690	760	800
平成3年～12年	6,550	3,320	40	3,170	700	630	1,850
平成13年～22年	3,320	2,680	50	580	410	10	160
平成23年～27年	1,820	1,390	50	380	190	190	—
平成28年～30年	1,300	980	30	280	20	70	190
<木造>	18,590	17,440	240	840	840	—	—
昭和45年以前	1,250	1,250	—	—	—	—	—
昭和46年～55年	2,920	2,880	30	—	—	—	—
昭和56年～平成2年	4,460	4,010	40	360	360	—	—
平成3年～12年	3,520	3,230	40	240	240	—	—
平成13年～22年	2,740	2,620	40	60	60	—	—
平成23年～27年	1,470	1,370	30	70	70	—	—
平成28年～30年	960	960	—	—	—	—	—
<非木造>	8,620	370	90	8,110	1,620	3,480	3,010
昭和45年以前	20	10	—	10	—	—	10
昭和46年～55年	1,870	50	—	1,810	30	1,780	—
昭和56年～平成2年	1,960	60	—	1,890	330	760	800
平成3年～12年	3,040	100	—	2,930	450	630	1,850
平成13年～22年	590	60	10	520	350	10	160
平成23年～27年	350	30	20	300	120	190	—
平成28年～30年	330	20	30	280	20	70	190

注1) 「共同住宅」は複数の住戸が階を重ねて集合して1棟を構成する形式のものをいい、「長屋」とは全住戸が敷地から建築物内を介さずに直接出入りする形式をいう。

注2) 各欄の住宅数は、数字を丸め概数としているため総数と一致しないことがある。

資料) 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査報告」

3 交通

(1) 公共交通

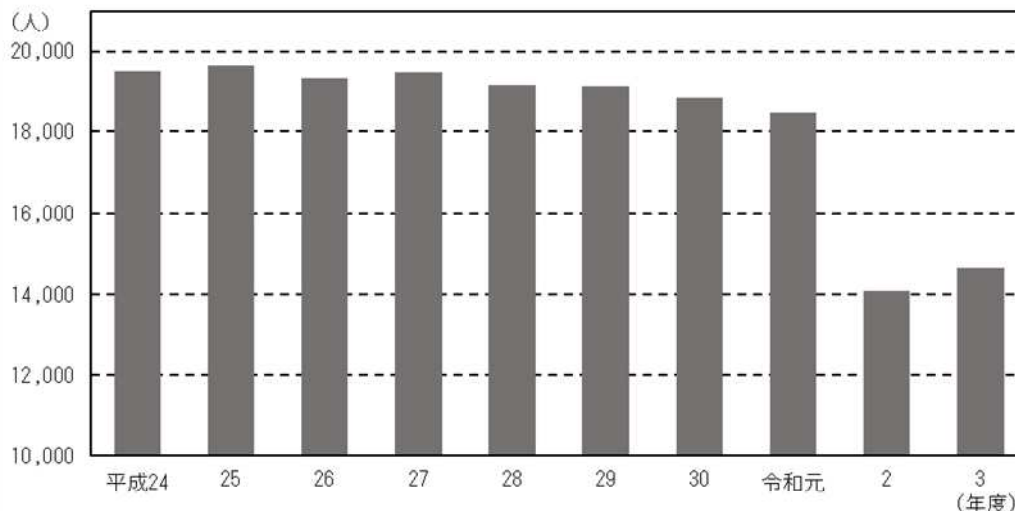
市域の中央部を南北に JR 高崎線が通り、北本駅があり、通勤・通学に利用されている。

次頁に、最近10年間の北本駅乗降者数（1日あたり）の推移を示す。

これによると、10年間の推移として減少傾向にあり、とくに令和2年にはほぼ半減している。

また、バスは7本のバス路線により構成され、駅や病院等への市民の足として利用されている。

■北本駅乗降者数（1日あたり）の推移



(2) 道路交通

本市の道路交通網は、国道17号、県道鴻巣桶川さいたま線（旧中山道）等が南北軸を形成し、また県道東松山桶川線、県道下石戸上菖蒲線等が東西軸を形成し、これに市道が連関して市の道路交通網を形成している。

なお、生活道路の中には4m未満の狭隘な道路が見受けられる。

■本市の主要道路



4 土地利用

本市の土地利用を令和5年の地目別面積の割合で見ると、宅地が43.8%と最も大きく、次が畑で24.5%、以下順にその他の18.8%、雑種地の6.5%、山林の3.4%、田の2.9%となっている。

また、地目別面積について最近10年間の変化を見ると、減少傾向にあるのが田、畑、山林及び雑種地で、増加傾向にあるのが宅地及びその他である。

■地目別土地面積の推移

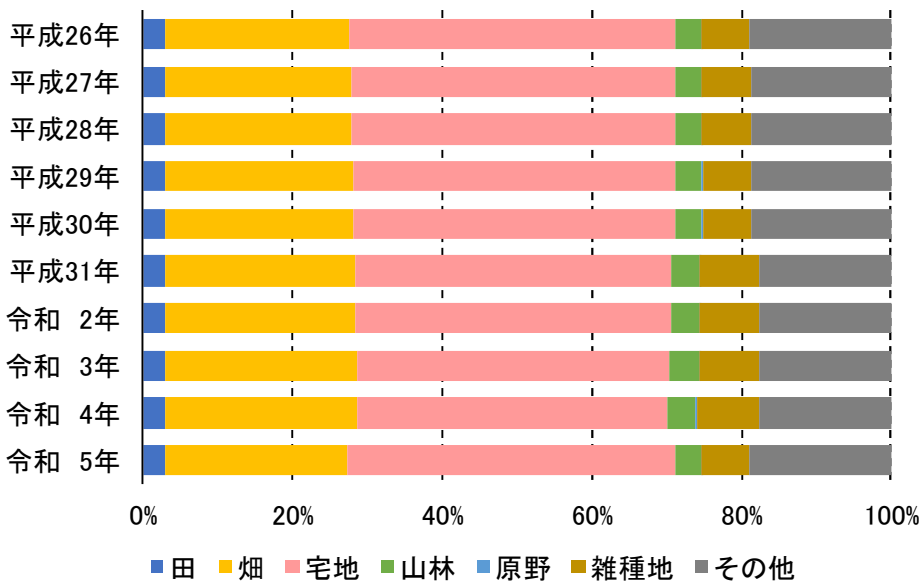
[各年1月1日現在(単位:ha)]

年	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成 26	1,984.0	59.7	507.6	830.8	75.1	1.4	159.9	349.4
27	1,982.0	59.6	504.6	833.4	74.4	1.4	160.1	348.5
28	1,982.0	59.5	502.9	836.6	73.4	1.4	159.6	348.5
29	1,982.0	59.5	500.3	848.6	72.6	1.4	129.9	369.5
30	1,982.0	59.5	497.5	852.1	72.3	1.4	129.4	369.8
31	1,982.0	59.2	494.8	855.3	71.4	1.4	128.9	370.9
令和 2	1,982.0	59.2	491.5	858.3	69.7	1.4	129.4	372.5
3	1,982.0	58.7	489.5	861.9	67.8	1.4	129.9	372.8
4	1,982.0	58.7	487.4	864.7	67.1	1.4	129.9	372.8
5	1,982.0	58.6	485.0	867.6	66.8	1.4	129.4	373.2
(%)	(100.0)	(2.9)	(24.5)	(43.8)	(3.4)	(0.1)	(6.5)	(18.8)
R5/H26	1.0	0.98	0.96	1.04	0.89	1.0	0.81	1.07

注) 年欄の「R5/H26」は、平成26年を基準とした令和5年の面積比を示す。

資料) 税務課

■地目別土地面積の推移



資料) 税務課「固定資産税概要調書」(各年1月1日現在)

第1編 総則

第5節 計画の前提条件及び基本方針

第5節 計画の前提条件及び基本方針

第1 地震被害想定

本市に係る地震被害想定については、県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月）を参考に、以下のように設定した。

1 想定地震

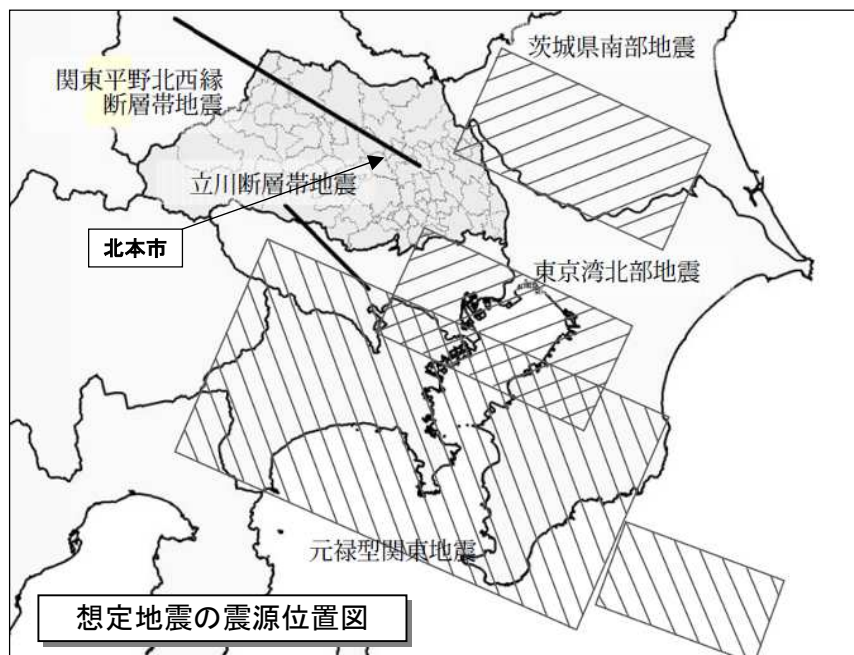
中央防災会議や地震調査研究推進本部の成果を参考に県が想定した地震を次に示す。

■想定地震とその概要

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

注) ※は地震調査研究推進本部による長期評価を参照にしたものである。

出典) 「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）



出典) 「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）

2 想定結果

県が想定した5つの地震による本市における被害想定結果は、次表のとおりである。

本市に最も大きな被害をもたらすと想定されたのは、震度、人的被害及び建物被害等すべての項目で突出している「関東平野北西縁断層帯地震」であり、県が防災対策の対象としている「東京湾北部地震」の想定結果を上回っている。なお、「茨城県南部地震」は、「東京湾北部地震」と同様に首都直下型地震に位置づけられており、建物被害の全壊棟数、停電人口等の一部項目で、「東京湾北部地震」よりも僅かであるが被害の程度が大きいと予測されている。

■北本市における地震被害想定結果（各想定地震とも被害想定 of 最大値を記載）

項目	予測内容		単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震	
震度	最大震度		—	5強	5強	5強	7	5強	
液状化	高い地域	面積	km ²	0.032	0	0	1.166	0	
		面積率	%	0.3	0.0	0.0	8.0	0.0	
建物被害	木造	全壊	全壊棟数	棟	0	1	0	4,875	0
		(揺れ+液状化)	全壊率	%	0.00	0.04	0.00	18.52	0.00
		半壊	半壊棟数	棟	8	4	0	3,942	0
		(揺れ+液状化)	半壊率	%	0.03	0.02	0.00	14.97	0.00
	非木造	全壊	全壊棟数	棟	0	1	0	473	0
		(揺れ+液状化)	全壊率	%	0.00	0.00	0.00	1.79	0.00
		半壊	半壊棟数	棟	1	1	0	891	0
		(揺れ+液状化)	半壊率	%	0.01	0.00	0.00	3.38	0.00
	(急傾斜地崩壊)	全壊	全壊棟数	棟	0	0	0	1	0
		全壊率	%	0.00	0.00	0.00	4.29	0.00	
半壊		半壊棟数	棟	0	0	0	2	0	
(急傾斜地崩壊)	半壊率	%	0.00	0.00	0.00	10.00	0.00		
焼失	焼失棟数	棟	18	10	9	3,258	6		
焼失率	%	0.08	0.04	0.04	14.12	0.03			
屋外危険物	ブロック塀倒壊数		箇所	43	45	1	2,491	10	
	自動販売機倒壊数		箇所	0	0	0	31	0	
	落下物発生建物数		棟	0	0	0	4,257	0	
人的被害	死者数		人	0	0	0	358	0	
	負傷者数		人	2	0	0	1,676	0	
	うち重傷者数		人	0	0	0	489	0	
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	0	107	3	68,888	0
			1日後	人	55	46	27	56,227	18
		停電率	直後	%	0.00	0.16	0.00	100.00	0.00
			1日後	%	0.08	0.07	0.04	81.62	0.03
	電話	不通回線	回線数	回線	15	8	7	3,667	5
			不通率	%	0.06	0.04	0.03	16.03	0.02
		携帯電話	停電率	%	0.1	0.1	0.0	81.6	0.0
		不通率	%	0.1	0.0	0.0	16.0	0.0	
	都市ガス	供給停止件数	件	0	0	0	21,632	0	
		供給停止率	%	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
上水道	断水人口(1日後)	人	612	10	0	50,625	0		
下水道	機能支障人口	人	7,433	5,767	5,137	13,592	3,518		
生活支障	避難者	1日後	人	51	32	23	24,155	16	
		1週間後	人	92	33	23	26,491	16	
		1か月後	人	51	32	23	28,994	16	
	避難所避難者※	1日後	人	31	19	14	14,493	9	
		1週間後	人	46	16	12	13,245	8	
		1か月後	人	15	10	7	8,698	5	
	帰宅困難者	平日	人	2,859	2,822	2,759	3,129	2,634	
		休日	人	2,621	2,521	2,570	2,915	2,453	
	住機能支障	応急仮設住宅等需要数	棟	6	4	3	2,720	2	
	その他	廃棄物	災害廃棄物	万ト	0.4	0.3	0.2	159.4	0.1
			万m ³	0.3	0.2	0.1	103.5	0.1	

注) ※「避難所避難者」は、「避難者」のうち親戚や知人宅への「避難所外避難者」を除いた避難者のことである。

出典) 「平成24・25年埼玉県地震被害想定調査」(平成26年4月、埼玉県)

第2 浸水想定

1 浸水想定河川

洪水害には溢水や堤防の決壊による外水はん濫と、堤内地の排水不良から起こる内水はん濫がある。このうち、大きな被害を生じるのは大河川の外水はん濫であるが、本市でも、明治43年8月の台風、前線による荒川の堤防決壊、昭和22年9月のカスリーン台風による浸水の発生により大きな洪水被害が発生し、近年では令和元年10月の台風第19号による浸水被害が記憶に新しい。

そのため、国土交通省及び県による一級河川の改修が進められ、最近では、内水はん濫を除き大規模な河川のはん濫は起きていない。

国土交通省及び県では、平成13年の水防法改正以降、洪水予報指定河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を「浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を浸水想定区域図として公表していたが、平成27年の水防法改正により、浸水想定区域の指定の前提となる降雨を、従来の計画規模の降雨とあわせて想定し得る最大規模の降雨（計画規模を上回るもの）についても拡充されるとともに、内水・高潮の浸水想定区域制度の創設に伴い名称が「洪水浸水想定区域」へと変更された。

本市の洪水浸水想定河川は、洪水予報指定河川の荒川であるが、本市では、国土交通省が平成28年に公表した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」を用いて「北本市洪水ハザードマップ」の見直しを行った。

荒川について指定・公表されている洪水浸水想定区域は、次のとおりである。

■荒川の洪水浸水想定区域について

指定河川名	洪水浸水想定区域図名	作成者	指定年月日	告示番号	指定の前提となる降雨
荒川	荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	H28.5.30	国土交通省 関東地方整備局 告示第215号	荒川流域の72時間 総雨量632mm

《参考》

- ◆「洪水予報指定河川」とは
国土交通省は、洪水が発生するおそれがある場合に、一般にそれを円滑に周知するために、2以上の都道府県にわたる河川又は流域面積の大きい河川で大きな損害が生じるおそれがある河川を、洪水予報指定河川として指定しています。洪水予報指定河川では、洪水が発生するおそれがある場合に、気象庁が降水量などの気象を、国土交通省が河川の水位又は流量をそれぞれ予測し、両者が共同で地域住民へ洪水注意報・警報等の洪水に関する情報を提供する。
- ◆「水位周知河川」とは
国土交通省及び都道府県は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがある河川を、水位周知河川に指定している。この水位情報周知河川では、避難判断水位を定めて、この水位に到達した旨の情報を通知・周知する。

なお、平成25年の水防法改正では、浸水想定区域内にあり、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保又は洪水時の浸水の防止を図る必要がある施設として地域防災計画に名称及び所在地を記載された地下街等、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）、大規模工場等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等を行うこととなり、市からは当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に洪水予報等が直接伝達されることとなった。

2 浸水想定区域

(1) 外水はん濫想定区域（荒川洪水浸水想定区域）

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所は、水防法の規定に定められた想定最大規模降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）を前提に、荒川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めている。

本市における荒川洪水浸水想定区域は、荒川に接する市域の西側地域と鴻巣市と接する市域の北東地域に大きく分かれるが、西側地域の場合、荒川の決壊直後にはん濫水が到達するのに対し、北東地域の場合、本市の上流域（荒川左岸70km付近）で決壊し地盤の低い地形に沿って流下するはん濫水は、決壊から最短で約8時間程度で到達すると想定されている。

浸水地域は、西側地域の場合、荒川に接する高尾地区、荒井地区、石戸宿地区及び北本自然観察公園敷地内の低地周辺が浸水想定区域となっている。これらの地域は、最大浸水深が5m以上～10m未満になる地域もあるが、地域の多くは農地などに利用されている。

北東地域の場合、鴻巣市と接する旧谷田川から八ツ田用水、赤堀川に沿った地域が浸水するが、これらの地域には市の防災拠点である宮内中、北本市体育センター及び北本総合公園が位置し、県立北本高等学校も含まれる。浸水深は、一部区域（事業所のテニスコート）で10m以上～20m未満となっているが、大部分は0.5m未満の区域及び0.5m以上～3m未満の区域となっている。

また、それ以外の地域でも、栄地区の南側が一部地域で最大浸水深が3m以上～5m未満で浸水し、高尾4丁目の鴻巣市と接する一部地域も0.5m以上～3m未満で浸水すると想定されている。

(2) 内水はん濫実績区域

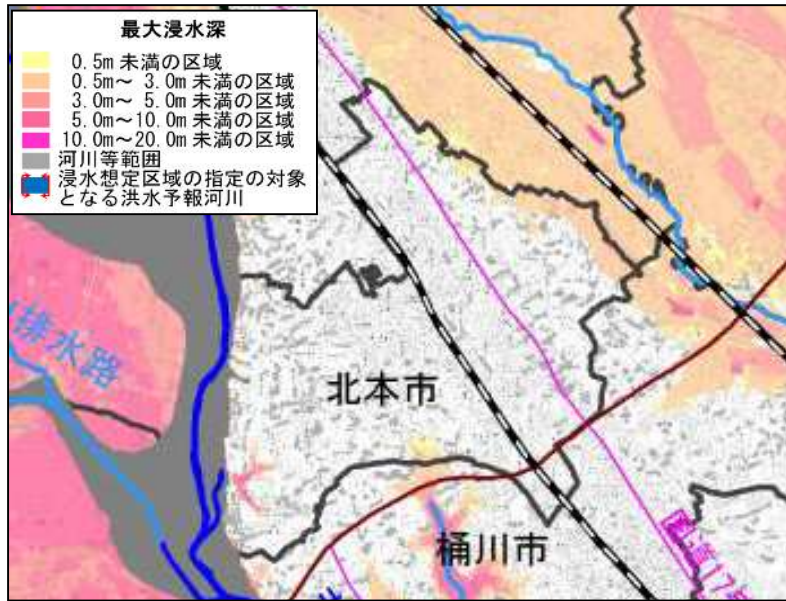
内水とは、一時的に大量の降雨が生じた場合（ゲリラ豪雨等）、公共排水施設等に雨水を排水できず地表面に溜まった水のことである。

本市における内水の浸水実績箇所は、ほとんどが道路の冠水箇所が多く、東間5丁目と東間6丁目の境を通る県道鴻巣桶川さいたま線（中山道）の一部箇所、東間7丁目を通るあずま通りの一部箇所、県道蓮田鴻巣線が通る古市場3丁目と北中丸2丁目の境の一部箇所、下石戸下を通る南小通りの一部箇所があるが、これまでに避難を要するほどの内水はん濫は発生していない。

第1編 総則

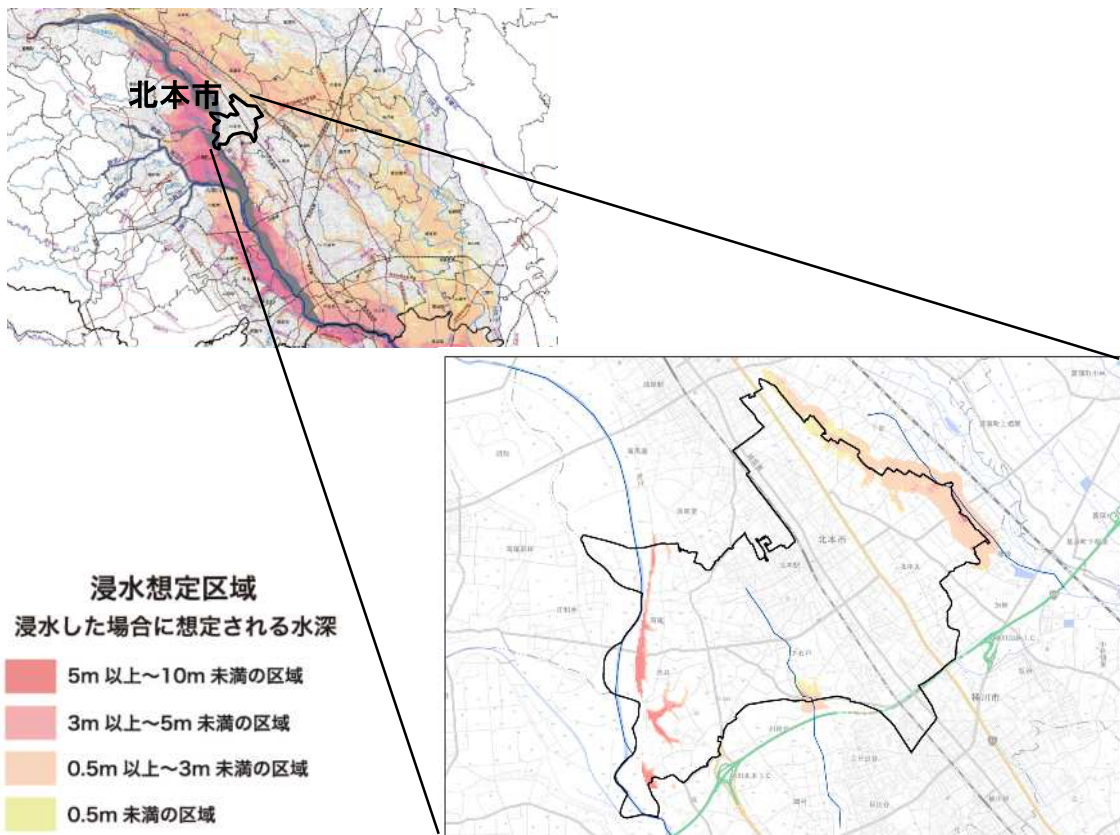
第5節 計画の前提条件及び基本方針

■荒川洪水浸水想定区域図（北本市関連）



資料)「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

■北本市洪水ハザードマップ（基本図イメージ）



第3 土砂災害想定

本市の地形は、おおむね平坦であるが、荒井・石戸宿付近には開析谷が認められ、当該地域に急傾斜地崩壊危険箇所が12か所ある。

また、急傾斜地崩壊危険箇所を対象に「土砂災害防止法」に基づき、知事から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定されている箇所が2か所ある。

1 土砂災害（特別）警戒区域

現在、本市域内で指定を受けている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、次のとおりである。

■土砂災害ハザードマップ荒井6丁目



■土砂災害ハザードマップ石戸宿6丁目



2 要避難者人口

令和5年10月現在、市の土砂災害警戒区域内に建物の立地はあるものの居住する住民はいないことから、要避難者人口はゼロとなっている。

ただし、市は、将来の地域状況の変化に対しても対応可能なように、土砂災害ハザードマップを用いて、周辺住民への危険の周知、警戒避難態勢の整備に努めるものとする。

第4 北本市における防災の方針

1 地震災害

(1) 震災対策の基本的考え方

本市の震災対策は、本市において起こりうる最大規模の地震を想定し、その結果発生すると考えられる被害規模及びその内容を可能な限り具体的に把握することで、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、より具体的な「予防計画」かつ実践的な「応急対策計画」の策定を目的として策定するものである。

(2) 震災対策の目標

ア 県の震災対応の方針

県は、国の想定や調査結果を踏まえ、発生が懸念される南関東の地震の中から、過去に実際に発生した地震でかつ埼玉県に甚大な影響を及ぼす地震を中心に地震被害想定を実施している。

このなかで、今回、新たに深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った「関東平野北西縁断層帯地震」による想定結果は、県内の最大震度は震度7で、震度6弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になることが分かったが、今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%～0.008%と極めて低いため、「関東平野北西縁断層帯地震」は、複数の災害が短期間で起こる「複合災害」の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると位置づけている。

一方、「東京湾北部地震」については、首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定されており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたり、電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存している本県は、大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害を受けおそれもあり、首都機能の低下による影響は全国に波及し、応急・復旧活動にも大きな支障が生じると予想されている。

このため、県では、「東京湾北部地震」を地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけ、他の都道府県や関係団体とともに防災・減災対策に当たることとしている。

なお、ほかの3地震（茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震）への対応は、「東京湾北部地震」への対応に包含される。また、「東京湾北部地震」については、それにより引き起こされる最悪事態（シビアコンディション）を防災関係機関や県民と共有するため、対策の方向性を示すこととしている。

イ 市の震災対応の方針

(7) 地震被害想定結果に対する考え方

①被害の程度

県地震被害想定の結果、本市に最も大きな地震被害をもたらすのは、活断層が本市の直下を通る「関東平野北西縁断層帯地震」であり、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震と考えられる。

次に大きな被害をもたらすのは首都直下型地震に分類される「東京湾北部地震」と想定されている。

②発生確率

- ・「関東平野北西縁断層帯地震」については、前述したように今後30年以内の地震発生確率が0～0.008%と極めて低く、これまでこの規模での地震発生の記録はない。
- ・「東京湾北部地震」は、「茨城県南部地震」と同様に首都直下地震に位置づけられており、今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率は70%と切迫性が高い。

③発生確率と平成28年（2016年）熊本地震

- ・平成28年（2016年）熊本地震の場合、4月14日に発生したM6.8の地震の震源とされる活断層における30年以内の発生確率は不明であり、4月16日のM7.3の地震の震源とされる活断層における30年以内の発生確率は0～0.9%であった。
- ・このように、平成28年（2016年）熊本地震では、30年以内の発生確率が1%未満でも発生した。

④地震被害想定結果に対する本市の考え方

- ・本市においては、市民の生命を含め甚大な被害をもたらす「関東平野北西縁断層帯地震」を想定した防災対策が優先的な課題と考えられる。
- ・ただし、「関東平野北西縁断層帯地震」の被害は甚大であることから、地震防災対策の整備には時間等を要するため、食料などの備蓄や避難施設などの必要な対策について、順次、段階的に整備するとともに、発生が予想される甚大な地震被害を少しでも減少させるための減災目標を設定し、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくものとする。
- ・一方、時間的に切迫性が高いとされるが、相対的に被害の程度が「関東平野北西縁断層帯地震」よりは小さい「東京湾北部地震」に対する防災対策においては、時間的な切迫性から、必要とされる食料などの備蓄や避難施設の整備などを最優先で行うこととし、早急を実施していく。（本市にとっては、「東京湾北部地震」に備えることにより、相対的に被害程度の低い「茨城県南部地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」に対しても対応可能と考えられる。）
- ・なお、本地域防災計画とは別に、関係部局では「関東平野北西縁断層帯地震」における減災目標を設定したロードマップを作成することとし、そのロードマップ上に「東京湾北部地震」対策を組み込むことで、2つの地震への対策を並行して推進することを明確化する。

第1編 総則

第5節 計画の前提条件及び基本方針

(イ) 「東京湾北部地震」に対応可能な防災対策の推進

本市は、想定される大規模地震の中では最も切迫性が高い「東京湾北部地震」に対する防災対策を、優先的に整備するものとする。

本市において「東京湾北部地震」により想定される地震被害、及びそれに対応した主な防災対策は、以下に示すとおりである。

■ 「東京湾北部地震」により想定される地震被害と主な防災対策

被害想定項目		地震被害	主な防災対策	
建物被害	全壊	0棟	▶ 耐震化の推進 ▶ 被災建築物危険度判定体制の整備 ▶ 初期消火体制の整備 ▶ 仮設住宅用地の選定	
	半壊	9棟		
	焼失	18棟		
人的被害	死者	0人	▶ 医療救護班の派遣体制の整備	
	負傷者	2人		
	うち重傷者	0人		
生活支障	避難者	(1日後) 51人 (1週間後) 92人 (1か月後) 51人	▶ 想定される最大避難所避難者数約50人を収容可能な指定避難所の整備 ▶ 想定される最大避難者数100人に対応可能な量の飲料水・食料・生活必需品の備蓄 ▶ 避難情報の多様な伝達手段の整備	
	避難所避難者	(1日後) 31人 (1週間後) 46人 (1か月後) 15人		
	帰宅困難者	(平日) 2,859人 (休日) 2,621人		
ライフライン	上水道	断水人口	612人	▶ 配水管、浄水施設の耐震強化 ▶ 給水体制の整備
	下水道	機能支障人口	7,433人	
	電力	停電人口	55人	▶ 防災拠点における非常電源の確保
	電話	不通回線率	0.06%	▶ 多様な情報伝達手段の整備
		携帯不通率	0.1%	
その他	廃棄物	災害廃棄物	0.4万ト 0.3万m ³	▶ 廃棄物処理体制の整備 ▶ 廃棄物仮置き場候補地の選定

(ウ) 「関東平野北西縁断層帯地震」を対象とした減災目標の設定等

発生した場合は甚大なる被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」に対して、被害の発生を軽減するための減災目標を次表のように設定する。

本市は、この減災目標を達成するため、「北本市住宅・建築物耐震改修促進計画」(平成28年3月改定)を活用するとともに、目標の達成に向けて「自助」・「共助」・「公助」それぞれの立場から、かつ、ハード・ソフトの両面から、日頃からの備えや、いざというときの対処方法などについて、市民、自主防災組織及び企業等に取組の推進を働きかけるものとする。

なお、減災の目標は、10年を目途とし、可能な限り早期の達成を目指すものとする。

■ 「関東平野北西縁断層帯地震」に対する減災目標

減災目標	目標を達成するための対策や項目
死者・負傷者を 約1,000人減少させる。 (約50%の削減)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 建物の耐震化 ▶ 家具類の転倒防止対策の推進 ▶ 自主防災組織、消防団の初期消火力の強化 ▶ 災害時医療体制の整備 など
避難者(1ヶ月後)を 約15,000人減少させる。 (約50%の削減)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 建物の耐震化 ▶ 被災建築物の応急危険度判定体制の整備 ▶ ライフライン施設の耐震化及び被災施設の早期復旧 など

■ 「関東平野北西縁断層帯地震」により想定される地震被害と主な防災対策

被害想定項目		地震被害	主な防災対策	
建物被害	全壊	5,349棟	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化の推進 ・被災建築物危険度判定体制の整備 ・消火体制の整備 ・仮設住宅用地の選定 	
	半壊	4,835棟		
	焼失	3,258棟		
人的被害	死者	358人	<ul style="list-style-type: none"> ・初動医療体制の整備 ・後方医療機関への搬送体制の整備 	
	負傷者	1,676人		
	うち重傷者	489人		
生活支障	避難者	(1日後) 24,155人 (1週間後) 26,491人 (1か月後) 28,994人	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される最大避難所避難者数約15,000人を収容可能な指定避難所整備の推進 ・想定される最大避難所避難者数約15,000人に対応可能な量の飲料水・食料・生活必需品備蓄の推進 ・避難情報の多様な伝達手段の整備 ・避難所運営マニュアルの整備 	
	避難所避難者	(1日後) 14,493人 (1週間後) 13,245人 (1か月後) 8,698人		
	帰宅困難者	(平日) 3,129人 (休日) 2,915人		
ライフライン	上水道	断水人口	50,625人	<ul style="list-style-type: none"> ・配水管、浄水施設の耐震強化 ・給水体制の整備 ・下水道施設の耐震強化 ・仮設トイレの確保 ・防災拠点における非常電源の確保 ・LPガス施設の整備 ・多様な情報伝達手段の整備
	下水道	機能支障人口	13,592人	
	電力	停電人口	68,888人	
	都市ガス	供給停止件数	21,632件	
	電話	不通回線率	16.0%	
		携帯不通率	81.6%	
その他	災害廃棄物	159.4万トン 103.5万m ³	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理体制の整備 ・廃棄物仮置き場候補地の選定 	

2 水害

(1) 水害対策の基本的考え方

本市の水害対策は、浸水被害の最も大きい荒川がはん濫した場合を想定して策定するものとする。

国土交通省関東地方整備局の「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」によると、市の荒川に面した西側地域及び鴻巣市と接する北東地域が浸水すると想定されている。

そのため、本市は、洪水浸水想定区域内の住民を安全に避難させるために、気象情報及び水防情報などをいち早く入手し、迅速に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等を発令するとともに的確な避難誘導を行い、加えて避難支援等関係者による避難行動要支援者の避難誘導により避難所への安全避難を実施する。

なお、洪水浸水想定区域内の住民が、最寄りの避難所（指定緊急避難場所）への避難が時間的に間に合わない場合や夜間の避難など無理な避難所への避難は避け、自宅や隣接建物の2階（あればそれ以上の階）などへ緊急に避難（垂直避難）するよう、日頃から安全確保についての広報を実施する。

《参考》

◆「垂直避難」について

垂直避難とは、災害時に身に危険が迫っているが、安全な場所まで避難する時間がない場合、安全な場所と空間を確保するために上下垂直方向に避難することを言う。例えば、水害の場合、自宅や隣接建物の2階などへ緊急に避難する、あるいは土砂災害の場合、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することをいう。

なお、国土交通省では2013年3月に「洪水ハザードマップ作成の手引き」の改定を行い、従来のハザードマップでは浸水の目安に応じて5段階としていた浸水深ランクを3.0m以上（2階浸水）、0.5m～3.0m未満（1階床上浸水）、0.5m未満（1階床下浸水）の3段階に簡素化して表示し、浸水深0.5m～3.0mの区域では「避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に待避」などとしている。

(2) 水害対策の目標

近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、比較的高度発生する内水はん濫に対しては、迅速かつ効果的な水防活動を実施するため水防体制の強化、水防用資機材の整備を推進するとともに、河川整備及び雨水排水事業を推進し浸水被害の軽減を図る。

また、荒川決壊に伴う外水はん濫に対しては、迅速かつ効果的な水防活動を実施するとともに、住民への情報伝達手段の整備・拡充、状況に応じた迅速な高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の発令、それに伴う自主防災組織など地域コミュニティと連携した指定緊急避難場所への避難誘導など、洪水浸水想定区域内の住民の安全を図るものとする。

3 土砂災害

(1) 土砂災害対策の基本的考え方

土砂災害は、基本的に地震災害と異なり前ぶれもなく突然発生することはなく、台風や集中豪雨などによってもたらされる。

そのため、市は、先を見越した防災行動を展開するため、関係機関と連携し早い段階から気象情報や土砂災害情報等を収集するとともに、遅延のない住民への情報の提供を行い、必要に応じて迅速な避難所の開設を行うものとする。

(2) 土砂災害対策の目標

避難に際しては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本であることから、気象情報や土砂災害警戒情報、現地からの予兆現象等の収集などにより、災害発生のおそれのある時期を見越すとともに、特に避難行動要支援者に留意し、避難の開始が豪雨時や夜間に及ばないように高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の発令に努める。

また、市が作成した「土砂災害ハザードマップ」を活用し、市内の土砂災害（特別）警戒区域の指定状況、大雨時の土砂災害の危険性及び早めの避難による安全確保などについて市民への周知に努める。

4 広域応援に関する方針

本市は災害リスクの少ない地域と考えられているが、東日本大震災の教訓である「想定外は許されない」の考えのもと県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）によると、これまで発生したことはないが「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本市においても甚大な被害の発生が想定され、これに対応するためには、災害予防、応急対策いずれにしても本市の防災能力だけでは限界があると考えられる。そのため、広域的な応援が必要不可欠と考えられ、広域的な防災協定の締結等を推進しているところである。

それに対して、最も切迫性が高く比較的被害も大きいことから防災対策の対象としている「東京湾北部地震」が発生した場合、首都圏全体では3万人以上の重傷者の発生が予測されているが、本県では県下全域で7,215人の負傷者、本市でも2人の負傷者（死者0人）と比較的被害は少ないと予測されている。

そのため、埼玉県地域防災計画では、比較的被害が少ないとされる本県が、全国からの応援業務の拠点として積極的な広域支援を行うものとしている。

本市においても、「東京湾北部地震」が発生した場合は、防災体制をいち早く整えるとともに、県と連携して積極的な広域支援を行うものとする。

また、荒川の決壊による水害についても、国土交通省関東地方整備局の「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」によると、本市の上流域の市町、対岸に位置する市町は、本市に比べ大きな浸水被害の発生が予測されている。

そのため、本市は、これら市町からの避難者を受け入れるなどの支援を行うものとする。

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 市の防災力の強化

第1節 活動体制の強化

大規模地震等が発生した場合、建物倒壊等の被害は広範囲にわたり、同時多発火災や救急救助事象が発生するとともに、ライフラインの被災が被害の拡大をもたらすと予想される。

このため、市においては、初動体制を始めとする活動体制の強化及び広域応援体制の強化による活動体制の整備を図る必要がある。

第1 初動体制の整備

本市では、阪神・淡路大震災、東日本大震災、平成28年（2016年）熊本地震などの大規模地震の教訓に鑑み、特に、夜間・休日等の勤務時間外に大規模地震が発生し、通信の輻輳により職員間の連絡が途絶した場合でも、あらかじめ地震の規模に応じた参集基準を定め、職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報収集や防災対策ができるよう初動体制の整備を推進する。

本市の「初動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 初動配備体制の整備	くらし安全課、各課共通
2 執務環境の整備	くらし安全課、各課共通
3 災害救助法が適用された場合の体制	くらし安全課、各課共通
4 業務継続計画（BCP）	くらし安全課、各課共通
5 災害対応に必要な電源等の確保	くらし安全課、総務課
6 コンピュータシステムやデータのバックアップ対策	くらし安全課、政策推進課
7 応援機関の受入体制の整備	くらし安全課、関係各課

1 初動配備体制の整備

平成28年（2016年）熊本地震、阪神・淡路大震災など、勤務時間外に発生した大規模地震の場合、交通網及び通信網の途絶、職員自身の被災という悪条件のなかで、職員参集の遅れなど、初動対応に支障が生じた。

そのため、本市は、突然の大地震に対しても、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに組織的に活動できるよう、震度5強以上の地震に対しては自動的に災害対策本

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第1節 活動体制の強化

部を立ち上げ、所定の職員（震度6弱以上の地震の場合は、全ての職員）は、動員連絡がなくても自主参集するものとする。

2 執務環境の整備

(1) 災害対策室の整備

市は、大規模災害の発生又は発生のおそれがある場合、市長を本部長とした災害対策本部を災害対策室に設置する。

そのため、災害対策室には、ボード、地図、電話回線等の必要設備を備えておく。

(2) 各執務室の整備

市庁舎、各出先機関等の職員執務室に対しては、書棚やロッカーなどの転倒防止、ガラスの飛散防止、各種機器に対する転倒防止措置等の対策を図る。

(3) 災害対策本部の代替施設の整備

市庁舎が大規模地震等により被災し災害対策本部を設置できなくなった場合、市長の指示する公共施設に災害対策本部を開設する。

代替施設の候補は、文化センターなどの公共施設とし、災害対策本部としての機能の整備を図る。

(4) 代替機能の確保

発災に伴う庁舎の停電、断水等に備え、非常用電源、簡易トイレ等の代替手段の備えを充実させる。

(5) 災害対策要員（職員）用食料、飲料水、備品の備え

発災時において、職員が迅速に執務を執行できるよう、食料、飲料水、備品（必要な生活物資）を最低3日分程度備えておく。

3 災害救助法が適用された場合の体制

市域に災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けて災害救助法に基づく救助事務を実施（または県の実施する救助事務を補助）するものとする。市は、あらかじめ救助体制を定めておくものとする。

4 業務継続計画（BCP）

市は、業務継続計画（BCP）を策定し、発災時は計画に基づき、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務などの非常時優先業務を最優先に実施する。

5 災害対応に必要な電源等の確保

大規模災害による長期停電に備え、庁舎等における災害対策活動を継続するため、必要な電源・燃料を多重化する。

6 コンピュータシステムやデータのバックアップ対策

市は、保有する各種情報システムについて、災害時における継続稼働や重要データのバ

ックアップ対策を講ずる。

7 応援機関の受入体制の整備

市は、外部からの応援を迅速かつ円滑に受援を受け入れる体制を確保するため、広域受援計画の策定に努める。

応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。

防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。情報伝達ルート の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

(1) 専門的技術職員による相互応援体制の整備

市は、他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるための体制を確立する。

■ 応援活動の種類と機関等

種類	活動機関・内容(例)
災害救助に関連する業務	消防、警察、自衛隊による輸送手段、交通路の提供及び確保等
医療応援に関連する業務	医療救護班、DMATの支援、ヘリポートの提供等
被災生活の支援等に関連する業務	物資の応援、応急危険度判定、心のケア等
災害復旧・復興に関連する業務	被災者の一時受入、職員の派遣(事務の補助)等

■ 受入体制の整備

<ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報伝達ルート の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備 ➢ 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報の共有化 ➢ 他の地方公共団体と連携した防災訓練の実施
--

(2) 国及び県などの応援受入体制の整備

市は、国及び県などの応援受け入れに際して災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

■ 受入体制の整備

<ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報伝達ルート の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。 ➢ 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。 ➢ 長期間の救援活動を想定して宿泊施設や炊事施設を考慮するとともに、輸送・交通アクセスの便も考慮する。

(3) 公共的団体からの応援受入体制の整備

市は、公共的団体(「第1編 第2節 第2 8 公共的団体その他防災上重要な施設

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第1節 活動体制の強化

の管理者の役割」(p1-14) 参照) の防災に関する組織の充実を図るための支援及び指導等を通して、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

そのため、活動区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に対し積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

第2 防災協定の充実

本市の「防災協定の充実」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 自治体との相互応援協定の充実	くらし安全課
2 民間事業者・団体との応援協定の充実	くらし安全課、関係各課

1 自治体との相互応援協定の充実

大規模災害が発生した場合、市のみで応急対策活動を完遂することが困難な状況が想定されるため、市は、他市町村との相互応援協定を結び災害時の救援活動体制の充実を図る。

ただし、平成28年(2016年)熊本地震や東日本大震災でも見られたように、大規模災害時には市だけでなく近隣市町村でも同様に救援活動が困難な状況になると考えられるため、県内の隣接しない市町村若しくは遠隔都市との相互応援協定の締結を図るとともに、災害発生時における膨大な業務を処理するため、災害対応経験のある自治体の職員が持つノウハウを活用する視点も含めた協定の締結を図る。

なお、本市が自治体と締結している協定は、以下のとおり。

■自治体との相互応援協定

協定名	協定締結先	締結年月日
災害時等の相互応援に関する協定	福島県会津坂下町	H8. 8. 3
災害時等の相互応援に関する協定	千葉県富津市	H9. 12. 22
災害時等の相互応援に関する協定	茨城県牛久市	H10. 1. 23
災害時相互応援協定	新潟県十日町市	H10. 2. 24
災害時の避難場所相互利用に関する協定書	川島町	H27. 7. 1
災害時等の相互応援に関する協定	蕨崎市	R2. 2. 12
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県及び県内全市町村	H19. 5. 1

2 民間事業者・団体との応援協定の充実

大規模災害時においては、市職員だけで、救出・救助、食料・生活物資の供給及び輸送等の救援活動を実施することは困難であるため、あらかじめ民間事業者・団体との応援協定を結び、迅速・的確な救援活動体制を図る。

なお、本市が民間事業者・団体等と締結している協定は、以下のとおり。

■民間事業者・団体との応援協定

協定名	協定締結先	締結年月日
災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	東日本旅客鉄道株式会社	H25. 10. 1
災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定	(一社)埼玉県LPガス協会 鴻巣支部	H9. 11. 5
広域停電事故による北本市防災行政無線(固定系)の使用に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株)	H11. 12. 15

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第1節 活動体制の強化

協定名	協定締結先	締結年月日
広域的なガス供給停止による北本市防災行政無線（固定系）の使用に関する協定書	東彩ガス(株)	H19.12.1
広域的な断減水による北本市防災行政無線（固定系）の使用に関する協定書	桶川北本水道企業団	H19.12.1
大規模災害時等における電力復旧等に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株)	H23.1.24
災害時における航空機の優先利用に関する協定書	本田航空(株)	H10.2.25
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合	H20.10.29
災害又は事故等における応急対策業務に関する協定書	北本市総合建設業協会	H28.1.15
災害時における物資の輸送に関する協定書	(一社)埼玉県トラック協会 鴻巣支部	H24.7.2
災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書	北本リサイクル事業協同組合	H25.10.23
災害時における支援物資の集積・輸送拠点等に関する協定	日本GLP(株)	R3.7.21
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便(株)	R4.2.28
災害時における放送等に関する協定	(株)ジェイコム北関東	H27.12.3
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R1.5.19
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株) 埼玉事業部	H27.3.12
災害時等における優先協力要請に関する協定書	(株)矢口造園	H20.9.25
災害発生時における北本市と北本市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便局株式会社	R3.2.15
災害時における救援物資提供に関する協定	三国コカ・コーラボトリング (株)	H16.12.8
防災応援型自動販売機設置に関する協定	三国コカ・コーラボトリング (株)	H24.6.12
災害時等における資機材等の優先供給に関する協定	コーエイ(株)	H19.6.7
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	H23.2.25
災害時における生活物資の供給に関する協定	(株)カインズ	H24.10.31
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	さいたま農業協同組合	H24.12.20
災害時における燃料等の供給協力に関する協定	有限会社しんごや石油	H24.6.29
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	H30.2.16
災害時における物資の供給に関する協定	(株)マミーマート	H31.3.1
災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定	三協フロンテア(株)	R1.5.29
災害時における段ボール製品の調達に関する協定	日藤ダンボール(株)	R2.7.9
災害時における物資の供給に関する協定	(株)平和アルミ製作所	R3.7.27

第2編 災害予防計画
 <第1章 市の防災力の強化>
 第1節 活動体制の強化

協定名	協定締結先	締結年月日
災害時における被災者支援に関する協定書	埼玉県行政書士会	H29. 1. 23
災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	H30. 12. 18
災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定	北本市社会福祉協議会	R4. 11. 8
災害時の医療救護活動に関する協定書	桶川北本伊奈地区医師会	H29. 3. 28
災害時の医療救護活動に関する協定書	埼玉県北足立歯科医師会	H29. 3. 28
災害時の医療救護活動に関する協定書	北本市薬剤師会	H29. 3. 28
災害時等における福祉協力等に関する協定書	生活協同組合コープみらい	H23. 2. 25
災害時における福祉協力等に関する協定	社会福祉法人松寿会	H25. 9. 30
災害時における福祉協力等に関する協定	社会福祉法人ピースクエア	H26. 3. 19
災害時における福祉協力等に関する協定	特別養護老人ホームさくら苑	R29. 10. 20
災害時における福祉協力等に関する協定	社会福祉法人一粒	R4. 10. 26
災害時における福祉協力等に関する協定	社会福祉法人千歳会	R4. 11. 17

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第1節 活動体制の強化

第3 職員の防災力の向上

本市の「職員の防災力の向上」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 職員の防災教育	くらし安全課、各課共通
2 職員の家庭における安全対策の徹底	各課共通
3 防災活動マニュアルの整備	くらし安全課、各課共通
4 防災機器操作の習熟	くらし安全課、関係各課

1 職員の防災教育

災害時における適切な判断力を養成し、責任を持って自発的に行動できるように、職員に対して以下の防災教育を実施する。

(1) 職場研修

市は、防災訓練等にあわせて以下の項目について研修会等により防災教育を行う。

特に、災害時の担当職務が平常時の担当職務と異なるとき、定期的の実技修得演習を実施するとともに、※印の事項については、年度当初に所属職員に対し十分に周知し、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

- 地震、風水害等の防災に関する基礎知識
- 北本市地域防災計画の内容と市が実施している防災対策
- 地震等の災害が発生した場合、具体的にとるべき行動に関する知識 (※)
- 職員が果たすべき役割 (職員の動員体制と任務分担) (※)
- 埼玉県地震被害想定調査の内容
- 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- 地震等の防災対策の課題その他必要な事項

(2) その他の研修、講習会

くらし安全課は、必要に応じて研修、講習会を実施するとともに、県又は防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

2 職員の家庭における安全対策の徹底

家庭における安全対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷などにより職員としての防災活動の実施が困難になる。

そのため、職員の家庭における家屋の保守点検、非常持ち出し品の用意などの安全対策が徹底されるよう、定期的に職員に対策の実施を促す。

家庭における主な安全対策を以下に示す。

- ▶ 家具の配置を見直し、家具類や家電製品などの転倒・落下・移動を防止する。
- ▶ 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡方法を話し合う。
- ▶ 「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法を確認する。
- ▶ 備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）とともに非常持ち出し品の点検を行う。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。
- ▶ 住居の耐震性や必要な補強等を確認する。
- ▶ 避難所や安全な避難経路、消火器の設置場所、操作方法を確認する。

3 防災活動マニュアルの整備

くらし安全課は、個々の職員が、発災に際して迅速に応急対策活動を実施できるよう、あらかじめ動員配備基準や職員の参集方法等を記した「災害時職員対応マニュアル（改訂版）」を作成している。

なお、防災活動マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて毎年検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

「災害時職員対応マニュアル（改訂版）」の記載内容は、次のとおりである。

- ▶ 活動体制の種別及び配備区
- ▶ 災害対策本部の組織及び事務分掌
- ▶ 活動区分
- ▶ 参集区分
- ▶ 参集時の心得
- ▶ 地震発生時におけるフロー 等

4 防災機器操作の習熟

救助資機材及び浄水器等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

第2節 緊急対応活動のための準備

大規模災害の発災時には迅速な情報の収集・伝達、消防活動、救出救助・救急活動、医療救護活動及び避難活動など、人命を守るための緊急対応活動を最優先で実施することが重要である。

そのため、市及び防災関係機関は、日頃から緊急対応活動を迅速に実施できるように準備に努めるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達体制の整備

大規模地震が発生した場合、市及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を迅速かつ的確に収集伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。

特に通常の勤務時間以外に地震が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術が災害情報システムに適用することが可能になり、こうした成果を踏まえる必要もある。また、休日や夜間に地震が発生した場合や、被害が一部に限られた場合でも迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

本市の「災害情報の収集・伝達体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

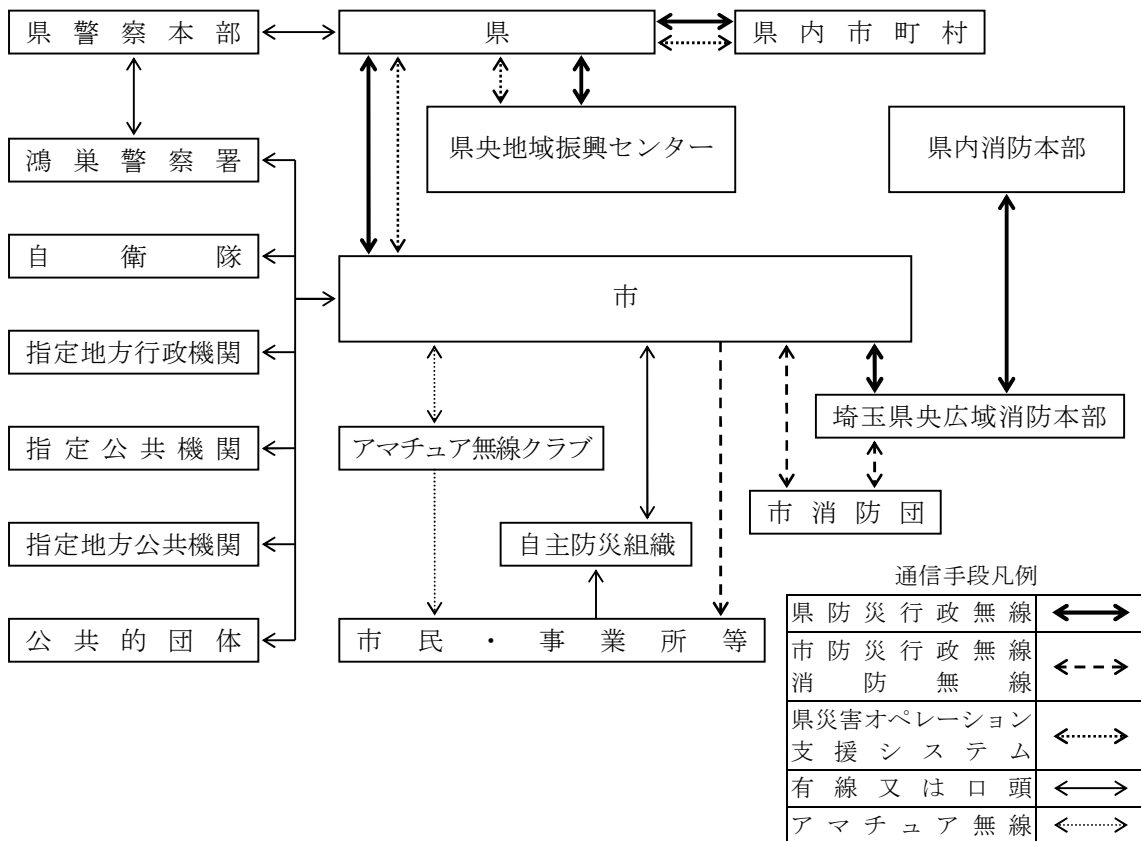
方策	担当部署
1 災害情報連絡体制の整備	くらし安全課
2 被害情報の早期収集体制の整備	くらし安全課
3 通信施設の整備	くらし安全課

1 災害情報連絡体制の整備

本市は、災害時に本市と防災関係機関相互の通信連絡を迅速・的確に行うため、本市の災害情報連絡体制を以下の方策により整備、推進する。

なお、県では、平成28年3月から従来の防災情報システムを見直し、被災情報を可視化して一元的に提供する、災害情報の入力・表示システムである「埼玉県災害オペレーション支援システム」を稼働させており、本市においても、積極的に活用するものとする。

■被害状況等の情報連絡系統



(1) 災害情報ネットワークの構築

本市は、迅速に情報の収集・伝達を実施するのに必要な情報連絡体制の確立に努める。
 なお、災害情報ネットワークにおける通信手段は、以下に示すとおりである。

■防災拠点の機能強化

各防災拠点が迅速に情報を収集し、防災中枢拠点である災害対策本部へ伝達することは、本市が的確な意思決定を実施する上で極めて重要である。
 このため、災害情報のネットワーク化を図るとともに、機器の整備を検討し、各防災拠点の機能強化に努める。

■主な防災拠点（本市関連）

活動項目	担当部署
災害対策活動拠点	市役所災害対策室
避難拠点	・ 広域避難所（指定避難所）、指定緊急避難場所 ・ 指定福祉避難所（総合福祉センター、健康増進センター）
物資備蓄拠点	拠点防災倉庫及び防災倉庫
物資集配拠点	北本市文化センターホール、北本市役所庁舎広場、北本中学校体育館下駐車場
緊急輸送拠点	飛行場場外離着陸場（北本中学校・北本スポーツセンター）

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

■防災関係機関との連携強化

本市及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、ファクス番号等）を相互に通知し、地震災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう日頃から連携を図る。

■本市の主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
	インターネット回線	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部 ～ 全国自治体・防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部 ～ 県・近隣市町村・防災関係機関
	市防災行政無線(固定系)	災害対策本部 → 市内各所
	デジタル簡易無線	災害対策本部 ～ 防災拠点

(2) 通信連絡体制の確立

本市及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

(3) 通信連絡方法の整備

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、インターネット、防災行政無線、デジタル簡易無線、電話及びファクシミリを連絡手段として実施する体制の整備を図る。
また、通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話等の通信手段の活用を図る。

(4) SNSの活用

X（旧ツイッター）、LINE、フェイスブックなどのインターネットを活用した情報収集を図るとともに、情報の真偽を確認することに努める。

(5) 報道機関との連携

大規模災害時においては、地震等発生源情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等、住民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより、社会混乱を最小限にとどめる必要がある。

そのため、市は、大規模災害時における放送について各報道機関との連携に努める。

2 被害情報の早期収集体制の整備

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の報告系統の整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

(1) 情報収集体制の強化

地震発生直後の交通路の遮断、電話の不通等の対策として、バイク、自転車等を利用して被害状況等の情報収集・伝達をすることができるよう体制及び装備機器等の整備を図るとともに、実践的訓練により活動能力の向上に努める。

(2) 自主防災組織等からの情報収集

地震発生直後に、地域的な災害情報の収集を円滑に行うことができるよう、自主防災組織との協力体制の整備を図る。

このため、各地区で構成される自主防災組織について、本市を含めて横断的な情報交換を行うとともに、消防署・消防団との有事の際の連携を目指した訓練・講習会の実施などによって、機能的な防災体制の構築に努める。

(3) アマチュア無線等からの情報収集

地震災害時に有線が途絶した場合の災害情報の収集対策として、アマチュア無線クラブ、タクシー無線局設置者、バス事業者等との協力体制を整備する。

3 通信施設の整備

(1) 災害時優先電話の配備の推進

大規模災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、通話が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となることから、市は、あらかじめ市役所、小中学校等の主要な公共施設の電話を災害時優先電話として電話通信会社に登録している。

市は、平素から次の措置を行い、また職員に周知を図り、災害時に有効に活用できるよう努める。

■周知事項

- ▶ 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ▶ 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

☞【資料 5.1】『災害時優先電話登録状況一覧』参照

(2) 災害時用公衆電話の優先設置についての協議

市は、大規模災害の被災者や帰宅困難者が無料で使用することが出来る災害時用公衆電話の優先的設置が可能となるよう NTT 東日本と協定を締結している。

《参考》

◆「災害時用公衆電話」について

NTT（東日本・西日本）が、災害救助法の発動または、それに順ずる事態の発生で使用開始する、施設収容人数 100 人当たり 1 台設置する公衆電話サービスである。

☞【参考資料】『特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話株）』参照

(3) 防災行政無線の整備・強化

市は、防災行政無線を基に情報伝達体制を確立する。

そのため、発災時に支障の生じないよう整備点検に努める。

また、防災行政無線による情報を住民等が確実に把握できるように、防災無線の放送内容のメール配信、電話自動応答サービス、市ホームページへの掲載など、複合的な情報伝達手段を確保する。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

(4) インターネット環境の整備

防災関係機関・団体、避難所等の相互において情報を共有し、迅速な意志決定を行うため、市ホームページの災害情報欄の整備など、インターネット環境を整備する。

現在、市では、市ホームページで「災害時の避難所」、「地震発生時・火災発生時の対応」、「大地震に対する備え」等の情報を市民に提供するとともに、株式会社NTT ドコモ、au (KDDI 株式会社) 及びソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メールサービス (エリアメール) の運用をしており、災害時に、災害情報の提供や市民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から活用方法等について検討しておく。

■緊急速報メールの配信情報

区分	内容
防災情報	緊急災害時の避難指示、避難所開設状況などの情報、火災予防などのお知らせ、その他の危機事案に関する情報
防災行政無線情報	防災行政無線で流した情報
J-ALERT の情報	緊急地震速報、震度速報、気象等の特別警報など

(5) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) の運用

市は、消防庁からの災害に関する情報を瞬時に市民へ提供できるよう、全国瞬時警報システム (J-ALERT) を運用している。

(6) 各種通信設備の使用マニュアルの作成

災害時において、各種通信設備 (特に防災行政無線) を迅速・的確に使用するため、平常時から使用マニュアルを作成し、通信設備の使用方法の習熟を図る。

(7) 通信施設の安全対策

災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進するものとする。

■通信施設の安全対策

項目	内容
非常用電源の確保	停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。
転倒防止対策	災害時に情報通信設備が確実に使用できるよう、各種機器の転倒防止対策を行うとともに、周辺の備品の転倒により機器が使用不能とならないよう、周辺の備品等に対しても転倒防止対策を実施する。
浸水防止対策	多くの一般的な情報通信設備は、耐水性能を有していないため、浸水により機器が使用不能とならないよう、水害に備え、床から最低限の高さを確保し設置する。
通信システムのバックアップ化	災害時に市庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるよう、バックアップコンピュータを別の場所に設置する等、バックアップ体制の整備に努める。

第2 消防活動体制の整備

過去、強風時に火災が発生し、家屋が焼失したことがある。住宅密集地等の市街地に火災が発生した場合、大規模な延焼火災となり、大きな被害をもたらすことが予想される。

このため、市は、埼玉県央広域消防本部（以下「消防本部」という。）と連携して、消防施設の整備充実、消防団員の教養訓練等を実施して、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の実をあげ、市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するものとする。

本市の「消防活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 消防力・消防水利の強化	消防本部、くらし安全課
2 初期消火体制等の強化	消防本部、くらし安全課

1 消防力・消防水利の強化

「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」に基づき、消防施設（消防車両を含む）、消防水利等の整備の充実を図る。また、消防自動車、防火水槽等の性能点検を実施し、常にその性能の維持向上を図り、災害時にこれらが適切に機能するよう努める。

（1）消防体制の充実

ア 消防体制の確立

常備消防力は、3市による広域消防で、1本部、3消防署、6消防分署を有し、本市には北本消防署と北本東分署が配置され、火災の予防・警戒・鎮圧等の消防業務に当たっている。また、市の消防団は、火災発生等の場合に地域の防火活動の中核として初期消火、避難誘導等のほか、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するなど、地域の防災リーダーとして重要な役割を担っている。

イ 消防団の育成

市の消防団は、消防団本部と6消防分団 129名、計 135名で構成されており、常備消防の活動を補佐し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。

消防本部及び市は、消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるため、実戦的な教育訓練を実施するとともに、市民への防災指導に努める。

また、消防団の活性化に向けて、消防団活性化総合計画の策定に努め、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層・女性層の団員の参加促進、分団制度の活用等消防団の活性化を図る。

ウ 消防施設等の整備充実

市は、消防力の現勢等を把握し、消防本部と連携して「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するように消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図るとともに、消防団に必要な消防資機材、消防団詰所、ポンプ自動車等の計画的な更新を図り、

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

その推進を図る。また、災害により消火栓が機能しない場合に備えて、計画的に防火水槽の増設を進めるとともに、河川等の自然水利の活用を図る。

(2) 消防水利及び進入路の確保

ア 消火栓が使えない場合の対策

火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性のある防火水槽の整備、河川やプール等の水利の確保をより一層推進していく。

☞【資料 6.1】『消防水利現有状況』参照

イ 地域の状況に対応した消防水利の配置

消火栓や防火水槽などの消防水利の設置は、市街地など地域状況を勘案して配置する。

ウ 住宅密集地の道路状況の点検及び拡幅や隅切り等による進入路の整備

非常時に消防車両等のアクセスが迅速にできるように、住宅密集地の道路状況の点検及び拡幅や隅切り等による進入路の整備に努める。

(3) 協力応援体制の確立

ア 他の消防機関の応援受け入れ及び円滑に活動するために必要な支援

消防本部は、自らの消防力だけでは対応できない場合を想定し、「埼玉県下消防相互応援協定」を締結している。消防本部及び市は、他の消防機関の応援受け入れのための体制を整備しておくものとする。

イ 自主防災組織の育成と活性化

消防活動に当たっては、消防団はもとより自主防災組織の協力が重要となる。そのため、消防本部及び市は、日頃から、その協力方法・体制について協議し、整備しておくものとする。

2 初期消火体制等の強化

(1) 市民の初期消火力の強化

大規模地震では同時多発火災の発生が予想され、消防本部の消防力にも限界がある。そのため、消防本部は、消防団及び自主防災組織を中心に、地域住民の協力による消火器、バケツリレー消火等の初期消火や応急手当による応急救護、簡易救助資器材を使った救助が一体的かつ組織的に活動できるよう、地域の初期消火、応急救護、救助体制の充実を図る。

(2) 事業所の初期消火力の強化

消防本部は、市内の事業所に対して、地震発生直後の初期消火等に対応できるよう初期消火器具等の整備、強化を指導し、自衛消防体制の確立、強化を図るよう指導する。

(3) 市民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育や防災訓練を行い、市民の防災行動力を高めていくとともに、家庭、自主防災組織、事業所等の協力及び連携を促進し、地域における総合防災体制を強化していく。

第3 救出救助、救急体制の整備

本市の「救出救助、救急体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 活動体制の整備	消防本部
2 救出用資機材の整備	消防本部、関係各課
3 応急手当法の普及啓発	消防本部
4 トリアージの習熟	消防本部

1 活動体制の整備

大規模かつ多様化する救助、救急需要に対応するため、救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種訓練を実施し、救助及び救急体制の強化を図る。

2 救出用資機材の整備

多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対応するため、救助工作車、高規格救急車及び救出用資機材を計画的に整備するとともに、重機等については市内の建設業者の所有する機材を借り上げるなど協力体制を確立する。

3 応急手当法の普及啓発

適切な応急手当を負傷者や急病人に施すことは、その生命や身体を守るために極めて重要である。そのため、消防本部は、市内在住又は在勤者を対象に普通救命講習や応急手当講習会を開催して、できるだけ多くの住民が応急手当法を習熟できるよう努める。

4 トリアージの習熟

同時に多数の負傷者が発生した場合、消防本部は、医療機関等と連携しながら負傷者のトリアージを行うこととなる。そのため、平常時から桶川北本伊奈地区医師会等の協力を得ながら、トリアージの訓練・研修により要員の育成・強化を図る。

《参考》

◆「トリアージ」について

多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を緊急度と重症度により選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術をいう。少数の医療スタッフ、限られた医療資源を活用し、救命可能な患者をまず選定して治療することを目的とする。

☞【資料 7.4】『トリアージタグ』参照

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

第4 医療救護体制の整備

本市において最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、死者が358人、負傷者が1,676人（うち重傷者数489人）と、大きな人的被害の発生が予想されており、市は、これら多数の負傷者に対し迅速かつ的確に医療救護を実施しなければならない。

本市の「医療救護体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災医療システムの整備	健康づくり課
2 初動医療体制の整備	健康づくり課、くらし安全課
3 後方医療体制の整備	くらし安全課、健康づくり課
4 要配慮者に対する医療対策	健康づくり課、障がい福祉課、子育て支援課、保育課、高齢介護課
5 医薬品等の確保	健康づくり課

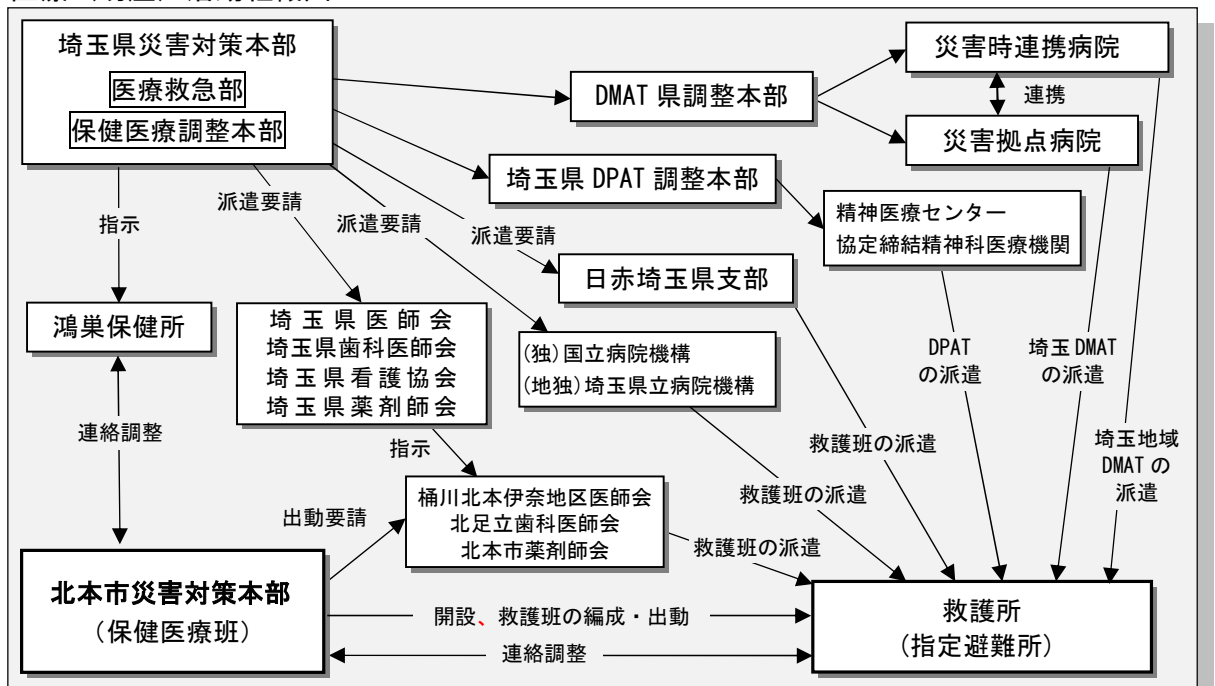
1 防災医療システムの調整・把握

大規模災害時における市災害対策本部、救護所、救急医療機関及びその他関連する防災関係機関との十分な情報連絡機能を確保するため医療情報の連絡体制の整備を図る。

(1) 医療情報ネットワークの構築

市は、災害時に医療情報を迅速に収集・伝達・共有するため、平時より鴻巣保健所、避難所施設（救護所）及び桶川北本伊奈地区医師会等の防災関係機関との間で情報ネットワークの構築に努める。

■医療（助産）活動組織図



参考)「埼玉県地域防災計画」(令和5年3月 埼玉県防災会議)

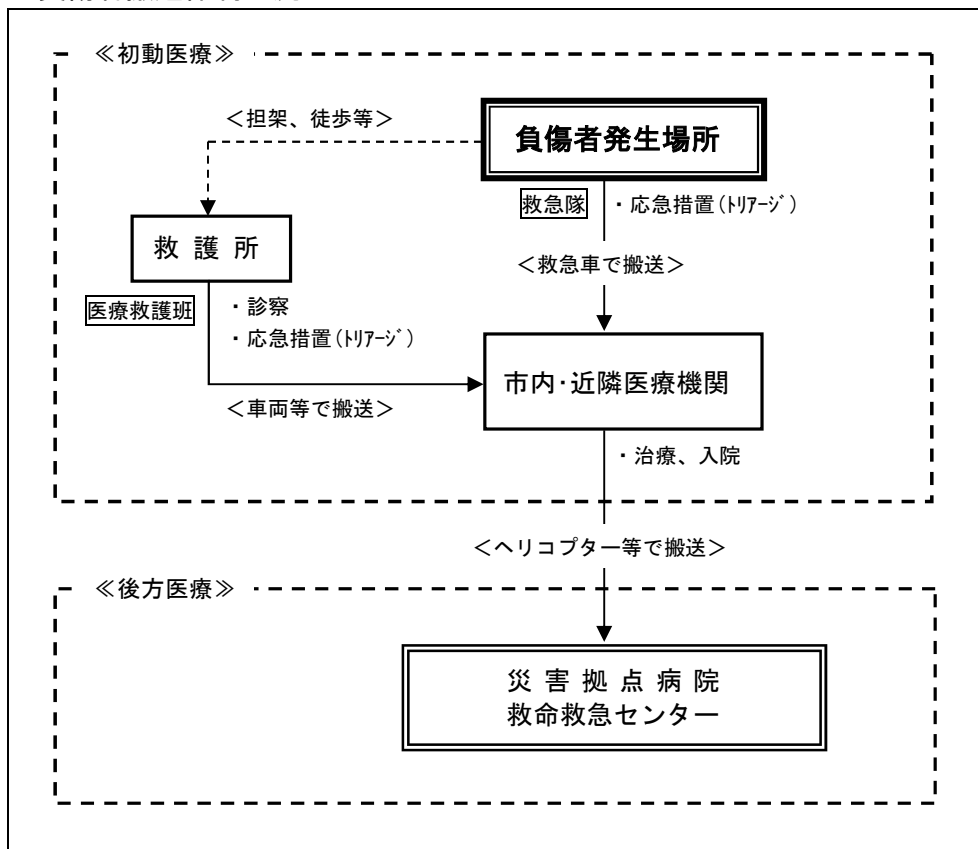
(2) 通信体制

大規模災害時に、医療情報を救護所及び救急医療機関に対して迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

2 初動医療体制の整備

初動期の医療は、災害発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

■負傷者搬送体制の流れ



《参考》

◆「災害拠点病院」とは

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能、院内の水や電気等のライフラインの維持機能、及び災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能等を持つ。

◆「救命救急センター」とは

急性心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷など、二次救急で対応できない複数診療科領域の重篤な患者に対し高度な医療技術を提供する三次救急医療機関である。

☞【資料 7.1】『救急病院・救急診療所一覧（鴻巣保健所管内）』参照

☞【資料 7.2】『災害拠点病院（埼玉県）』参照

☞【資料 7.3】『救命救急センター（埼玉県）』参照

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

(1) 初動医療体制の整備

市は、桶川北本伊奈地区医師会、北足立歯科医師会、北本市薬剤師会、埼玉県央広域消防本部及び市内の自主防災組織と協議し、事前に次の項目について計画を定めることとする。

ア 救護所の整備

公共施設等に救護所を設置する体制を整備する。また、災害発生状況にあわせて救護所を増設できる体制を検討する。

イ 医療救護班の編成、出動

災害発生時には保険医療活動チームを編成し、応急医療活動に当たることとなっている。

市は、災害発生時に医療救護班の迅速な応援が得られるよう、平素から県と協議を行っておく。

(2) 広域的医療協力体制の整備

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら多量の医療救護需要を賄うため、応急医療活動に必要な物資の提供や要員の派遣について、他の地方公共団体と応援協定を締結しており、引き続き県内外の他市町村と災害時医療協力体制の整備を図る。

☞【資料 2.1】『【国、県及び市町村関連】災害時応援協定一覧』参照

(3) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、医療救護班の活動を支援できるように、消防本部が定期的実施する「普通救命講習」等への受講を啓発する。

3 後方医療体制の調整・把握

(1) 後方医療支援体制の確立

市は、避難所等に設置した救護所や市内の救急医療機関では対応できない重傷患者や、高度救命措置が必要な患者等を、後方にて治療対応する広域後方医療支援について、県との連携体制を図る。

(2) 搬送体制の整備

救護所から市内の救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

(3) 緊急時ヘリコプター離発着場の設置

災害時には、道路が寸断される危険性や道路渋滞の危険性が懸念される。このような場合においても最大限の搬送活動が行えるよう、県、自衛隊等のヘリコプターによる搬送が適切に行える離発着場の整備を図る。

☞【資料 8.2】『飛行場場外離着陸場一覧』参照

4 要配慮者に対する医療対策

避難所や被災家屋等での長期にわたる不自由な生活は、被災住民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。特に、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への影響が大きく、このため、心身への健康障がいの発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策が必要となる。

（1）巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅避難者等に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

（2）メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、県等関係機関と協力しメンタルケア対策の推進を図る。

（3）透析患者への対策

透析患者への医療を確保するため、医療機関等が整備した体制をもとに、透析患者の把握、専門医療機関の受け入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などを協力して行う。

（4）ぼうこう又は直腸機能障がい者への対策

県（福祉部障害者福祉推進課）は、大規模災害時に、ストーマ用装具を必要とするぼうこう・直腸障がい者が、避難所での生活にストーマ用装具を使用することができるようランニング備蓄を行っている。

市は、被災したぼうこう又は直腸障がい者に対して迅速なストーマ装具の提供ができるよう、県のランニング備蓄の活用について協力体制の整備を図る。

《参考》

◆「ランニング備蓄」とは

卸売業者が流通過程で保管している物資を活用する備蓄方法のこと。

（5）人工呼吸器使用者への対策

人工呼吸器使用者にとって、災害時の停電は命に直結し、避難行動も周到な準備が必要である。そのため、市は、災害時に人工呼吸器使用者を支援する体制について整備を図る。

5 医薬品等の確保

市は、災害時に医薬品が不足することを考慮して、医薬品取扱業者等から速やかに調達できるよう、北本市薬剤師会との連携に努める。

北本市薬剤師会との連携だけでは対応できない場合を想定し、各医療機関に備蓄されている医薬品及び医療用資器材の使用についても協力体制の整備を図る。

なお、市では、避難所に指定している小・中学校等の防災倉庫に救急箱を備蓄しており、引き続き必要な医薬品等の備蓄を図る。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

第5 避難活動体制の整備

災害の発生に伴い、市民の安全を確保し、被災者を一時収容するため、あらかじめ安全な施設や避難のための道路を確保しておく必要がある。

そのため、市は、浸水被害や地震被害に対応可能な施設を、指定緊急避難場所及び指定避難所として指定するとともに避難路についても調査・選定を行う。

本市の「避難活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 避難所等の指定	くらし安全課、関係各課
2 避難所の安全確保	くらし安全課、教育総務課、関係各課
3 指定福祉避難所の設置	くらし安全課、 <u>共生福祉課</u> 、障がい福祉課、高齢介護課、関係各課
4 避難誘導體制の整備	くらし安全課、関係各課
5 避難所の管理運営体制の整備	くらし安全課、市民課、 <u>共生福祉課</u> 、健康づくり課、教育総務課、学校教育課、関係各課
6 広域避難者の受入体制の整備	くらし安全課、 <u>共生福祉課</u> 、健康づくり課、教育総務課、関係各課
7 広域避難協力応援協定の確立	くらし安全課

1 避難所等の指定

市は、改正災対法（平成25年法律第54号）に定める「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」の指定について、以下に定める。

(1) 指定避難所の指定（改正災対法第49条の7）

市は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための指定避難所を指定し、地域住民に周知徹底を図る。

市では、これまで市が指定している広域避難所14施設から、洪水浸水想定区域外に位置し、かつ耐震化されている12施設を指定避難所として指定した。

指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

■指定避難所の指定基準

- 原則として、自治会又は学区を単位として指定すること。
- 原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校等）を指定すること。
- 余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- 発災後、被災者の受け入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- 物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- 環境衛生上、問題のないこと。

☞【資料9.1】『指定避難所一覧』参照

(2) 指定緊急避難場所の指定（災対法第49条の4）

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに被災者の安全を確保するための施設又は場所を、指定緊急避難場所として指定し、地域住民への周知徹底を図る。

■指定緊急避難場所として対象となる災害

災害種区分	本市への 該当の有無	備考
洪水	○	市の西側境界を流れる荒川が洪水予報指定河川に指定されており、洪水被害により避難者の発生が予想されている。 ☞【参考資料】「北本市洪水ハザードマップ」
崖崩れ、 土石流 及び地滑り	○ (崖崩れ)	市内には急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が各々2箇所指定されている。 ☞【参考資料】「北本市土砂災害ハザードマップ」
高潮	×	市は、高潮による影響を受けない。
地震	○	市は、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、最大で28,994人（1か月後）の避難者が発生すると予測されている。 ☞【参考資料】「北本市地震ハザードマップ」
津波	×	市は、津波による影響を受けない。
大規模な火事	○	市内には大規模地震等による火災で延焼の危険性が高い住宅密集地があり、住民が安全を確保できる避難施設を指定する。
内水はん濫	○	市内で内水はん濫が発生した場合に、住民が安全を確保できる避難施設を指定する。
火山現象	×	市は、火山噴火による避難事象は発生しない。

☞【資料9.2】『指定緊急避難場所一覧』参照

■指定緊急避難場所の指定基準

<p>地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の①、②の条件を満たすこと。 地震を対象とする避難場所については、次の①～④の全ての条件を満たすこと。</p> <p>① 切迫した状況において、速やかに開設される管理体制又は開放されていること。 ② 他の法律等により危険区域や更なる災害発生のおそれがない区域に立地していること。 ③ 建物の場合は耐震基準を満たしており、安全な構造であること。 ④ 地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がない土地・区域であること。</p>
--

(3) 広域避難所及び地域避難所

市がこれまで避難所として指定している広域避難所には、防災備蓄倉庫が整備されており、災害時にいち早く駆けつけ避難所の管理・運営に当たる避難所担当職員もあらかじめ指名されている。

そのため、市は、広域避難所を災害の状況を見極めながら利用していくものとする。

また、自主防災組織などが地域の避難施設として位置付けていた地域避難所については、耐震性などの防災性を考慮して今後見直していくものとする。

☞【資料9.4】『地域避難所一覧』参照

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

(4) 避難路の確保

ア 避難路の指定

市は、避難所の指定に伴い、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努めるものとする。

また、指定緊急避難場所への避難路についても、下の基準に基づき避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

■避難路の選定基準

- 避難路は、幅員 15m以上の道路又は幅員 10m以上の緑道とする。
- 避難路は、相互に交差しないものとする。
- 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- 避難路の選定に当たっては、住民の理解と協力を得る。
- 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

イ 避難路沿いの安全確保

大規模地震時に、道路沿いの建物（主として老朽化した木造建物）が倒壊すると、道路を閉塞し、避難等に支障を生ずることになる。また、ブロック塀・石塀の倒壊によって多くの死傷者が発生し、その危険性が指摘されている。

このため、市は、「北本市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱」等を活用し、既存木造住宅の耐震化を促進するとともに、地区計画制度、「北本市建築行為に係る後退用地等の整備要綱」、緑地協定等により、狹隘道路の拡幅、生活道路沿いにあるブロック塀の生け垣化や行き止まり道路の解消を図るほか、街路樹の整備、沿道建物の耐震・不燃化等を推進し、避難路沿いの安全確保を推進するものとする。

☞【資料 1.8】『北本市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱』参照

(5) 避難所等の周知

市は、広報紙、防災マップ（各種ハザードマップ）等により、市民に対し避難所等の周知徹底を図るとともに、案内板、標識等を設置し、来訪者に対しても避難所等の周知に努める。

(6) 自主防災組織等による空き地等の把握

災害発生時に一時的に退避するための場所又は初期消火、救出、救護等の自主防災活動を始めるために集合する場所で、公園などの広場や緑地等を活用し、自主防災組織等が自主防災活動を通じて把握する。

■把握する空地の目安

- 高齢者や子どもを含む全ての人にとって避難が容易な場所であること。
- 自主防災活動に適した広さの場所であること。
- 地域住民によく知られた、地域に密着した場所であること。

2 避難所の安全確保

(1) 施設管理者との協議

用地・施設管理者と災害発生時の施設の運用について、円滑な開設及び運営ができる

よう、日常から協議し、相互の連絡体制の整備を図るものとする。

また、避難所開設時に必要な物資について、備蓄可能な施設やスペースの提供を協議し、避難所での物資確保ができる体制を整備する。

(2) 有線通信の確保

東日本電信電話株式会社埼玉事業部との協議により、災害時の避難所における災害時用公衆電話回線を確保、増強していく体制を整備する。

(3) 郵便物の集配業務の確保

市は、郵便局と災害時の避難所における郵便物等の集配業務を円滑に行えるよう覚書を交わしている。市は、被災住民の避難先及び被災状況等の情報を提供することにより郵便局の集配業務を円滑に行えるよう情報提供などについて体制の整備を図る。

(4) 避難所の耐震性の向上

市では公共施設の耐震化を積極的に進めており、小・中学校の耐震化については、平成25年度に完了してる。

防災上重要度の高い施設（避難所等）については、今後も耐震性の確保に努める。

また、建築非構造部材の耐震化対策（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止、ブロック塀の安全対策等防災機能の強化）に努める。

3 指定福祉避難所の設置

市は、高齢者、障がい者などの要配慮者に対する二次的避難の利用を目的とした指定福祉避難所の設置促進を図る。

今後、指定福祉避難所を設置する場合には、耐震性や耐火性が高く、バリアフリー化された施設で、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を活用するとともに、災害時の受け入れ体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。

☞【資料 9.3】『指定福祉避難所一覧』参照

4 避難誘導體制の整備

(1) 避難誘導體制の確立

市は、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、地域住民の避難誘導體制（相互の連携、役割分担など）についてあらかじめ定めておくものとする。

(2) 避難誘導方法の習熟

自主防災組織は、災害発生時に混乱を来さないように、市の指導を受けて、災害に応じた最寄りの避難所や避難路について災害発生時の避難誘導計画を作成し、関係職員を含め避難訓練等を通じて地域住民の避難誘導方法について習熟しておく。

(3) 避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備

市は、高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、避難支援等関係者の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導及び避難介助体制の整備に努める（「個別避難計画」の作成）。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

5 避難所の管理運営体制の整備

(1) 運営マニュアルの作成

国は、避難所の運営等に当たって、その取組を進める上で参考となるよう、主に市町村を対象とした「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月、内閣府)を作成した(令和4年4月改定)。また、県においても「避難所の運営に関する指針」が作成されている。

市は、これら指針を参考に避難所運営マニュアルを用いて、関係各課、施設管理者及び自主防災組織に運営方法の習熟を図る。

マニュアル作成・見直し及び避難所運営に当たっては、次の事項に留意する。

■マニュアル作成・見直しに際しての留意事項

- 被災者に安心と安全の場を提供し、生活再建に向けて一歩を踏み出す場とする。
- 被災者自らが、お互いの助け合いや協働の精神により自主的に運営する。
- 避難所を利用する住民が、それぞれの役割を分担しながら共同生活を行う場とする。
- 避難所の運営は、女性参加による女性の視点に配慮したものとする。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者のニーズを踏まえて運営する。
- 避難所に避難者の生活の場とは別に、ペットのための飼養場所を確保する。
- 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

☞【参考資料】「避難所運営マニュアル」

(2) 避難所運営の知識の普及及び訓練

避難所開設の手順及び運営や機器等の操作について、市職員、学校職員、自主防災組織や地域住民が協力して円滑に実行できるよう、情報の共有化、担当者の研修、各施設での実践的な訓練等を実施する。

(3) 避難所機能の充実

市は、避難所における備蓄機能、情報通信機能、救護所機能、炊き出し機能(LPガス、大型鍋等)、空調設備、プライバシー保護に関する設備(間仕切りパネル、簡易更衣室等)の確保など生活環境の改善を検討するとともに、プール、受水槽により、生活用水の確保に努める。

また、停電時の夜間照明を確保するため、各避難所に懐中電灯やランタン等を整備するとともに、発電機については、備蓄制限の厳しいガソリンから、新たな燃料(ガス等)に転換することを検討する。

6 広域避難者の受入体制の整備

市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

そのため、市は、知事から避難者の受入れについて要請があった場合の受け入れ避難所として健康増進センター及び野外活動センターを定める。

また、県と市は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。

なお、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅についても、迅速な提供体制を検討・構築

する。

■臨時避難所に係る留意事項

- 臨時避難所の選定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ・他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう大人数を収容できる施設を優先する。
 - ・耐震・耐火構造のもの。
- 臨時避難所として選定された施設の管理者は必要な時に迅速・円滑に避難所として開設できるよう維持管理に努めるものとする。

7 広域避難協力応援協定の確立

市は、緊急避難に備え、他県において避難者を受け入れてもらえるよう相互応援協定を結び、迅速な救急体制を図る。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

第6 緊急輸送道路の整備

大規模災害時において、救援・救護活動等に必要な人員と物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、本市は、大規模災害時に緊急輸送に用いる道路を指定し、通行の禁止又は制限の実施及び緊急輸送道路の応急復旧資機材に関する整備を推進する。

本市の「緊急輸送道路の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 緊急輸送道路の指定	建設課、建築開発課、くらし安全課
2 緊急輸送道路の緊急啓開・復旧体制の充実	建設課、関係各課
3 通行止め標識等の備え	建設課、くらし安全課

1 緊急輸送道路の指定

(1) 県指定の緊急輸送道路

県が指定している緊急輸送道路のうち本市域を通る緊急輸送道路を以下に示す。

■県指定の緊急輸送道路（本市関連）

[令和2年8月]

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定 緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道17号 戸田市川岸（都境）～鴻巣市箕田 ・ 国道17号上尾道路 さいたま市西区宮前町（16号との交差） ～北本市石戸宿（圏央道との交差） ・ 首都圏中央連絡自動車道 入間市木蓮寺（都境）～幸手市木立（茨城県境）
第二次 緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道17号上尾道路 北本市石戸宿（さいたま鴻巣線との交差点） ～桶川北本インターチェンジ ・ （主要地方道）東松山桶川線 北本市石戸（下石戸上菖蒲線との交差点） ～北本市荒井（さいたま鴻巣線との交差点） ・ （主要地方道）さいたま鴻巣線 北本市荒井（東松山桶川線との交差点） ～北本市荒井（メディアセンター） ・ （主要地方道）さいたま鴻巣線 鴻巣市本町（東松山鴻巣との交差点） ～北本市深井（鴻巣桶川さいたま線との交差点） ・ （一般県道）鴻巣桶川さいたま線 上尾市栄（さいたま市境） ～北本市深井（さいたま鴻巣線との交差点） ・ （一般県道）下石戸上菖蒲線 北本市本宿（17号との交差点） ～北本市石戸（東松山桶川線との交差点） ・ （主要地方道）さいたま鴻巣線 北本市石戸宿（北里大学メディアセンター） ～北本市石戸宿（国道17号上尾道路との交差点）

参考）埼玉県HP「埼玉県の緊急輸送道路」

【資料 8.3】『指定緊急輸送道路図』 参照

(2) 市指定の緊急輸送道路

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、市域内での災害応急活動を円滑に行うため主要な道路を災害時緊急輸送道路として指定している。市指定の緊急輸送道路及び緊急輸送道路の選定基準を以下に示す。

■市指定緊急輸送道路一覧

道路名	市指定区間
市道 101 号線	深井 4 丁目 (市立北小学校) ~ 深井 4 丁目 (国道 17 号線深井 (南) 交差点)
市道 6 号線、市道 104 号線	宮内 4 丁目 (市立宮内中学校) ~ 宮内 4 丁目 (国道 17 号線宮内交差点)
市道 1426 号線、市道 117 号線、市道 116 号線	古市場 1 丁目 (北本総合公園) ~ 宮内 6 丁目 (国道 17 号線北本駅入口交差点)
市道 13 号線	宮内 6 丁目 (国道 17 号線北本駅入口交差点) ~ 北本 1 丁目 (県道鴻巣桶川さいたま線北本駅前交差点)
市道 118 号線	中丸 10 丁目 (市立中丸東小学校) ~ 山中 1 丁目 (県道下石戸上菖蒲線の交差点)
市道 121 号線	本宿 5 丁目 (国道 17 号線本宿五交差点) ~ 中丸 10 丁目 (市道 118 号線との交差点)
市道 2353 号線、市道 2355 号線、市道 128 号線	中丸 6 丁目 (市立東小学校) ~ 中丸 6 丁目 (国道 17 号線中丸交差点)
市道 19 号線、市道 16 号線	緑 3 丁目 (市立南小学校) ~ 中央 2 丁目 (北本駅西口交差点)
市道 12 号線	中央 2 丁目 (北本駅西口交差点) ~ 石戸 3 丁目 (高尾氷川神社入口交差点)
市道 6363 号線、市道 6362 号線	本町 1 丁目 (北本中学入口交差点) ~ 本町 1 丁目 (市役所北西側入口交差点)
市道 6411 号線、市道 6300 号線	本町 7 丁目 (市立西小学校) ~ 高尾 1 丁目 (市道 12 号線との交差点)
市道 3140 号線	栄 1 (市立栄小学校) ~ 下石戸 1 丁目 (県道下石戸上菖蒲線北本団地入口交差点)
市道 3006 号線	荒井 2 丁目 (市立石戸小学校) ~ 荒井 2 丁目 (県道さいたま鴻巣線の交差点)
市道 3052 号線	石戸 9 丁目 (市立西中学校) ~ 荒井 3 丁目 (県道さいたま鴻巣線の交差点)
市道 125 号線、市道 4161 号線、市道 25 号線	荒井 3 丁目 (県道さいたま鴻巣線の交差点) ~ 石戸宿 1 丁目 (県道さいたま鴻巣線石戸宿一交差点)
市道 3362 号線	下石戸 7 丁目 (県道東松山桶川線との交差点) ~ 下石戸 7 丁目 (G L P 北本)

☞【資料 8.3】『指定緊急輸送道路図』参照

■緊急輸送道路の指定要件

<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市内で幹線道路になっている道路 ➢ 県指定の緊急輸送道路及び下記に示す各施設を結ぶ道路 <ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎 ・市の出先機関 ・市の関係機関 ・避難所、避難場所 ・備蓄倉庫 ・臨時ヘリポート ・輸送の拠点となる施設 (救援物資の集配拠点) など
--

(3) 緊急輸送道路及び沿線の整備

ア 緊急輸送道路の耐震強化

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき耐震性の向上などを図る。

イ 沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化の促進

市及び県は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化を促進し、地震による道路を塞ぐおそれのある建築物の発生を少なくするように努めるもの

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

とする。

(4) 市民への周知

本市は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時から市民へ周知する。

また、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

2 緊急輸送道路の啓開・復旧体制の充実

(1) 応急復旧時の活動体制の整備

本市は、緊急輸送道路の啓開・復旧を迅速に行うため北本市総合建設業協会と協定を締結しており、今後、協力体制を推進するものとする。

なお、緊急輸送道路のなかで、市以外が管理する道路は別途道路管理者と協議する。

☞【資料 2.4】『【土木建築、輸送関連】災害時応援協定一覧』参照

☞【参考資料】『災害又は事故等における応急対策業務に関する協定書
(北本市総合建設業協会)』参照

(2) 道路交通情報の収集及び広報体制

本市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対して的確に情報伝達ができる体制を整え、県及び防災関係機関との連携体制の整備に努める。

(3) 応急復旧用資機材の整備

本市は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

3 通行止め標識等の備え

災害時、市が管理する道路について、道路法第46条に基づく道路交通の禁止又は制限を行う場合がある。その際、標識等を設置し利用者に周知を図る必要があるため、あらかじめ通行止め等の標識を備えておくものとする。

第7 緊急輸送体制の整備

大規模災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。このため、市は緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

本市の「緊急輸送体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 輸送車両の増強	くらし安全課、総務課
2 調達体制の整備	くらし安全課、関係各課
3 緊急通行車両の事前届出の推進	くらし安全課、関係各課
4 その他の輸送手段の確保	くらし安全課

1 輸送車両の増強

災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、市が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

2 調達体制の整備

くらし安全課は関係各課と連携し、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、大規模災害時に迅速に調達できるよう関係機関、民間業者等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

(1) 車両計画の作成

市は、応急対策を実施する上で、土木建設業者、トラック協会、旅客輸送機関（バス会社等）等民間の所有する車両が必要になる活動について検討し、車両計画を作成する。

(2) 民間業者との協定締結

くらし安全課は、各課が作成した車両計画を取りまとめ、配車計画を作成するとともに、民間業者との間で車両調達協力協定の締結を進め、この協定の締結と同時に、民間業者に対し、緊急通行車両の事前届出について指導する。また、それに伴う燃料についても、ガソリンスタンド等民間業者との間で協力協定の締結を進める。

☞【参考資料】『災害時における物資の輸送に関する協定書（埼玉県トラック協会）』参照

3 緊急通行車両の事前届出の推進

県公安委員会は、大規模災害が発生し緊急の必要がある場合、道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる（災対法第76条第1項）。

そのため、市は、災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の県公安委員会への事前届出を推進する。

☞【様式3】『緊急通行車両関連様式』参照

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

4 その他の輸送手段の確保

くらし安全課は、道路の被災により車両が使用できない場合又は車両による輸送では間に合わない傷病人の輸送などのため、ヘリコプターによる輸送手段が確保できるよう努める。

市は、臨時ヘリポートをあらかじめ指定し、周辺住民、関係機関等に周知するとともに、ヘリコプターの離着陸に必要な環境の整備に努める。

なお、市は、本田航空（株）と、物資輸送に関する協定を締結している。大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、平素から当該機関と十分に協議しておくとともに、市内の販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。

☞【資料 8.2】『飛行場場外離着陸場一覧』参照

☞【参考資料】『災害時等における航空機の優先利用に関する協定書（本田航空株式会社）』参照

第8 帰宅困難者の安全確保体制の整備

本市では毎日約 22,000 人の市民が、他市区町村に通勤・通学（都内へは約 5,000 人）しており、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの市民が帰宅困難になることが予想される。

「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26 年 3 月、埼玉県）によると、本市の帰宅困難者が最も多いと想定されている「関東平野北西縁断層帯地震」の場合、平日で 3,129 人、休日で 2,915 人の帰宅困難者が発生する。そのため、市及び県をはじめ事業者や市民は、それぞれの役割分担を踏まえ帰宅困難者対策を実施する体制を整備する必要がある。

市は、地域の安全確保や地域の事業者の調整など、地域に関する対策を担当し、県は、都県にまたがる事項や複数市町村にまたがる事項など、広域に及ぶ対策を担当し、企業等の民間事業者や市民は、自助を基本としつつ、共助の取組にも努めるものとする。

本市の「帰宅困難者の安全確保体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 帰宅困難者対策の普及啓発	くらし安全課、関係各課
2 帰宅困難者への支援整備	くらし安全課、関係各課
3 企業等における対策	産業観光課、くらし安全課
4 学校等における対策	教育総務課、学校教育課、保育課
5 帰宅支援施設の充実	くらし安全課、関係各課
6 訓練の実施	くらし安全課、関係各課

1 帰宅困難者対策の普及啓発

(1) 一斉帰宅の抑制

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、基本原則「むやみに移動を開始しない」の周知徹底及び「災害用伝言ダイヤル 171」や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

また、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得 7 カ条」の普及を図る。

■徒歩帰宅の心得 7 カ条

【留まる】	{	① 連絡手段、事前に家族で話し合い
	{	② 携帯も、ラジオも必ず予備電池
【知る】	{	③ 日頃から、帰宅経路をシミュレーション
	{	④ 災害時の味方、帰宅支援ステーション
【帰る】	{	⑤ 職場には、小さなリュックとスニーカー
	{	⑥ 帰宅前には、状況確認
	{	⑦ 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

(2) 企業等への要請

職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体等を通じて次の点を要請する。

- 施設の安全化
- 災害時のマニュアルの作成
- 飲料水、食料の確保
- 情報の入手手段の確保
- 従業員等との安否確認手段の確保
- 災害時の水、食料や情報の提供
- 仮泊場所等の確保

2 帰宅困難者への支援整備

(1) 一時滞在施設の確保

市は、災害の発生により鉄道等の公共交通機関が運行停止したため徒歩で帰宅する者のため、また、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保するとともに、飲料水、食料、のぼり旗、看板等の必要な物資を備蓄する。

なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、県防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

市及び県は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

一時滞在施設	第1候補	第2候補	第3候補
	文化センター	東部公民館	北本高校

(2) 鉄道事業者との連携

市は、市域を通る鉄道事業者と平時での協議を行い、鉄道を利用した帰宅困難者のスムーズな受入めに努める。

また、鉄道事業者からの帰宅困難者などの情報に基づき、受入れ公共施設の順位付けを行い、職員の配置等に努める。

☞【参考資料】『災害時における帰宅困難者対応に関する覚書（東日本旅客鉄道(株)）』参照

3 企業等における対策

大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して、帰宅困難者に対する基本原則である「むやみに移動を開始しない」の周知徹底、及び「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行うとともに、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

4 学校等における対策

学校及び保育所は、発災時に園児、児童・生徒の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による園児、児童・生徒の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間保育所又は学校内に留める対策を講ずる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

また、災害時における学校及び保育所と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。なお、学校及び保育所は、原則として公立の学校及び保育所を対象とする（以下も同様である。）。

5 帰宅支援施設の充実

災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を整備し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

《参考》

◆「災害時帰宅支援ステーション」について

大規模災害が発生した際には、電車・バス等の公共交通機関が停止し、多くの人々が職場や学校、外出先からすぐには帰れなくなることが予想される。

このような状況において徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者の帰宅を支援する施設（コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストランやガソリンスタンド等）を「災害時帰宅支援ステーション」という。

「災害時帰宅支援ステーション」は、企業が行政と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、この協定に基づき支援活動を行う拠点として設置される。

6 訓練の実施

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を確認する待機訓練、一定期間が経過し道路等の安全が確保された後の徒歩帰宅訓練や主要駅等における誘導等の混乱防止対策訓練を実施することにより、対策の検証をする。また、訓練を通して市民への啓発のほか、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

第9 被災建築物応急危険度判定体制の整備

大規模な地震により多く建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下から生ずる二次被害を防止するために、早急に被災建築物応急危険度判定を実施することは大変重要である。

このため、本市は被災建築物応急危険度判定を迅速かつ円滑に実施するため、被災建築物応急危険度判定体制の整備を推進する。

☞【資料 1.9】『北本市被災建築物応急危険度判定要綱』参照

本市の「被災建築物応急危険度判定体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市内民間判定士への連絡体制の整備	建築開発課
2 震前判定実施計画の作成	建築開発課
3 判定用資機材の備蓄	建築開発課

1 市内民間判定士への連絡体制の整備

建築開発課は、早急な被災建築物応急危険度判定を実施するため、市内在住の被災建築物応急危険度判定士（ボランティア）との連絡体制を整備するものとする。

また、あらかじめ建築関連団体との協定を結び、判定体制の充実を図る。

なお、本市が民間事業者・団体と締結している協定は以下のとおり。

協定名	協定締結先	締結年月日
北本市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	社団法人埼玉建築士会中央北支部	H25. 4. 2

2 震前判定実施計画の作成

災害時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ優先判定建築物、判定要否判断基準、判定作業計画、参集方法、判定実施方法、県への支援要請方法等についての震前判定実施計画を作成する。

3 判定用資機材の備蓄

被災建築物応急危険度判定実施のための資機材について、備蓄を行い防災倉庫に保管するものとする。

■備蓄品目

・判定ステッカー	・判定調査票	・ヘルメット	・コンベックス
・下げ振り	・クリップボード	・腕章	・クラックスケール他

第10 業務継続体制の整備

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

そのため、市は、行政にとって災害時に必要な業務を継続するとともに業務基盤を早期に立ち上げるため、業務継続計画（BCP）を策定する。

本市の「業務継続体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 業務継続計画（BCP）の策定	くらし安全課、各課共通
2 業務継続に必要な文書等の保存	各課共通

1 業務継続計画（BCP）の策定

（1）BCPの役割

BCPとは、Business Continuity Planの略で、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものであり、業務のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などがある。業務継続の取組は、以下の特徴を持っている。

- 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

（2）庁舎の代替施設

市は、庁舎が被災した場合の代替施設の候補として文化センター等を定めている。

（3）災害時の優先業務の選定及び優先業務実施計画の作成等

各課は、災害時にも継続すべき、市民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす通常業務について優先度を踏まえ選定するとともに、災害時の優先業務実施計画を作成する。

くらし安全課は、各課が定めた計画を踏まえて、全体的な計画を策定し、改訂等の継続的な管理を行う。

2 業務継続に必要な文書等の保存

市は、非常時でも迅速に業務に必要な文書を活用できるよう文書の適正管理を行う。

また、業務継続のために重要な個人情報を含む電子情報のバックアップを確実に行うとともに、適切なデータ管理を行う。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

第3節 生活維持活動のための準備

市は、大規模災害時に被災住民の生活を維持するため、日頃から食料等の備蓄、廃棄物の収集・処理体制の整備、防疫・保健衛生体制の整備、住宅対策の体制整備等を推進する。

第1 広報活動体制の整備

本市の「広報活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災行政無線の使用の習熟	くらし安全課
2 広報マニュアルなどの作成	市長公室、くらし安全課
3 報道機関への広報体制の整備	市長公室
4 避難所における広報体制の整備	市長公室、くらし安全課、関係各課

1 防災行政無線の使用の習熟

発災時においては、防災行政無線を用いた広報活動が主流となる。

そのため、くらし安全課は、防災行政無線の迅速かつ正確な利用ができるよう平常時から個別訓練等により習熟しておく。

2 広報マニュアルなどの作成

災害時においては、様々な情報を防災行政無線等により広報する。そのため、防災行政無線等による広報を迅速に行えるよう住民への注意の呼びかけマニュアルを作成しておく。

また、災害時においては、広報紙による広報が情報の伝達手段として有効であり、特に、生活維持活動を行う上では欠かすことのできない広報媒体であるため、平常時から災害時広報紙の予定稿の作成に努める。

3 報道機関への広報体制の整備

大規模な災害が発生した場合、多数の報道機関が取材に殺到し庁舎内が混乱することが考えられる。一方、報道機関を通じて市内の災害の様子が報道されることは、外部からの救援を円滑にする効果がある。

そのため、報道機関からの取材を円滑化するためプレスセンターを開設し、報道発表及び取材対応の場として利用するなど、広報体制の整備に努める。

4 避難所における広報体制の整備

避難所における広報活動を迅速にできるように、平常時から、テレビ、ラジオ、掲示板、広報紙・ビラ等の配布などの広報手段の整備について検討しておく。

また、市のホームページや緊急速報メールを用いて、避難所住民等に市からの広報情報を提供することも検討する。

第2 給水体制の整備

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要なことであるが、震災時には広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想される。

そのため、市は、平常時から水道設備及び災害時の応急給水体制を整備する。本市の「給水体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 行政備蓄の推進	環境課、桶川北本水道企業団
2 個人備蓄の徹底	くらし安全課
3 井戸の活用	くらし安全課

1 行政備蓄の推進

(1) 実施主体

原則として、桶川北本水道企業団が行い、県がそれを補完するものとする。

(2) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び地震によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

(3) 目標給水量

給水量は、地震発生から3日間は1人1日3リットルを目途とし、その後は次第に水の需要が増えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

飲料水の目標給水量を以下に示す。

■一日当たりの給水目標

発災からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から 3日	3 ℓ/人・日	生命維持に最小必要な水量
4日から10日	20 ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から21日	100 ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
22日から28日	250 ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

出典)「埼玉県地域防災計画」(令和5年3月、埼玉県防災会議)

(4) 飲料水の確保

ア 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定

市は、断水人口想定(「第1編 第5節 第1 2 想定結果」(p1-43)参照)に基づく必要数量等を把握の上、桶川北本水道企業団と連携して給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を策定しておく。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

■目標給水量

災害名	給水時期	給水量		
		断水人口	災害救助従事者	合計
東京湾北部地震	災害発生から3日	612人×3日×3ℓ/人・日 =5,508ℓ (5.5m ³)	100人×3日×3ℓ/人・日 =900ℓ (0.9m ³)	6.4m ³
関東平野北西縁断層帯地震	災害発生から3日	50,625人×3日×3ℓ/人・日 =455,625ℓ (455.6m ³)	<u>384人×3日×3ℓ/人・日</u> <u>=3,456ℓ (3.5m³)</u>	<u>459.1m³</u>

注1) 断水人口は、発災1日後の断水人口（「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年4月））。

注2) 本市の一般職（再任用・技能労務を除く）の職員数は 384人（令和5年4月1日現在）。

■拠点給水所

施設名	所在地	災害時配給水量	最大貯水量
中丸浄水場	中丸6-83	2,590 m ³	5,180m ³
石戸浄水場	下石戸下634	2,119 m ³	4,238m ³

イ 応急給水資機材の備蓄

市及び桶川北本水道企業団は、調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行うとともに、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得ておく。

☞【資料7.5】『応急給水用資機材一覧』参照

(5) 災害時の飲料水確保に関する協定

市は、大規模な災害等により、応急資機材が不足した場合に水道関連事業者等から必要な資機材を調達できるよう協定を締結している。

また、市民への飲料水を確保するため関係事業者と緊急給水等に関する協定を締結している。

■飲料水確保に係る協定の締結

名称	協定締結先	締結年月
広域的な断減水による北本市防災行政無線（固定系）の使用に関する協定	桶川北本水道企業団	H19.12
災害時における救援物資提供に関する協定	三国コカ・コーラボトリング(株)	H16.12
防災応援型自動販売機設置に関する協定	三国コカ・コーラボトリング(株)	H24.6

2 個人備蓄の徹底

大規模な災害が発生した場合、発生直後の給水が困難となることが予想されることから、各家庭において、災害に備えて最低3日分（推奨1週間）の飲料水を備蓄するほか、生活用水として浴槽等へのくみ置きや雨水を貯水するよう、広報紙、市ホームページ等を通じて啓発する。

3 井戸の活用

市民が所有する井戸で、地震災害時に開放できるものを、自主防災組織などの単位で利用できるように災害用井戸として指定し、地震災害時の住民の生活用水の確保を図る。

また、市内の事業所が所有する井戸について、地震災害時に活用できるよう協定の締結等を検討する。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

第3 食料・生活関連物資供給体制の整備

大規模災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達など供給体制の整備を行う。

なお、食料、生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者や避難所生活に配慮した品目を補充していくものとする。

本市の「食料・生活関連物資供給体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 食料供給体制の整備	くらし安全課、 <u>共生福祉課</u> 、 <u>産業観光課</u>
2 生活必需品供給体制の整備	くらし安全課、 <u>共生福祉課</u> 、 <u>産業観光課</u>
3 防災用資機材の備蓄	くらし安全課、関係各課
4 石油類燃料の調達・確保及び安全対策	くらし安全課、 <u>総務課</u>

1 食料供給体制の整備

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が予想される。そのため、平常時から、流通がある程度回復するまでの間の食料供給については、市の備蓄及び関係業者との調達協定の締結等の方法により円滑に供給できる体制を整備しておく。

(1) 食料の備蓄

ア 市の備蓄

(7) 市の備蓄計画

市は、県地域防災計画を参考に、事前に避難者用として1.5日分、災害救助従事者用として3日以上分の食料備蓄を行う。

また、市民の備蓄は、最低3日間（推奨1週間）分を目標とし、周知徹底する。

市の震災に対する食料備蓄については、最も切迫性の高い「東京湾北部地震」に対する備蓄目標は達成しているが、切迫性はないが最も大きな影響を及ぼす「関東平野北西縁断層帯地震」に対しては段階的に備蓄目標の達成に努める（「第1編 第5節 第4 北本市における防災の方針」(p1-48) 参照）。

なお、水害に対する食料備蓄については、震災対策に対する備蓄食料を準用するものとする。

☞【資料 8.1】『防災備蓄品一覧』参照

■県地震被害想定から必要とされる食料の備蓄量

災害名	避難者	災害救助従事者	合計
東京湾北部地震	100人×1.5日×3食 =450食	100人×3日×3食 =900食	1,350食
関東平野北西縁断層帯地震	25,000人×1.5日×3食 =112,500食	384人×3日×3食 =3,456食	115,956食

注1) 本市の一般職（再任用・技能労務を除く）の職員数は384人（令和5年4月1日現在）

注2) 避難者数は、「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年4月、埼玉県）を参考に設定

「関東平野北西縁断層帯地震」の段階的備蓄とは、これまで発生したことがない大規模地震に対して、市が約11万6千食全てを備蓄することは困難なため、まず5年を目途に、発災時に避難所に収容した被災者に対し、1日分（3食）の食料の備蓄を当面の目標とするもので、その内容は、次に示すとおりである。

■「関東平野北西縁断層帯地震」に対する食料の段階的備蓄

5年(食料の消費期限を考慮)を目途に $14,493 \text{ (1日後避難所避難者数)} \times 1日 \times 3食 = 43,479 \text{ 食}$ (目標: 45,000食) を段階的に備蓄する。

注) 市の食料備蓄については、45,000食を備蓄した段階で、その時点で最新の「関東平野北西縁断層帯地震」に対する調査研究成果などを参考に、必要に応じて見直すものとする。

(イ) 備蓄場所

備蓄食料は、拠点防災倉庫及び小・中学校等の広域避難所に設置する防災倉庫に備蓄している。拠点防災倉庫は、耐火建築物で耐火性・耐震性に優れたものとし、次のような立地条件と構造及び設備の条件を満足するものとする。

☞【資料 8.1】『防災備蓄品一覧』参照

■拠点防災倉庫

施設名	所在地
北本市拠点防災倉庫	北本市本町1-111

■拠点防災倉庫が満たす条件

条件	内容
立地条件	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 周辺に危険物を扱う施設がないこと。 ➢ 水害等の危険性のない土地であること。 ➢ 輸送用車両が迅速に運行できる道路に面していること。
構造及び設備の条件	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 備蓄品の搬出が迅速に行い得る構造とすること。 ➢ 上記、構造により難しい場合は、搬出が迅速に行い得る設備、機械等を設けること。 ➢ 停電時においても搬出に支障を来さないよう非常用電源装置を設けること。

(ウ) 備蓄の留意点

備蓄に際しては、次の事柄に留意する。

■備蓄の留意点

<ul style="list-style-type: none"> ➢ 物資を1箇所に集中して備蓄することでその地域が大きな被害を受けると、その内容物が使用できない可能性もあるため、分散して備蓄を行う。 ➢ 高齢者・乳幼児などの要配慮者に配慮した食料の備蓄に努める。 ➢ 食物アレルギーの避難者にも配慮し、アレルギー対応食の備蓄に努める。 ➢ 季節性や地域特性に着目した備蓄に努める。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

イ 県の備蓄計画

県の備蓄計画は、「東京湾北部地震」の被害想定に基づき、避難者用を1.5日以上、災害救助従事者用を3日以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用として1日以上備蓄する計画である。

(2) 食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握のうえ、あらかじめ市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。

特に、備蓄するには不適當なもの（主に保存できないもの）については、市内の生産者、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。

また、災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに輸送業者と協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

■食料確保に係る協定の締結

名称	協定締結先	締結年月
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内全市町村	H19.5
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コブみらい	H23.2.25
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	さいたま農業協同組合	H24.12
災害時における物資の供給に関する協定	(株)マミーマート	H31.3.1
災害時における物資の供給に関する協定	(株)平和アルミ製作所	R3.7.27

(3) 備蓄品目

備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮したものとする。

■備蓄品目の例

- ・主食（アルファ米、レトルトがゆ、缶入パン）
- ・乳児食（粉ミルク、離乳食）
- ・その他（ペットボトル水、缶詰、レトルト食品、カップ麺）

(4) 備蓄品の管理

備蓄品には、数量、賞味期限等の表示を行い、一覧表の掲示等、中身が判断できるように措置するとともに、定期的な点検及び計画的な入れ替えを行い、品質管理に努める。また、資機材についても定期的なメンテナンスを実施し、機能維持に努める。

(5) 炊き出し実施体制の整備

災害時における食料の炊き出しについては、炊き出し実施場所となる各小学校の給食室を活用し、栄養教諭及び給食調理員を中心に社会教育関係団体及びボランティアによる要員の確保を図る。

2 生活必需品供給体制の整備

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が予想される。そのため、県では生活必需品の備蓄についても、県と市町村でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上を備蓄することとしており、本市では、平常時から、流通がある程度回復するまでの間の生活必需品の供給について、市の備蓄及び業者との調達協定の締結等の方法により円滑に供給できる体制を整備しておく。

☞【資料 8.1】『防災備蓄品一覧』参照

(1) 生活必需品の確保

生活必需品の公的備蓄とともに、協定業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。

市では、主な生活必需品である毛布については、最も切迫性の高い「東京湾北部地震」に対する備蓄は達成している。

また、次に掲げる生活必需品について不足するときは、義援物資として広く援助を求める。

■備蓄品目の例

分類	品目例
寝具類	毛布、タオルケット、寝袋など
衣料品・履物類	ジャージ上下、Tシャツ、トレーナー、作業着、下着、サンダルなど
衛生用品	タオル、洗面用具（歯磨き用品、石鹸、ドライシャンプー）、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ（乳幼児用、大人用）など
炊事用具	やかん、鍋、包丁、食器類、卓上コンロ、カセットボンベなど
燃料類	灯油、車両用燃料など
防災用品	ブルーシート、懐中電灯、ラジオ、乾電池、バケツなど

(2) 災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度の援護を実施するかによって質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整えるとともに、協定業者に要請する災害時必要物資に関しては、品目及び量についての計画を今後定めていく。

■民間との協力体制

- あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結する。
- 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年、確認する。
- 災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく。

(3) 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品の種類は、原則として定められているが個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

したがって、災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した紙おむつや生理用品など、また、避難所の感染症予防のため、

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

マスクや手指消毒液等について、平常時から供給品目及び数量について検討しておく。

(4) 救援物資の集積場所の指定

市は、災害時に市内販売業者等から調達した生活必需品や他市町村から搬送される救援物資の集積場所をあらかじめ指定し、災害時に迅速、適切に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、平素から集積スペースの区分、物資の受入れ・仕分け・搬出要員の指名など、必要な措置を行っておくものとする。

なお、救援物資の集積場所の所在地、経路等をあらかじめ県に報告しておく。

■救援物資の集積場所

施設名	所在地	電話番号
北本市文化センターホール	北本市本町1-2-1	048-591-7321
北本市市役所庁舎広場	北本市本町1-111	048-591-1111
北本中学校体育館下駐車場	北本市本町1-1-1	—

3 防災用資機材の備蓄

災害時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために、必要な資機材について備蓄を図るものとする。

備蓄の数量については、「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）による人的被害、建物被害及び避難者数などを考慮して設定する（「第1編 第5節 第1 2 想定結果」（p1-43）参照）。

■備蓄品目

・浄水装置	・発電機	・炊飯器	・かまどセット
・非常用飲料水袋	・投光機	・懐中電灯	・防水シート
・簡易トイレ	・仮設トイレ	・移送用具（リヤカー、担架等）	
・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎりなど）			
・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土嚢袋など）			

4 石油類燃料の調達・確保及び安全対策

市は、庁舎や広域避難所、物資集配拠点等の災害時に特に重要な施設について、災害時における人員及び物資等の輸送、公用車輛等に必要な石油類燃料等の調達、非常用電源（自家発電設備等）や非常用通信手段の整備ができるよう市内の供給業者との協定締結に努め、平常時から連絡調整を行い、災害時における石油類燃料等の調達の確保に努める。

また、消防本部と事前に協議し、仮貯蔵・仮取扱いの実施計画を策定しておく。

5 国によるプッシュ型の物的支援

市は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

加えて、国によるプッシュ型支援に際し、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うよう努める。

第4 遺体の処理、埋・火葬の体制整備

本市において最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、死者数は最大で358人と予想されている。

本市の「遺体の処理、埋・火葬の体制整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 民間事業者との協定締結	市民課、くらし安全課
2 遺体安置所の選定	市民課、くらし安全課
3 遺体の処理・埋葬マニュアルの作成	市民課、環境課

1 民間事業者との協定締結

市民課は、棺、ドライアイス等遺体の処理、埋葬に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握する。

また、市民課は、くらし安全課と連携して業者との間で協定の締結に努める。

2 遺体安置所の選定

大規模災害時においては多くの身元不明の遺体が発生することが予想されるため、二次被害のおそれがない適当な場所（公共建築物等）に遺体の安置所を開設し、遺体を収容する。なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数選定しておく。

3 遺体の処理・埋葬マニュアルの作成

市民課は、環境課と連携して災害時における遺体処理を迅速に行うために、平常時から遺体処理方法を十分理解した上で、遺体の処理・埋葬マニュアルを作成し習熟を図る。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

第5 廃棄物の収集・処理体制の整備

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、がれき、木くず、ごみ、し尿、処理困難物等の災害廃棄物が多量に排出される。

また、避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、本市は、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

環境省では災害廃棄物対策について、平成10年に策定された指針を改定するとともに、平成17年に策定された水害廃棄物対策指針を統合した「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)を策定した。また、平成30年には「災害廃棄物対策指針」を改定しており、本市においても活用するものとする。

本市の「廃棄物の収集・処理体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 ごみ処理体制の整備	環境課、埼玉中部環境保全組合
2 し尿処理体制の整備	環境課、北本地区衛生組合

1 ごみ処理体制の整備

大規模災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、仮置場の確保、収集運搬体制、相互支援体制などのごみ処理体制の整備を図る。

(1) 災害廃棄物発生量の推定

本市に最も切迫性の高いと考えられる「東京湾北部地震」及び本市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本市の災害廃棄物発生量の推定値は、それぞれ以下に示すとおりである。

■災害廃棄物の発生量

推定項目	想定地震	東京湾北部地震	関東平野北西縁断層帯地震
	発生量	重量 (ト)	4,000
	容積 (m ³)	3,000	1,035,000

参考)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)

(2) 仮置場候補地の設定

市は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。

仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

市は災害の場所や規模等に応じて、次の方針による仮置場を選定する。

《仮置場確保に向けた方針》

- ▶ 公用地を中心に仮置場候補地を選定する。
- ▶ 仮置場候補地の選定に当たり、他の計画（避難場所・仮設住宅建設予定地）等との調整を図る。
- ▶ 必要に応じて公有地だけではなく、未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない土地や、二次災害のおそれがない場所等の私有地の活用も検討する。

（3）災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための市民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、市民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

（4）生活ごみ及びし尿の適正処理の体制の確保

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。

生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

（5）広域連携による廃棄物処理

市は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

2 し尿処理体制の整備

災害時には、電気・上下水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などによりし尿の適正処理が不可能となることが予想される。

そのため、市は、仮設トイレ等し尿処理に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

第6 防疫・保健衛生体制の整備

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、衛生指導、検病調査などの防疫活動を円滑に実施することが重要である。

本市の「防疫・保健衛生体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防疫・保健衛生体制の確立	健康づくり課、環境課
2 防疫薬品等の調達計画の確立	健康づくり課、環境課、くらし安全課
4 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発	環境課

1 防疫・保健衛生体制の確立

健康づくり課、環境課は、災害時における防疫・保健衛生体制の確立を図る。

2 防疫薬品等の調達計画の確立

健康づくり課、環境課は、消毒剤、防疫用薬剤、消毒散布用器械、噴霧器など防疫・保健衛生活動に必要な防疫薬品・資機材が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握する。

また、健康づくり課、環境課は、くらし安全課と連携して業者との間で協定の締結に努める。

3 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

(1) 所有者明示に関する普及啓発

市、県、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

(2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市、県、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

第7 住宅対策の体制整備

地震等による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

そのため、被害の状況に応じて迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、建設予定地、資機材の調達及び人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した福祉仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備する。

本市の「住宅対策の体制整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 建設業者との協定締結	建築開発課、くらし安全課
2 応急仮設住宅建設予定地の選定	都市計画課、建築開発課
3 公営住宅等の <u>あっせん</u> 借上げ体制の整備	建築開発課

1 建設業者との協定締結

建築開発課は、応急仮設住宅建設に必要な物資が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握する。

また、建築開発課は、くらし安全課と連携して業者との間で協定の締結に努める。

2 応急仮設住宅建設予定地の選定

(1) 応急仮設住宅の建設戸数

仮設住宅の建設戸数は、全壊、半壊及び焼失により家屋を失った避難者数（1日後避難者）に基づいて推定する。

本市にとって最も切迫性の高いと考えられる「東京湾北部地震」による1日後避難者数は51人、また本市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」による1日後避難者数は24,155人と予測されている。

■ 応急仮設住宅の建設戸数

区分	避難者数 (人)	平均 世帯人数 (人)	避難世帯数 (世帯)	仮設住宅	
				建設戸数 (戸)	用地面積 (㎡)
東京湾北部地震	51	2.1	24	24	1,440
関東平野北西縁断層帯地震	24,155		11,502	11,502	690,120

注1) 平均世帯人数は、住民基本台帳（令和4年10月1日現在）に基づく値である。

注2) 1戸当たりの用地面積を60㎡（建屋面積の2倍を想定）として算定した。

《参考》
 ◆「応急仮設住宅の面積」について
 災害救助法による「応急仮設住宅の供与」では、規格1戸当たりの面積を、29.7㎡（9坪）と定めている。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

(2) 応急仮設住宅用地の選定

都市計画課及び建築開発課は、以下の点を考慮して、応急仮設住宅建設予定地の候補地を公園等の公共用地（必要に応じて、私有地も含め）を対象に候補地の検討を行う。

なお、仮設住宅の候補地は、可能であれば下水道処理区域内から選定するのが望ましく、また、被害が大規模となることを想定して、より多くの予定地を検討しておく必要がある。

■予定地の選定基準

➤ 飲料水が得やすい場所
➤ 保健衛生上適当な場所
➤ 交通の便を考慮した場所
➤ 住居地域と隔離していない場所
➤ 工事車両のアクセスしやすい場所
➤ 既存生活利便施設が近い場所
➤ 造成工事の必要性が低い場所
➤ 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所

■応急仮設住宅の建設予定地

No.	名称	所在地	備考
①	北本市野外活動センター	高尾 9-143	芝生広場 (2,000 m ²) 他
②	中丸公園	中丸 6-82	総面積 (6,973 m ²)
③	中丸スポーツ広場	中丸 9-25	総面積 (14,996 m ²)

3 公営住宅等のあっせん借上げ体制の整備

大規模災害時においては、住宅の確保を目的として、必要に応じて公営住宅等のあっせんを行う必要がある。

そのため、建築開発課は、平常時から公営住宅等のあっせんを打診する住宅についてリストを作成しておき、災害時に迅速に対応できるよう努める。

第8 文教に係る事前対策

市は、大規模災害時において、幼児、児童・生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

本市の「文教に係る事前対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市の事前対策	保育課、教育総務課
2 学校等の事前対策	学校教育課、学校長、保育所長
3 文化財の事前対策	文化財保護課

1 市の事前対策

保育課及び教育総務課は、所管する保育所及び学校を指導及び支援し、災害時の保育及び教育活動を確保するための応急保育計画又は応急教育計画の策定をはじめとする応急対策活動に関する事前対策を推進する。

また、教材用品の調達及び配給の方法については、市教育委員会及び学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

なお、私立学校（幼稚園）に対しては、公立学校に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。

2 学校等の事前対策

保育所長及び学校長は、保育所及び学校の立地環境などを考慮のうえ、災害時における応急保育計画又は応急教育計画を作成するとともに、指導の方法などについても明確な計画を作成する。保育所長及び学校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講ずる。

- 市地域防災計画における保育所及び学校の位置付けを確認し、保育所及び学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討し、その周知を図る。
- 児童・生徒への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。
- 教育委員会、警察署、消防署（消防団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
- 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行う。

3 文化財の事前対策

市は、文化財を災害から保護するため、その管理状況（転倒・倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な指導、助言等を行う。

（1）文化財の現況

市内の国、県及び市の指定文化財は、資料編を参照のこと。

☞【資料 10.2】『指定文化財一覧』参照

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

(2) 文化財の収蔵・保管体制の整備

大規模地震時には、指定文化財及び文化財所有者の建築物の倒壊、展示施設の損壊が予想されるため、次の予防策により文化財の災害予防を図る。

- 収蔵・保管施設の耐震・免震化
- 収蔵・展示・公開している文化財の転倒、落下防止対策等の強化

(3) 防火体制等の整備強化

文化財に対する災害は、そのほとんどが火災が原因であるのが現状である。

文化財の防火対策を徹底するため、消防本部と連携・協力して次の事項について徹底を期するものとする。

区分	内容
防火体制の整備	<ul style="list-style-type: none">➤ 防火管理体制の整備➤ <u>文化財に対する環境の整備</u>➤ <u>火器使用の制限</u>➤ <u>火気の嚴重警戒と早期発見</u>➤ 自衛消防と訓練の実施➤ 火災発生時における措置の徹底
防火設備の整備強化	<ul style="list-style-type: none">➤ <u>火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化</u>➤ <u>消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ、防火水槽等の整備強化</u>➤ <u>避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、防火扉、通路、火除地等の整備強化</u>
災害発生時の緊急的保護体制づくり	<ul style="list-style-type: none">➤ 文化財所蔵・保有者との連絡網の整備➤ 関係機関との連絡網の整備➤ 隣接する地方公共団体との支援体制づくり
その他の対策	<ul style="list-style-type: none">➤ 文化財に対する防災思想の普及徹底のための啓発活動➤ <u>所有者に対する啓発</u>➤ 管理・保護のための指導助言・訓練➤ <u>防災施設に対する助成</u>

第4節 調査研究

第1 防災アセスメント等に関する調査研究

今後地震災害に関する調査研究が進み、また、国及び県による浸水想定区域の見直しが行われ、市における社会環境が大きく変化した時点で、防災アセスメント調査の再調査を検討する。

本市の「防災アセスメント等に関する調査研究」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災アセスメント調査の実施	くらし安全課
2 地区別防災カルテの作成	くらし安全課、関係各課
3 ハザードマップの作成	くらし安全課、関係各課

1 防災アセスメント調査の実施

(1) 災害誘因の検討

災害誘因とは、災害を引き起こす引き金となる自然現象（地震、台風、竜巻等）のことをいう。

ここでは、発生した場合、地域に最も大きな影響を及ぼす地震及び荒川洪水を主な対象として検討作業を実施する。

(2) 災害素因の検討

災害素因とは、災害を大きくする原因として、その地域がもともと有している防災上の弱点をいう。ここでは、地域に内在する災害に対する地域の脆弱性の原因を逐一把握する作業を実施する。

災害素因には、軟弱地盤、低湿地等の自然的な要因と、木造住宅の密集度や老朽化、危険物施設の集中地域等の社会的な要因が挙げられる。

(3) 災害履歴の検討

過去に発生した災害を取り上げ、地域の災害に対する特性を具体的に把握する作業を実施する。

2 地区別防災カルテの作成

地区別防災カルテとは、防災アセスメント調査で明らかになった地域全体の総合的な災害危険度判定から自治会、学校区等の地域単位で十分活用できるような精度で危険地域や、防災関係施設等を表示した地区別防災地図と、地区の防災特性を診断したカルテ部分から構成されるものである。

記載する情報は、以下に例示するものを基本とする。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第4節 調査研究

■地区別防災カルテ（地区別防災地図）に表示する情報（例）

- 災害危険箇所、危険地域
- 地区内の学校、病院、社会福祉施設
- 地区内の避難施設、避難路
- 寝たきり、ひとり暮らし、障がい者等在宅の要配慮者（表示を了解した者について）

3 ハザードマップの作成

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

ハザードマップを利用することにより、災害発生時に市民等は迅速・的確に避難を行うことができるため、災害による被害の低減に当たり非常に有効である。

（1）地震ハザードマップの作成・公表

市は、「埼玉県地震被害想定調査（平成26年4月）」結果の公表、「北本市地域防災計画（平成29年3月）」の改訂内容を踏まえた地震ハザードマップの更新を行い、市内の全世帯並びに事業所等へ配布した。

市は、地震ハザードマップなどを活用し、防災への備えや建物の耐震化、円滑な避難を促すため市民へ周知していく。

☞【参考資料】「北本市地震ハザードマップ」

（2）洪水ハザードマップの作成・公表

市は、荒川が決壊した場合の浸水想定区域（外水はん濫）及び道路冠水箇所（内水はん濫）を明らかにするとともに、避難所等の避難に関する情報を明示した「北本市洪水ハザードマップ」を作成し、市内の全世帯並びに事業所等へ配布した。

市は、洪水ハザードマップなどを活用し、浸水の状況、防災への備えや円滑な避難を促すため市民へ周知していく。

☞【参考資料】「北本市洪水ハザードマップ」

（3）土砂災害ハザードマップの作成・公表

市は、荒井6丁目地区及び石戸宿6丁目地区の土砂災害危険箇所や土砂災害（特別）警戒区域の指定状況を図示し、市から発令される避難情報、地区ごとの避難所などについて明示した「北本市土砂災害ハザードマップ」を作成している。

市は、土砂災害ハザードマップなどを活用し、市内の土砂災害（特別）警戒区域の指定状況、大雨時の土砂災害の危険性及び早めの避難などについて市民へ周知していく。

☞【参考資料】「北本市土砂災害ハザードマップ」

第2 災害対策に関する調査研究

地震をはじめとする自然災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害や風水害などによる影響を科学的に解明し、その成果を有効に災害対策に反映していくことが必要である。

そのため、市は、国、県及び防災関係機関などによる災害予防に関する調査及び研究成果を収集、解析し、市の防災対策に反映する。

また、市民による災害に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組を支援するよう努める。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第1節 災害に強いまちづくり

第2章 被害防止対策の推進

第1節 災害に強いまちづくり

災害による市街地の被災を最小限に止めるため、市街地の避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとする市街地の防災構造化を推進するとともに、地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し施設構造物等の耐震性の向上に積極的に取り組む。生活に密接に関連する公共施設等は、計画的に耐震性の向上を図るとともに、代替性の確保等により、総合的に機能の確保を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

なお、災害に強いまちづくりは、住民との協働で行うものである。このため、住民参加による取組が必要不可欠であり、現況調査や計画づくりなど早い段階で住民の参加を求め、協働の実現を図っていく必要がある。

本市の「災害に強いまちづくり」の基本的考え方は、次のとおりである。

- 市街地の実情に応じた総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。主に災害予防のためのまちづくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するためのまちづくりも視野に入れ、都市防災計画の策定を推進する。
- 防災面からみて市街地特性にあった市街地整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。
- 震災等の広域災害に対しては、避難地の確保や避難路の整備等行政区を越えた地域連携型の対応を図る。
- 高齢者・障がい者等の要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。
- 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保するまちづくりを目指し、住民に親しまれ、災害時には、活動しやすい空間の整備を図る。

第1 計画的なまちづくりの推進

本市の「計画的なまちづくりの推進」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市街地の防災性の向上	都市計画課
2 オープンスペース等の確保	産業観光課、都市計画課、建設課
3 空き家対策	都市計画課
4 宅地造成地の防災対策	建築開発課

1 市街地の防災性の向上

既成市街地において木造家屋が無秩序に密集している地域、公共施設が不足している地域等地震災害に対し構造的なもろさを持つ地域については、土地区画整理事業・市街地再開発事業の推進、地区計画の推進、防火地域及び準防火地域の指定等を実施し、不燃化の促進を図る必要がある。

市では、災害に強いまちづくりを進めており、道路や公園等の防災空間の確保を推進している。

今後も、土地区画整理事業の実施の際には、地区計画の検討のほか、防火地域及び準防火地域の指定等についても検討を進め、安全なまちづくりを推進する。

なお、市内の準防火地域は地区計画の一部及び行政・文化の拠点となる市役所周辺について、約26.5haが指定されている。

■市街地の整備等

事業等	概 要
防火・準防火地域の指定	比較的大規模な建築物が集合しているなど火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して防火地域を定める。 また、準防火地域は、建築物が集合し、火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。
建築物の防火の推進	市は、建築基準法等に基づき建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行う。
土地区画整理事業	道路、公園等の公共施設整備や宅地の利用増進を図ることにより、安全で快適に安心して暮らせる良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業を促進する。
市街地再開発事業	密集市街地や既存不適格建築物について、道路や広場などの公共施設の整備と中高層耐火建築物の建設を一体的に行い、都市の防災性を向上するため、市街地再開発事業を促進する。
都市防災総合推進事業	市街地の防災性の向上等を図るため、様々な都市整備事業との連携による都市の防災構造化及び市民の防災に対する意識向上を推進する。
密集市街地の改善及び拡大の防止	密集市街地（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第1号に規定する密集市街地）の改善及び拡大を防止するため、密集市街地の再開発、道路、公園、緑地、空地等の整備又は確保並びに防火性能及び耐震性を有する建築物への改築等の促進に努める。
地区計画等の活用	地区計画等により、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを推進する。
地籍調査の推進	災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第1節 災害に強いまちづくり

2 オープンスペース等の確保

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、市街地にオープンスペース（防災空間）を確保する。

(1) 都市公園等の整備

市は、震災時における市民の生命、財産を守るため、広域避難地、一時避難地等となる防災公園や、地域の中核的な災害対応の機能を有する防災活動拠点、県内外の自治体や警察、消防、自衛隊等応援部隊が活動、物資の集積・中継を行う広域防災拠点となる都市公園について、耐震性貯水槽、防災井戸、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

また、市街地の低・未利用地の有効利用により、避難地、防災活動拠点等となる都市公園と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する都市公園の整備を推進する。

このため、緑地協定や「北本市緑化推進要綱」等により、公園の樹林、緑地の保全や公共用地・家庭の緑化を推進するとともに、防災活動拠点となる都市公園等については、耐震性貯水槽や夜間照明、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

(2) 農地の保全

都市内の緑地及び市街化区域内農地（生産緑地）は、火災の延焼防止に大きな効果があり、災害時における被災者への野菜などの供給のほか井戸等の農業用施設には重要な役割が期待されるため、緑地等の保全を推進する。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域の回復力を高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講ずる。

今後とも、農業生産環境の整備を進め、生産性の向上や営農条件の改善、経営の安定化とともに、安心・安全な農産物の生産・供給や地産地消の推進を図っていくものとする。

(3) 広幅員道路の整備

市は、延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を計画的に整備する。

3 空き家対策

市は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

4 宅地造成地の防災対策

(1) 災害防止に関する指導等

市は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する中間検査等を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。

■指導基準

項 目	概 要
災害危険度の高い区域	地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。
人工崖面の安全措置	宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。
軟弱地盤の改良	宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。 湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、市民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）を促進する。
盛土地盤の安定措置	盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずるよう指導する。

(2) 大規模盛土造成地マップの作成・公表

市は、大規模盛土造成地マップに基づき、宅地の安全性の把握を行い、必要に応じ耐震化を実施するよう努めるものとする。

※大規模盛土造成地：面積 3,000 ㎡以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が 20 度以上かつ盛土高 5 m 以上の腹付け盛土がなされた造成地

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第1節 災害に強いまちづくり

第2 都市施設の安全対策

本市の「都市施設の安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 公共建築物の耐震性の向上	建築開発課、関係各課
2 一般建築物の耐震性の向上	建築開発課、くらし安全課
3 道路、橋りょうの整備	建設課
4 窓ガラス等の落下・脱落防止対策	建築開発課
5 自動販売機の転倒防止対策	くらし安全課
6 上水道、下水道施設の耐震性の向上	環境課、建設課
7 電気、ガス、通信施設の耐震性の向上	関係事業者、くらし安全課

1 公共建築物の耐震性の向上

市の公共建築物は、地震発生時の避難所を担うなど、それらの多くが応急活動の拠点となる施設となっており、市では平成19年度以前から耐震化を進めてきた。

その結果、多数の者が利用する公共建築物については、全ての耐震化が完了して、耐震化率100%となっている。

(1) 定期的な点検・補修の実施

市の公共施設については、施設管理者が定期的に点検を実施し（ブロック塀、屋外看板等を含む）、必要な箇所については補修等を施す。

(2) 耐震性の向上

市の公共建築物で多数のものが利用する公共建築物以外の建築物については、今後も、耐震性の確保に努める。

(3) 危険要因の排除

各施設管理者は、ロッカー、キャビネット等の危険要因について定期的に点検を実施し、必要な箇所については、移動、補強、補修等を施す。

2 一般建築物の耐震性の向上

(1) 定期的な点検等の奨励

一般の住宅等建築物の所有者又は使用者に対して、広報紙やパンフレットの配布等により家屋、塀等の点検や補修を呼びかけ、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発するとともに、被害の未然防止を図る。

(2) 耐震性の向上

市は、「北本市住宅・建築物耐震改修促進計画」を策定し、市内にある旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の基準）で建てられた建築物の耐震化を促進している。

ア 簡便な耐震診断と補強方法の周知

住家の耐震性を把握しておくことは、地震に備えるために極めて有益である。
 そこで、専門的な知識がなくても、手順と記入上の注意を読めば診断できる簡便な耐震診断と補強方法を広報紙やパンフレットの配布等により市民に周知する。

イ 耐震化対策に関する相談窓口の設置

市民、事業者が保有する建築物の耐震化対策を講じようとする場合、耐震診断、耐震化の手法等に関する情報が必要である。
 市では、耐震化対策に関する相談窓口を設け必要な情報の提供を行っている。

(3) 家庭内における危険要因の排除の奨励

地震発生時には、屋内のタンス、食器棚、電灯その他の物品の倒壊や落下により死傷者が発生する可能性がある。こうした被害を未然に防ぐため、広報紙やパンフレットの配布等を通じて市民に意識啓発を図る。

3 道路、橋りょうの整備

道路及びそれにかかる橋りょうは、生活を支える根幹的な施設であり、震災時には避難、救援、消防等に係る輸送活動に重要な役割を果たす。

このことから、道路の整備に当たっては、県等の関係機関と連携をとり、幅員の確保、電線類の地中化、多重アクセスが可能なネットワーク化等防災面にも十分配慮する。

市道に架かる橋りょうについては、定期的に点検を行い、支障箇所の修繕を実施し、長寿命化を図る。

4 窓ガラス等の落下・脱落防止対策

地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため以下の対策を講ずる。

■窓ガラス等の落下・脱落防止対策

事業等	概 要
落下防止対策の実施	繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物の所有者又は管理者に対し、 <u>落下対象物の調査の周知をする。</u>
落下防止に関する普及・啓発	建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について啓発する。
改修等の指導	窓ガラス等の落下・脱落のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
緊急輸送道路沿道等における落下対象物の実態把握	県と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性に関する実態の把握に努める。
緊急輸送道路沿道等における落下防止の指導等	落下対象物の地震に対する安全性が確保されていないと認められるときは、 <u>県と連携して所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行う。</u>

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第1節 災害に強いまちづくり

5 自動販売機の転倒防止対策

市は、それぞれが管理する道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

6 上水道・下水道施設の耐震性の向上

(1) 上水道施設対策

大規模地震の発生では、水道管の破損や停電による送水不能による広範囲の断水が想定され、その場合の生活への影響は極めて大きい。

このため、桶川北本水道企業団では、災害時においても水道水の安定確保が図れるよう、水道施設総体の耐震化を計画的に進めていくとともに、関係機関との連携による円滑な復旧活動ができる体制を確立する。

(2) 下水道施設・トイレ対策

ア 下水道施設対策

建設課は、地震災害の発生に備えて、下水道施設の被害を最小限に抑え、迅速な復旧を可能にするため、次の対策を講ずる。

- 「下水道施設地震対策指針と解説（日本下水道協会）」に準じた適切な工法を採用し耐震性の向上に努める。
- 停電、断水等を考慮して設備の複数化の対策を図る。
- 既設管等の事前調査などにより、老朽管の取替え、接続部の改良補修及びクラックを生じた部分の改修を実施し、汚水排除の確保及び雨水はん濫防止に努めるとともに、下水道施設の安全化を推進する。
- 下水道台帳の複数保管、応急復旧機器の確保、資機材の備蓄を図る。

イ トイレ対策

トイレについては公衆衛生、生活環境の悪化に大きな影響を及ぼすものであり、仮設トイレ等の設置や既存浄化槽の利用等により、迅速に対応措置できるように資機材の備蓄を図る。

7 電気、ガス、通信施設の耐震性の向上

市は、関係事業者と日頃から情報交換を図り、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

(1) 電気供給対策

大規模地震の発生では、電柱の倒壊、電線の切断等による停電及び通電直後に漏電やショートによる火災が発生し、倒壊をまぬがれた家屋が焼失する二次災害が予想される。

このため、電気供給事業者に供給施設の耐震化及び安全設備の整備を図り、災害発生時の漏電など二次災害の発生を防止するよう指導し、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

(2) ガス供給施設対策

大地震の発生では、ガスの漏えいにより誘爆や被害の拡大の可能性があり、住民の生命や生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、ガス供給事業者に供給施設の耐震化及び緊急遮断弁等の安全設備の整備を図り、災害発生時のガス漏れなど二次災害の発生を防止するよう指導し、情報提供等緊急時の連絡体制を図る。

(3) 電気通信設備対策

東日本電信電話株式会社埼玉事業部は、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平素から電気通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。

また、災害が発生した場合においては、埼玉県内のグループ会社を統制して対策組織を設置し、要員、資機材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を行う。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第1節 災害に強いまちづくり

第3 防災拠点の整備

災害発生後の応急対策を円滑に進めていくためには、応急対策に必要となる機能が防災活動の拠点となる施設に集約されていることが必要である。

このため、応急対策のみならず、平常時の予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

防災拠点の整備は次の施策により推進する。

本市の「防災拠点の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災拠点のネットワーク化	くらし安全課、関係各課
2 防災拠点施設の整備	くらし安全課、関係各課

1 防災拠点のネットワーク化

防災拠点は、平常時には市役所、小・中学校、文化センターなどの公共施設として、災害が発生した場合には、直ちに職員の活動拠点及び災害情報の収集・伝達の場所、市民の避難所、負傷者の救護場所として利用される。

これらの防災拠点は、地域の社会的特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況、交通利便性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）を基に、市全体から見て適切な配置となるように、計画的に配置、整備する必要がある。

また、大規模災害時にはその地区の防災拠点が損壊して使用できない場合や、延焼火災等により他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的、三次的な避難の必要が生じることもある。この場合には、避難路が安全であるとともに、個々の防災拠点が有機的に結びついていることが重要である。

そのため、本市は、大規模災害時の応急復旧対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、防災拠点のネットワーク化を推進する。

2 防災拠点施設の整備

大規模災害時の応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点に応急対策に必要となる機能ができる限り集約されていることが重要であり、物・人・情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。

本市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、防災中枢拠点と連携して救急救護及び消火活動を担う消防活動拠点、避難拠点や物資拠点等を以下に示す。

なお、防災拠点においては、施設・設備について、太陽光発電などの代替エネルギーの活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるとともに、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

特に、災害対策本部を設置する防災中枢拠点においては、防災通信機器及び情報処理機器等の情報通信機能や車両、非常用電源等、中枢機能を支える機器等の充実を図るほか、食料等及び給水、防災用資機材及び救援物資等の情報管理等、物資の調達・集配に係る機能の充実を図る。

■本市の防災拠点

拠点区分	防災上の役割	拠点となる施設
防災中枢拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害対策本部を設置し、各部署及び防災関係機関などからの災害情報を集約し、活動方針を定め、応急活動を実施する。 ➤ 対外的な市の総合窓口として県及び防災関係機関、自衛隊等との連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置場所：市役所 ・市役所が被災した場合の候補：第1候補は文化センター
消防活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 火災の消火活動を行う。 ➤ 傷病者の救急・救護活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県央広域消防本部 ・北本消防署、北本東分署 ・各消防団待機施設等
自衛隊拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害派遣された自衛隊が、各種災害対策活動を行う際の活動拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ・北本総合公園 (宿营地、臨時ヘリポートとして、必要に応じ、消防・警察の活動拠点も兼ねる。)
避難拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難施設として、被災者が中長期の避難生活を営む。 ➤ 避難所に身を寄せた被災者のため飲料水、食料及び生活必需品等の配給を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難所 : 14か所 (指定避難所※ : 12か所) ・指定緊急避難場所 : 26か所 ・指定福祉避難所 : 2か所
物資備蓄拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 非常用物資等の備蓄倉庫 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点防災倉庫：1か所（市役所） ・防災倉庫 : 14か所
物資集配拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 救援物資の集積場所 ➤ 避難拠点等への物資の供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の中継基地：3か所 (北本市文化センターホール) (北本市市役所庁舎広場) (北本中学校体育館下駐車場)
緊急輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ヘリコプターによる緊急輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ・飛行場場外離着陸場 (北本中学校) (北本スポーツセンター)

注) ※「指定避難所」は、改正災対法第49条の7に定める指定避難所をいう。

詳細は、「本編 第1章 第2節 第5 1 避難所等の指定」(P2-22)を参照。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第2節 地震火災等の予防

第2節 地震火災等の予防

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

本市の「火災予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市民への防火意識の啓発	くらし安全課、消防本部
2 住宅用防災機器の設置	くらし安全課、消防本部
3 出火防止対策の推進	くらし安全課、消防本部

1 市民への防火意識の啓発

災害時における出火要因として最も多いものは、ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具である。地震による出火を防止するために、火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の火災予防に関する知識を市民に周知しておく。また、各家庭等における出火防止措置の徹底を図るため、以下の内容について啓発し防火意識の高揚を図る。

(1) 一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止

- 市及び消防本部は、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止装置の付いたガス器具の普及に努める。
- 対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置の管理の徹底について周知する。
- 電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、感震ブレーカーの設置や、地震後はブレーカーを落としてから避難することなどの普及啓発を図る。
- 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

(2) 化学薬品からの出火防止

- 市は、学校や研究機関等で保有する化学薬品について、混合混触による出火の防止など適切な管理を行う。
- 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

2 住宅用防災機器の設置

住宅火災による被害を低減するため、全ての住宅に住宅用火災警報設備等の設置を促進し、その適正な管理の徹底を図る。

3 出火防止対策の推進

(1) 防火・防災管理者制度の効果的な運用

ア 消防本部は、学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には防火管理者を選任させ、消防法施行令に規定する大規模な防火対象物には防災管理者を選任させ、当該管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について指導する。

イ 防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

(2) 予防査察指導の強化

消防本部は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な立入検査を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう指導する。

(3) 高層建築物等の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

(4) 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及浸透させるため、市は、消防本部、消防団と連携・協力して、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第3節 危険物施設等の災害予防

第3節 危険物施設等の災害予防

施設管理者及び防災関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設の火災、爆発、漏えい等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り予防対策を推進する。

また、先端技術産業等で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変容及び危険物施設等の大規模化、多様化あるいは複雑化に備え、安全対策に努める。

本市の「危険物施設等の災害予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 危険物施設の災害予防	くらし安全課、消防本部、施設管理者
3 高圧ガス施設の災害予防	くらし安全課、消防本部、施設管理者

1 危険物施設の災害予防

(1) 施設の現況

市内に所在する危険物施設は、資料編に掲げるとおりである。

☞【資料 4.3】『危険物施設一覧』参照

(2) 災害予防対策

消防本部は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、危険物施設の管理者等に対し、必要な指導、助言等を行う。

ア 危険物貯蔵所等の整備改善

危険物貯蔵所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

立入検査を励行して災害防止の指導をする。

イ 危険物取扱者制度の効果的な運用

危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

法定講習会等の保安教育の受講を徹底させる。

ウ 施設、取扱いの安全管理

施設の管理に万全を期するため、危険物取扱者等の選任を指導する。

危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成、遵守を指導する。

2 高圧ガス施設の災害予防

(1) 施設の現況

市内に所在する高圧ガス製造所、販売所は、資料編に掲げるとおりである。

☞【資料 4.4】『ガス施設一覧』参照

(2) 災害予防対策

県は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの取扱い等について、保全検査、必要な指導等を行う。

ア 高圧ガス保安法の遵守指導

高圧ガスの販売・貯蔵、移動及び消費等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

イ 警察との連携

警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導に当たる。

ウ 高圧ガス関係団体との連携

埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。

エ 高圧ガス施設責任者への安全指導の強化

高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう、施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第5節 土砂災害の予防

第4節 浸水災害の予防

浸水災害の予防のため治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調節池の設置及び流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

本市の「浸水災害の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 河川整備の推進	建設課
2 雨水排水事業の推進	建設課
3 土地利用の適正化	都市計画課
4 地盤沈下対策	環境課
5 河川施設等の点検	くらし安全課
6 水防体制の強化	建設課、くらし安全課
7 水防用資機材の整備	建設課、くらし安全課
8 水防法に基づく浸水想定区域の指定等	くらし安全課

1 河川整備の推進

市は、河川管理者と連携し、河川の実態等を調査し、必要に応じて河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸等の河川整備を推進する。

そのため、県に対して赤堀川、江川の早期改修、国に対して荒川の改修を要請していく。

なお、改修に当たっては、都市の中の憩いとやすらぎの水辺空間として位置付け、緑化護岸、親水護岸など河川の環境整備を図るよう要請していく。

2 雨水排水事業の推進

市街化に伴う農地から宅地への転用、道路の舗装化等に伴う地下への浸透水の減少により、大雨時の地表水が増加するため、雨水幹線の整備を推進するとともに、宅地内での雨水浸透方式の普及を図る。

3 土地利用の適正化

市は、河川のはん濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。

4 地盤沈下対策

広域的な地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を抑制させる諸対策の実施に努める。

(1) 地下水の採取規制

本市は、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」の地域指定により、地下水の採取が規制されている。

今後とも制度の適正な運用により、地下水利用の適正化を推進する。

(2) 代替水の供給

地盤沈下を防止するためには、地下水から河川表流水への水源転換を図ることが重要である。このため、県は、工業用水法指定地域に表流水による工業用水を供給しているほか、桶川北本水道企業団へも表流水による水道用水を供給し、地下水の揚水量の削減に努めている。

5 河川施設等の点検

市は、河川管理者と連携し、重要水防区域をはじめ、市内の河川施設等の定期的な点検を実施する。

☞【資料4.1】『重要水防区域』参照

☞【資料6.3】『堰、水・こう門一覧』参照

6 水防体制の強化

市は、水害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、マニュアル等を整備し、体制の強化に努める。また、国、県及び関係機関と連携し、気象、水位等の水防に必要な情報の連絡体制の強化に努める。

なお、荒川上流河川事務所では、平成28年5月「荒川上流(埼玉県域)大規模はん濫に関する減災対策協議会」を設立し、各自治体等と減災のための目標を共有し、荒川上流(埼玉県域)における具体的な取組を図っていく計画であり、本市も積極的に連携に努める。

7 水防用資機材の整備

市は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持・管理に努める。

8 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

(1) 洪水浸水想定区域の指定・公表

洪水予報指定河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第14条に基づき、河川整備の基本となる降雨によりはん濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面(洪水浸水想定区域図)が作成され、関係市町村長へ通知される。現在、本市について指定・公表されている洪水浸水想定区域図は、「第1編 第5節 第2-2 浸水想定区域」(p1-45)に示すとおりである。

本市は、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した「北本市洪水ハザードマップ」(平成28年度改定)を作成し、その内容を印刷物の配布等により、市民に周知してきた。

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

平成25年の水防法改正に伴い、浸水想定区域内にあり、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保又は洪水時の浸水の防止を図る必要がある施設として地域防災計画に名称及び所在地を記載された要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)、大規模工場等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等を行うこととなり、市からは当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に洪水予報等が直接伝達されることとなった。

☞【資料9.5】『浸水想定区域内の要配慮者施設』参照

☞【資料9.6】『浸水想定区域内の大規模工場』参照

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第5節 土砂災害の予防

第5節 土砂災害の予防

急傾斜地崩壊などの、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、土砂災害警戒区域等の指定を行い、警戒避難体制を確立するなど災害を予防するための対策について定める。

本市の「土砂災害の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 土砂災害警戒区域等の指定	くらし安全課
2 土砂災害警戒区域等における対策	くらし安全課、関係各課
3 がけ崩れの予防対策	くらし安全課、関係各課

1 土砂災害警戒区域等の指定

県は、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、土砂災害が及ぶ範囲を明らかにしている。

なお、本市には、「土砂災害防止法」に基づき、知事から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定されている箇所が2か所ある。

☞【資料4.2】『土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧』参照

2 土砂災害警戒区域等における対策

(1) 警戒避難体制の整備

市には、土砂災害防止法による土砂災害（特別）警戒区域が2箇所指定されているため、次の事項に留意し、指定区域ごとに警戒避難体制の整備を図る。

■警戒避難体制の整備に際しての配慮事項

- 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発及び住民からの情報提供体制の整備についても努める。
- 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。
- 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達手段を整備していく。
- 危険区域にある市道等を事前に把握し、避難情報等を発令する際には通行止め等必要な措置をとれるような体制をとる。

(2) 避難指示等の伝達マニュアルの作成

市は、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした避難指示等の伝達マニュアルの作成に努める。

(3) 土砂災害警戒情報の活用

市は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、熊谷地方気象台と埼玉県土整備部河川砂防課が共同で作成・発表する土砂災害警戒情報及び土砂災害に関するメッシュ情報を避難指示等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう、活用・周知に努める。

☞【参考資料】埼玉県HP「埼玉県土砂災害警戒情報システム」

☞【参考資料】気象庁HP「キキクル（危険度分布）」

(4) 土砂災害ハザードマップの作成

本市では、土砂災害等の危険箇所について、ハザードマップを作成、配布しており、市ホームページにおいても周知している。特に、土砂災害警戒区域については、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、土砂災害ハザードマップ等を活用して住民に周知している。

☞【参考資料】『北本市土砂災害ハザードマップ』

(5) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

市は、斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握・観察する。また、長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関や地域と連携し、危険箇所のパトロール等を行う。

(6) 土砂災害の危険区域の周知

市は、土砂災害から住民の生命、財産を保護するため、土砂災害ハザードマップを用いた説明会の開催、さらには現場への標識の設置等の方法により、地区住民に対し、土砂災害危険区域の位置等を周知するように努める。

(7) 要配慮者への配慮

市は、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、地域防災計画において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する避難情報等の伝達方法を定める。

3 かけ崩れの予防対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上である土地をいう。）について、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのある箇所に対し、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

なお、令和5年3月31日現在、市内に当該区域の指定はないが、必要に応じ、県と連携を図り区域指定の検討・調整を図る。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第5節 土砂災害の予防

■指定基準

- 傾斜度が30度以上の急傾斜地の高さが5m以上
- 急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家5戸以上、又は5戸未満であっても官公署、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるもの

(2) 急傾斜地崩壊危険区域内に関する管理等

急傾斜地崩壊危険区域内においては、急傾斜地法に基づき、一定の行為を制限するなど、災害を防止するために必要な措置が実施されるよう調整を図る。

■行為制限

- 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- のり切り、切土、掘さく又は盛土
- 立木竹の伐採
- 木竹の滑下又は地引による搬出
- 土石の採取又は集積 等

第6節 雪害の予防

本県では、平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となり、市内でも、ビニールハウスやカーポートなどに被害が発生するなど、これまでにない規模の雪害が発生した。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発すると考えられる。

市の「雪害の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市民が行う雪害対策	くらし安全課、関係各課
2 情報通信体制の充実強化	くらし安全課
3 建築物の雪害予防	施設管理者
4 道路交通対策	建設課
5 農業に係る雪害予防	産業観光課

1 市民が行う雪害対策

(1) 自助の取組

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講ずるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

また、市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

(2) 市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。

市は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

2 情報通信体制の充実強化

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、市民の適切な対処を促す。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第6節 雪害の予防

■ 気象情報等の収集・伝達体制の整備

- 市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。
- 熊谷地方気象台は、降雪・積雪に係る気象情報等について、県や市町村に伝達する体制整備に努める。

3 建築物の雪害予防

市は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

(1) 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

(2) 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

4 道路交通対策

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の整備等、雪害に対する安全性の確保に努める。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うことが可能になった（「災害対策基本法の一部を改正する法律（平成26年法律第114号）」）。

5 農業に係る雪害予防

市は県と連携し、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

■ 農産物等への被害軽減対策

- 積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第7節 竜巻等の突風対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等の突風について、市民への注意喚起を行うとともに、市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講ずる。
 本市の「竜巻等の突風対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及	くらし安全課、学校教育課
2 竜巻注意情報等気象情報の普及	くらし安全課
3 被害予防対策	くらし安全課、関係各課
4 竜巻等突風対処体制の確立	くらし安全課、関係各課
5 情報収集・伝達体制の整備	くらし安全課
6 適切な対処方法の普及	くらし安全課

1 竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及

竜巻等の突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

市は、竜巻等の突風発生メカニズムや対処方法について、気象庁や県などが作成した資料を用いて、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

また、各小・中学校では、児童・生徒に竜巻等の突風発生メカニズムを理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てるとともに竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

《参考》

◆「突風の種類」

気象庁の「竜巻等の突風データベース」では、突風を以下の種類に分類している。

- 竜巻
- ダウンバースト（マイクロバーストも含む）
- ガストフロント
- じん旋風（つむじ風を含む）
- その他（現象が特定できない突風）

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

熊谷地方気象台は、県及び市町村と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、県民への普及啓発を行う。

市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第7節 竜巻等の突風対策

《参考》

◆「竜巻発生確度ナウキャスト」について

竜巻等の突風は、規模が小さく、レーダー等の観測機器で直接捉えることができない。そこで気象ドップラーレーダー等から「竜巻が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、これを発生確度で表す。竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間（10～60分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新する。

☞【参考資料】気象庁HP「竜巻発生確度ナウキャスト」

3 被害予防対策

竜巻等の突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民に対して被害の予防対策の普及を図る。

市などが実施する予防対策の内容を以下に示す。

■竜巻等の被害に対する予防対策

- 竜巻等の突風被害の予防対策の普及（市）
- ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止（市民等）
- 屋内における退避場所の確保（市民等）
- 低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。（市民等）
- ガラス飛散防止対策（学校等）

4 竜巻等突風対処体制の確立

竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

そのため、市は、竜巻等の突風の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻等の突風発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

5 情報収集・伝達体制の整備

竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

（1）住民への伝達体制

防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達体制を整備する。

（2）目撃情報の活用

県及び防災関係機関から、竜巻等の突風を目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等の突風の迅速な捕捉を検討する。

6 適切な対処方法の普及

竜巻等の突風への具体的な対処方法を市民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

具体的な対処方法は、以下のとおりとする。

■竜巻等の突風から命を守るための対処法

- 頑丈な建物へ避難する。
- 窓ガラスから離れる。
- 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む。
- 避難時は飛来物に注意する。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第10節 複合災害予防対策

第8節 農業災害予防対策

暴風雨、豪雨、降ひょう、干ばつ、低温等による農産物被害を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、必要な対策を実施する。

本市の「農業災害予防対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 営農技術の指導	産業観光課
2 農協等との伝達体制等の確立	産業観光課
3 関係農家への事前周知	産業観光課

1 営農技術の指導

さいたま農業協同組合は、市及びさいたま農林振興センター等と連携して、凍霜害、寒干害等の防除技術に関して、平素から関係農家を指導する。

2 農協等との伝達体制等の確立

(1) 情報伝達体制の確立

市は、県から霜注意報の各種気象注意報・警報の連絡があった場合に、適切にさいたま農業協同組合及び関係農家に周知できるよう、伝達体制の確立を図る。

(2) 被害実態把握体制の確立

市は、農作物等に被害が発生した場合に、迅速に被害の実態を把握し、また必要な対策が実施できるよう、さいたま農業協同組合と実態把握体制の確立を図る。

3 関係農家への事前周知

気象庁の発表する予報は、テレビ、ラジオのほか、テレホンサービス（177番）によっても把握できるため、市及びさいたま農業協同組合は、被害発生のおそれがある気象状況の場合にはテレホンサービス（177番）を活用することを関係農家に対して周知を図る。

第9節 道路災害予防対策

地震や水害その他の理由により道路の亀裂、橋りょうの落下、斜面及び擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

本市の「道路災害予防対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 道路の安全確保	建設課
2 情報の収集・連絡	建設課、くらし安全課
3 災害応急体制の整備	建設課、くらし安全課
4 緊急輸送活動体制の整備	建設課
5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え	市長公室、関係各課

1 道路の安全確保

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておく。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集、連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

(2) 道路施設等の整備

ア 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

なお、市内には、県から災害の発生するおそれのある道路区間として「特殊通行規制区間」と設定されている区間があるため、関係機関と協力して交通関係者並びに地域住民や道路利用者に周知を図るものとする。

■特殊通行規制区間及び道路通行規制基準（北本県土整備事務所管内（北本市関連））

道路種別	路線名	規制区間		交通量 台/日	規制条件 (通行止)	危険 内容	迂回路	指定 年度
		自 郡市 字 至 郡市 字	延長 (km)					
主要地方道	東松山桶川線	桶川市川田谷 (榎戸橋)	0.2	13,025	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(一)下石戸上菖蒲線 (主)さいたま鴻巣線	H14
一般県道	蓮田鴻巣線	北本市北中丸 北本市古市場	0.3	9,826	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(国)17号 (主)行田蓮田線 (一)鴻巣桶川さいたま線	H15
一般県道	下石戸上菖蒲線	北本市朝日 (新鯉沼橋)	0.1	12,490	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(主)行田蓮田線 (主)川越栗橋線 (一)蓮田鴻巣線	H14

出典)「埼玉県地域防災計画 資料編」(令和5年3月、埼玉県)

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第9節 道路災害予防対策

イ 予防対策の実施

道路管理者は、次の各予防対策に努めるものとする。

- (ア) 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- (イ) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (ロ) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (ハ) 他の道路管理者と連携し、又は働きかけ、バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
また、道路管理者は、災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

ウ 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

2 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、平素から他の道路管理者や警察、消防機関等との間において、情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(2) 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報通信システムについては、「本編 第1章 第2節 第1 災害情報の収集・伝達体制の整備」(p2-10)に準ずる。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制の整備

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

(2) 防災関係機関との連携体制

市は、災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ関係機関・団体との相互応援協定の締結を促進する等、平素から関係機関との連携を強化しておく。

4 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、市は他の道路管理者と連携して、「本編 第1章 第2節 第6 緊急輸送道路の整備」(p2-28)に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。

また、市は、発災時における道路管理体制の整備に努める。

5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市は、市民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成しておく。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第10節 複合災害予防対策

第10節 複合災害予防対策

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

方策	担当部署
1 複合災害に関する防災知識の普及	くらし安全課、関係各課
2 複合災害発生時の被害想定の実施	くらし安全課、関係各課
3 防災施設の整備等	くらし安全課、関係各課
4 非常時情報通信の整備	くらし安全課、政策推進課
5 避難対策	くらし安全課、関係各課
6 災害医療体制の整備	くらし安全課、健康づくり課
7 災害時の要配慮者対策	くらし安全課、関係各課
8 緊急輸送体制の整備	くらし安全課、関係各課

1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、市民等に対して周知する。

(1) 複合する可能性のある災害の種類

- 地震災害
- 風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- 大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）など

(2) 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。（なお、いずれのパターンにしても、近隣都県が同時被災する可能性を含んでおり、近隣都県からの迅速な支援が得られない可能性がある。）

パターン	概要	パターンごとの具体的なシナリオ例	
パターン 1	先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。	先発災害	巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下
		後発災害	巨大台風が直撃
		影 響	河川氾濫が発生（荒川・利根川決壊など）
パターン 2	先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。	先発災害	巨大地震の発生
		後発災害	復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃
		影 響	先発災害の復旧・復興で大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ
パターン 3	県内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはならない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。	地震A'	県内A地区で巨大地震発生
		地震B'	県内B地区で巨大地震がさらに発生
		影 響	県内対応資源が不足し、対応が困難になる

2 複合災害発生時の被害想定の実施

市は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

3 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、市、防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

4 非常時情報通信の整備

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

5 避難対策

本編第1章－第2節－第5 避難活動体制の整備（P2-22）を準用する。

なお、市は、避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

6 災害医療体制の整備

本編第1章－第2節－第4 医療救護体制の整備（P2-18）を準用する。

なお、市は、複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

7 災害時の要配慮者対策

本編第3章－第3節 災害時における要配慮者の安全確保（P2-97）を準用する。

なお、市は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する指定福祉避難所を選定する。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第10節 複合災害予防対策

8 緊急輸送体制の整備

本編第1章－第2節－第7 緊急輸送体制の整備（P2-31）を準用する。

なお、市、防災関係機関は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

第3章 市民の自主防災力の向上

第1節 防災教育

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努めるとともに、市、県、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、実地的な各種訓練を計画的に実施する。

本市の「防災教育」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市民向けの普及・啓発	くらし安全課、関係各課
2 学校における防災教育	学校教育課
3 保育所における防災教育	保育課
4 事業所等における防災教育	消防本部
5 防災上重要な施設における防災教育	消防本部、 <u>共生福祉課</u> 、健康づくり課、関係各課

1 市民向けの普及・啓発

市は、各種事業を通じて、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び被災経験者等を講師として招き、講演会、研修会（防災ビデオ等の使用も含む）を開催することで防災知識や防災意識の維持向上を図る。

特に、要配慮者に対する支援や、被災時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等に配慮した防災教育に努める。また、さまざまな機会を活用し、防災に関する意識の啓発に努める。

（1）普及啓発の内容

ア 災害の種別、特性、一般的知識

イ 土砂災害警戒情報等の防災情報の内容と活用方法

ウ 防災計画の概要

エ 被害報告及び避難方法

オ 過去の災害の状況

カ 災害復旧時の生活確保に関する知識

キ ハザードマップの活用

ク 3日（推奨1週間）分の水、食料等の備蓄（ローリングストック法の活用）

ケ ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけ、健康管理、避難用品、備蓄品の確保等）

コ 地震・水害保険及び共済等の生活再建に向けた事前の備え

サ マイ・タイムライン（個人の避難行動計画）の作成

シ 避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）や避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第1節 防災教育

危険性の認識等の正しい理解

(2) 防災知識の普及方法

ア 新聞、テレビ、ラジオ、インターネットその他各種

イ 広報紙、パンフレット（チラシ、ポスター等）

ウ 道路や建物等のサインの掲示

エ 市庁舎や公民館等における防災を喚起するコーナーの設置・利用等

オ 講習会、講演会等の開催

カ 防災訓練の実施

2 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の学年に即した指導を行う。

そのため、市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

また、小・中学校においても、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルを策定する。

(1) 学校行事としての防災教育

児童・生徒等の防災意識を高めるため、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練や防災に関する専門家や地震災害体験者の講演、起震車による地震模擬体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

また、ポスター・作文募集、映画・ビデオ等視聴覚教材を用いての啓発等、防災教育を計画的に実施する。

さらに、学校における消防団・水防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 各教科等による防災教育

各教科等を通じ、地震発生仕組みや火災、台風による被害等について学習する。

また、防災対策、災害発生時の危険と正しい行動について教育を行う。学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意識、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等について防災対応マニュアルを作成するとともに研修を行い、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。

3 保育所における防災教育

市は、保育士を通じて園児に対し、防災の基礎的知識、災害発生時の指導を行うとともに

に、園児が学んだ防災に関する知識を、地域社会において防災対策に生かせるよう努める。また、保育士に対しては、災害発生時の園児の安全確保、動員及び災害対策本部、保護者との連携等、災害応急対策について研修を行う。

4 事業所等における防災教育

防火管理者、危険物取扱者等に対する講習を実施するほか、防災計画の作成を義務づけ、防災行動力の向上を図る。

また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体づくりを推進する。

なお、事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育の実施に努める。

5 防災上重要な施設における防災教育

(1) 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、一たび災害が発生すると多くの犠牲者が発生する危険性があるため、施設管理者は平常時から要配慮者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。

また、夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておくとともに、従業員、入所者に対し、十分な周知を図るとともに、日頃から防災意識の高揚に努める。

(2) その他不特定多数が集まる施設

不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達の他、各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第2節 防災訓練

第2節 防災訓練

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努めるとともに、市、県、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、災害図上訓練（D I G）や避難所開設・運営訓練（H U G）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

具体的な防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、実施目標は以下に示すとおりである。

■防災訓練の実施目標

- ▶ 防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- ▶ 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。
- ▶ 住民一人一人が、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講ずることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- ▶ 防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- ▶ 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めること。また、災害時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等に十分配慮するよう努めること。
- ▶ 防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の市民の適正な行動を阻害しないように十分留意すること。

本市の「防災訓練」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 総合防災訓練	くらし安全課、関係各課、消防本部
2 市及び防災関係機関が実施する訓練	くらし安全課、関係各課、消防本部
3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練	くらし安全課、消防本部
4 訓練の検証	くらし安全課、関係各課、消防本部

1 総合防災訓練

市は、大規模な災害の発生を想定して、災害時の応急復旧対策を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力及び自主防災組織との連携体制の確立、確認を図る。

(1) 実施時期及び場所

防災の日を中心とした日又は訓練効果のある日を選び年1回以上実施する。
訓練会場については、学校など総合防災訓練に適した場所とする。

(2) 実施方法

総合防災訓練は、市の主催又は県との共催により防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得て実施する。

(3) 訓練の種類

総合防災訓練は、次のような訓練主体及び状況の想定に配慮して実施する。

■訓練の種類

- 市が、災害の初期に活動する訓練
- 住民自身が、自助及び共助の精神に基づいて活動する訓練
- 防災関係機関が、それぞれの活動を連携させる訓練
- 他の都区市等からの広域的な応援を受け入れる訓練
- 緊急地震速報を取り入れた訓練
- 市の地域的な特性を踏まえた訓練

(4) 訓練内容

総合防災訓練は、以下のような内容を参考に実施する。

また、実施に当たっては地域の特性に対応した訓練を適宜取り入れるとともに、新たな防災対策をシナリオに取り入れるなど、その知識の普及に努める。

■市が主とする内容

- 災害情報の伝達収集、広報訓練
- 避難誘導訓練
- 災害現地調査訓練
- 避難所、救護所運営訓練
- 道路応急復旧訓練
- 給水訓練
- 自主防災組織等の活動支援訓練等

■防災関係機関が主とする内容

- 消火訓練
- 災害医療訓練
- 救出救助訓練
- ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練
- 救急救護訓練
- 救援物資輸送訓練

■自主防災組織が主とする内容

- 初期消火訓練
- 要配慮者等の安全確保訓練
- 応急救護訓練
- 避難訓練
- 炊き出し訓練
- 巡回点検訓練

2 市及び防災関係機関が実施する訓練

大規模地震の発生時に迅速かつ的確に応急対策を実施するため、それぞれの業務に応じた訓練を実施する。

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第2節 防災訓練

住民の保護や生活の復旧など各機関がそれぞれの業務に応じて定めるものとし、関係機関の相互協力にも重点を置くものとする。

(1) 水防訓練

梅雨期及び台風期の出水に備えて、水防活動を迅速、的確に遂行するため、次により水防訓練を実施する。

ア 実施の時期及び回数

洪水が予想される台風期前の最も訓練効果のある日を選び、年1回以上実施する。

イ 実施場所及び方法

市内で水防訓練に適した場所において、関係機関の協力を得て実施する。

ウ 訓練の種類

次に掲げる訓練の全部又は一部について実施する。

■訓練の種類

- | | |
|---------------|-------------|
| ➤ 水防工法 | ➤ 避難誘導訓練 |
| ➤ 水防資材の輸送訓練 | ➤ 通信・情報連絡訓練 |
| ➤ 非常招集訓練 | ➤ 広報訓練 |
| ➤ その他水防上必要な訓練 | |

(2) 災害対策本部等の設置運営訓練（非常参集訓練）

災害発生時の初動体制を確認し、被害を最小限に抑えるため、市災害対策本部となる庁舎会議室に集まり、本部の設営、職員配置や活動場所の確認、情報処理手順の確認を行う。

また、職員の勤務時間外における災害時対応行動として、緊急連絡網による伝達と全職員へのチャットツールにより非常参集訓練を実施する。職員各自が配信されたチャットツールに対して、配信確認を送信する安否確認訓練も併せて実施し、迅速な情報伝達及び確実な非常参集人員の把握について訓練する。

(3) 災害情報収集伝達訓練

くらし安全課は、職員の誰もが正しくデジタル簡易無線を利用できるよう、情報収集を担当する職員を中心に関係各課に対して訓練を実施する。

■訓練の種類

- | | | |
|--------------|----------|----------|
| ➤ 災害情報収集伝達訓練 | ➤ 通信連絡訓練 | ➤ 非常通信訓練 |
|--------------|----------|----------|

■実施の方法

- | |
|--------------------------------------|
| ➤ 災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る。 |
| ➤ 気象の予報・警報・特別警報、重大事故等を通知及び連絡する。 |
| ➤ 被害の状況及び処置を報告及び連絡する。 |

(4) 消防訓練

消防団の技能向上を目的に災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、次に掲げる訓練の全部又は一部について実施する。

■訓練の種類

➤ 火災警報伝達訓練	➤ 出動訓練
➤ ポンプ操法訓練	➤ 操縦、放水訓練
➤ 救助訓練	➤ 避難訓練
➤ 非常招集訓練	➤ 通信訓練
➤ 特別消防訓練	➤ その他消防訓練

(5) 避難訓練

災対法第47条に定める災害予防責任者及び消防法第8条の規定に基づく防火管理者等が実施する。市は、避難指示や立ち退きの指示等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の参加を得て実施する。

なお、訓練の種類は、次のとおりである。

■避難訓練の区分及びその内容

区分	内容
市が実施するもの	災害時における <u>避難指示</u> 及び立ち退き等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。
防火管理者が実施するもの	学校、病院、工場、事業所、興行場その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。
児童・生徒の避難訓練等	学校等の施設管理者は、児童・生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。
避難行動要支援者等の訓練	住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報の必要な支援を行う。

(6) 学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

各施設は、児童・生徒、園児、入院患者、負傷者、障がい者及び高齢者等、災害対応力が弱い者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限に止めるため、以下の点に配慮した防災計画を作成し、職員に周知徹底する。また、計画の実効性を高めるため、防災訓練を定期的実施する。なお、教育総務課、共生福祉課、保育課、健康づくり課、くらし安全課及び消防本部は、その実施を指導する。

■各施設の防災計画において配慮すべき事項

➤ 地震及び風水害等の発災時における職員の動員配備に関する事項（特に勤務時間外）
➤ 臨時休業の基準に関する事項
➤ 避難場所、避難誘導方法に関する事項
➤ 防災訓練の実施に関する事項
➤ 防災資機材、飲料水、食料、生活必需物資の確保に関する事項
➤ 市内の関係施設との相互応援に関する事項

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第2節 防災訓練

3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日頃から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。なお、訓練の種類は、次のとおりである。

■事業所及び自主防災組織の訓練内容

区分	内容
事業所における訓練	学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。
自主防災組織等の訓練	市及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（D I G）や避難所開設・運営訓練（H U G）などを実施する。

上記訓練のほか、毎年、業務継続計画図上訓練、徒歩帰宅訓練及び災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

4 訓練の検証

実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、次に示す方法で評価及び検証を行う。

■訓練の検証

区分	内容
評価及び検証の方法	<ul style="list-style-type: none">➤ 訓練後の意見交換会、検討会の開催➤ 職員等に対するアンケート調査➤ 訓練の打合わせでの検討
検証の効果	<ul style="list-style-type: none">➤ 評価や課題を整理し、地域防災計画（市災害対策本部の動員配備体制）等の見直しに活用する。➤ 関係機関との協力体制の再構築➤ 次期の訓練計画に反映する。

第3節 災害時における要配慮者の安全確保

災害時の要配慮者及びその介護者の防災能力を高め、地域で要配慮者を支える体制を構築するため、以下の防災対策を実施する。

《参考》

◆「要配慮者」について

従来、災害時に援護を必要とする者に対しては、一般的に「災害時要援護者」という言い方が定着していたが、改正災対法（平成25年6月）や「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月、内閣府）において「災害時要援護者」に代わって「要配慮者」が使用されていることから、本地域防災計画においても「要配慮者」を使用することとした。

「要配慮者」の意味は、「災害時要援護者」と同義であり、災害に対処するに当たって何らかの困難を抱えることにより援護を必要とする者を意味し、次のように定義される。

- 移動することが困難な者
- 医薬品や医療機器がないと生活できない者
- 情報を受けたり伝えたりすることが困難な者
- 理解や判断ができない又は時間がかかる者
- 精神的に不安定になりやすい者

具体的には「心身障がい者」や「傷病者」をはじめ、体力的に衰えのある「高齢者」、また「乳幼児」や日本語の理解が十分でない「外国人」、さらに一時的なハンディキャップを負う者として「妊産婦」などが考えられる。

《参考》

◆「避難行動要支援者」について

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことをいう。

《参考》

◆「避難支援等関係者」について

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災対法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を定めることとしている。

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第3節 災害時における要配慮者の安全確保

第1 在宅の避難行動要支援者に対する安全対策

市は、在宅の要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力、連帯の体制の確立に努める。

本市の「在宅の要配慮者に対する安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 避難行動要支援者の安全対策	福祉部、 <u>こども健康部</u> 、くらし安全課、関係各課
2 要配慮者全般の安全対策	福祉部、 <u>こども健康部</u> 、くらし安全課、消防本部
3 社会福祉施設との連携	福祉部、 <u>こども健康部</u>
4 見守りネットワーク等の活用	福祉部、 <u>こども健康部</u>
5 相談体制の確立	福祉部、 <u>こども健康部</u> 、関係各課

1 避難行動要支援者の安全対策

市及び関係団体等は改正災対法を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(令和3年5月改訂、内閣府)を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進していくものとする。

(1) 全体計画

市は、要配慮者対策を重点的に具体化した計画として、「北本市避難行動要支援者避難支援全体計画」(以下「全体計画」という。)を作成し、避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法など、本市における要配慮者支援対策の基本的事項を定めている。

市では、この「全体計画」に即して、要配慮者支援対策を実施する。

ア 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係各課で把握している要介護高齢者や障がい者等(要配慮者)情報を集約する。また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

イ 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の対象範囲は、生活の基盤が自宅にある者で、災害時に家族以外の第三者の支援がなければ避難できない方とし、全体計画における避難行動要支援者名簿に掲載する者とする。

ウ 名簿作成に必要な情報の収集

市は、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿(「避難行動要支援者名簿」)を作成する。

名簿作成に必要な個人情報及びその入手は、「北本市個人情報保護条例」の規定に基づ

き、次に示す住民基本台帳や福祉部局が保有する情報などを収集する。

■名簿作成に必要な情報の収集

- 住民基本台帳
- 要介護認定名簿、身体障害者手帳所持者名簿、療育手帳所持者名簿
- ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯登録名簿
- 災害時要援護者名簿 など

☞【参考資料】「北本市災害時要援護者支援マニュアル（案）」（平成25年7月）」

■名簿の記載事項

- 氏名、年齢(生年月日)、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 上記のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

【留意事項】

- ① 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治体等の地縁組織、支部社協、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
- ② 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、または定期的に精査することが重要である。
- ③ 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。

エ 避難行動要支援者名簿の管理・更新

避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策について、常時適正な管理が行われるよう徹底する。

また、災害の規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の整備に努める。

なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう更新を行う。

オ 避難行動要支援者名簿の活用

避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、避難行動要支援者本人に十分な説明を行い、原則、書面による同意を得たうえで、下記の避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。

避難行動要支援者本人が重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第3節 災害時における要配慮者の安全確保

■本市が定める避難支援等関係者

- 埼玉県央広域消防本部
- 北本市消防団
- 埼玉県鴻巣警察署
- 北本市社会福祉協議会
- 北本市民生委員・児童委員
- 自主防災組織及び自治会長
- 上記のほか避難支援等関係者として市長が認めたもの

カ 名簿情報の利用及び提供

避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿の副本を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

なお、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い名簿等を回収し、粉砕して処分する。

キ 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者の安否確認体制の整備

市は、避難行動要支援者の安否確認を迅速・的確に行うため、避難行動要支援者名簿を用いて、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、自主防災組織、消防団等の協力を得ながら安否確認を行う体制づくりを進める。

(3) 緊急通報システム等の充実

市は、要配慮者が緊急事態に対応できるよう、ひとり暮らし高齢者や障がい者の世帯に対しては緊急時通報システムの利用が、また聴覚障がい者に対しては登録制メールの登録を勧奨している。

また、ひとり暮らし高齢者や在宅重度障がい者の世帯に対して、安否の確認等の各種サービスが提供できる福祉電話の設置事業を行っている。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、市民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、協力員の確保のほか、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、平素から協議等をしておく。

☞【資料 1.6】『北本市緊急時通報システム事業運営要綱』参照

☞【資料 1.7】『北本市老人福祉電話設置事業運営要綱』参照

（4）避難誘導體制の整備

市は、災害の発生又は発生するおそれがある場合において、避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿の情報を共有しながら避難支援を実施する体制を整備する。

（5）避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援者等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられないこともあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

2 要配慮者全般の安全対策

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

（1）防災知識の普及・啓発

要配慮者に必要とされる防災知識は、個々の要配慮者の有するハンディキャップの違いによって異なる。

そのため、市は、高齢者や障がい者など、個々の要配慮者に応じた防災知識の周知・啓発を効果的に行うものとする。

☞【資料9.7】『要配慮者別の防災知識の周知』参照

（2）防災訓練の実施

市は、要配慮者の防災能力を向上させるため、防災訓練の実施に当たり、要配慮者を対象とした避難訓練等をメニューに取り入れる。

（3）要配慮者の家庭内対策の支援

市は、消防団、社会福祉協議会、災害ボランティア、民生委員・児童委員等の協力を得て、自力で住家等の安全化（家屋の耐震補強、家具の固定等）を図るのが困難な要配慮者に対して、家庭内の安全対策を支援する。

3 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日頃から社会福祉施設等との連携を図るように努める。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用を図っていく。

4 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

5 相談体制の確立

市は、災害時、要配慮者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育等）に的確に対応できるよう日頃から相談体制の整備に努める。

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第3節 災害時における要配慮者の安全確保

また、被災により精神的なダメージを受けた要配慮者に対してメンタルケア等ができるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員の確保に努める。

第2 社会福祉施設入所者に対する安全対策

市は、社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の指導に努めるとともに、社会福祉施設に入所している要配慮者に対する安全対策を推進する。

本市の「社会福祉施設入所者に対する安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災計画の策定	施設管理者、関係各課、消防本部
2 防災教育の実施	施設管理者
3 防災訓練の実施	施設管理者、消防本部
4 地域との連携	施設管理者、関係各課

1 防災計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市は、これを支援する。

(1) 緊急連絡体制の整備

ア 職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。

イ 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

(2) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

特に、荒川の浸水想定区域内にある要配慮者施設の施設管理者は、市から「高齢者等避難」等が伝達された場合、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるため、事前に避難計画の作成や避難訓練などの実施に努める。

なお、現在のところ本市の浸水想定区域内に要配慮者施設はない。

(3) 施設間の相互支援システムの確立

市は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受け入れることができるよう体制の整備を行う。

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第3節 災害時における要配慮者の安全確保

(4) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、災害時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修に努める。

(5) 被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

(6) 社会福祉施設等の出火防止対策

施設管理者は、防火管理及び消防訓練の実施に努める。また、消火器具、屋内消火栓などの消火設備、自動火災報知器などの警報設備、避難器具、誘導灯・誘導標識などの避難設備を設置及び管理する。

(7) 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、次に示す物資等を最低3日間（推奨1週間）分の備蓄に努める。

■主な備蓄品（※印備蓄品は、3日分）

➤ 飲料水※	➤ 介護用品※（おむつ、尿取りパット等）
➤ 非常用食料※ （高齢者食等の特別食を含む）	➤ 照明器具
➤ 常備薬※	➤ 非常用電源（燃料含む）
	➤ 移送用具（担架、ストレッチャー等）

2 防災教育の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する知識・意識の向上を図るとともに、各施設が策定する防災計画について周知徹底に努める。

3 防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民、自主防災組織等と連携し防災訓練を実施する。

また、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練の実施にも努める。

4 地域との連携

施設管理者は、災害に伴う入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時から近隣の自治会やボランティア団体との連携に努める。

また、市は、施設管理者が災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。

第3 外国人の安全対策

災害が発生した場合、わが国の言語、風習等に不慣れな外国人の多くは、的確な対応をとることが困難となることが懸念される。

本市の「外国人の安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 外国人の所在把握	市民課
2 防災知識の普及・啓発	くらし安全課
3 防災訓練の実施	くらし安全課
4 誘導標識、避難所案内板等の設置	くらし安全課
5 通訳・翻訳ボランティアの確保	共生福祉課

1 外国人の所在把握

平成24年7月9日、外国人住民への行政サービスなどの利便の増進及び市区町村等の行政の合理化を図るため、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行された。

これにより、外国人住民に対して住民票が作成され、平成25年7月8日から、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）の運用が開始されることになった。

市は、災害時の外国人への支援を迅速に進めるため、平常時から市内在住の外国人の所在の把握に努め、外国人支援体制の整備を図る。

2 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットにより、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供に努める。

3 防災訓練の実施

市は、外国人の防災能力を向上させるため、総合防災訓練の参加を促すとともに、外国人を対象としたメニューを取り入れた防災訓練の実施に努める。

4 誘導標識、避難所案内板等の設置

誘導標識、避難場所案内板等について、地図や外国語の併記に努める。また、案内板のデザインの統一についても配慮する。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第4節 自主防災組織等の整備

第4節 自主防災組織等の整備

第1 自主防災組織の整備、地区防災計画の策定

大規模な災害が発生した場合、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず市民による自主的な防災活動、すなわち市民自ら出火防止、初期消火及び被災者の救出救護、避難誘導など地域での助け合いが必要とされる。また、これらの防災活動は、市民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

そのため、自主防災組織の結成及び育成・強化を積極的に展開し推進することが必要である。

本市の「自主防災組織の整備、地区防災計画の策定」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 自主防災組織設立の働きかけ	くらし安全課
2 自主防災組織の活動支援	くらし安全課
3 自主防災組織への訓練実施の支援	くらし安全課
4 自主防災組織リーダー養成研修の実施	くらし安全課
5 地区防災計画の策定	くらし安全課

1 自主防災組織設立の働きかけ

本市では、平成29年1月1日現在、主に自治会を単位に自主防災組織が57団体結成されている。結成されていない地域の自治会等については、自主防災組織設立時に防災対策用資機材の購入に対して補助金を交付する「北本市自主防災組織設立補助金交付要綱」等を活用して、自主防災組織の設立を推進する。

また、自主防災組織同士の情報交換や連携等を図ることを目的とした連合組織の設立を検討する。

なお、自主防災組織の編成に当たっては、次の点に留意するとともに、各地域の実情に応じた最も有効と考えられる単位で組織編成を行う。

☞【資料1.4】『北本市自主防災組織設立補助金交付要綱』参照

■自主防災組織編成時の留意事項

- 既存のコミュニティである自治会等を活用して結成する。
(特に、都市部においてはマンションの自治会等の参加が必要不可欠である。)
- 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。
- 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図っていく。

☞【資料3.3】『北本市自主防災組織一覧』参照

2 自主防災組織の活動支援

災害時に初期消火活動、救出活動等が的確に実施できるよう、防災活動用資機材の整備を補助制度等により継続的に支援していく。

また、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図るために、災害危険箇所や避難所等を記した防災地図や、地区防災計画の策定を推進する。

☞【資料 1.5】『北本市自主防災組織活動費補助金交付要綱』参照

3 自主防災組織への訓練実施の支援

市は、防災訓練に自主防災組織による訓練の機会を提示し、参加を促すとともに、自主防災組織が独自に訓練を実施する場合、訓練方法等について積極的な支援を行っていく。

4 自主防災組織リーダー養成研修の実施

自主防災組織の活動が活発に展開されるためには、各自主防災組織におけるリーダーの役割が重要となる。

そこで、市は、県や消防本部と連携してリーダーの育成に努める。

5 地区防災計画の策定

自主防災組織は、災害時等に迅速且つ的確な活動を行うために、行政区等の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が協同して行う防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）策定に努めるとともに、個々の住民への計画等の周知徹底を図る。

地区防災計画の作成に当たっては、女性の意見も取り入れるものとする。

市防災会議は、自主防災組織等から地域防災計画に地区防災計画を定める提案が行われた時は、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第4節 自主防災組織等の整備

第2 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合は、行政や市民のみならず、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。特に、公団地域等住宅地においては、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間市外へ通勤して不在のケースも多い。

このため、市内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図るものとする。

本市の「事業所等の防災組織の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 一般企業の防災組織の整備等	消防本部
2 施設内の防災組織の育成	消防本部、関係各課
3 事業所内の防災組織の育成	消防本部
4 関係機関への協力体制の確立	くらし安全課、関係各課

1 一般企業の防災組織の整備等

市は、県の支援・指導を得て、また埼玉県央広域消防本部と連携して、企業における自主的な防災組織の整備の促進を図り、災害時には各企業が設置する自衛消防隊と連携して被害の拡大を防止する。

また、企業は、災害時の企業の果たす役割を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

2 施設内の防災組織の育成

市は、学校、病院、文化センター等不特定多数の人が出入する施設に対し、埼玉県央広域消防本部と連携して防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

3 事業所内の防災組織の育成

市は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて、連携を図る。

4 関係機関への協力体制の確立

市は、地域における災害対策組織による防災活動の円滑な実施を図るため、自主的な防災組織の整備を促進し、民間協力機構の充実を図る。

特に、次に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

- 民生委員・児童委員、赤十字奉仕団及び自治会
- 農協、商工会等関係団体
- P T A、青年団、婦人会及びその他の市民団体
- その他の公共的団体

第5節 災害ボランティア活動のための環境整備

大規模な災害が発生した場合、行政や防災関係機関のみで円滑な応急対策を実施するのは限界があるため、災害時に円滑にボランティア団体等の協力が得られるよう、ボランティアの活動環境の整備に努める。

本市の「災害ボランティア活動のための環境整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 災害ボランティア登録の周知	共生福祉課、建築開発課、関係各課
2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握	共生福祉課、健康づくり課、くらし安全課
3 専門職ボランティアの組織化	共生福祉課、くらし安全課、関係各課
4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備	福祉部、健康づくり課
5 ボランティアコーディネーターの養成	共生福祉課

1 災害ボランティア登録の周知

(1) 災害ボランティア

災害ボランティアの活動を希望する個人又は団体を対象として災害ボランティア活動の登録を推進する。なお、登録に際しては、北本市社会福祉協議会の窓口を活用する。

■災害ボランティアの活動内容

- ▶ 一般作業（専門分野を持たずに労働力を提供）
炊き出し、清掃、救援物資の仕分けなど

(2) 災害救援専門ボランティア

災害時には、介護や通訳、建物危険度判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、次に示す専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

■専門分野の例

- | | | |
|----------------------------|---------|---------|
| ▶ ボランティアコーディネーター | ▶ 乳幼児保育 | ▶ 心のケア |
| ▶ 障がい別の専門ボランティア
(手話通訳等) | ▶ 土木・建築 | ▶ 外国語通訳 |
| | ▶ 介護 | ▶ 情報・通信 |

(3) 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行っている。市は、災害時に必要に応じて、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第5節 災害ボランティア活動のための環境整備

2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握

災害時には、医療、福祉、保健、被災建築物応急危険度判定など、様々な分野の専門ボランティア組織・団体が、市内で独自の救援活動を展開することが考えられる。

そのため、市は、災害時に援助の申し出があった場合、これら団体と円滑に連携できるように、総務省消防庁が公開している「災害ボランティア・データバンク」等を利用して情報を事前に把握しておくものとする。

3 専門職ボランティアの組織化

災害応急対策を迅速・的確に遂行するためには、専門能力を有するボランティアと効果的に連携する必要がある。

そのため、市は、市内在住の専門能力を有するボランティアを事前に組織化し、災害時に迅速・的確な協力が得られる体制づくりを進めていく。

また、体制づくりに合わせボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

■主な専門職ボランティア

- アマチュア無線技士
- 外国語堪能者
- 手話通訳者
- 点字通訳者
- 1級、2級建築士

4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備

大規模災害時には多くのボランティアが救援に駆けつけ、これらボランティアの活動により行政だけでは困難な状況を乗り越えることも少なくない。

そのため、市は、社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げ、参集したボランティアを円滑に受け入れるため、以下の事前対策を講じていく。

■災害ボランティアの活動環境の整備

- 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアルの作成
- 必要な資機材の備え（市内地図、ボード、机、椅子、自転車等）
- ボランティアのための宿泊場所や活動拠点の候補地を選定

5 ボランティアコーディネーターの養成

市及び北本市社会福祉協議会は、ボランティアの需給調整を円滑に行えるよう、県社会福祉協議会や日本赤十字社埼玉県支部等が開催する研修会等に積極的に参加する。

その際、市内で活動している福祉ボランティア等にも積極的に参加を呼びかける。

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策

大規模地震による災害の特徴は、その広域性、同時多発性にある。県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年4月）によると、本市に最も大きな被害を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市の人的被害は死者数が最大で358人、重軽傷者数は1,676人、避難者数は1日後24,155人、1か月後28,994人、建物被害は全壊棟数5,349棟、焼失棟数3,258棟、半壊棟数4,835棟と大きな被害が予測されている。

災害対策の第一線に立つ市としては、多岐・広範囲にわたる災害応急対策活動を、迅速かつ同時並行的に実施する必要がある。さらに、このような応急対策活動は、対策組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる対策活動と、廃棄物対策、防疫・保健衛生活動、住宅の修理や仮設住宅の建設など、発災後ある程度の時間を経て、被害状況に応じて実施する対策活動に分けられる。

そのため、市は大規模地震発生後の災害応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するために、発災直後から72時間を目処とした「初動対応期」とそれ以降の「救援期」とに分けて、以下に定める施策を策定する。

第1節 活動体制の確立

本節では、迅速かつ効率的な災害応急対策遂行の前提となる組織体制等活動体制の確立について定める。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

第1 市の活動体制

「市の活動体制」は、以下に示すとおりである。

区分	担当部署
1 活動体制と配備基準	各課・各班共通
2 情報収集体制	くらし安全課、関係各課
3 警戒体制	くらし安全課、関係各課
4 非常体制	各班共通

1 活動体制と配備基準

本市における震災対策に係る活動体制及び配備基準は、以下のとおりである。

■【震災対策】活動体制と配備基準

活動体制	配備基準	活動内容	本部の設置
情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 原則として市域内で震度4の揺れを観測した場合 ➢ その他市長が必要と認めた場合 	主として情報の収集及び報告を任務として活動する	本部を設置せずに、くらし安全課を中心に通常の組織で対応する
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 原則として市域内で震度5弱の揺れを観測した場合 ➢ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合 ➢ その他市長が必要と認めた場合 	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する	副市長が災害警戒本部を設置する
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 原則として市域内で震度5強の揺れを観測した場合 ➢ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合 ➢ その他市長が必要と認めた場合 	応急対策の実施及び第2号配備の実施備えて活動する	市長が災害対策本部を設置する
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 原則として市域内で震度6弱以上の揺れを観測した場合 ➢ その他市長が必要と認めた場合 	組織及び機能の全てをあげて救助その他の応急対策を推進する	

注) 本市域の震度は、市庁舎に設置している計測震度計による。

☞【資料5.2】『気象庁震度階級関連解説表』参照

2 情報収集体制

(1) 活動内容

市は、情報収集体制をとった場合、本部は設置しないでくらし安全課を中心とした防災担当部署により、主として地震による被害発生の有無等について情報収集・報告を行い、連絡調整に万全を期する。

くらし安全課は、必要な備品類として防災関係機関の連絡リスト、メモ帳、市管内図を用意する。

(2) 活動組織

市民経済部長の指示に従い、くらし安全課職員及び動員計画に基づく指定職員をもって組織する。

情報収集体制は、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

(3) 情報収集体制の解除・移行

市民経済部長は、次の基準に達した場合、情報収集体制を解除又は警戒体制に移行する。

■情報収集体制の解除又は移行基準

- 地震による被害の発生がないと確認できたとき。
- 二次災害の発生等により、情報収集体制から警戒体制に移行する必要性が生じたとき。

3 警戒体制

(1) 災害警戒本部の活動

市は、警戒体制をとった場合、災害警戒本部を災害対策室に設置し、被害発生状況の把握のため、情報収集・連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、被害の発生状況によっては速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。

■災害警戒本部の活動内容

- 地震情報の収集・伝達
- 被害情報の収集・伝達
- 避難指示の検討
- 避難所の開設準備
- 広報活動の準備
- 被害状況の取りまとめ及び発表・報告

(2) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部は、副市長を本部長、教育長を副本部長とし、全部局長及び消防団長を本部員とし、主査以上の職員をもって組織する。

なお、本部長以下、各職員は配備基準に応じて参集する（「本節 第2 職員の動員計画」(p3-5)を参照のこと。）。

(3) 災害警戒本部の協議内容及び備品類

災害警戒本部が実施する協議内容及び備品類は、次のとおりである。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

■協議内容

- 市内の被害状況のまとめ
- 避難指示の伝達の検討
- 避難所開設準備などの応急活動内容の指示
- 資機材・食料の供給と輸送

■備品類

- 災害警戒本部の標識
- 職員名簿
- 掲示板
- 消防団・各防災関係機関の連絡先名簿
- 会議記録簿
- 被害状況連絡票その他の報告・様式類
- 防災行政無線の準備
- 情報通信手段（パソコン、FAX）の設置
- コピー機器の設置
- 広報用例文、広報記入様式
- 市域全体の図面及び住宅地図、道路管内図

（4）警戒体制の解除・移行

災害警戒本部長は、次の基準に達した場合は、警戒体制を解除又は非常体制に移行するとともに、県にこの旨を連絡する。

■警戒体制の廃止又は移行基準

- 警戒体制の原因となった地震による災害発生のおそれなくなったとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。
- 二次災害の発生等により、警戒体制から非常体制に移行する必要性が生じたとき。

4 非常体制

市は、非常体制をとった場合、災害対策室に災害対策本部を設置して総力をあげて災害応急対策活動を実施する。

災害対策本部の詳細については、「本節 第3 災害対策本部の設置・運営」（p3-9）に定める。

第2 職員の動員計画

災害が発生した場合、職員は災害応急対策活動に従事しなければならない。
 この場合、災害に応じた動員配備体制を整備し、平常業務との調整を図る。
 本市の「職員の動員計画」は、以下の項目及び担当部署をもって実施する。

項目	担当部署
1 活動体制と動員計画	各班共通
2 勤務時間内における動員・参集	各班共通
3 勤務時間外及び休日における動員・参集	各班共通
4 参集における留意事項	各班共通

1 活動体制と動員計画

市の活動体制に応じた動員計画は、原則として次のとおりである。

また、勤務時間外及び休日における警戒体制及び非常体制の動員は、次に示す動員配備基準に基づいた参集とし、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

なお、各部課と災害対策本部各部班との関係は、「本節 第3 3 災害対策本部の組織編成、事務分掌」(p3-12)を参照のこと。

■【本部長・副本部長・本部員】動員配備基準

体制区分 役職	<情報収集体制> 通常の組織 (震度4)	<警戒体制> 災害警戒本部 (震度5弱)		<非常体制> 災害対策本部 (震度5強以上)	
市長	—	—	—	本部長	☒
副市長	—	本部長	☒	副本部長	☒
教育長	—	副本部長	☒		☒
政策推進部長	☐	本部員	☒	本部員	☒
総務部長	☐		☒		☒
市民経済部長	☒		☒		☒
福祉部長	☐		☒		☒
こども健康部長	☐		☒		☒
都市整備部長	☐		☒		☒
議会事務局長	☐		☒		☒
教育部長	☐		☒		☒

注1)「☒」は出勤(自主参集)、「☐」は出勤(連絡参集)を、「—」は待機を示す。

注2) 副本部長及び本部員は、辞令を用いず本表をもってそれぞれ指名されたものとみなす。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

■【各部課】動員配備基準

体制区分 部課		<情報収集体制> 通常の組織	<警戒体制> 災害警戒本部	<非常体制> 災害対策本部	
		(震度4)	(震度5弱)	第一配備 (震度5強)	第二配備 (震度6弱以上)
政策推進部	市長公室	—	主査以上の職員は自主参集 その他の職員(※)は連絡参集	主査以上の職員・指定職員(※)は自主参集	全職員は自主参集
	政策推進課	—			
	財政課	—			
総務部	総務課				
	税務課	—			
	人権推進課	—			
	会計課	—			
市民経済部	くらし安全課	自主参集			
	環境課	—			
	市民課	—			
	産業観光課	—			
福祉部	共生福祉課	—			
	障がい福祉課	—			
	高齢介護課				
こども健康部	子育て支援課				
	保育課	—			
	健康づくり課	—			
	保険年金課	—			
都市整備部	都市計画課	—			
	久保土地区画整理事務所	—			
	建築開発課	—			
	建設課	連絡参集			
教育部	教育総務課	連絡参集			
	学校教育課	—			
	生涯学習課	—			
	文化財保護課	—			
議会事務局		—			
選挙管理委員会事務局		—			

注1)「※」:「災害時職員対応マニュアル(改訂版)」において指定された職員をいう。

注2)「消防団」については、独自の動員計画による。

☞【参考資料】「災害時職員対応マニュアル(改訂版)」

2 勤務時間内における動員・参集

非常体制が敷かれた場合、庁内放送により動員を指示する。各班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。

班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、「職員班」を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

■参集場所

- ▶ 勤務時間内においては、職場で待機し、災害対策本部の指示に従って活動する。

■動員・参集における留意点

- ▶ 常に災害に関する情報、災害対策本部の指示に注意すること。
- ▶ 不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- ▶ 正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと。
- ▶ 勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること。

3 勤務時間外及び休日における動員・参集

(1) 勤務時間外の動員・参集

勤務時間外の動員・参集については、次の内容で実施する。

■参集場所

- ▶ 勤務時間外及び休日においては、職員は庁舎ロビーに参集し、避難所担当職員は広域避難所に直接参集し、災害対策本部の指示に基づき活動する。

■勤務時間外の動員・参集

区分	内容
勤務場所への参集	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テレビ、ラジオ、携帯メール等により、市域内で震度6弱以上の地震情報を確認した場合、本市の全職員は自主参集する。 ▶ 職員は、まず家族の安否確認及び安全を確保した後、速やかに勤務場所に自主参集する。
参集の報告	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班長は、班員の参集状況を所属部長及び「職員班」に報告する。
参集が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、所属班長への連絡に努め、指示を仰ぐ。

(2) 参集途上の被害情報の把握

参集途上においても、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン等の情報を収集する。

ただし、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的にとどめ、迅速な参集を第一に考える。

なお、参集途上において把握した被害情報については、班長に報告する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

(3) 被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した被害情報を「情報班」に報告する。

「情報班」は、報告を受けた情報を集約し「統括班」に報告する。

4 参集における留意事項

職員は、次の点に留意して参集する。

■参集時の留意事項

- 必ず家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。
- 服装は、防災服で安全な靴、ヘルメット、腕章、手袋を着装すること。
- 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書等、各自必要なものを携行して参集する。
- 勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、人命の救出・救援を優先し、救出・救援後には、できる限り迅速な参集を行う。
- 自らの言動で住民に不安、誤解を与えないこと。

☞ 【資料 10.4】『北本市災害対策本部本部長以下の腕章』参照

第3 災害対策本部の設置・運営

市長は、本市域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、非常体制を敷き災対法第23条第2項の規定及び北本市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに本部会議及び各部班を統括し、災害対策本部の運営に当たる。

本市の「災害対策本部の設置・運営」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害対策本部の設置	くらし安全課、関係各課
2 災害対策本部の運営	各班共通
3 災害対策本部の組織編成、事務分掌	各班共通
4 災害対策本部運営の留意事項	関係各班

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

本市における災害対策本部の設置基準は、以下のとおりである。

■災害対策本部の設置基準

- ▶ 本市域で震度5強以上の地震が発生したとき
- ▶ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
- ▶ その他市長が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、本部会議の開催、関係各班との連絡調整を円滑に行うため市役所内（災害対策室）に設置し、役所の正面玄関に「北本市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、災害対策本部を本庁舎内に設置できない場合は、第一代替場所として文化センターに、次に被災を免れた最寄りの公共施設の順で設置する。

☞【資料10.5】『北本市災害対策本部の標識』参照

(3) 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は市長とし、市長が不在又は事故ある場合は次の順位によりその職務を代行する。

■本部長の代行順位

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	市民経済部長

(4) 設置の手順

災害対策本部の設置は、以下の手順によるものとする。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

■災害対策本部の設置手順

NO.	項目	内容
①	市役所の被害状況の把握	「管財班」は、市役所の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は立入禁止区域の設定、自家発電装置の作動等応急措置を施し、状況を「統括班」に報告する。出先機関については各々の施設管理者が同様の対応をとる。
②	職員の被災状況の把握	「職員班」は、勤務時間内の発災の場合、直ちに「各班」から職員の負傷等の状況に関する報告を求める。また、勤務時間外の発災の場合、職員の参集状況を掌握し、「統括班」に報告する。
③	通信機能の確保	「統括班」及び消防本部は、市防災行政無線（移動系・固定系）、県防災行政無線、消防無線の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。
④	災害対策本部室の設置	「管財班」による市役所の安全確認後、「統括班」は、市役所内に災害対策本部室を設置する。市役所が被災し災害対策本部室の設置ができない場合、「統括班」は、その他各部の協力のもと文化センター等被災を免れた公共施設に災害対策本部室を設置する。
⑤	本部設置の掲示	「統括班」は、市役所玄関及び災害対策本部室入口に「北本市災害対策本部」の掲示を行う。
⑥	関係各班の執務場所の確保	執務場所を所定の場所に設置できない場合、「該当班」は「統括班」と協議の上、被災を免れた最寄りの公共施設等に執務場所を確保する。

(5) 廃止基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を廃止する。

(6) 設置及び廃止の通知

ア 職員への通知

職員への通知は、勤務時間内・外に応じて以下のとおり実施する。

■設置及び廃止の通知

区分	内容
勤務時間内	「くらし安全課（統括班）」は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、庁内放送により庁内各部署に通知する。出先機関を所管する「関係各課（各班）」は、電話等により出先機関に通知する。
勤務時間外 (設置のみ)	各職員は、テレビ、ラジオ等により本市の震度に関する情報により、災害対策本部の自動設置を判断する。

イ 防災関係機関及び市民への通知・公表

災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を以下のとおり通知・公表する。

なお、県に連絡できない場合は、国（総務省消防庁）へ通知する。

また、市内で震度5強以上を記録した場合は、被害の有無を問わず国（総務省消防庁）にも通知する（「火災・災害等即報要領の一部改正について」平成20年9月9日消防災第166号）。国（総務省消防庁）への連絡は、次のとおりである。

■本部設置及び廃止の通知・公表

通知・公表先	通知・公表の方法	担当班
埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、防災行政無線、電話、FAX	統括班 渉外班
埼玉県中央広域消防本部	災害オペレーション支援システム、防災行政無線、電話、FAX	統括班
市防災会議委員	電話、FAX	統括班
市議会	電話、FAX	渉外班
報道機関	電話、FAX	広報班
応援協定締結自治体	電話、FAX	渉外班
自治会、自主防災組織	電話、FAX	統括班
市民	防災行政無線（固定系）、市ホームページ、緊急速報メール	広報班

■消防庁への連絡先

区分		応急対策室	宿直室
		平日(9:30~18:15)	(左記以外)
回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注)TNは、回線選択番号を示す。

2 災害対策本部の運営

災害対策本部の組織の運営については、次のとおりとする。

(1) 本部長（市長）

本部を総括し、職員を指揮監督する。

本部長の命令は、指令をもって発し、本部長指令の伝達は、「北本市災害対策本部指令書」により市民経済部長が行う。

☞【様式1】『北本市災害対策本部指令書』参照

(2) 副本部長（副市長、教育長）

本部長を補佐し、本部長が不在又は事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部員

本部長の命を受け、本部会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(4) 本部会議

本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次の事項について適時協議、調整する。本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

なお、本部会議の進行は、くらし安全課長が行い、庶務は、「統括班」が担当する。

■本部会議の協議、調整事項

- 震災応急対策の基本方針に関すること
(救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等)
- 動員配備体制に関すること
- 各部班間の調整事項の指示に関すること
- 避難指示に関すること
- 自衛隊の災害派遣に関すること
- 埼玉県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- 隣接市町村との相互応援に関すること
- 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること
- 災害救助法の適用申請に関すること
- 震災応急対策に要する経費の処理方法に関すること
- 本部の廃止に関すること
- その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること

(5) 担当者会議

市災害対策本部に次の担当者会議を置く。

■担当者会議

区分	内容
統括・情報担当者会議	副市長、政策推進部長、総務部長、市民経済部長、議会事務局長をもって構成し、副市長が会議を主宰する。
救援・救護担当者会議	教育長、福祉部長及び教育部長をもって構成し、教育長が会議を主宰する。
土木・建設担当者会議	副市長、都市整備部長及び都市整備部参与をもって構成し、副市長が会議を主宰する。

注) 各会議の協議事項及び決定事項についての会議相互の調整連絡は、くらし安全課長が当たる。

(6) 各部班

災害対策本部の「各部班」は、定められた事務分掌（「本節 第3 3 (2) 各部班の事務分掌」(p3-14 参照)）に従って災害応急対策活動を遂行する。

3 災害対策本部の組織編成、事務分掌

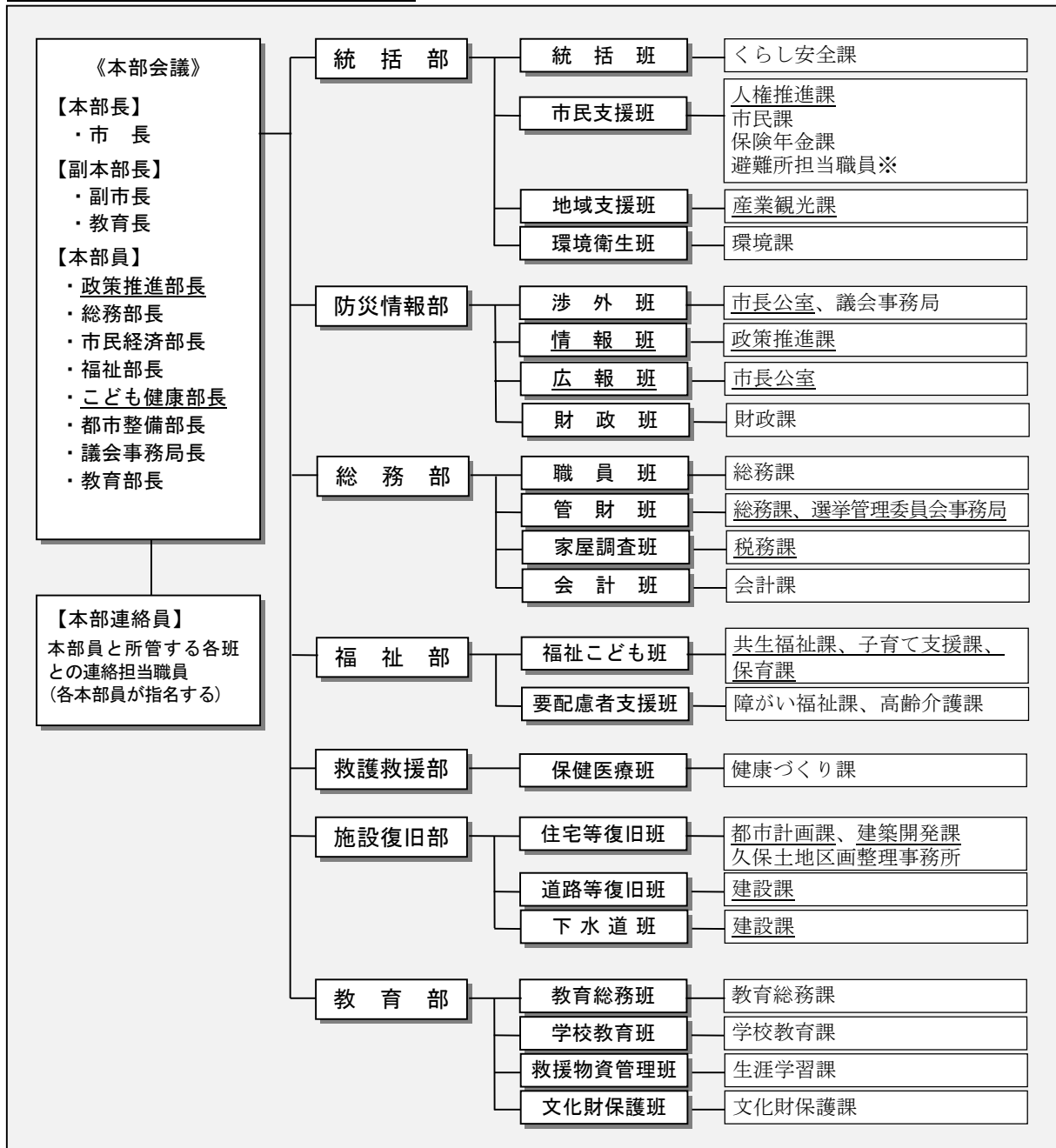
(1) 災害対策本部の組織編成

本市の災害対策本部の組織編成は、次に示すとおりである。

(2) 各部班の事務分掌

「各部班」の事務分掌は、次に示すとおりである。

■北本市災害対策本部の構成（案）



注1) (※)「避難所担当職員」:「市民支援班」に属し、避難所の開設に伴い避難所に参集し、避難所を開設し、避難者と連携して避難所を管理運営し、災害対策本部との窓口業務を担当する職員（あらかじめ指定し、必要に応じて毎年見直す。）

注2) 必要において、防災関係機関（他の行政機関・社会福祉協議会等）からの情報連絡員を加えるものとする。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

■災害対策本部【統括部】事務分掌

部名(部長)	班名(班長)	担当課等名	事務分掌
統括部 (市民経済部長)	統括班 (くらし安全課長)◎	くらし安全課	① 気象予報・警報、地震情報、水防情報等の収集伝達に関する事 ② 災害対策本部の設置及び廃止に関する事 ③ 本部会議の庶務に関する事 ④ 災害救助法適用に関する事 ⑤ 「情報広報班」からの災害情報の受理に関する事 ⑥ 「渉外班」との情報の共有に関する事 ⑦ 災害情報の総括取りまとめに関する事 ⑧ 各部班との連絡調整に関する事 ⑨ 自主防災組織等との連絡調整に関する事 ⑩ 避難指示及び警戒区域の設定に関する事 ⑪ 住民の避難誘導に関する事 ⑫ 帰宅困難者対策に関する事 ⑬ 防災行政無線その他の防災通信機器に関する事 ⑭ 防災会議委員への連絡に関する事 ⑮ 埼玉県央広域消防本部との連絡調整に関する事 ⑯ 消防(水防)団活動に関する事 ⑰ その他災害対策全般に関する事
	市民支援班 (市民課長)◎ (人権推進課長)○ (保険年金課長)○	市民課 人権推進課※1 保険年金課※2	① 被災者の安否情報の収集及び提供に関する事 ② 身元不明者等の情報に関する事 ③ 住民からの電話の問い合わせに関する事 ④ 住民からの各種相談の受付に関する事 ⑤ 外国人への支援に関する事 ⑥ 遺体の収容、処理及び埋・火葬に関する事 ⑦ 避難所から関係各班への支援要請に関する事 ⑧ 避難所担当職員との窓口業務に関する事 ⑨ 避難所担当職員のローテーションに関する事
		避難所 担当職員※3	① 避難所の管理・運営に関する事 ② 災害対策本部(市民支援班)との連絡調整
	地域支援班 (産業観光課長)◎	産業観光課	① 食料その他生活必需品の調達及び確保に関する事 ② 物資の輸送に関する事 ③ 農作物、農業用施設等の被害状況に関する事 ④ 農協等農業関係機関との連絡調整に関する事 ⑤ 農家に対する金融措置その他対策に関する事 ⑥ 商工業関係の被害状況に関する事 ⑦ 商工業関係の復旧対策の総合調整に関する事 ⑧ 中小企業等の被害状況に関する事 ⑨ 中小企業等への金融措置及び経営相談に関する事
環境衛生班 (環境課長)◎	環境課	① ごみ処理・し尿処理施設等の被害状況に関する事 ② ごみ処理・し尿処理施設等の応急対策に関する事 ③ 処理業者との連絡及び相互協力に関する事 ④ 仮設トイレ等に関する事 ⑤ 水道企業団からの水の調達に関する事 ⑥ 動物保護対策に関する事 ⑦ 災害廃棄物の処理に関する事 ⑧ 災害廃棄物仮置き場所の確保に関する事 ⑨ 応急給水活動に関する事 ⑩ 水道に関わる広報活動に関する事 ⑪ 飲料水の水質検査に関する事 ⑫ そ族昆虫駆除に関する事	

注1) ◎印は「班長」を、○印は「副班長」を示す。ただし、「副班長」の記載のない班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。以下の表も同様とする。

注2) ※1の人権推進課は、「総務部」に所属する課である。

注3) ※2の保険年金課は、「こども健康部」に所属する課である。

注4) ※3の避難所担当職員は、部及び班にかかわらず任命するものとする。

注5) 避難施設となる公共施設の職員は、その施設の担当とする。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

■災害対策本部【防災情報部】事務分掌

部名(部長)	班名(班長)	担当課等名	事務分掌
防災情報部 (政策推進部長) (議会議務局長)	渉外班 (市長公室長)◎ (議会議務局副参事)○	市長公室 議会議務局	① 本部長、副本部長の秘書に関する事 ② 災害見舞い及び視察者の応接に関する事 ③ 議会との連絡調整に関する事 ④ 国及び県への要請及び災害報告に関する事 ⑤ 国及び県との連絡調整に関する事 ⑥ 他の市町村への応援要請に関する事 ⑦ 他の市町村との連絡調整に関する事 ⑧ 指定公共機関及び指定地方公共機関への要請に関する事 ⑨ 指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整に関する事 ⑩ 派遣自衛隊及び関係機関の職員の受入れに関する事 ⑪ その他災害対策に関わる渉外に関する事
	情報班 (政策推進課長)◎	政策推進課	① 住民等からの通報等への対応・内容整理 ② 各班からの災害情報の収集・取りまとめ ③ 防災関係機関等からの電話による災害情報等の担当班への取次に関する事 ④ 収集情報の「統括班」及び「渉外班」との情報共有 ⑤ 被災者名簿の整備に関する事 ⑥ 情報通信システム機器に関する事
	広報班 (市長公室長)◎	市長公室	⑦ 災害写真等の収集及び災害記録に関する事 ⑧ 住民、来訪者への避難指示等の伝達 ⑨ 住民等への防災情報の広報に関する事 ⑩ 避難収容者に対する生活情報の広報に関する事 ⑪ 報道機関に対する発表に関する事 ⑫ 報道機関との連絡調整・情報交換・要請に関する事
	財政班 (財政課長)◎	財政課	① 災害予算の編成及び資金の調達に関する事 ② 災害予算の執行、経理に関する事 ③ 災害復興対策本部の設置及び災害復興計画の策定 ④ 「渉外班」、「広報班」が実施する活動への協力

■災害対策本部【総務部】事務分掌

部名(部長)	班名(班長)	担当課等名	事務分掌
総務部 (総務部長)	職員班 (総務課長)◎	総務課	① 職員の動員に関する事 ② 応援職員の派遣に関する事 ③ 職員の配置状況の集約に関する事 ④ 職員の公務災害に関する事 ⑤ 職員の飲料水、食料の確保に関する事 ⑥ 災害対策要員のローテーション計画の作成に関する事 ⑦ 職員の健康管理に関する事
	管財班 (総務課長)◎ (選挙管理委員会事務局長)○	総務課 選挙管理委員会事務局	① 庁舎の建物、設備等の被害状況に関する事 ② 市有財産の被害状況に関する事 ③ 車両燃料、庁用燃料等の調達に関する事 ④ 庁用車の調達及び配車に関する事
	家屋調査班 (税務課長)◎	税務課	① 家屋等の被害調査に関する事 ② 税の減免に関する事 ③ 罹災証明の調査に関する事 ④ 罹災証明の発行に関する事 ⑤ 災害見舞金対象の家屋等の被害調査に関する事
	会計班 (会計課長)◎	会計課	① 災害対策本部の出納に関する事 ② 救助費の集計に関する事 ③ 義援金の管理に関する事 ④ 「家屋調査班」が実施する活動への協力

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

■災害対策本部【福祉部】事務分掌

部名(部長)	班名(班長)	課等名	事務分掌
福祉部 (福祉部長)	福祉子ども班 (共生福祉課長)◎ (子育て支援課長)○ (保育課長)○	共生福祉課 子育て支援課 ※ 保育課※	① 社会福祉施設利用者の安全確保に関する事 ② 児童施設利用者の安全確保に関する事 ③ 社会福祉施設及び児童施設の被害状況に関する事 ④ 社会福祉施設及び児童施設の応急対策に関する事 ⑤ 日赤奉仕団等の応援要請及び受入れに関する事 ⑥ ボランティアの受入れに関する事 ⑦ 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ⑧ 災害救助法の手続等に関する事 ⑨ 指定福祉避難所の開設及び運営に関する事 ⑩ 被災者に対する生活保護の実施及び生業資金、更生資金等の貸付等に関する事 ⑪ 災害見舞金、災害弔慰金の支給及び災害援護金の貸付に関する事 ⑫ 災害見舞金品及び義援金の受入れ及び配分に関する事
	要配慮者支援班 (障がい福祉課長)◎ (高齢介護課長)○	障がい福祉課 高齢介護課	① 要配慮者の安否確認、避難援護に関する事 ② 要配慮者に対する避難所等における支援に関する事 ③ 社会福祉施設への支援に関する事 ④ 「福祉子ども班」が実施する活動への協力

注) ※の子育て支援課、保育課は、「こども健康部」に所属する課である。

■災害対策本部【救護救援部】事務分掌

部名(部長)	班名(班長)	課等名	事務分掌
救護救援部 (こども健康部長)	保健医療班 (健康づくり課長)◎	健康づくり課	① 応急救護等に関する事 ② 保健所及び関係機関との連絡調整に関する事 ③ 医師会等医療機関との連絡調整に関する事 ④ 医療救護班の編成に関する事 ⑤ 救護所の設置に関する事 ⑥ 医療救護全般に関する事 ⑦ 負傷者の収容及び搬送に関する事 ⑧ 防疫及び保健衛生に関する事 ⑨ 衛生医薬品等の確保に関する事 ⑩ 助産及び乳幼児の救護に関する事 ⑪ 感染症の予防に関する事 ⑫ 避難者の健康対策及び心のケアに関する事

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

■災害対策本部【施設復旧部】事務分掌

部名(部長)	班名(班長)	課等名	事務分掌
施設復旧部 (都市整備部長)	住宅等復旧班 (都市計画課長)◎ (建築開発課長)○ (久保土地区画整理 事務所長)○	都市計画課 建築開発課 久保土地区画整理 事務所	① 所管施設の被害状況及び災害対応対策に関する こと ② 応急仮設住宅及び応急避難所設営に関すること ③ 被災住宅に関すること ④ 被災建築物応急危険度判定に関すること ⑤ 被災宅地危険度判定に関すること
	道路等復旧班 (建設課長)◎	建設課	① 土木施設の被害状況に関すること ② 道路(市道)、橋りょう、河川の災害防護及び応急 復旧に関すること ③ 関係機関等の連絡に関すること ④ 復旧資材の調達及び輸送に関すること ⑤ その他災害防護に関すること
	下水道班 (建設課長)◎	建設課	① 下水道施設の被害状況に関すること ② 市街地の排水対策に関すること ③ 仮設トイレ等に関すること ④ 下水道施設の応急対策及び復旧に関すること

■災害対策本部【教育部】事務分掌

部名(部長)	班名(班長)	課等名	事務分掌
教育部 (教育部長)	教育総務班 (教育総務課長)◎	教育総務課	① 学校施設の被災状況に関すること ② 避難所の管理・運営に関すること ③ 学校施設の応急対策及び復旧に関すること ④ 学校関係機関その他団体との連絡調整に関する こと ⑤ 災害時における学校給食に関すること
	学校教育班 (学校教育課長)◎	学校教育課	① 児童・生徒の安全確保に関すること ② 避難所の管理・運営に関すること ③ 学校等との連絡調整に関すること ④ 教職員の動員に関すること ⑤ 学用品及び教科書の調達及び配給に関すること ⑥ 被災児童・生徒の健康管理に関すること ⑦ 応急教育に関すること
	救援物資管理班 (生涯学習課長)◎	生涯学習課	① 救援物資の仕分け及び管理に関すること ② 「地域支援班」との救援物資情報の共有に関する こと ③ 社会教育施設の被害状況及び利用者の安全確保 に関すること ④ 社会教育施設の応急対策及び復旧に関すること ⑤ 社会教育団体との連絡調整に関すること ⑥ スポーツ施設の被害状況及び利用者の安全確保 に関すること ⑦ スポーツ施設の応急対策及び復旧に関すること ⑧ スポーツ関連団体との連絡調整に関すること
	文化財保護班 (文化財保護課長)◎	文化財保護課	① 文化財の被害状況に関すること ② 文化財の応急対策及び復旧に関すること ③ 教育部各班への応援に関すること

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

4 災害対策本部運営の留意事項

(1) 本部設置時の留意事項

ア 来庁者の安全確保

勤務時間内の発災の場合、各職場の職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には速やかに初期消火に努めるとともに、来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。

イ 議会との連絡調整

「渉外班」は、災害発生した場合、議会に対して必要な情報の提供に努める。

ウ 視察・見舞者の応接

「職員班」は、国、県、その他関係機関・団体からの視察・見舞者に対して適切な応接に努める。

エ 会計処理

「会計班」は、災害時の適切な予算執行及び経費の出納に努める。

(2) 応急活動時の留意事項

ア 災害対策本部の弾力的運営

災害対策本部は、数多くの応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにも係わらず、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的な要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

イ 職員及び職員の家族の被災状況の把握

「職員班」は、職員及び職員の家族の被災状況の把握に努める。

ウ 職員の健康管理

災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、「保健医療班」は、「職員班」と連携し、職員の健康管理に努める。

エ 災害対策要員のローテーション

災害対策本部は、大規模災害の場合は災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意して災害対策要員のローテーションを組み、応急対策活動を実施する。

オ 公務災害処理

「職員班」は、職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、公務災害適用に関する所用の事務を執る。

第4 情報通信手段の確保

災害が発生した場合、情報通信体制を適切に確立し、関係防災機関との相互間の通知、要請、指示、伝達等は応急対策活動を迅速に行うためにも重要となる。

本市の「情報通信手段の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 各班間の情報通信手段	統括班、消防本部
2 県及び県内防災関係機関との情報通信手段	統括班
3 住民への情報伝達	広報班、統括班、要配慮者支援班

1 各班間の情報通信手段

(1) 市防災行政無線（移動系）

「各班」間の情報通信手段としては、加入電話、庁内電話のほか、デジタル簡易無線があり、「各班」は積極的にこれを用いて情報伝達を行う。

「統括班」は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努める。

(2) 消防無線

消防本部、消防署、消防団間の情報通信手段としては、消防無線を適切に活用するものとし、消防本部は、必要に応じて適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努める。

また、消防団においては、デジタル簡易無線を適切に活用し、情報共有が確実に行われるよう努める。

2 県及び県内防災関係機関との情報通信手段

(1) 県防災行政無線・衛星通信ネットワーク

県及び県内防災関係機関との情報通信手段としては、県防災行政無線及び衛星通信ネットワークを設置している。

「各班」は、電話が使えない場合、これを適切に活用して情報伝達を図る。

(2) 災害時優先電話

本市では、一部の電話回線を災害時優先電話として準備している。NTTに登録しているこれらの電話は、回線輻輳時等においても発信が優先される措置が講じられている。

「各班」は、他の手段で情報伝達が困難な場合は、「統括班」に申し出てこの電話を活用し適切な情報伝達を行う。

なお、効果的な利用を図るため、この電話は発信専用とし電話番号は非公開とする。

☞【資料 5.1】『災害時優先電話登録状況一覧』参照

(3) 非常通話（非常無線）

通常の通信手段が使用できない場合には、電波法の規定に基づき埼玉地区非常通信協

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができる。

3 住民への情報伝達

(1) 市防災行政無線（固定系）

市から一般住民への情報伝達手段としては、市防災行政無線（固定系）があり、「各班」は「統括班」を通じ、「広報班」により、住民への情報伝達を積極的に行う。

また、「統括班」は、地震発生時にその設備の点検・維持に努める。

(2) 緊急速報メール等による情報伝達

市は、災害や避難指示等の緊急情報を市から市内滞在者の携帯電話に、一斉に配信する緊急速報メールの運用を開始している。

また、市ホームページ、SNS、広報車など、様々な伝達手段を用いて住民等へ情報を伝達する。

(3) テレビ、ラジオを通じての情報伝達

緊急を要する場合で、他の通信ができないか又は著しく困難な場合、「広報班」は、県を通じて、災害に関する通知、要請等の放送をNHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに要請する。

(4) 要配慮者への情報伝達

災害時に的確かつ迅速な情報伝達活動を行うため、「要配慮者支援班」は、要配慮者に対する緊急通報装置の促進や要配慮者の近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティア等を活用し、要配慮者の特性に合わせた情報伝達体制を確立しておく（聴覚障がい者に対する防災カードや自閉症患者に対する絵・図などの簡易な表現の採用など）。

第5 公共的団体及び民間団体への協力依頼

大規模な災害の場合、市職員だけでの対応には限界があるため、市内の公共的団体及び民間団体への協力依頼を積極的に行う。

本市の「公共的団体及び民間団体への協力依頼」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 市内の公共的団体への連携体制	関係各班
2 市内の公共的団体への協力依頼	統括班、関係各班
3 流通業者等民間団体への協力依頼	関係各班
4 人的公用負担（ <u>災対法</u> 第65条等）	統括班、関係各班
5 災害救助法が適用された場合の事務	統括班、福祉子ども班

1 市内の公共的団体への連携体制

災害発生時には、市内の公共的団体等が一丸となった対応が不可欠である。これら公共的団体及び関係する部署を次に示す。

■市内の主な公共的団体等と関係部署

市内の公共的団体等	関係部署
北本市社会福祉協議会	福祉こども班（共生福祉課）
北本市民生委員・児童委員協議会	福祉こども班（共生福祉課、子育て支援課）
桶川北本伊奈地区医師会	保健医療班（健康づくり課）
北足立歯科医師会	保健医療班（健康づくり課）
北本市薬剤師会	保健医療班（健康づくり課）
さいたま農業協同組合	地域支援班（産業観光課）
北本市商工会	地域支援班（産業観光課）
北本市総合建設業協会	道路等復旧班（建設課）

2 市内の公共的団体への協力依頼

「関係各班」は、災害応急対策活動を実施する上で必要な場合は、市内の公共的団体に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を実施する。

協力依頼は、「関係各班」が各々関係する市内の公共的団体等に対して行うこととし、依頼を行った「関係各班」は、その旨を逐次「統括班」に報告する。

■協力依頼事項（例）

<ul style="list-style-type: none"> ➢ 炊き出し支援 ➢ 食料、物資の仕分・運搬・配布 ➢ 避難所での情報伝達 ➢ 避難所での避難者名簿の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 安否の確認 ➢ 広報紙、ビラの配布・貼付等 ➢ 給水支援 （給水拠点の補助、要配慮者への運搬等）
--	--

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

■協力依頼の手順

①	「関係各班」は、市内の公共的団体等への協力依頼を行う場合、次の事項を示した上で依頼する。 <ul style="list-style-type: none">➤ 協力を必要とする理由➤ 従事場所➤ 作業内容➤ 人員➤ 従事時間➤ 集合場所➤ その他参考となる事項
②	「関係各班」は、①の依頼を行った場合、「統括班」にその旨を報告する。

3 流通業者等民間団体への協力依頼

「関係各班」は、災害応急対策活動を実施する上で必要な場合は、民間団体に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を展開する。

依頼事項としては、2で掲げたものが例示され、協力依頼の流れも2に準じる。

4 人的公用負担（災対法第65条等）

市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる（災対法第65条）。

手続き関係は「統括班」が処理するものとし、「関係各班」は必要な場合、「統括班」にその旨を伝える。

5 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、救助の実施に必要な人夫を雇い上げた場合、「統括班」は、次の帳簿類を整え、「福祉こども班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年埼玉県告示第363号）」に準じて行うものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 救助実施記録日計票➤ 人夫雇上げ台帳 |
|---|

第6 広域応援要請

災害に際して市の防災力のみでは対応不可能と判断したときは、速やかに県、他市町村及び防災関係機関等へ応援要請を行う。

本市の「広域応援要請」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 県への広域応援要請	渉外班、統括班、関係各班
2 他市町村への応援要請	渉外班、統括班、関係各班
3 応援の受入れ	渉外班、統括班、関係各班
4 職員の派遣要請・あつせん要求	渉外班、職員班、関係各班

1 県への広域応援要請

(1) 災対法第68条に基づく応援の要求

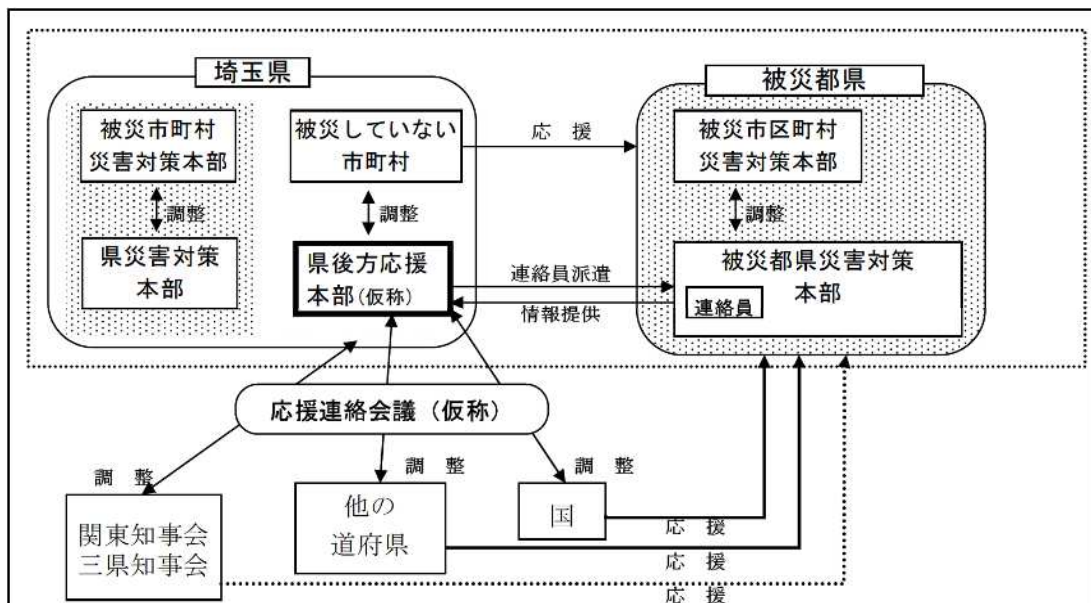
本部長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し次の事項を示して応援を求める。

「渉外班」は、県の災害対策課に電話等で要請し、後日速やかに文書を送付する。

「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、「渉外班」にその旨を申し出る。

- 災害の状況及び応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- 応援の受入れ地
- その他応援に関し必要な事項

■広域応援体制の関係図（埼玉県）



資料)「埼玉県地域防災計画(第5編 広域応援編)」(令和5年3月)

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

(2) 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短期	国や関係団体による ルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	二	

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

(3) 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

市は、県内自治体の相互応援だけでは、市の災害対応業務を実施することが困難である場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」を活用する。県外自治体による応援職員の派遣は、県が行う。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

ア 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあつては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。

被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。

応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

<第1段階支援の要請方法>

・県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市区町村への応援職員の派遣を要請する。

<第2段階支援の要請方法>

・第1段階支援における対口支援団体が県内被災市区町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市区町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

イ 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを市に派遣し、市長への助言や幹部職員との調整等を行う。

＜要請方法＞

- ・市は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

（4）自衛隊への災害派遣要請依頼

「本節 第7 自衛隊の災害派遣要請」（p3-30）に定める。

（5）緊急消防援助隊・広域消防応援の依頼

「本章 第2節 第5 消防活動」（p3-53）に定める。

2 他市町村への応援要請

（1）災害時応援協定締結市町村に対する応援要請

本部長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害時応援協定を締結している市町村に対し以下の事項を示して応援を求める。

「渉外班」は、協定市町村の担当課に電話及びファクシミリ等で要請し、後日速やかに文書を送付する。

「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、「渉外班」にその旨を申し出る。

- 災害の状況及び応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援場所及び応援場所までの通行可能経路
- 応援を必要とする期間
- 応援の受け入れ地
- その他応援に関し必要な事項

■協定締結市町村と協定内容

応援協定名	協定締結先	応援協力内容
災害時相互応援協定	新潟県 十日町市	① 救援活動 ② 給水活動 ③ 行政事務活動 ④ 救援物資の調達、輸送及び配給業務 ⑤ 救援及び救出活動に必要な車両の提供 ⑥ 児童・生徒の一時入学受け入れ業務 ⑦ 被災者の一時収容のための施設の提供及び <u>あっせん</u> ⑧ ボランティアの <u>あっせん</u> ⑨ その他特に要請をされた業務
災害時等の相互応援に関する協定	茨城県 牛久市	① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救出活動に必要な車両等の提供 ④ 救援及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

応援協定名	協定締結先	応援協力内容
		等の職員の派遣 ⑤ その他特に要請のあった事項
災害時等の相互応援に関する協定	千葉県 富津市	① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救出活動に必要な車両等の提供 ④ 救援及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ その他特に要請のあった事項
災害時等の相互応援に関する協定	福島県 会津坂下町	① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救出活動に必要な車両等の提供 ④ 救援及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ その他特に要請のあった事項
災害時等の相互応援に関する協定	山梨県 韮崎市	① <u>食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供</u> ② <u>被災者の救出、医療、防疫、施設の応急等に必要な資機材及び物資の提供</u> ③ <u>救援及び救出活動に必要な車両等の提供</u> ④ <u>救援及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣</u> ⑤ <u>その他特に要請のあった事項</u>
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県及び 県内全市町村	① 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受入れ ⑦ 遺体の火葬のための施設の提供 ⑧ ボランティア受付及び活動調整 ⑨ 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ ⑩ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(2) 災対法第67条に基づく応援の要請要求（協定締結市町村を除く）

本部長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長（協定締結市町村を除く）に対し次の事項を示して応援を要請する。「渉外班」は、他の市町村の担当課に電話及びFAX等で要請し、後日速やかに文書を送付する。「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、「渉外班」にその旨を申し出る。

- 災害の状況及び応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- 応援の受入れ地
- その他応援に関し必要な事項

(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請

「本章 第2節 第5 消防活動」(p3-53) に定める。

3 応援の受入れ

(1) 連絡体制の確保

「1 県への広域応援要請」及び「2 他市町村への応援要請」の応援を受け入れる場合、所管する班は、連絡責任者を指定し「統括班」との連絡体制を確保する。

(2) 受入れ拠点の指定

「渉外班」は所管する班と連携し、「1 県への広域応援要請」及び「2 他市町村への応援要請」の応援を受け入れる場合、受入れ拠点を指定するとともに、応援職員についての宿舎を公共施設等に確保するよう努め、市で確保が困難なときは、関係機関等に協力を求めて確保するものとする。

(3) 活動の調整

応援活動の調整は、「関係各班」の連絡責任者が窓口となつて行う。

(4) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として市で負担する。ただし、消防応援は各協定の定めのとおりとする。

4 受援対象業務

災害が発生した場合に、受援を必要とする主な業務

(1) 災害マネジメント

災害時に、活動体制を速やかに確立し、災害対応を市内全体で円滑に実施できるよう、総括的なマネジメント（情報分析、計画策定、組織調整等）を行う。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

(2) 避難所運営

災害時に指定避難所の安全確認と開設を行い、避難者の受入れや避難所の運営（情報提供や支援物資の供給）等を行う。

(3) 支援物資に係る業務

災害発生時、物流事業者等の協力を得ながら物資拠点、避難所での体制を確保するとともに、国や都道府県、他の自治体、協定締結企業等からの支援物資（プッシュ・プル型）を円滑に受入れ、被災者に対して迅速かつ適切に物資を供給する。

(4) 災害廃棄物の処理

通常的生活や避難所から出てくる生活ごみのほか、災害廃棄物が大量に出てくるため、通常的生活ごみ処理体制を維持しながら、災害廃棄物の処理方針を検討し、必要な仮置場の設置・管理・運営、市民・ボランティアへの周知、廃棄物処理を行う事業者との契約締結等による処理体制の確保等を行う。

(5) 住家の被害認定調査

各種被災者生活支援策の判断材料となる罹災証明書を交付するため、内閣府の運用指針等に基づき、住家等の被害の程度を判定する被害認定調査を実施する。

(6) 罹災証明書の交付

被害認定調査結果に基づき、罹災証明書を交付する。

(7) 被災者支援・相談業務

被災者の生活再建を迅速かつ円滑に実施し、早期の生活復興を実現するため、被災者の不安軽減を目的として電話による問合せ対応を行う。また、生活再建・事業再建に係るワンストップ相談窓口を可能な限り設置し、被災者への効果的・効率的な支援・相談対応を実施する。

5 職員の派遣要請、あっせん要求

(1) 趣旨

災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、以下の区分により職員の派遣要請又は職員の派遣のあっせんの要求を行う。

なお、この職員の派遣は、職員個人の有する技術・知識・経験等に着目したもので、原則として長期にわたり、身分的にも派遣先、派遣元の身分を併任させるものである。

■職員の派遣要請

○県知事、他市町村長に対する職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

○指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請（災対法第29条）

■職員派遣のあっせんの要求

○県知事に対する職員の派遣のあっせんの要求（災対法第30条）

(2) 手続き

「渉外班」は、「職員班」と連携し「関係各班」からの要請を踏まえ、本部長の承認を得て派遣要請又は職員の派遣のあっせんの要求を行う。

なお、派遣職員の給与及び経費負担については、災対法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

■職員派遣要請の場合の記載事項

- 派遣を要請する理由
- 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣について必要な事項

■職員派遣のあっせん要求の場合の記載事項

- 派遣のあっせんを求める理由
- 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

第7 自衛隊の災害派遣要請

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

本市の「自衛隊の災害派遣要請」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害派遣要請の基本方針	渉外班、統括班、関係各班
2 災害派遣の活動内容及び関係各班	渉外班、統括班、関係各班
3 災害派遣要請の手続き	渉外班、統括班、関係各班
4 災害派遣部隊の受入れ	渉外班、関係各班
5 災害派遣部隊の撤収要請	渉外班、統括班、関係各班
6 経費の負担区分	関係各班

1 災害派遣要請の基本方針

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う（災対法第68条第2項（災害派遣の要請の要求等））。

災害派遣の要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

■災害派遣の要件

緊急性の原則	差し迫った必要性があること。
公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

2 災害派遣の活動内容及び関係各班

原則として自衛隊が実施する災害派遣に伴う活動内容、及び当該活動を担当する班は、以下に示すとおりである。

■自衛隊の災害派遣要請に伴う活動内容

区分	活動内容	関係各班
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。	統括班
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	関係各班
避難者の捜索・救助	行方不明者、 <u>安否不明者</u> 、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。	統括班
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。	統括班 道路等復旧班
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空	統括班

区分	活動内容	関係各班
	中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。	
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	道路等復旧班
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は関係機関の提供するものを使用するものとする。	保健医療班 環境衛生班
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、ヘリコプター等による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	渉外班
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	環境衛生班 教育総務班
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)による。(ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)	地域支援班
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	統括班
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。	統括班
広報支援	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。	広報班
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で可能なものについては、所要の措置をとる。	渉外班

3 災害派遣要請の手続き

(1) 総括的窓口

自衛隊の災害派遣に関する総括的窓口は、「渉外班」とする。

(2) 手続き

自衛隊の災害派遣の必要があると認めた「関係各班」は、「統括班」にその旨を伝達する。「統括班」は、本部長に伝達し、本部長が災害派遣要請の必要性を認めた場合、「渉外班」は、「自衛隊への災害派遣要請依頼文書様式(県知事あて)」により県知事に災害派遣要請を行う。

ただし、緊急を要し、文書をもって依頼することができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送付する。

文書の提出先等については、下記のとおりである。

なお、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を行えない場合は、防衛大臣又は下表の部隊の長にその内容を通報する。

この場合、本部長は速やかにその旨を県知事に通知する。(災対法第68条第2項2)

☞【様式6】『自衛隊の派遣要請関連様式』参照

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

■県への依頼要領

提出先	埼玉県 危機管理防災部 危機管理課
提出部数	1部
記載事項	➤ 災害の状況及び派遣を要請する理由 ➤ 派遣を必要とする期間 ➤ 派遣を希望する区域及び活動内容 ➤ その他参考となるべき事項

■県への連絡先

勤務時間内 災害対策本部設置前	危機管理課（危機管理担当） 電話 048-830-8181 FAX 048-830-8129
勤務時間外 災害対策本部設置後	危機管理防災部当直・統括部 電話 048-830-8111 FAX 048-822-8119

■自衛隊への連絡先

名称	陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊
所在地	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目
電話番号	048-663-4241（内線：435 時間外：402）

4 災害派遣部隊の受入れ

(1) 受入れ体制の確保

「渉外班」及び「関係各班」は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期す。

ア 緊密な連絡協力

市、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

イ 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

ウ 作業計画及び資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・作業箇所及び作業内容・作業の優先順位・作業に要する資材の種類別保管（調達）場所・部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 |
|--|

エ 自衛隊との連絡窓口一本化

派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

オ 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

■派遣部隊の受入れに伴う留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自衛隊の本部事務室、宿泊施設（場所）、駐車場（車1台の基準は3m×8m）、材料置き場（野外の適当な広さ）を準備すること。 ➢ 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。 ➢ 部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について調整すること。 ➢ <u>ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）</u> ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をすること（「■ヘリコプター発着場表示要領」参照）。
--

■ヘリコプター発着場表示要領

項目	内容
着陸地点の表示	着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径約10m程度の円を描き、中央にHと記す。
風向指示器の設置	着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点に吹き流し、又は旗を立てる（布製、風速25m/秒に耐えられる強度））。

(2) 災害派遣部隊の活動拠点

災害派遣部隊の活動拠点としての自衛隊派遣ヘリコプター発着場及びベースキャンプ地（予定）は、次のとおりである。

また、ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準は、次のとおりである。

■災害派遣部隊の活動拠点

施設名	所在地	連絡先	備考
北本総合公園	北本市古市場 1-167	048-592-4050	消防・警察の活動拠点としても兼ねる。

■ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準

項目	内容
離着陸要領	ヘリコプターは、風に向かって約10度～12度の上昇角で離着陸する。普通は垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりするものではない。
発着場選定基準	地面は堅固で傾斜6度以内で、かつ周囲にあまり障害物がないこと。 少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。 ただし、東西南北100m×100mの地積があればよい。

☞【資料 8.2】『飛行場場外離着陸場一覧』参照

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

(3) 災害派遣部隊到着後の措置

「関係各班」は、「統括班」と連携し、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとる。なお、到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

■災害派遣部隊に関する県への報告事項

- 派遣部隊の長の官職氏名
- 隊員数
- 到着日時
- 従事している作業内容及び進捗状況

5 災害派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、派遣要請手続きに準じて撤収要請を行うものとする。

6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

■派遣部隊に関する経費の負担区分

- 救援部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕料
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱水費、電話料等
- 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議するものとする。

第8 ボランティアとの連携

災害応急対策を迅速・的確に実施し、被災住民の多種多様なニーズに対応するため、各種ボランティアの受入れ体制づくりと、円滑なボランティア活動のできる環境づくりについて定める。

本市の「ボランティアとの連携」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 受入れ体制の整備	関係各班、福祉こども班
2 ボランティアの受入れ	福祉こども班、関係各班
3 埼玉県及び県災害ボランティア団体ネットワーク（彩の国会議）への派遣要請	福祉こども班
4 専門ボランティアの登録・活動調整	福祉こども班、関係各班
5 ボランティア活動への支援	福祉こども班、関係各班
6 ボランティア活動保険の適用	福祉こども班

1 受入れ体制の整備

(1) ボランティア需要の把握

ア ボランティア需要の報告

「関係各班」は、応急対策に必要とされるボランティア需要を「福祉こども班」に報告する。

イ ボランティア需要の整理

「福祉こども班」は、「関係各班」から報告されたボランティア需要の活動内容や必要な人数などを整理する。

(2) 災害ボランティアセンターの開設

ボランティア活動の受入れ窓口及び活動の拠点となる災害ボランティアセンターの開設に当たって「福祉こども班」は、その活動方針や運営について北本市社会福祉協議会と前もって協議し、円滑なボランティア活動の環境を整えるものとする。

災害ボランティアセンターは、「北本市総合福祉センター」に設置する。

災害ボランティアセンターの業務として、次の業務を行うものとする。

■災害ボランティアセンターの業務

- ボランティアの登録及び管理を行う。なお、ボランティアの受付については、原則として電話では行わず、活動場所への直接参加を依頼すること。
- ボランティアの登録に当たっては、「災害ボランティア受入名簿」を作成すること。
- 作成した名簿は、「福祉こども班」に送付する。
- 「福祉こども班」からの依頼に基づき、ボランティアの派遣を行うこと。
- ボランティア団体の情報収集及び各ボランティア団体間の調整を行うこと。
- ボランティア募集について、市広報紙、市ホームページ、マスコミ等を通じて行うこと。

☞【様式7】『災害ボランティア受入名簿』参照

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

(3) ボランティアの種別

ボランティアの種別は、おおむね次のとおりである。

区分	内容
専門ボランティア	➤ 特殊な資格、職能を有しているもの ・ 医師 ・ 看護師 ・ 応急危険度判定士 ・ その他 ➤ 資格、職能を有しているもの ・ アマチュア無線技士 ・ 大型運転免許所有者 ・ オペレーター ・ 外国語通訳 ・ 手話 ・ 建設作業員 ・ その他
埼玉県防災ボランティア登録	埼玉県防災ボランティアに登録しているもの
一般ボランティア	災害時に直接本市へ来る者
北本市社会福祉協議会に登録のあるボランティア	災害時に協力の意向を示している者

2 ボランティアの受入れ

専門ボランティアの受入れ要請については、災害対策本部での方針決定に基づき行うものとする。

一般ボランティアの受入れは、災害ボランティアセンターに窓口を設け実施するものとする。

3 埼玉県及び県災害ボランティア団体ネットワーク（彩の国会議）への派遣要請

「福祉こども班」は、ボランティア需要をもとに、市のみではボランティアの確保が困難な場合は、埼玉県及び県災害ボランティア団体ネットワーク（彩の国会議）にボランティアの派遣を要請する。

4 専門ボランティアの登録・活動調整

(1) 専門ボランティアの登録

災害ボランティアセンターは、ボランティア活動を申し込んだ専門ボランティアについて、「災害ボランティア受入名簿」を作成するとともに、その救援活動項目や人数などを登録する。

■主な専門ボランティア

- 救急・救助ボランティア
- 医療ボランティア
- 介護ボランティア
- 応急危険度判定ボランティア
- ボランティアコーディネーター
- 通信ボランティア
- 輸送ボランティア
- 外国語通訳ボランティア
- 手話通訳ボランティア

☞【様式7】『災害ボランティア受入名簿』参照

(2) 専門ボランティアの活動調整

「福祉こども班」は、各班のボランティア需要と登録された専門ボランティアの活動項目等を調整し、各専門ボランティアの派遣先などの総合的調整を行うものとする。

また、調整結果については、要請を行った「関係各班」に報告する。

5 ボランティア活動への支援

「福祉こども班」は、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

- 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。
- ボランティア活動が効果的に行われるように、必要な機器・資機材及び活動拠点を提供する。

6 ボランティア活動保険の適用

市社会福祉協議会は、市の依頼あるいは自主的な参加により、防災活動に従事した者についてはボランティア活動保険の対象となることから、災害ボランティアセンターが作成した「災害ボランティア受入名簿」に従いボランティア活動保険の加入手続きを行う。

また、支援活動者に対し、「ボランティア活動保険の概要」を配布するものとする。

☞【様式7】『災害ボランティア受入名簿』参照

《参考》

◆「ボランティア活動保険」について

市区町村社会福祉協議会が窓口になり全国社会福祉協議会が運営している保険で、日本国内におけるボランティア活動中におこる様々な事故に対する備えとして、無償で活動するボランティアの方々を補償する保険である。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

第9 災害救助法の適用

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

本市の「災害救助法の適用」は、以下の項目及び担当部署をもって実施する。

項目	担当部署
1 災害救助法の概要	福祉こども班、関係各班
2 災害救助法の適用及び実施	統括班、福祉こども班、関係各班
3 災害救助法が適用されない場合の措置	統括班、関係各班

1 災害救助法の概要

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

(1) 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、知事は国の機関として救助の実施に当たることと定められている。

(2) 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、以下に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平穏化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

■災害救助法に定める救助の種類

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 災害にかかった者の救出
- 災害にかかった住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 前記に規定するもののほか、政令で定めるもの
 - ・死体の捜索及び処理
 - ・災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(3) 救助の実施者

知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる（災害救助法第13条）。

埼玉県においては、次の救助に関する職権を市長にあらかじめ委任している。

なお、応急仮設住宅、医療・助産についても市長に委任することができる。

救助の種類と実施者は、以下のとおりである。

■救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難場所の設置及び収容	7日以内	市
炊き出し及び食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産救助	14日以内 (但し、助産は分娩した日から7日以内)	知事及び日赤県支部（医療班派遣） 市（その他）
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市
災害にかかった者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
仮設住宅の建設	着工 20日以内	県（建設） 市長（対象者、敷地の選定）
住宅応急修理	完成 1ヶ月以内	市
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	10日以内	市
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	完了 3ヶ月以内 (国の災害対策本部が設置された災害：完了 6ヶ月以内)	市
遺体の搜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

注) 期間については、全て災害発生の日から起算する。

(4) 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

2 災害救助法の適用及び実施

災害救助法による救助は、本市域を単位に原則として同一原因の災害による本市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

(1) 適用・実施の流れ

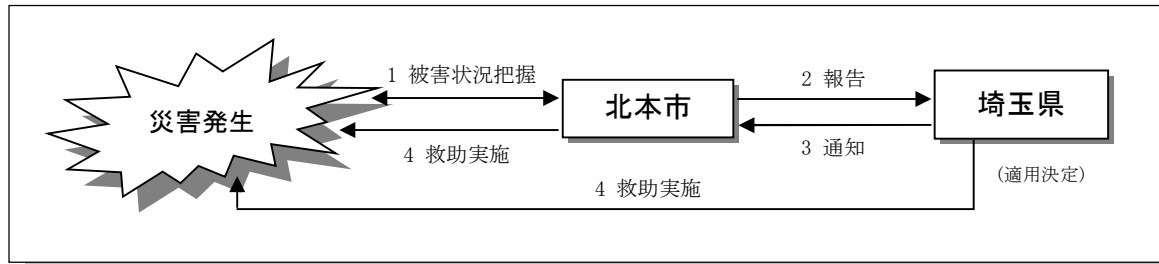
ア 原則

市長は、被害状況の調査、把握に努め知事に報告する。知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

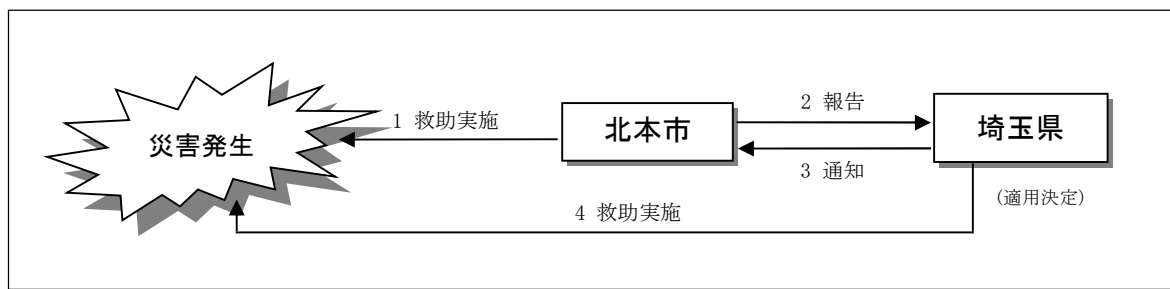
第1節 活動体制の確立



イ 災害事態が急迫している場合

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。

この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。



(2) 適用基準

災害救助法による救助は、本市の区域にかかる被害が次の各号の基準に該当するとき適用される。

■北本市の災害救助法適用基準

①	市内の住家滅失世帯数	80 世帯以上
②	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	40 世帯以上
③	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	多数
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	

(3) 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住できなくなった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

(4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、次の被災世帯の算定基準による。

■判定基準

区分	内容
①住家の滅失	(ア) 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの。
	(イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の被害額が、その住家全体の時価の50%以上に達したものの。
②住家の半壊・半焼	(ア) 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。
	(イ) 住家の主要な構成要素の被害額が、その住家全体の時価の20%以上50%未満のもの。
③ 住家の床上浸水、土砂のたい積	(ア) 浸水がその住家の床上に達した程度のもの。
	(イ) 土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

■世帯及び住家の単位

項目	内容
世帯	<p>生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。</p> <p>(ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。</p> <p>(イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取扱う。</p> <p>(ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。</p>
住家	<p>現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。</p> <p>次の点に留意する。</p> <p>(ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。</p> <p>(イ) 病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。</p> <p>(ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取扱う。</p>

(5) 埼玉県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、本市に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

3 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて市長が救助を実施する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

本節では、初動対応期における災害応急対策活動について定める。

初動対応期とは、活動体制の確立後、災害情報の収集、被災住民の救助・救急活動、避難支援活動及び緊急輸送道路の確保等を主体とした活動時期とする（発災から3日程度を一応の目安とする）。

災害の規模によっては、避難所の開設等において担当部班の要員が不足する場合があります、その際は、「本章 第1節 第2 職員の動員計画」（p3-5）に基づき要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

市に大きな被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本市のみでは十分な対応が困難と考えられるので、県、他市町村、自衛隊等に対して迅速・的確な応援を求める。

また、自主防災組織、ボランティアなどと積極的に連携し、よりきめ細かな災害応急対策の実施に努める。

第1 地震に関する情報の収集・伝達

地震に関する情報を迅速・的確に収集する。収集した情報は、整理判断のうえ各種対策に活用するとともに、必要な情報を防災関係機関や住民へ的確に伝達する。

本市の「地震に関する情報の収集・伝達」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 地震情報の収集	統括班
2 情報の収集・伝達系統	統括班
3 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ	広報班、統括班
4 情報連絡体制の整備等	統括班

1 地震情報の収集

本市域における震度は、市役所に設置した計測震度計により把握し、必要に応じ市防災行政無線（固定系）、市ホームページ、緊急速報メール等を通じて住民に伝達する。

気象庁から発表される緊急地震速報、震度速報、地震情報については、県防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて入手する。

■【参考】地震情報について

種類	発表基準	内容
震度速報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 震度3以上 	<p>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</p> <p>埼玉県の地域名は、「北部」「南部」「秩父地方」の3区分で表し、本市は「南部」に属する。</p>
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない） 	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</p>
震源・震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 震度1以上 ▶ 津波警報・注意報又は若干の海面変動が予想されたとき ▶ 緊急地震速報（警報）発表時 	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</p>
長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合 	<p>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）</p>
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ マグニチュード7.0以上 ▶ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。） 	<p>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 震度5弱以上 	<p>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>

資料) 気象庁資料

2 情報の収集・伝達系統

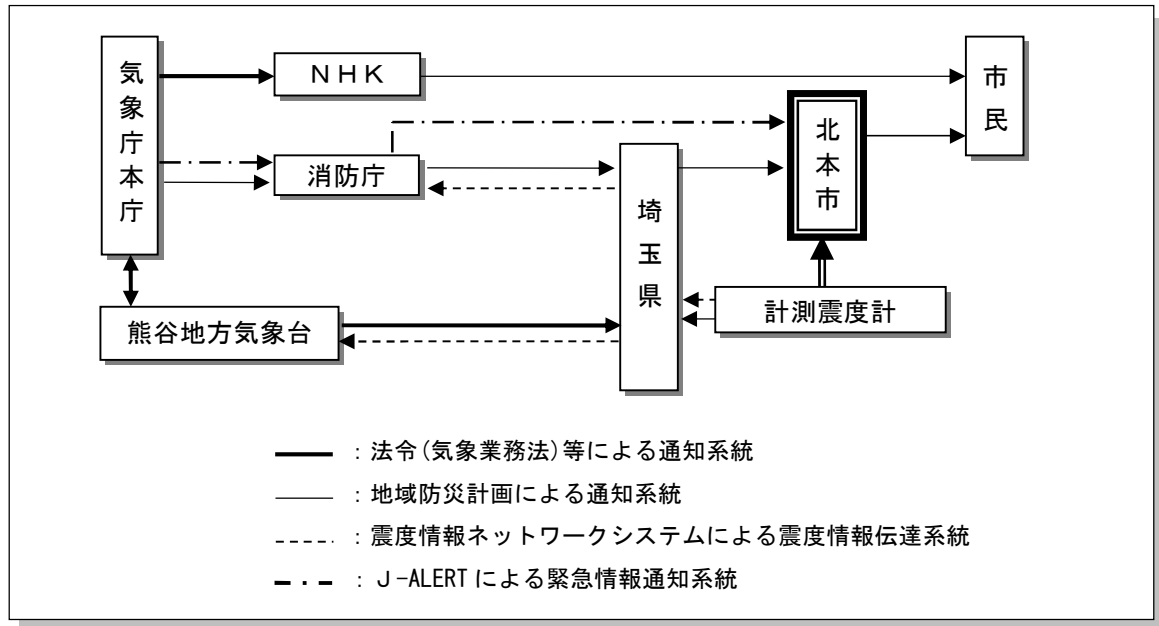
地震に関する情報の主な収集・伝達系統は、次図に示すとおりである。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

■地震情報の収集伝達系統



3 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ

市内で地震が発生した場合、必要に応じ防災行政無線（固定系）を活用し、住民に対して出火防止、余震への注意等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い注意を喚起する。

4 情報連絡体制の整備等

情報連絡体制については、「第2編 第1章 第2節 第1 1 災害情報連絡体制の整備」(p2-10)を参照のこと。

第2 住民からの通報・問い合わせの処理

災害時には、北本市内外の住民から多数の通報・問い合わせ電話が殺到する。そのため、それらの通報・問い合わせへの対応を迅速・的確に処理する。本市の「住民からの通報・問い合わせの処理」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 住民からの通報の処理	情報広報班、統括班
2 住民からの問い合わせの処理	情報広報班、統括班

1 住民からの通報の処理

住民から市へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、「情報班」は以下のとおり処理し、情報の効果的な活用を図る。

■ 通報の処理

- ① 「情報班」は、住民からの通報を受け付け、通報処理簿を作成する。
- ② 「情報班」は、「統括班」に通報処理簿を回付する。
- ③ 「情報班」は、必要に応じて通報処理簿を「関係各班」に回付する。
- ④ 「関係各班」は、必要に応じて通報内容を埼玉県等の関係機関に伝達する。

☞【様式4】『通報処理簿』参照

■ 処理の目的

- 住民からの通報の蓄積及び共有化を図る。
- 特定部署への通報の殺到による業務の混乱を防止する。
- 「広報班」における広報情報の基礎資料を蓄積する。

2 住民からの問い合わせの処理

住民から市へ応急対策の実施状況等の問い合わせがあった場合、以下のとおり処理する。なお、電話による問い合わせに対しては、「情報班」が業務を行い、担当班への取り次ぎを行う。

■ 問い合わせの処理

- ① 「情報班」は、住民からの問い合わせを受け付け、担当班へ取り次ぎを行うとともに、「統括班」へ伝達する。
- ② 「統括班」は、把握した情報を集約し、「渉外班」及び「広報班」に伝達する。(住民がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする。)
- ③ 「統括班」及び「関係各班」は、住民に広報すべき情報、住民が必要としていると判断した情報を「広報班」に伝達する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

《注意》

◆災害時の市役所窓口の一本化

問い合わせの処理が各部班の災害応急対策の妨げとならないよう、問い合わせの窓口を「情報班」で一本化する。

問い合わせへの回答は、問い合わせがあった時点で「統括班」が把握している情報をもとにすることとし、不明な情報は原則として「不明」と回答する。なお、最低限「統括班」、「渉外班」及び「情報班」については情報の共有化に努める。

第3 災害情報の収集・伝達・共有

発災初期における被害状況の把握、特に人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な災害情報、被害情報の収集・伝達・共有を円滑に行う。本市の「災害情報の収集・伝達・共有」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 被害規模の目安の把握	統括班、渉外班
2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）	情報班、統括班、渉外班
3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	情報班、統括班、渉外班
4 災害情報の収集・伝達	情報班、統括班、渉外班、関係各班
5 被災者台帳の作成	情報班、関係各班
6 災害情報の共有	情報班、統括班、各班共通

1 被害規模の目安の把握

「統括班」は、非常体制の配備基準である震度5強以上の地震が発生した場合、埼玉県震度情報ネットワークシステムから得られる県内各市町村の震度情報、気象庁から発表される震源、マグニチュードに関する情報等を把握することにより、本市及び隣接する市町村の被災状況、救援・救護をどの方面から求めるかなどを見極める。

2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）

(1) 基本方針

市域内で震度5強以上の地震が発生した場合、「情報班」は、各部班及び関係機関から災害情報を収集・整理し「統括班」へ報告する。

「統括班」は、市内の概括的な被害程度を把握し、市民経済部長及び「渉外班」に報告する。「渉外班」は、把握した情報の第1報を「発生速報」として、県災害オペレーション支援システム等を用いて埼玉県に少なくとも発災後1時間を目途に報告することにより応援体制の早期確立を求める。埼玉県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する（災対法第53条第1項括弧書）。また、消防機関への通報が殺到した場合は、消防本部が上記にかかわらず直ちに通報の殺到について消防庁又は埼玉県に報告する。

■埼玉県への連絡先（災害オペレーション支援システム等が使用できない場合）

被害速報		確定報告
勤務 時間内	県災害対策課 TEL 048-830-8181 FAX 048-830-8159	県災害対策課 TEL 048-830-8181 FAX 048-830-8159
	防災行政無線 (発信特番)-200-6-3177	
勤務 時間外	県危機管理防災部当直 TEL 048-830-8111 FAX 048-822-8119	防災行政無線 (発信特番)-200-6-3177
	防災行政無線 (発信特番)-200-6-8111	

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

なお、消防庁への連絡先は「■消防庁への連絡先」(p3-11)を参照のこと。

「発生速報」報告後の情報収集・伝達は、「3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）」による。

☞【様式2】『(1) 発生速報』参照

(2) 情報を収集する際の留意事項

次に示す事項について、被害の発生の有無、対策の有無等の概況を第1報として報告する。

- 被害（火災、生き埋め等）の発生地域・地点
- 被害の状況（人的被害、住家被害に重点をおく。）
- 応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難指示、避難所の開設、交通対策、送電中止、広域応援要請等）

3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

(1) 基本方針

概括的な被害程度の把握の後、「情報班」及び「統括班」は、各部班及び関係機関から被害状況の把握に努める。

「渉外班」は、「統括班」と共有した情報を『経過速報』として県（災害対策本部上尾支部（県央地域振興センター））（県に伝達できない場合は国（消防庁））に随時（おおむね2時間ごと）報告することにより応援体制の強化を求める。

☞【様式2】『(2) 経過速報』参照

(2) 留意事項

被害状況は、報告時点において判明している最新の情報を把握する。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を把握する。

4 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集担当班

被害情報の収集担当班は、次頁に示すとおりである。

被害情報を収集した担当各班は、速やかに「情報班」へ情報を伝達する。

「情報班」は、伝達された情報を整理して「統括班」へ報告する。

(2) 本部会議への災害情報の報告

「統括班」は、「渉外班」と災害情報を共有して情報分析を行うとともに本部会議に報告する。本部会議は、被害情報等から判断し本市の災害応急対策を決定し、各部へ指示、伝達する。

5 被災者台帳の作成

災害発生時に、個々の被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援の実施を図るため、市は、被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳の作成に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

6 災害情報の共有

「情報班」及び「統括班」は連携し、各班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図にプロットし、その写しを随時各班、関係機関に回付し、情報の共有を図る。特に、「統括班」、「渉外班」及び「情報班」は、災害情報の共有に努める。

■共有情報

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 死者、行方不明者、安否不明者の発生数及び発生地点 ➤ 要救出現場の発生地点 ➤ 火災、崖くずれ等の発生地点 ➤ 避難所の開設地点 ➤ ヘリポート、物資集配拠点 ➤ 通行不能区間、交通規制地点 ➤ 停電、断水区域 等

■被害情報等の収集担当班一覧

情報項目	被害内容	収集担当班	情報責任者
人的被害	死者、負傷者、行方不明者、 安否不明者	市民支援班 保健医療班 消防本部	市民課長 健康づくり課長 —
一般建築物被害・行方不明	全壊(全焼)、半壊(半焼)、 一部損壊、床上床下浸水	家屋調査班	税務課長
公共土木・建築施設等の 被害・復旧	道路・橋りょう、河川・水路等	道路等復旧班	建設課長
ライフライン施設の 被害・復旧	上水道	環境衛生班	環境課長
	下水道	下水道班	建設課長
	ガス、電気、電話	統括班	くらし安全課長
社会福祉施設の被害・復旧	社会福祉施設	福祉こども班	共生福祉課長
医療施設の被害・復旧	医療機関の被害	保健医療班	健康づくり課長
環境衛生施設の被害・復旧	ごみ・し尿施設	環境衛生班	環境課長
商工業・農業の被害・復旧	商工業施設	地域支援班	産業観光課長
	農産物	地域支援班	産業観光課長
教育施設の被害・復旧	市立学校	教育総務班	教育総務課長
	社会教育施設	救援物資管理班	生涯学習課長
	給食施設	教育総務班	教育総務課長
	文化財	文化財保護班	文化財保護課長
公共交通施設の被害・復旧	公共交通機関等	統括班	くらし安全課長
その他公共施設の被害・復旧	公共施設	施設管理者	施設管理者
火災等被害・復旧	火災及び 危険物等による被害	消防本部	—

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第4 広報活動

市及び防災関係機関は、災害発生後できる限り速やかに住民及び報道機関に対し被害の正確な情報を提供することによって、住民が適切な行動をとれるようにするとともに、パニックを未然に防止する。

本市の「広報活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 広報活動の方針	統括班、渉外班、 <u>広報班</u>
2 初動期の広報	<u>広報班</u>
3 要配慮者への広報	要配慮者支援班、 <u>広報班</u>
4 報道機関への災害情報の提供	<u>広報班</u>

1 広報活動の方針

地震災害時における住民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、災害応急対策状況等を住民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行うものとする。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、住民に周知するように努める。

(1) 広報ルートの一元化

広報活動における情報を統一するために広報ルートの一元化を図る。

広報ルートは、原則として「統括班」及び「渉外班」により情報収集したものを、「広報班」が広報事項の収集・整理し、本部会議による広報内容の審査・決定を経て、「広報班」による広報の実施となる。

(2) 災害広報の方法

住民への広報は、防災行政無線、登録制メール、SNS、市ホームページ及び広報車等を活用して実施する。

また、地震災害時の広報は、時間の経過とともに変化する住民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、効果的な広報手段を用いて、市民等（避難者・避難所外の被災者・市外避難者等）に周知するよう努める。

2 初動期の広報

地震直後の広報は、市からの直接的な広報（呼びかけ）が住民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用い

て広報に努める。

(1) 初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、次に示す住民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- 市災害対策本部の震災対策状況
- 住民に対する避難指示等に関する事項
- 災害救助活動状況
- 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- 埼玉県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- 電話の通話状況
- 支援情報（避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- 電気、ガス、水道等の状況
- 流言、飛語の防止に関する情報

3 要配慮者への広報

「要配慮者支援班」は、「広報班」と連携して、聴覚・視覚障がい者、帰宅困難者や外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して広報に努める。

(1) 聴覚障がい者への広報

聴覚障がい者に対しては、視覚情報による広報が必要であることから、市は、掲示板への掲出、ファクシミリ、インターネット、緊急速報メールによる広報のほか、放送事業者への要請により文字放送や手話放送、テロップ付放送の実施に努める。

(2) 視覚障がい者への広報

視覚障がい者に対しては、音声情報による広報が必要であることから、市は、広報車による広報やテレビ局、ラジオ局への協力要請を行うとともに、インターネットの情報提供の際に音声による伝達もできるよう努める。

また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体、NPO・ボランティア等と密接な連携を図り、避難所への要員派遣、在宅の要配慮者への訪問活動により、広報を行う。

(3) 帰宅困難者への広報

帰宅困難者に対しては、適切な判断・行動を行えるよう、市ホームページ、市防災行政無線、一時滞在施設、市役所等の施設等による情報提供を行う。

(4) 外国人への広報

外国人への情報伝達のため、外国語による広報を行う。また、報道機関へも埼玉県を通して外国語放送の協力を要請し、外国人に対し広報が行き届くよう努める。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

4 報道機関への災害情報の提供

報道機関を通じて、災害情報を広報する場合は、以下のとおりとする。

(1) 報道機関への災害情報の提供

「広報班」は、プレスルームを設置し、報道機関への災害情報の提供を行う。

災害情報の提供に当たっては、個人情報の公開について十分に配慮のうえ実施する。

また、放送を要請する場合、「広報班」は、県を通じてNHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに対して行う。

なお、県への連絡が途絶するなどやむを得ない場合は、市から直接要請する。

報道機関に対して、次の事項を中心に災害情報を提供する。

- 地域の被害状況等に関する情報
- 本市における避難に関する情報
 - ・ 避難指示に関すること
 - ・ 避難施設に関すること
- 地域の応急対策活動の状況に関する情報
 - ・ 救護所の開設に関すること
 - ・ 交通機関及び道路の復旧に関すること
 - ・ 電気、水道等の復旧に関すること
- その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）
 - ・ 給水及び給食に関すること
 - ・ 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
 - ・ 防疫に関すること
 - ・ 各種相談窓口の開設に関すること

(2) 報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、「広報班」を窓口にして対応する。

第5 消防活動

消防本部は、消防団や防災関係機関と連携を保ちつつ、その全機能を挙げて消防活動を行い、災害から市民の生命、財産を保護する。

本市の「消防活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 火災に関する情報の収集・伝達	消防本部、統括班
2 消防機関における消防活動	消防本部、統括班
3 消防機関の応援要請	消防本部、統括班
4 現場指揮本部の設置	消防本部、統括班
5 市民、自主防災組織及び事業所の役割	関係団体等

1 火災に関する情報の収集・伝達

消防本部を中心に、火災に関する情報（出火・延焼等）の収集・伝達を行う。

2 消防機関における消防活動

（1）自主参集等

消防職員及び消防団員は、テレビ、ラジオ等で速報される地震情報を基に、各機関で定められた方法により、直ちにあらゆる手段で所定の場所に自主的に参集する。

（2）自主防災組織、市民等に対する活動協力要請

消防本部は、自主防災組織や市民に対して、出火防止・初期消火等に協力するよう、「統括班」を通じて市防災行政無線（固定系）等により要請する。

（3）消火活動

消防本部及び消防団は、以下の要領で消火活動を実施する。

■消火活動要領

- 地震発生直後は、居住地付近住民及び自主防災組織に対し、出火防止を指示し、速やかに火災発生状況を把握する。
- 火災が発生したときは、自主防災組織と連携し、初期消火の徹底を図る。また、事業所等に設置されている自衛消防組織についても可能な限りの協力を得て、連携し火災防御活動を進める。

3 消防機関の応援要請

同時多発火災の場合、火災の延焼危険性が大きい場合、あるいは要救出現場が多数発生したことにより保有人員、資機材での消防活動が困難と判断した場合、以下のとおり応援要請を行う。

また、県消防防災ヘリコプターの出動要請についても同様である。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

■消防機関の応援要請手続き手順

① 消防本部は、同時多発火災の事態が発生した場合、直ちに警防本部を設置する。
② 警防本部は、応援要請等検討会議を開き、応援要請の要否を本部長に報告し、下記の事項を決定する。 <ul style="list-style-type: none">➤ 埼玉県下消防相互応援協定、緊急消防援助隊等、応援要請の規模➤ 必要部隊数（消火、救急、救助、航空隊）➤ その他受援に必要な事項
③ 本部長は、緊急消防援助隊・広域消防応援の応援要請を県知事（災害対策課）に要請する。
④ 本部長は、県知事に連絡ができない場合は、消防庁長官に要請する。

(2) 応援要請の内容

県（災害対策課）への応援要請の内容については、以下のとおりである。

■応援要請の内容

<ul style="list-style-type: none">➤ 災害発生日時➤ 災害発生場所➤ 災害種別➤ 人的・物的被害の状況➤ 必要部隊の種別及び隊数➤ 場外離着陸の状況➤ 緊急消防援助隊の進出拠点➤ 緊急消防援助隊の到着ルート➤ その他必要と思われる状況（気象状況（気温・積雪等）、道路状況）

(3) 受入れ体制

受入れ体制については、「本章 第1節 第6 3 応援の受入れ」（p3-27）を参照のこと。

4 現場指揮本部の設置

現場における消防活動では、複数の防災関係機関（消防団、他市町村の消防機関等）との活動調整及び情報連絡調整が必要になるため、消防本部は必要に応じて現場指揮本部を設置し、調整を図る。

5 市民、自主防災組織及び事業所の役割

市民、自主防災組織及び事業所は、地震が発生した場合に以下の消防活動を行う。

(1) 市民

ア 揺れが収まるまで待ち、使用していたガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

イ プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

ウ 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通

電時の出火防止に努めるとともに、停電時における火気の使用に注意を払う。
エ 火災が発生した場合は、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、隣人等に大声で助けを求め消防機関に通報する。

(2) 自主防災組織

ア 震災後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
イ 火災が発生したときは、消防機関に通報するとともに、消火器、バケツ等あらゆる手段を用いて初期消火活動に当たる。
ウ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動に当たる。
エ 多数の住民が避難所で生活する事態となったときは、定期的にパトロールを行い、不審火等の防止に努める。

(3) 事業所

ア 火気の停止、プロパンガス等の供給の遮断等の確認、ガス、石油類等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
イ 従業員は、火災を発見した場合、事業所内の防災センター、守衛室、電話交換室等定められた場所に通報し、受報者は消防機関に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
ウ 事業所の自衛消防隊は、消防設備や器具を集中させて一気に消火し、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、延焼防止に努める。
エ 必要に応じて従業員は、顧客等来訪者の避難誘導を行う。誘導に当たっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。
オ 危険物等を取扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し避難を呼びかけるとともに、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講ずる。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第6 救急救助

大規模地震の発生時は、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救急救助活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

従って、消防機関、警察その他の防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

また、本市に大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」のような大規模地震では、消防機関、警察、自衛隊等の防災関係機関だけでなく、地域住民、自主防災組織及び事業者等からのマンパワーの提供及び土木建設業者等からは重機等の貸与を受けて、全ての力を結集して、救出活動に当たる必要がある。

本市の「救急救助」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	消防本部
2 活動要領	消防本部、関係各班
3 災害救助法が適用された場合の事務	統括班、消防本部

1 活動方針

消防本部は、救助隊及び救急隊を編成し、市及び関係機関と連携して人命の救助及び救急活動を優先して実施する。

2 活動要領

(1) 基本方針

消防本部は、次に示す基本方針に従い救助及び救急活動を実施する。

■救急救助の基本方針

基本方針	内容
重傷者優先の原則	救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。
要配慮者優先の原則	傷病者の多数の場合は、要配慮者（高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦）の体力の劣っている者を優先する。
火災現場付近優先の原則	延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。
救助・救急の効率重視の原則	同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は救命効果の高い事象を優先する。
大量人命危険対象物優先の原則	延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。

(2) 活動内容

災害事故現場における救助及び救急活動は、次のとおりとする。

■救助及び救急の活動内容

- 傷病者の救出作業
- 傷病者の応急処置
- 傷病者の担架搬送及び輸送
- 救急医療品、資器材の輸送
- 現場救護所から常設医療機関への輸送
- 重傷病者等の緊急避難輸送

(3) 活動体制**ア 発災初期の活動体制**

地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、署所周辺の災害情報等の収集及び積載資器材の増強等を実施する。

イ 火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救助・救急事象が多い場合は、救助・救急体制の確保を図る。

(4) 実施要領**ア 救助・救急事象の把握**

救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、出動職員、消防団員、自主防災組織、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

イ 救出活動

倒壊家屋等により、自力で脱出をすることができない傷病者については、各種救助資器材及び人員を活用して救出に当たる。

■救出活動を要する現場に対する人員の確保

- 消防職員の確保
- 消防団員の確保
- 警察職員の派遣要請
「渉外班」は、警察署に対して警察職員の派遣を要請する。
- 自衛隊の派遣要請
「渉外班」は、緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出困難と認められる時は、県に自衛隊の派遣要請を依頼する。
- 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察機関）の受入れ
- その他機関等からの人員の投入
地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、地域住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。「渉外班」は、企業、各種団体等に提供依頼をする。
- 医療機関との連絡協調
「保健医療班」は、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調について、EMIS（広域災害医療情報システム）や桶川北本伊奈地区医師会を通じ消防本部に随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期するものとする。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

ウ 救出活動を要する現場に対する救出用資機材の投入

「道路等復旧班」は、地震発生後直ちに北本市総合建設業協会等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておく。

エ 救出に従事する機関相互の連絡調整・役割分担・地域分担

消防本部は、市災害対策本部と連携して、次に示す連絡調整、役割分担及び地域分担等の円滑な実施に努める。

- ▶ 各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通しあうとともに「統括班」に提供要請を行う。
- ▶ 各救出従事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、自主防災組織、住民、企業等の協力を積極的に求めていくこと。
- ▶ 各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、消防本部に対し必要な救出隊の派遣を要請する。
- ▶ 救出活動の重複を避けるため検索済みのところは分かるように印をつけておく。
- ▶ 「統括班」は、必要に応じて、消防、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。

オ 応急救急処置

被災傷病者に対する止血法、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸法及び緊急処置等医療行為を受けるまで、傷病悪化防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。

カ 担架搬送及び輸送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を担架隊により救護所等への緊急分散輸送を行う。また、傷病者の救急輸送に当たっては、軽傷者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動する。

キ 医療救護班の緊急配備要請

被災傷病者収容施設において、医師、看護師等が不足したときは、医療救護班の緊急配備要請を行う。

ク 医療品及び資材等の緊急輸送

被災傷病者収容施設において、手術上必要な医薬品、資器材、血液、血清等が不足したときは、緊急輸送を行う。

ケ 消防団、自主防災組織、地域住民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び地域住民に指示し、現場付近の応急救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

(5) その他の注意事項

その他の注意事項としては、次のとおりである。

- 救出した負傷者は直ちに救急車でその症状に適合した救急病院等へ搬送する。
- 負傷者多数の場合は、その状況を本部に通報し、更に救急車の派遣を要請するものとするが、救急車の派遣が得られないときは、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜、臨機応変の処置を行うものとする。
- 救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、他の被災地への出動体制を速やかにとるものとする。
- 長時間下敷きになった被災者に対しては、「クラッシュシンドローム」発症の可能性を考慮し、救出する。

《参考》

◆クラッシュシンドローム（挫滅症候群）

災害時の建物等の倒壊で崩れたがれき、家具等の下敷きになり長時間体を圧迫された人が無事救出され、ひどい外傷もなく意識もあるため打撲などの軽傷と思われていた矢先に容態が急変し、様々な症状を訴え死に至ることもある症候をクラッシュシンドロームといいます。

3 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され救出活動を実施した場合、次の帳簿類を整え「福祉こども班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年埼玉県告示第363号）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 被災者救出状況記録簿
- 被災者救出用関係支払い証拠書類

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第7 医療救護

市は、地震災害のため医療機関が混乱し、被災した市民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。

本市の「医療救護」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 医療施設の被災情報等の収集	保健医療班、統括班、 <u>広報班</u> 、消防本部
2 初動医療体制	保健医療班、関係各班
3 負傷者等の搬送体制	保健医療班、関係各班
4 被災医療機関への支援	保健医療班、統括班、関係各班
5 医薬品、医療用資機材等の確保	保健医療班、関係各班
6 応援の受入れ	保健医療班、関係各班
7 災害救助法が適用された場合の事務	保健医療班

1 医療施設の被災情報等の収集

「保健医療班」は、医療に関する情報の拠点として、市内医療機関の被災状況や、空き病床数等の情報収集を行う。

■医療に関する情報の収集・共有・広報手順

① 「保健医療班」は、市内の医療機関に関する以下の情報を収集する。 <ul style="list-style-type: none">➤ 被災状況（電気、通信などライフラインの状況を含む）➤ 稼働状況➤ 入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する）➤ 外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する）➤ 血液、医薬品、資器材の状況➤ 医師、看護師等医療スタッフの状況
② 消防本部は、以下の情報を把握し、「統括班」に連絡する。 <ul style="list-style-type: none">➤ 要救助現場に関する情報➤ 救急車の稼働状況➤ 119番通報の状況
③ 「保健医療班」は、以下の情報を「統括班」から入手し把握する。 <ul style="list-style-type: none">➤ 特に甚大な被害を受けている地区の状況➤ 道路交通の状況（交通規制、渋滞）➤ 使用可能なヘリコプター、ヘリポートの状況
④ 「保健医療班」は、把握した情報を随時、医療機関、消防本部、「統括班」に伝達するとともに、照会があればそれに応じる。
⑤ 「統括班」は把握した情報のうち、市民等に広報すべき情報を「 <u>広報班</u> 」を介して広報する。

2 初動医療体制

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものである。発災直後は交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができる体制とし、避難所等に救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護班が応急医療活動を実施する。

(1) 初動医療体制の整備

「保健医療班」は、初動医療体制として桶川北本伊奈地区医師会、日本赤十字社等の協力を得て、医療救護班を編成する。特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は、市内の医療機関等の施設を利用して行うが、軽傷病者については避難所等に設置された救護所をもって充て、医療救護班を派遣する。

また、市の応急救護の能力を越えた医療救護が必要となった場合は、県（保健医療部長）及びその他の関係機関に協力を要請する。

(2) トリアージ（負傷者選別）の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき又は上回ると予想されたときは、トリアージを実施する。

ア 救急隊の活動内容

救急隊は、災害現場でトリアージを実施し、治療の優先度の高い傷病者から救護医療機関まで搬送する。その他の傷病者に対しては、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て救護医療機関へ搬送する。

イ 医療救護班の活動内容

「医療救護班」は、消防本部や自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、「取扱患者台帳」及び「救護所運営記録簿」を備えるとともに、救護活動終了後報告書を提出する。また、傷病者が重傷の場合等は、後方の収容施設に速やかに搬送する。

■医療救護班の活動内容

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ➤ 診察・看護 | ➤ カルテの作成 |
| ➤ 医薬品等の支給 | ➤ 遺体の検案への協力（必要に応じて実施） |
| ➤ 応急処置及びトリアージ | ➤ 後方の救護医療機関等への搬送要請 |

☞【資料 7.4】『トリアージタグ』参照

☞【様式 11】『救護所関連様式』参照

(3) 精神科救急医療の確保

「保健医療班」は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(4) 医薬品等の調達

「保健医療班」は、医療及び助産に必要な医薬品及び医療用資機材等を、災害の規模に応じて桶川北本伊奈地区医師会、北本市薬剤師会等の協力を得て、卸売組合・業者等

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

から調達する。なお、大量の医薬品、医療用資器材等を扱う必要がある場合は、「統括班」と協議のうえ集積拠点を定め、効率的な運搬に努める。

■医薬品等の調達

区分	内容
医薬品等の搬送	医薬品等の搬送は、救護所の設置とあわせて「保健医療班」が行う。
血液の供給	医療救護活動において血液が必要な場合、埼玉県赤十字血液センターに要請するとともに、埼玉県（保健医療部長）に報告する。

3 負傷者等の搬送体制

負傷者等の救護医療機関への一次搬送や後方医療機関への二次搬送は、次のとおり。

(1) 一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため、原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

■一次搬送の方法

- 「保健医療班」が消防本部に配車・搬送を要請する。
- 公用車、市内救護医療機関又は救護所の班員が使用している自動車により搬送する。
- 救護所の班員、消防団員などにより担架やリヤカーで搬送する。
- 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

(2) 救護医療機関の受入れ要請

「保健医療班」及び消防本部は、「1 医療情報の収集・伝達」で収集した救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数等の情報に従い、各医療機関に収容スペース確保等の受入れ体制の確立を要請する。

また、負傷者が一箇所の医療機関に集中しないように配慮する。

(3) 二次搬送方法

次の体制により、二次搬送を実施する。

■二次搬送の方法

- 市内救護医療機関で対応できない傷病者の市外・県外の高度医療機関への搬送は、「保健医療班」及び救護医療機関等が協力して実施する。
- 後方医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の要請を行う。

☞【資料 8.2】『飛行場 場外 離着陸場 一覧』参照

☞【様式 5】『防災航空隊出場要請（受信）書』参照

(4) 後方医療機関への受入れ要請

本部長（「渉外班」）は、埼玉県及び相互応援協定を締結している市町村等へ要請し、市外及び県外の収容可能な医療機関を把握し、救護医療機関に必要な情報を伝達する。

4 被災医療機関への支援

被災した医療機関は、医療機能の麻痺を最小限に食い止めるための対策を講ずる。

ライフラインの停止（断水、停電、情報通信機能の麻痺）、医療スタッフや医薬品、医療用資器材の不足等で機能が低下した場合は、「保健医療班」に連絡し協力を仰ぐ。

「保健医療班」は、鴻巣保健所に協力を仰ぎながら、積極的にこれに協力する。

5 医薬品、医療用資機材等の確保

「保健医療班」は、医薬品、医療用機材等を、災害の規模に応じて桶川北本伊奈地区医師会、北足立歯科医師会、北本市薬剤師会等の協力を得て、業者等から調達する。

6 応援の受入れ

医療救護班及び医療ボランティアの応援の受入れは、「保健医療班」を窓口として行う。

「保健医療班」は、受入れに当たって以下の点に努める。

- 必要な情報の提供
- 受入れ場所（救護所）に関する調整
- 物資、資器材等の支援
- 宿舎等の支援

7 災害救助法が適用された場合の事務

「保健医療班」は、災害救助法が適用され応急的な医療及び助産を実施した場合、次の帳簿類を整え、「福祉こども班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年埼玉県告示第363号）」に準じて行うものとする。

■医療関連

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 救護班活動状況
- 病院診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

■助産関連

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 助産台帳
- 助産関係支出証拠書類

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第8 緊急輸送道路の確保

災害時の制約された条件下で地震による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送道路の応急復旧を効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を実施する。

本市の「緊急輸送道路の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 道路の被害状況の把握	道路等復旧班、統括班、情報班
2 交通規制	道路等復旧班、統括班、広報班
3 道路啓開等	道路等復旧班
4 緊急輸送道路の応急措置	道路等復旧班、環境衛生班、渉外班

1 道路の被害状況の把握

「道路等復旧班」は、緊急輸送道路の被害状況、障害物の状況を速やかに調査するとともに、被害状況を「情報班」に報告する。

報告を受けた「情報班」は、国及び県が管理している道路の被害状況についても情報収集し、「道路等復旧班」からの情報と合わせて「統括班」に報告する。

また、「情報班」は、住民等からの通報を受けた場合、「道路等復旧班」及び「統括班」に報告する。

■各道路管理者と連絡先

対象道路	道路管理者	連絡先
県道	北本県土整備事務所 道路環境担当	Tel 048-540-8200 Fax 048-540-8203
国道	大宮国道事務所 道路情報室	Tel 048-664-8407 Fax 048-664-9189

2 交通規制

市は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、「渉外班」が、県公安委員会（警察署）に災対法第76条に基づく緊急道路の指定を通報する。

「道路等復旧班」は、市道の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるときは、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施すとともに、「広報班」へ道路の被害状況及び交通規制状況の広報を要請する。

3 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

4 緊急輸送道路の応急措置

(1) 応急措置の実施

「道路等復旧班」は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう以下の点を考慮し、市内の建設業者の協力を得て緊急輸送道路の応急措置を行う。

なお、市内の国道については大宮国道事務所が、県道については、北本県土整備事務所が所管しており、応急措置を必要とする場合は連絡し、応急措置を要請する。

- 消火活動、救出活動上重要な道路
- 緊急医療上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送へリポートに通じる道路）
- 緊急救援物資の輸送上重要な道路
- 広域応援受け入れ上必要な道路

(2) 応援要請

「道路等復旧班」は、被害甚大で、市内の建設業者で対応が難しい場合は、県に自衛隊等の応援を依頼する（自衛隊の派遣要請は「渉外班」が行う。）。

(3) 廃棄物の処理

「環境衛生班」は、緊急輸送道路の応急措置により発生した廃棄物については、「道路等復旧班」と協議して適切に処理する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第9 緊急輸送手段の確保

災害時における被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材及び救援物資等の緊急輸送について、輸送手段を速やかに確保する。

本市の「緊急輸送手段の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 車両の確保	管財班、地域支援班、関係各班
2 ヘリコプターの確保	渉外班、関係各班
3 小型船舶の確保	渉外班、関係各班

1 車両の確保

(1) 緊急通行車両の確保

ア 確認申請の準備

市内において震度5強以上の地震が発生した場合、「管財班」は、交通規制の実施に備え事前届け出した緊急通行車両を確認するとともに、必要に応じて緊急通行車両の確認申請の準備を行う。

イ 確認申請

交通規制が実施された場合、「管財班」は、直ちに県公安委員会に緊急通行車両の確認申請を行い、災対法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受けるものとする。

交付を受けた標章、証明書は当該車両前面の見やすい場所に掲示する。

☞【様式3】『緊急通行車両関連様式』参照

(2) 輸送車両の確保

市有車両については、原則として「関係各班」が「管財班」と調整して各々確保することとするが、状況に応じて不足する場合は、「関係各班」から「管財班」に「配車請求書」を提出し、これに基づき「管財班」は、調達車両を「関係各班」に引き渡すこととする。

なお、私有車両だけでは不足する場合は、「地域支援班」が、(一社)埼玉県トラック協会等に要請し、民間の輸送車両を確保する。

また、燃料の確保については、市内取扱業者の協力を得て実施する。

☞【参考資料】『災害時における物資の輸送に関する協定書(埼玉県トラック協会)』参照

☞【様式8】『配車請求書』参照

2 ヘリコプターの確保

輸送手段として、ヘリコプターが効果的と判断された場合、「関係各班」は以下によりヘリコプターを確保する。

■ヘリコプター要請の手順

- ① 「関係各班」はヘリコプターを確保する場合、「渉外班」に県への応援要請を依頼する。
- ② ①の要請を受けた「渉外班」は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請を行う。なお、応援の受入・調整は、「渉外班」が行い、ヘリポートの管理は、施設管理者が行う。

☞【資料8.2】『飛行場場外離着陸場一覧』参照

☞【様式5】『防災航空隊出場要請（受信）書』参照

3 小型船舶の確保

「関係各班」は、輸送手段としてボート等小型船舶が効果的と判断された場合、以下により船舶を確保する。

■小型船舶要請の手順

- ① 「関係各班」は、自衛隊及び船舶所有者の保有する船舶を確保する場合、「渉外班」に応援要請を依頼する。
- ② 要請を受けた「渉外班」は、県に対し自衛隊への派遣要請を依頼する。また、船舶保有者に対して協力を要請する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第10 二次災害の防止

地震発生後の余震等による建築物・構造物等の二次災害及び危険物漏えいや水害等の二次災害による人的被害の防止対策を行い、住民の安全を図る。

本市の「二次災害の防止」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 建築物・構造物の二次災害防止	住宅等復旧班、道路等復旧班、統括班
2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定	住宅等復旧班
3 水害の防止	道路等復旧班、関係各班
4 土砂災害の防止	道路等復旧班、統括班、地域支援班
5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動	消防本部
6 二次災害防止のための住民への呼びかけ	広報班、統括班

1 建築物・構造物の二次災害防止

(1) 避難所施設の点検

避難所施設の点検は、以下に示す手順で実施する。

■避難所施設の点検手順

① 「住宅等復旧班」は、広域避難所に対して被災建築物応急危険度判定士による点検体制を整える。
② 広域避難所の施設管理者は、当該施設の安全性に留意するとともに、必要な場合は、「統括班」に対して重点的な点検を要請する。
③ 「統括班」は、「住宅等復旧班」に当該施設の点検を要請する。
④ 「住宅等復旧班」は、当該施設の点検を行うとともに、その他の避難所施設についても順次点検を行い、その結果を「情報班」に報告する。なお、要員等が不足する場合は、県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要に応じて応急措置を施す。

(2) 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

市有施設の点検及び避難対策・応急対策は、以下に示す手順で実施する。

■市有施設の点検及び避難対策・応急対策手順

① 市有施設の管理者（(1)の避難所施設を除く。）は、地震後当該施設の使用に当たって安全性に留意するとともに、必要な場合は、「統括班」に対して専門職員による点検を要請する。
② 「統括班」は、「住宅等復旧班」に当該施設の点検を要請する。
③ 「住宅等復旧班」は、当該施設の点検を行い、その結果を「情報班」に報告する。なお、要員等が不足する場合は、県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(3) 市所管道路、橋りょう等構造物の点検及び応急対策

「道路等復旧班」は、地震後の市の所管する道路、橋りょう等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとるとともに、必要な場合は応急措置を実施する。

この際、必要に応じて市内の建設業者や県等に応援を求める。

2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定

「住宅等復旧班」は、震度6以上の地震が発生した場合、被災建築物応急判定業務を執行する判定実施本部を、実施本部長（建築開発課長）が設置して、判定活動を実施する。

震度5強以下の場合は、被害の状況に応じて実施本部長の判断に基づき、判定実施の要否を判断する。

実施本部長は、判定の要否を判断した場合は、実施の有無にかかわらず、すみやかに災害対策本部及び埼玉県応急危険度判定支援本部に判定要否を連絡する。

ただし、市長が判定実施本部を設置する必要があると認めた場合はこれを優先するものとする。

また、地震及び降雨を要因とする宅地の崩壊による二次災害に対して、被災宅地危険度判定の必要性を決定する。被災宅地危険度判定を実施すると決定した場合は、市判定実施本部を設置し、市内の被災宅地危険度判定士の応援を要請するとともに県に支援を要請する（詳細は、「埼玉県被災宅地危険度判定業務実施マニュアル(平成22年6月)」を参照）。

それぞれの判定作業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

(1) 民間建物の応急危険度判定

建築物の応急危険度に伴う留意事項及び実施手順は、次のとおりである。

■建築物の応急危険度判定作業実施に際しての留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 判定士の集合場所の確保、管内図・住宅地図や必要機器の準備等を行う。 ➤ 判定作業は2名以上のチーム編成とし、担当地区を決めて判定作業を実施する。 ➤ 出勤に当たって、腕章、判定票、記録用紙等を配布する。 ➤ 判定士の支援要請は、埼玉県への支援要請及び埼玉県参集マッチングシステムを利用して行う。
--

■建築物の応急危険度判定士の参集から解散まで

順番	実施手順	実施内容
①	受付	判定実施本部へ氏名・登録番号等の申告
②	班分け	判定実施本部から班分けの発表、班ごとに集合
③	班長に対するガイダンス 資機材の配布	班長は所定の場所に集合し、判定実施本部からの説明を受け、資機材を受け取る
④	出勤	準備完了後、判定実施本部からの指示に従い出勤
⑤	判定	判定調査票記入マニュアルに従い、判定活動に従事
⑥	報告	班長にその日の判定結果を報告し、判定調査票を提出 班長は結果を集計し、判定実施本部へ報告
⑦	解散・宿泊地への移動	判定実施本部又は班長の指示により、解散又は宿泊地へ移動

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

(2) 民間宅地の危険度判定

民間宅地の危険度判定に伴う留意事項及び実施手順は、次のとおりである。

■宅地の危険度判定作業実施に際しての留意事項

- 判定士の集合場所の確保、住宅地図・地形図や必要機器の準備等を行う。
- 判定作業は3～4名程度（宅地判定士を2名以上含む。）のチーム編成を標準とし、調査区域を決めて判定作業を実施する。
- 宅地判定士等と判定実施本部との連絡先を明確にし、宅地判定士等は非常時の連絡先一覧表を携帯する。
- 出勤に当たって、認定登録証、腕章、判定調査票、判定ステッカー等を配布する。

■宅地の危険度判定士の参集から解散まで

順番	実施手順	実施内容
①	受 付	判定実施本部へ氏名・健康状態等の申告
②	班 分 け	判定実施本部又は判定拠点の判定調整員から班分けの発表、班ごとに集合
③	事前説明	班長を通じて、被災地の状況や判定資機材の受け取り方法等の説明を受ける
④	出 動	準備完了後、判定実施本部からの指示に従い出勤
⑤	判 定	被災宅地の調査・危険度判定マニュアルに従い、判定活動に従事
⑥	報 告	判定調査票を取りまとめ、班長に提出 班長は結果を集計し、判定調整員へ報告
⑦	帰 還	業務期間が終了し帰還する場合は、班長に連絡 班長は、判定調整員の指示等に基づき帰還時の注意事項等を伝える

3 水害の防止

地震後の水害を防止するため、「道路等復旧班」及び「関係各班」は、次のような二次災害防止活動を行うとともに、住民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

■水害防止活動

項目	内容
点検及び 応急措置	「道路等復旧班」は、大規模な地震が発生した場合は、河川を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努める。水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講ずるよう要請する。緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。この際、必要に応じて市内の建設業者等の協力を得る。
避難の呼びかけ又は指示	地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められる場合、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけ又は指示を行う。
応援要請	市長（「統括班」）は、緊急性の高いときは「渉外班」を通じて、他の水防管理者、市町村長又は消防団長に対して応援を求める。また、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出勤を求める。

4 土砂災害の防止

地震により河川等が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、次のような応急対策を行う。

なお、土砂災害防止法の警戒区域等の指定を受けた区域に対しては、地震等により地形等に変化が表れていないかなど早期に現地を確認し、危険が予想される場合は、「本節 第11 避難活動」(p3-72)に従い避難体制をとる。

■土砂災害への防止対策

対策事項	内容
河川施設応急対策	堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。 また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。
急傾斜地等応急対策	急傾斜地については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

☞【資料 4.2】『土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧』参照

5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動

消防本部は、爆発物、有害物質による二次災害（環境汚染を含む）を防止するため、次に掲げる施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、住民への注意・呼びかけが必要な事項については、広報活動を行う。

■二次災害防止活動対象施設

- 危険物施設
- ガス施設
- 毒劇物施設
- クリーニング施設
- その他危険物には満たない指定可燃物施設等

6 二次災害防止のための住民への呼びかけ

「広報班」は、「統括班」からの情報により、二次災害防止のため住民への注意・呼びかけが必要な事項については、「本編 第1章 第2節 第4 広報活動」(p3-50)に従って広報活動を行う。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第11 避難活動

災害のために被害を受ける場合、又は受けるおそれがある場合、住民に対して避難指示及び避難誘導を行うとともに、避難所の開設を迅速に進める。

本市の「避難活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 避難に関する状況把握	情報班、道路等復旧班、住宅等復旧班、統括班、消防本部
2 <u>避難指示</u> 、警戒区域の設定	統括班、 <u>広報班</u> 、消防本部
3 避難誘導	統括班、要配慮者支援班、福祉こども班、消防本部
4 避難所の開設	教育総務班、学校教育班、市民支援班、統括班、 <u>広報班</u> 、避難所担当職員
5 避難者名簿の作成	避難所担当職員、教育総務班、学校教育班
6 他県（さらに遠県）への避難（移送）	渉外班、統括班、関係各班
7 市外（県外を含む）からの避難者の受入れ	渉外班、統括班、関係各班

1 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、以下に示す情報の収集及び手順で行う。

■避難に関する状況把握の手順

① 消防本部は、火災及び危険物施設の状況等を把握し「 <u>情報班</u> 」に報告する。
② 「道路等復旧班」は、道路、橋りょう、河川等の状況を「 <u>情報班</u> 」に報告する。
③ 「住宅等復旧班」は、点検を行った建築物（特に広域避難所）の状況を「 <u>情報班</u> 」に報告する。
④ 「 <u>情報班</u> 」は、収集した情報を「 <u>統括班</u> 」に報告する。
⑤ 「 <u>統括班</u> 」は、鴻巣警察署と被害状況等の情報を交換する。
⑥ 「 <u>統括班</u> 」は、①～④の情報を整理し、 <u>避難指示</u> ・指示、警戒区域の設定等避難の必要性を本部会議に要請する。

2 避難指示、警戒区域の設定

(1) 手順

「統括班」から「1 避難に関する状況把握」に関する情報の報告を受けた本部長は、必要に応じて避難指示、警戒区域の設定を行う。

避難指示、警戒区域の設定を行う場合は、市防災行政無線（固定系）、緊急速報メール、市ホームページ及び広報車、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な住民への伝達に努める（伝達は「広報班」が実施）。

なお、警察官、自衛官等にも避難指示、警戒区域の設定に関する権限が付与されており、「統括班」はこれらの機関と十分な連携をとる必要がある。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

■避難指示等の発令権者及び内容

実施者	災害の種類	要件	根拠
市長（市が事務を行うことができない場合は知事）	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 <u>市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民に対し、速やかに立退きの指示を行う。</u>	災対法第 60 条
水防管理者	洪水	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 <u>市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民に対し、速やかに立退きの指示を行う。</u>	水防法第 29 条
警察官	災害全般	市長が避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、 <u>急を要するとき。</u>	災対法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条第 1 項
知事、その命を受けた職員	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 29 条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるとき。	地すべり等防災法第 25 条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害全般	災害により危険な事態が生じた場合で、 <u>警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。</u>	自衛隊法第 94 条

■警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災対法第 63 条第 1 項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	災対法第 63 条第 2 項 警察官職務執行法第 4 条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	市長が職権を行う場合において、その職権を行うことができる者がその場にはいない場合。	災対法第 63 条第 3 項
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第 36 条において準用する同法第 28 条
消防団長、消防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において。	水防法第 14 条

注）警察官は、消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 14 条の規定によっても、第 1 次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

■避難指示、警戒区域の設定について

区分	内容
避難指示	警戒レベル4 避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。(災対法第 60 条第 1 項)
緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。(災対法第 60 条第 3 項)
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、縄張り等により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものである。(同法第 63 条第 1 項)

(2) 住民等への伝達内容

避難指示、警戒区域の設定を行う場合の住民等への伝達は、以下の内容を明示して行う。

<ul style="list-style-type: none">➤ 差し迫っている具体的な危険予想➤ 避難対象地区名➤ 避難日時、避難先及び避難経路➤ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）<ul style="list-style-type: none">・ 火気等危険物の始末・ 2食程度の食料、飲料水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯・ 素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用・ 隣近所そろって避難すること等
--

(3) 関係機関との連絡調整

避難指示、警戒区域の設定は、各根拠法令に基づき、市、消防本部、警察署、県知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱を来さないためにはこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。

そこで、「統括班」はこれらの機関と緊密な情報交換を行い、住民に混乱を招くことのないよう注意する。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（災害対策課）に災害経過速報（「本章 第2節 第2 住民からの通報・問い合わせの処理」(p3-45) 参照）等により電話、県防災行政無線等を通じて速やかに報告する（災対法第 60 条）。

3 避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難指示が発せられた場合、「統括班」は、消防吏員及び消防団員と連携し、自治会及び自主防災組織の協力を得て、避難所等安全な場所に住民等を誘導又は移送する。

(2) 避難順位

避難地域の順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、避難者の順位は、通常の場合は、次の順位による。

- | |
|---|
| ① <u>高齢者、乳幼児、傷病人、妊産婦、障がい者等の要配慮者及び必要な介護者</u> |
| ② 一般住民 |
| ③ 防災従事者 |

(3) 誘導方法及び輸送方法

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 避難経路の明示➤ 避難経路中の危険箇所の事前伝達➤ 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置➤ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用➤ 出発、到着の際の人員確認➤ 自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両輸送（状況に応じて県へ応援要請を行う）➤ 警察官、<u>消防吏員</u>、消防団員等による現場警戒区域の設定 |
|---|

(4) 避難行動要支援者に対する避難誘導

要配慮者の中でも介助人の欠如、補装具の破損、避難所までの安全な避難が困難（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等によって、自力による避難所への移動が困難な避難行動要支援者については、避難誘導が必要となる。また、地理に不案内な者、日本語を解さない者等についても避難誘導が必要となる。

そのため、「要配慮者支援班」は、消防吏員、消防団員、民生委員・児童委員及び自主防災組織等の避難支援等関係者の協力を得て、個別避難計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

4 避難所の開設

震度5強以上の地震が発生した場合、又はそれ以下の震度でも自宅等で生活することが困難な者が生じた場合、避難所を開設する。

その際の手順は以下のとおりである。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

■勤務時間内に発災した場合

順番	実施内容
①	災害対策本部から避難所開設の連絡を受けた施設管理者又は「避難所担当職員」は、施設の安全性の点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。
②	異常がないと認める場合は、避難所を開設することとし、施設管理者又は「避難所担当職員」は、「市民支援班」へ報告する。
③	異常がある場合は、「市民支援班」へ報告する。報告を受けた「市民支援班」は「統括班」に報告し指示を仰ぐ。 「統括班」は、指示内容を「広報班」を通じて市民へ広報する。
④	「市民支援班」は、避難所開設状況を集計し「統括班」に報告する。
⑤	「避難所担当職員」は、避難所開設後、避難者名簿の作成等運営管理を開始する。

■勤務時間外に発災した場合

順番	実施内容
①	「避難所担当職員」は、あらかじめ定められた避難所ごとに参集し、所定の避難所施設の安全性の点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。
②	以降は、「■勤務時間内に発災した場合」に準じるものとする。

☞【参考資料】「避難所運営マニュアル」

5 避難者名簿の作成

避難所を開設した場合、「避難所担当職員」は、「教育総務班」又は「学校教育班」の協力を得て避難者名簿を作成する。

「市民支援班」は、避難所から報告を受けた避難者名簿を用いて避難者の確認を行う。

また、名簿は、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

☞【様式9】『避難所関連様式』参照

6 他県（さらに遠県）への避難（移送）

大規模災害発生時には、避難生活が長期化することが考えられる。また、応急仮設住宅の設置等による対応にも限界があることから、市は県と連携して、県内他地域又は他県（さらに遠県）への二次避難（移送）を実施する。

7 市外（県外を含む）からの避難者の受入れ

市は、防災協定を締結している市町村の避難者はもとより、県内外を問わず広域避難者に対して可能な限り避難所の調整を行い、積極的に受け入れる。

《参考》

◆「車中泊避難」について

「平成28年（2016年）熊本地震」では、大きな余震が続き「屋内が怖い」と車で寝泊まりする被災者が相次いだことにより、車中泊が原因とみられるエコノミークラス症候群による犠牲者が発生した。

これまで、国の防災基本計画や避難所運営ガイドラインでは車中泊対策に触れておらず、県においても埼玉県地域防災計画に盛り込まれていなかったが、国では、熊本地震の教訓を受けて、新たな指針などを策定する検討に入った。

本市でも、国及び県における車中泊対策の動向を注視し、今後必要に応じて計画に反映させる考えである。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第12 給水活動

市は、地震災害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により住民が飲料に適する水を得ることができない場合は、生命維持等に必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

本市の「給水活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 被害状況の把握	環境衛生班、情報班、統括班
2 給水体制の確立	環境衛生班、保健医療班、要配慮者支援班
3 広報	環境衛生班、広報班
4 施設の応急復旧	環境衛生班
5 応援要請及び受入れ	環境衛生班、渉外班
6 災害救助法が適用された場合の事務	環境衛生班

1 被害状況の把握

「環境衛生班」は、地震による避難者数や断水戸数等、災害により現に飲料水を得ることができない者等の数を、市民からの通報、桶川北本水道企業団からの報告により把握し、「情報班」を介して「統括班」へ報告する。

2 給水体制の確立

市は、桶川北本水道企業団と連携・協力して給水体制を確立し、被災住民に対して飲料水の給水を実施する。その方法等は以下のとおりとする。

(1) 給水方針の決定

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして、給水方針を決定する。

ア 実施責任者

被災者に対する飲料水の応急供給の実施は、原則として市長が行う。

ただし、市で対応が困難な場合は、県災害対策本部に応援の要請及び資機材等の借入あっせん要請を行う。

イ 給水対象者

災害のため、現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

また、緊急を要する医療機関及び特別な配慮が必要な要配慮者（特に、乳幼児や高齢者等）への給水については、「保健医療班」及び「要配慮者支援班」と連携して実施する。

ウ 給水量

給水量は、災害発生から3日までは、1人1日約3リットル、4日目以後は約20リットルを目標とする（「■一日当たりの給水目標」(p2-39) 参照)。

これは、飲料水及び炊事のための水を合計したものであり、期間は、原則として7日以内であるが、被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。

(2) 水の確保

発災後は、次に示す水源により水を確保するとともに、必要に応じて次に示すその他の水源についても利用する。それでも確保できない場合は、協定締結先から緊急調達し、又は県に速やかに応援を要請する。

- 浄水場
- その他の水源
 - ・受水槽等の利用 小中学校等の公共施設及び民間施設の受水槽及び高架水槽に貯留する水を、当該管理者の了解を得て、水源として利用する。
 - ・井戸等の利用 個人所有の井戸や小中学校のプール等比較的汚染が少ない水源について、浄水機により浄水し、水源として利用する。

(3) 給水方法

給水は、仮設共用水栓の設置による仮設給水方式（仮設の水栓を設置して給水するもの）と給水容器による運搬給水方式を併用するが、全市的で大規模な被害の場合は長期間の断水が懸念されるので、仮設給水方式での給水を可能な限り拡大する。

なお、市の応急給水は、浄水場及び広域避難所において実施する。

ア 指定給水場所での給水

「環境衛生班」は、自主防災組織や自治会と連携、協力のうえ、指定給水場所において、被災者等に給水する。

■ 指定給水場所一覧

給水所	所在地	電話番号
中丸小学校	〃 宮内7—145	591—2006
石戸小学校	〃 荒井2—320	591—2007
南小学校	〃 緑3-387	591—4709
旧栄小学校	〃 栄1番地	—
北小学校	〃 深井4—45	542—3144
西小学校	〃 本町7—3	591—1180
東小学校	〃 中丸6—65	592—2050
中丸東小学校	〃 中丸10—270	593—3730
北本中学校	〃 本町1—1—1	591—2057
東中学校	〃 山中2—128	592—3145
西中学校	〃 石戸9—210	592—9397
宮内中学校	〃 宮内4—322	543—2900
文化センター	〃 本町1—2—1	591—7321
体育センター	〃 古市場1—156	593—2511

イ 拠点給水場所からの給水

「環境衛生班」は、拠点給水場所である浄水場から周辺住民に給水する。また、配水池から給水車、給水タンクなどに取水し、被災者及び医療機関等に給水する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

■拠点給水場所一覧

名称	所在地	電話番号
中丸浄水場	北本市中丸6—83	591—2775
石戸浄水場	〃 下石戸下634	———

ウ 医療機関等への優先給水

医療機関、公的施設及び防災関係機関等の重要施設から、応急給水の要請があった場合は、給水車により優先的に給水する。

エ 要配慮者への配慮

いずれの給水方式も戸別給水ではないため、特に高齢者や障がい者にとっては水の運搬等が大きな負担となる。

そのため、「要配慮者支援班」は、給水状況を把握し、必要な場合は、災害ボランティアセンターに登録しているボランティアや自主防災組織に要配慮者への支援を求める。

(4) 給水用資機材

応急給水に使用する資機材は、備蓄倉庫等に備蓄しているほか、必要に応じ関係機関から調達する。

☞【資料7.5】『応急給水用資機材一覧』参照

3 広報

「環境衛生班」は、応急給水の実施状況、給水所の設置状況について「広報班」を通じて被災住民に広報活動を行うとともに、指定場所及びその周辺に『給水所』と記載した掲示物を周囲に分かりやすいように表示等する。

■広報事項

- 水道施設の被害状況
- 断水等の状況
- 応急給水の現状と見通し
- 指定給水場所及び拠点給水場所の状況
- その他必要と認める事項

4 施設の応急復旧

(1) 応急復旧の実施

震災時における応急給水は、断水状況や水源状況を的確に把握し、迅速に実施する。

(2) 応急復旧対策

桶川北本水道企業団は、取水及び導水の機能の確保を図り、浄水場から避難所等に至る基幹管路の復旧を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

(3) 資機材の調達

応急復旧資機材は、市備蓄分の他、関係機関（他市町村等、日本水道協会）及び関係業者から調達する。

5 応援要請及び受入れ

市の保有する能力では2～4の活動を迅速・的確に実施することが困難な場合、県（自衛隊）、日本水道協会等に応援要請を行う。

なお、応援の受入れについては、「本章 第1節 第6 広域応援要請」(p3-23)により行う。

6 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用された場合、「環境衛生班」は、次の帳簿類を整え「福祉こども班」に報告する。

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年埼玉県告示第363号）」の範囲内において市が県に請求できる。

- 救助実施記録日計票
- 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- 飲料水の供給簿
- 飲料水供給のための支払証拠書類

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第13 食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を供給する。

本市の「食料の供給」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 給食需要及び能力の把握	市民支援班、地域支援班、要配慮者支援班、福祉こども班、統括班、避難所担当職員
2 食料の確保・輸送	地域支援班、統括班、渉外班、教育総務班、救援物資管理班
3 災害救助法が適用された場合の事務	教育総務班、地域支援班、救援物資管理班、福祉こども班

1 給食需要及び能力の把握

避難所に収容されている避難者、住家の被害により炊事のできない者及び在宅の高齢者や障がい者等災害時に食生活を確保することができない者に対する食料の供給は、原則として避難所において行うものとし、給食需要及び能力の把握は次により行う。

■給食需要及び能力把握の手順

①「避難所担当職員」は、以下の点について情報を収集し「市民支援班」に報告する。 <ul style="list-style-type: none">➤ 避難所に避難した者の数（特に、ミルクを必要とする乳児数、給食に配慮を要する食物アレルギーや、咀嚼・嚥下困難者等の要配慮者数を把握する。）➤ 避難所施設の自炊能力➤ 避難者以外で管内において食料の供給を行う必要があると考えられる者の概数➤ その他避難所での食料供給に関して必要な事項
②「市民支援班」は、避難所からの情報を「地域支援班」に伝達する。「地域支援班」は、①の情報を基に給食需要及び能力を把握し、食料供給方法を決定する。食料の供給方法としては以下の方法を検討する。 <ul style="list-style-type: none">➤ 備蓄食料の供給➤ パン、弁当等の確保➤ 小中学校給食室等での炊き出し➤ 避難所での炊き出し➤ 自衛隊の災害派遣による炊き出し➤ 県及び他市町村からの食料の調達➤ 米穀の調達
③「市民支援班」及び「地域支援班」は、入手情報及び処理状況について「統括班」へ報告する。

2 食料の確保・輸送

食料の供給が必要な場合、食料の確保及び輸送は次により行う。

(1) 市備蓄食料の供給

市が備蓄倉庫に備蓄している食料の供給は、以下のようにより実施する。

■市備蓄食料供給の手順

- | |
|---|
| ① 「統括班」は、市備蓄食料の供給が必要と判断した場合、「地域支援班」と連携して、備蓄倉庫の開放を行う。 |
| ② 「地域支援班」は、備蓄倉庫から食料を各避難所に輸送する。また、必要に応じて民間輸送業者等の協力を得る。 |

(2) パン、弁当等の確保

パン、弁当等の確保及び輸送は、以下のように実施する。

■パン、弁当等確保の手順

- | |
|---|
| ① 「地域支援班」は、パン、弁当等直接食することが可能な食料の確保が必要と判断した場合は、「渉外班」の協力を得て、民間業者に対して食料の確保及び避難所への輸送を要請する。 |
| ② 民間業者から各避難所への輸送は、原則として民間業者に要請するものとするが、これが難しい場合は(1)と同様に輸送する。 |

(3) 小中学校給食室等での炊き出し

小中学校給食室等での炊き出しは、以下のように実施する。

■小中学校給食室での炊き出しの手順

- | |
|--|
| ① 「地域支援班」は、小中学校給食室等での炊き出しが必要となった場合、「教育総務班」に報告する。 |
| ② 報告を受けた「教育総務班」は、「地域支援班」と協力し、食材の確保を行い小中学校給食室等での炊き出しを実施をする。 |
| ③ 「教育総務班」は、ボランティア等の協力を得て炊き出しを実施する。 |

(4) 避難所での炊き出し

避難所での炊き出しは、以下のように実施する。

■避難所での炊き出し手順

- | |
|--|
| ① 避難所担当職員は、避難所での炊き出しが可能となった場合、避難所での炊き出しを実施する。 |
| ② 炊き出しのため食材、食器、調理器具等が必要な場合は、「地域支援班」に対してその調達を要請する。 |
| ③ 「地域支援班」は、②の要請を受けた場合、必要な物資を調達する。LPガスについては、(一社)埼玉県LPガス協会鴻巣支部の所属店舗を通じて調達する。 |
| ④ 避難所での炊き出しに当たっては、必要に応じて自主防災組織及びボランティアの協力を受ける。 |

(5) 自衛隊の災害派遣による炊き出し

自主防災組織やボランティアによる炊き出しだけでは対応が困難と判断した場合、「渉外班」は自衛隊による炊き出しを要請する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

(6) 県及び他市町村からの食料の調達

市のみで食料を確保することが困難な場合は、「渉外班」が県及び他市町村に食料の供給を要請する。集積拠点から小中学校給食室、避難所への輸送は「地域支援班」が行い、必要に応じて民間輸送業者等の協力を得る。

(7) 米穀の調達

「地域支援班」は、米穀の調達が必要な場合、以下により米穀を調達する。

ア さいたま農業協同組合を通じたの調達

さいたま農業協同組合に対して協定に基づき、米穀の確保及び避難所等への輸送を要請する。輸送は原則として、さいたま農業協同組合に要請するものとするが、これが難しい場合は(1)と同様に輸送する。

イ 県を通じたの調達

アのみでは不足する場合、知事に調達を要請する。

また、交通・通信の途絶等のため被災地が孤立化し、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ知事から指示される範囲で、農林水産省農産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」(最終改正 平成28年4月22日付け28政統第160号政策統括官通知)に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給することができる。

(8) 緊急物資の集積所

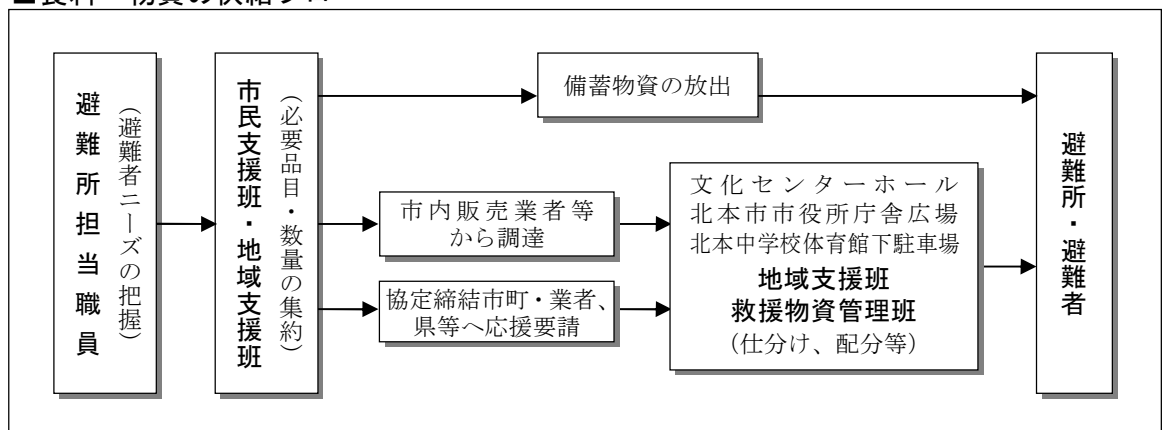
市内販売業者から調達した生活必需品や応援協定締結市町等から搬送された生活必需品は、次の施設に集積する。

なお、「救援物資管理班」は、集積所ごとに管理責任者や警備員等を配置し、生活必需品の管理に万全を期する。

■救援物資集積場所

施設名	所在地	電話番号
北本市文化センターホール	北本市本町1-2-1	048-591-7321
北本市市役所庁舎広場	北本市本町1-111	048-591-1111
北本中学校体育館下駐車場	北本市本町1-1-1	—

■食料・物資の供給フロー



3 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、炊き出しその他による食品の給与を実施した場合、「教育総務班」（「地域支援班」、「救援物資管理班」も協力）は、次の帳簿類を整え「福祉こども班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年埼玉県告示第363号）」に準じて行う。

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 炊き出し給与状況
- 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類等

☞【資料 10.1】『災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」』参照

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第14 生活必需品等の供給・貸与

地震による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を給与又は貸与する。

本市の「生活必需品等の供給・貸与」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 生活必需品等の需要の把握	市民支援班、情報班、地域支援班
2 生活必需品等の調達・輸送	地域支援班、救援物資管理班、福祉こども班、渉外班
3 災害救助法が適用された場合の事務	地域支援班、救援物資管理班、福祉こども班

1 生活必需品等の需要の把握

「避難所担当職員」は、生活必需品等の需要（品目、数）を把握し「市民支援班」に報告する。

「市民支援班」は、「情報班」を通して、「地域支援班」に各避難所の生活必需品等の需要を伝達する。

なお、供給する生活必需品は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給（貸）与する。

➤ 寝 具 … 毛布、タオルケット、布団等
➤ 外 衣 … 洋服、作業衣、子供服等
➤ 肌 着 … シャツ、パンツ等の下着類
➤ 身の回り品 … タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
➤ 炊事用品 … 鍋、炊飯器、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等
➤ 食 器 … 茶碗、皿、はし等
➤ 日 用 品 … 懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
➤ 光熱材料品 … マッチ、ロウソク、LPガス等
➤ そ の 他 … 紙おむつ、風邪薬等医薬品、 <u>生理用品</u> 、AM/FMラジオ等

2 生活必需品等の調達・輸送

生活必需品等の供給が必要な場合、その調達及び輸送は次により行う。

(1) 市備蓄物資の輸送

「地域支援班」は、備蓄倉庫から物資の輸送を行う。必要に応じて「渉外班」に対して各避難所への輸送の協力依頼を要請する。

「渉外班」は、協定に基づき(社)埼玉県トラック協会の協力を得て備蓄倉庫から物資を各避難所に輸送する。

(2) 関係業者からの調達

「渉外班」は、協定に基づき災害時応援協定事業所に対して、物資の確保及び避難所への輸送を要請する。

それでもなお不足する場合は、関係組合を通じてその他の事業所に対して、同様の要請を行う。

(3) 県備蓄物資の要請

「渉外班」は、被害の状況により市備蓄物資の不足、関係業者からの調達が困難な状況の場合、埼玉県知事に県備蓄物資を要請する。

(4) 日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資の確保

日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資は、「福祉こども班」を窓口にして確保する。
なお、「福祉こども班」は、日本赤十字社埼玉県支部から連絡があった場合、適切に「地域支援班」及び「救援物資管理班」に引き継ぐ。

(5) 他市町村からの物資の調達

「渉外班」は、本市のみで物資を確保することが困難な場合は、他市町村に対して物資の供給を要請する。

(6) 生活必需品等の集配拠点及び集配拠点からの輸送

「渉外班」は、必要に応じて生活必需品等の集配拠点である北本市文化センターホール、北本市市役所庁舎広場及び北本中学校体育館下駐車場から避難所への輸送を(一社)埼玉県トラック協会等へ要請する。

なお、集配拠点での仕分け等については、「救援物資管理班」が、必要に応じてボランティア及び自主防災組織の協力を得る。

(7) 義援物資の輸送

市外から送付されてくる義援物資についても、集配拠点から避難所への輸送方法については(6)と同様である。

3 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施した場合、「地域支援班」及び「救援物資管理班」は、次の帳簿類を整え「福祉こども班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(令和5年埼玉県告示第363号)」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 物資受払簿
- 物資の給与状況
- 物資購入代金等支払証拠書類
- 備蓄物資払出証拠書類等

☞【資料 10.1】『災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」』参照

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第15 要配慮者の安全確保

要配慮者が災害に対処することは、多くの困難が伴うため、市、関係防災機関及び地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。

本市の「要配慮者の安全確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 避難行動要支援者等の避難支援	要配慮者支援班、市民支援班、関係各班
2 避難生活における要配慮者支援	要配慮者支援班、福祉こども班、地域支援班、 <u>広報班</u> 、保健医療班、住宅等復旧班
3 社会福祉施設における入所者の安全確保	施設管理者、要配慮者支援班、福祉こども班
4 学校、保育所等における児童・生徒及び園児の安全確保	教育総務班、学校教育班、福祉こども班
5 外国人の安全確保	市民支援班、統括班、 <u>広報班</u>

1 避難行動要支援者等の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者等が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、以下のように実施する。

- 「福祉こども班」は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。
- 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。
- 「福祉こども班」は、発災時に本人同意の有無にかかわらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
- 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から避難所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

(3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

「要配慮者支援班」は、避難支援等関係者等の協力を得て、避難行動要支援者名簿及

び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施するとともに、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

また、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- ▶ 住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- ▶ 避難所に収容した避難行動要支援者等を、必要に応じて指定福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

(4) 名簿に掲載されていない要配慮者等の避難支援・安否確認

妊産婦や乳幼児は、避難行動要支援者名簿に掲載されないが、避難に時間と支援を要することが多いため、「福祉こども班」は、妊産婦や乳幼児に対して優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

また、「市民支援班」は、外国人や旅行者等、避難行動に係る支援の必要性は低いですが、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信による支援を実施する。

2 避難生活における要配慮者支援

避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。

＜市の役割＞

- ・ 要配慮者に配慮した生活支援物資の供給
- ・ 避難所における要配慮者への配慮（区画の配慮、物資調達における配慮、巡回サービスの実施、指定福祉避難所の活用）
- ・ 避難所外も含めた在宅の要配慮者全般への支援（要配慮者への情報提供、相談窓口の開設、巡回サービスの実施、物資の提供、指定福祉避難所の活用）
- ・ 応急仮設住宅提供に係る配慮

(1) 生活物資の供給

「要配慮者支援班」は、要配慮者の被災状況を把握し、「地域支援班」と連携して要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。

なお、配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

(2) 避難所における要配慮者への配慮

避難所に避難した要配慮者へ配慮すべき内容は、以下のとおりである。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

■避難所における要配慮者への配慮内容

項目	内容
区画の確保	避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。
物資調達における配慮	要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備する。
巡回サービスの実施	「要配慮者支援班」及び「保健医療班」は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等によるチームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置又は巡回させる。
指定福祉避難所の活用	「要配慮者支援班」及び「保健医療班」は、社会福祉施設等を指定福祉避難所として、避難所での生活が困難である要配慮者を収容し、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(3) 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

被災した要配慮者に対する支援内容は、以下のとおりである。

■避難所外も含めた要配慮者全般への支援

支援事項	内容
情報提供	「要配慮者支援班」及び「広報班」は、ボランティアなどの支援を受けて、在宅や避難所等にいる要配慮者への手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクスや文字放送テレビ等により情報を提供していく。
相談窓口の開設	「要配慮者支援班」及び「保健医療班」は、市役所や避難所などに相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等により総合的な相談に応じる。
巡回サービスの実施	「要配慮者支援班」及び「保健医療班」は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などによるチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。
物資の提供	「要配慮者支援班」、「福祉こども班」及び「地域支援班」は、在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。
指定福祉避難所の活用	「要配慮者支援班」及び「保健医療班」は、社会福祉施設等を指定福祉避難所として活用し、避難所や自宅での生活が困難である要配慮者を入所させるとともに、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(4) 応急仮設住宅提供に係る配慮

市は、入居者の選定に当たって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。

3 社会福祉施設における入所者の安全確保

(1) 被害状況の把握

「要配慮者支援班」は、災害発生の場合、速やかに社会福祉施設入所者の安全確保の状況を施設長等を通して把握し、又は自ら調査する。

(2) 入所者の保護

各社会福祉施設は、あらかじめ定めた各施設の防災計画に従い、入所者の保護に努める。なお、支援が必要な場合は、(3)により要請を行う。

(3) 社会福祉施設への支援

被災した社会福祉施設への支援は、以下のように実施する。

■被災した社会福祉施設への支援手順

- | |
|---|
| ① 社会福祉施設は、他からの支援（人、水、食料、物資など）が必要な場合、「要配慮者支援班」にその旨を要請する。 |
| ② 「要配慮者支援班」は、①の要請を受けたとき、非被災社会福祉施設、自主防災組織及びボランティアに支援を要請する。 |
| ③ ②の要請を受けた非被災社会福祉施設は、支援を求めている社会福祉施設の支援に努める。 |
| ④ 地区内に社会福祉施設が所在する自主防災組織は、社会福祉施設の状況に留意し、避難等人手が必要な場合は支援（※）に努める。 |

■（※）支援の内容（例）

- | |
|---------------------------|
| ➤ 必要な物品（ベッド、車椅子等）、車両の貸し出し |
| ➤ 水、食料の支援 |
| ➤ 水、物資の運搬等単純労務の提供 |
| ➤ 介護等技能者の支援 |
| ➤ 入所者の一時受入れ |

4 学校、保育所等における児童・生徒及び園児の安全確保

(1) 被害状況の把握

「教育総務班」、「学校教育班」及び「福祉こども班」は、在校・在所中に地震が発生した場合、速やかに建物施設の被災状況、児童・生徒及び園児の安全確保の状況を調査する。

(2) 乳幼児等の保護

「学校教育班」及び「福祉こども班」は、乳幼児等が教育施設等にいる際、災害が発生したときは、あらかじめ定めた各学校や保育所の防災計画に従い保護する。

(3) 臨時休業の措置

「学校教育班」及び「福祉こども班」は、施設の被害又は児童・生徒、教職員の被災の程度によっては、校長及び所長との協議のうえ、臨時休業の措置を取ることとする。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

5 外国人の安全確保

(1) 安否確認の実施

「市民支援班」は、外国人に係る住民票等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

「統括班」、「市民支援班」及び「広報班」は、あらかじめ用意した原稿等を使用し、県の協力を得ながら広報車等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

(3) 情報提供

「市民支援班」及び「広報班」は、県と共同で、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。

また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報紙等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(4) 相談窓口の開設

「市民支援班」は、必要に応じ、外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第16 遺体の取扱い

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想されるため、市は、関係機関の協力のもと、これらの搜索、処理、埋・火葬等を適切に実施する。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処理についても市長が行い、市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町村、埼玉県、その他の関係機関の応援を得て実施する。

本市の「遺体の取扱い」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 遺体の搜索	市民支援班、福祉こども班、関係機関
2 遺体の処理	市民支援班、保健医療班、福祉こども班
3 遺体の埋・火葬	市民支援班

1 遺体の搜索

(1) 方法

災害により死亡又は生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、警察、自衛隊等が連携して実施する。

「市民支援班」は、搜索箇所が多数存在する場合、また、活動が長期間に及ぶ場合は、行方不明者に関する相談窓口を設け問い合わせ等に対応する。

(2) 災害救助法が適用された場合の費用及び事務

災害救助法が適用され、遺体の搜索を実施した場合、「市民支援班」は、次の帳簿類を整え「福祉こども班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年埼玉県告示第363号）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 遺体の搜索状況記録簿
- 遺体搜索用関係状況記録簿

2 遺体の処理

(1) 方法

災害の際、死亡した者について、警察官による検視（見分）後、身元不明の者等について、「市民支援班」及び「保健医療班」は、医療救護班等（県の医療救護班も含む）の協力を得て、以下により遺体の処理を行う。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

■遺体の処理方法

実施項目	内容
遺体の検視（見分）	警察官は、検視（見分）を行う。
遺体の検案	医療救護班（医師）は、検案を行う。
遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理	遺体の一時保存の前に、医療救護班（又はその他の医師の協力を得る）は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。 「保健医療班」は、医療救護班等との連絡調整を行う。
遺体の輸送	警察官による検視（見分）及び医療救護班（医師）による検案を終えた遺体は、市が県に報告の上、警察機関、消防団等の協力を得て安置所へ輸送し、収容する。
遺体収容所（一時安置所）の開設	「市民支援班」は、遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、また、死亡者が多数のため早急に処理できない場合、遺体収容所を開設し住民に広報する。また、納棺用品、ドライアイス等を確保するとともに、必要に応じて関係機関と調整し遺体収容所に検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。
遺体の収容	「市民支援班」は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
遺体処理台帳の整備	「市民支援班」は、身元不明の遺体を遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存等の措置をとり、身元の発見に努める。

(2) 費用

遺体の処理に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、以下のものを県に請求することができる。

項目	内容
対象	災害による死亡者のうち、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者
支出費用及び限度額	支出費用は、次に示すとおりである。なお、その限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（令和5年埼玉県告示第363号）の規定による。 ア 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用 イ 遺体の一時保存のための費用 ウ 検案のための費用
遺体の処理期間	災害発生の日から10日以内とする（ただし、県知事を通じ、 <u>内閣総理大臣</u> の承認を得て延長することができる）。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、遺体の処理を実施した場合、「市民支援班」は、次の帳簿類を整え「福祉こども班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年埼玉県告示第363号）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 遺体処理台帳
- 遺体処理費支出関係証拠書類

☞【資料 10.1】『災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」』参照

3 遺体の埋・火葬

(1) 埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により市が実施するものとする。

実施項目	内容
① 埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として当該市町村内で実施する。
② 他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
③ 罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
⑤ 葬祭関係資材の支給	棺（付属品を含む）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。

(2) 遺体の埋・火葬の実施

遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

火葬は、次の施設において実施し、身元不明者は「勝林寺」に埋葬する。

焼骨は、遺留品とともに「勝林寺」に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡すものとする。

なお、当該施設が災害により火葬できない場合、又は火葬場の能力を上回る遺体が発生した場合は、県に応援を要請する。

■火葬場

施設名	所在地	電話番号	備考
県央みずほ斎場	鴻巣市境 1143	048—569—2800	火葬炉数：8基

(3) 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。

その際の火葬場までの遺体の搬送については当該市町村が負担するものとする。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

(4) 費用

遺体の埋・火葬に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、以下のものを県に請求することができる。

項目	内容
対象	災害の際の死亡者のうち、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋・火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいないために埋・火葬ができない場合。
支出できる内容及び支出費用の限度額	支出できる内容は、次に示すとおりである。なお、支出費用の限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（令和5年埼玉県告示第363号）の規定による。 ・棺（付属品も含む） ・埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む） ・骨つぼ及び骨箱
遺体の埋・火葬期間	災害発生の日から10日以内とする（ただし、県知事を通じ、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる）。

(5) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、遺体の埋葬を実施した場合、「市民支援班」は、次の帳簿類を整え「福祉こども班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年埼玉県告示第363号）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 埋葬台帳
- 埋葬費支出関係証拠書類

☞ 【資料 10.1】『災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」』参照

第17 ライフラインの応急対策

災害時におけるライフラインの機能低下は、社会的に多大な影響を及ぼすので、各ライフライン関係者は、迅速・的確に応急復旧を実施する。

本市の「ライフラインの応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 応急復旧の基本方針	関係事業者、環境衛生班、下水道班
2 災害発生時の連絡体制	統括班、環境衛生班、下水道班、関係事業者
3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報	統括班、 <u>広報班</u>

1 応急復旧の基本方針

電気、ガス、電話、公共交通等の各事業所は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生時に被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。

市は、事業所から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力し、また、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業に対して、電気、ガス、水道等の早期復旧を要請する。

また、「環境衛生班」及び「下水道班」は、災害発生時に上・下水道施設における被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。

2 災害発生時の連絡体制

(1) 連絡体制の確立

「統括班」は、各事業者との円滑な連絡調整が確保できるよう、災害の状況に応じて関係事業者に連絡担当者の派遣を要請する。

(2) 市への通報

各事業者は、災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合は、市災害対策本部へ通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、チラシ等を用いて住民に広報する。

事業者から通報を受けた市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、住民向けの広報を行う場合、市防災行政無線（固定系）や市ホームページ等の使用、プレスルームの提供、広報車の貸し出し等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第18 公共施設等の応急復旧

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物、公共施設等の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

市は、公共施設等が被災し、使用不能となる場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替の体制を整備する。

また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧を順調に行うよう指導する。

本市の「公共施設等の応急復旧」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 公共建築物	施設管理者、住宅等復旧班
2 その他公共施設等	施設管理者、福祉こども班
3 危険物施設	消防本部、関係各班
4 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報	広報班、要配慮者支援班、市民支援班、関係各班

1 公共建築物

(1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって市が判定する。

☞【資料 1.9】『北本市被災建築物応急危険度判定要綱』参照

(2) 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

調査は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

(3) 応急措置

被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。

2 その他公共施設等

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

施設管理者は、施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 医療救護施設

施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全

を期するものとする。

(3) 社会福祉施設

社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

施設独自での復旧が困難である場合は、「福祉こども班」等の関係機関に連絡し、援助を要請する。被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

3 危険物施設

消防本部は、県と連携して、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

■危険物施設の応急措置

応急措置	措置内容
危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置	危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
危険物施設の応急点検	危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
危険物施設からの出火及び流出の防止措置	危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
災害発生時の応急活動	危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。
従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置	災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

4 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

「広報班」は、各施設を所管する「関係各班」から、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について情報を入手するとともに、逐次市防災行政無線（固定系）、広報車、報道機関、チラシ等を用いて住民に広報する。

その場合、「要配慮者支援班」及び「市民支援班」と連携して、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮した広報に努める。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第19 帰宅困難者への支援

大規模災害が発生し公共交通機関が停止した場合には、本市で最大約3千人、県内では約67万人の帰宅困難者が発生すると想定されている。

これだけ膨大な数の帰宅困難者に対応するためには、行政機関による対応だけでは限界があり、特に、発災当初、行政機関は、救出・救助に重点を置くため、帰宅困難者に対する十分な対応は困難である。

そのため、帰宅困難者対策を実施するに当たっては、行政機関による「公助」だけでなく、「自助」や「共助」も含めた社会全体で取り組むことが不可欠となる。

また、地震直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況にあり、安易に移動することは二次被害を発生させる危険性がある。さらに公共交通機関が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、主要駅などで大きな混乱が生じ、救出・救助などの災害応急対応に支障が生ずるおそれもある。

そのため、「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則の周知・徹底を図る必要があり、併せて、家族等の安否確認手段の確保、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保など、安心して留まれるための対策を実施する。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

本市の「帰宅困難者への支援」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 帰宅困難者への情報提供等	統括班、関係各班
2 一時滞在施設の開設・運営	統括班、関係各班
3 帰宅支援	統括班、関係各班

1 帰宅困難者への情報提供等

「統括班」は、消防団・自主防災組織・ボランティア等の協力を得て、帰宅困難者に対して自宅方面への情報提供による誘導等を行う。

情報提供の場所は、一時滞在施設、市役所等の施設で行うとともに、可能であれば、コンビニエンスストア、郵便局等でも行い、それぞれの施設管理者の協力を得て実施する。

■帰宅困難者に伝える情報例

- 被害状況に関する情報（震度分布、火災発生状況、建物被害、人的被害、ライフライン被害等）
- 鉄道、バス等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- 支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

■各機関が実施する対策内容

実施機関	項目	対策内容
市 (統括班)	誘導	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 帰宅困難者の誘導 ▶ 市防災行政無線、市ホームページ、緊急速報メール等による情報提供
県 (統括部) (県民安全部)	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し被害状況、交通情報等を広報 ▶ ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ▶ 緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
東日本電信電話㈱	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「災害用伝言ダイヤル171」のサービス提供 ▶ 災害時用公衆電話の設置等
携帯電話事業者	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害用伝言板のサービス提供
報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)

2 一時滞在施設の開設・運営

(1) 一時滞在施設の開設

地震の発生により鉄道が運行停止し、北本駅周辺に帰宅困難者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための一時滞在施設を開設する。

本市の一時滞在施設は、第1候補を「文化センター」、第2候補を「東部公民館」、第3候補を「北本高校」とし、帰宅困難者の数や状況に応じて開設する。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、必要に応じて警察署の協力を得る。

一時滞在施設の開設に係わる各関係機関の役割は、以下に示すとおりである。

■各機関が実施する対策内容

実施機関	役割
市 (統括班)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ▶ 市有施設以外の一時的滞在施設の開設依頼 ▶ 一時滞在施設の開設情報等の収集、提供 ▶ 帰宅困難者の一時滞在施設への誘導 ▶ 帰宅困難者に対する飲料水、食料等の確保
県 (統括部) (各施設管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ▶ 一時滞在施設の開設情報等の提供 ▶ 帰宅困難者に対する飲料水、食料等の確保
一時滞在施設となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一時滞在施設の開設、運営 ▶ 帰宅困難者への飲料水、食料の提供
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 交通渋滞の混乱防止対策に係る支援

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

(2) 一時滞在施設の運営

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。また、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

そのため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、拠点防災倉庫からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

なお、県では帰宅困難者用として1日以上の食料備蓄を計画しており、市は、必要に応じて県に提供を要請する。

また、市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、市から提供された情報などを受け入れた帰宅困難者に広報する。

一時滞在施設の運営については、「本章 第2節 第11 避難活動」(p3-72) 及び「本章 第3節 第3 避難所の運営」(p3-108) を準用するが、自助、共助の点から、状況により受け入れた帰宅困難者も含めた運営をする。

なお、一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくものとする。

■一時滞在施設の運営の流れ

- 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認
- 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
- 施設利用案内等の掲示
- 電話、災害時用公衆電話、FAX等の通信手段の確保
- 県の施設の開設の場合は、市町村等へ一時滞在施設の開設を報告

3 帰宅支援

混乱が収束し道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を実施する。

関係機関が実施する支援内容は、以下に示すとおりである。

■各機関の役割分担

実施機関	役割
市（関係各班） 県（輸送部）、県バス協会	代替輸送の提供
県（統括部）	帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーション開設の要請
東京電力パワーグリッド(株)	沿道照明の確保
帰宅支援協定締結事業者	帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーションとして支援の実施

(1) 帰宅活動への支援

市は、必要に応じて県や関係事業者と連携、協力し、避難行動要支援者に配慮した代替輸送を実施するとともに発着所に救護所等を設置し、県及び医師会等の協力を得て避難行動要支援者等の輸送者の安全を確保する。

災害時帰宅支援ステーションは、帰宅困難者を支援するため、協定に基づく支援を実施する。

また、沿道の住民や企業等は、可能な範囲で帰宅困難者に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報などを提供しよう努める。

■各機関が実施する対策内容

実施機関	項目	対策内容
市、県、 県バス協会	帰宅支援協定に基づく 一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供
東京電力パワー グリッド(株)	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

(2) 帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の帰宅困難者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。

市内の広域避難所は、地元の避難者で満員になることが想定されるため、広域避難所とは別に帰宅者困難者のための一時滞在施設の確保に努める。

(3) 保育所や学校における対応

保育所や学校は、保護者が帰宅困難者となり園児、児童・生徒の引き取りが困難な場合や、園児、児童・生徒の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間施設内に留める対策を講ずる必要がある。このため、飲料水、食料等について各保育所の備蓄や各学校に備えた防災倉庫の備蓄品の活用、災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、災害時における保育所や学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。なお、学童保育室や授産施設も同様とする。

(4) 事業所等における帰宅困難者対策

事業所等は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

事業所等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等同様な対応が取れるよう対策を検討する。さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加しよう努める。

(5) 市に来街した者（観光客等）等への対策

市に来街した地理に不案内な者（観光客等）に対し安全な避難誘導を図るとともに、休憩場所の提供や帰宅行動の参考となる情報を提供する。

第3節 救援期の災害応急対策活動

本節では、救援期における災害応急対策活動について定める。

救援期とは、救急・救助活動が一段落し、被災者の避難生活の長期化に伴う支援や生活再建のための支援活動を展開する時期とする。

災害の規模によっては、避難所の開設が長期にわたるなどして、担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じ、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。その際は、「本章 第1節 第2 職員の動員計画」(p3-5)に基づき交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

第1 災害情報の収集・伝達・共有

救援期においても、引き続き被害情報等の収集・伝達体制を強化していくものとする。本市の「災害情報の収集・伝達・共有」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	渉外班、統括班、 <u>情報班</u>
2 災害情報の共有	<u>情報班</u> 、各班共通

1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

救援期においても、引き続き「本章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有」(p3-47)による経過速報を適時更新し、県に報告することにより応援体制の強化を求める。

応急対策が終了した場合（災害対策本部を廃止した場合）、7日以内に「被害状況調」により確定報告を行う。

☞【様式2】『(3)被害状況調』参照

2 災害情報の共有

「情報班」は、「関係各班」の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記入し、その写しを随時関係各班、関係機関等に回付し情報の共有を図る。

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難所の開設地点及び避難人数等 ➤ ヘリポート ➤ 物資集配拠点 ➤ ごみの集積地 ➤ 応急仮設住宅の建設予定地 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 通行不能区間 ➤ 交通規制区間 ➤ 停電、断水区域 ➤ 給水地点 ➤ その他必要な情報
--	---

第2 広報広聴活動

救援期においても、引き続き「本章 第2節 第4 広報活動」(p3-50)による住民への広報を積極的に行う。なお、被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供するとともに、市外への避難者に対する広報にも留意する。

また、被災者からの相談、要望、苦情等、住民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各班と相互に連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

本市の「広報広聴活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 広報活動	広報班、関係各班
2 各種相談窓口の設置	市民支援班、関係各班
3 相談の内容	市民支援班、関係各班

1 広報活動

(1) 広報内容と広報情報の収集機関

発災初期の広報内容に加え、次のような情報の提供に留意する。

内 容	収集機関
住宅の確保に関する情報	住宅等復旧班
義援金品の配布等に関する情報	福祉こども班
災害弔慰金等の支給に関する情報	福祉こども班
保健衛生に関する情報	環境衛生班、保健医療班
融資等に関する情報	市民支援班、地域支援班

(2) 救援期及びそれ以降の広報内容

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

広報の内容の時間的流れは、次のとおりである。

■時間の経過と広報内容

発災後	広報内容
3日～ 1週間程度	災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を、避難所を中心に広報する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 電気、ガス、水道等の復旧状況 ➢ 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報 ➢ 公共交通機関の復旧情報 ➢ 生活の基礎情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報） ➢ 安否情報 ➢ 相談窓口開設の情報

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

発災後	広報内容
2～3 週間目	ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった住民は通常生活を再開するので、これらの住民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。
4 週間目以後	避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の住民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の住民向け情報を提供する。 <ul style="list-style-type: none">➤ 災害関連の行政施策情報➤ 通常の行政サービス情報

(3) 救援期及びそれ以降の広報手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

■避難所収容者への広報

- 広報紙、臨時広報紙の配布
- 防災行政無線による伝達
- 広報車による広報
- 掲示板への掲出（広報紙、臨時広報紙、伝達情報等）

■避難所外の市民への広報

- 地域の各公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出
- 報道機関への情報提供による広報

■市外避難者への広報

- ファクシミリサービス、インターネット、報道機関への情報提供による広報

2 各種相談窓口の設置

「市民支援班」は、被災住民からの要望、相談等の早期解決を図るため、「関係各班」及び関連機関と協力し、次のような各種相談窓口を設置する。

■相談窓口の設置

- 市役所等での相談窓口の設置
- 各避難所の巡回相談
- 電話相談窓口の設置
照会、連絡や相談窓口の設置状況等の連絡については、電話及びファクシミリ等で対応する。
- 他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置
市、県、国等による支援事業についての相談及びあっせんについて実施する。

3 相談の内容

各種相談の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は、次の項目について実施する。

- 罹災証明書の発行（家屋調査班）
- 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等（福祉子ども班、関係各班）
- 倒壊家屋の処理（環境衛生班）
- 住宅の応急修理、仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん（住宅等復旧班）
- その他生活相談（関係各班）

(2) 事業再建相談

事業再建のための、市、県及び国による支援事業についての相談及びあっせんを行う。
また、県、国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

- 中小企業関係融資（地域支援班）
- 農業関係融資（地域支援班）
- その他融資制度（関係各班）

(3) 個別専門相談（法律、医療）

ア 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、埼玉弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て相談を行う。

イ 医療相談

「保健医療班」は、心身の健康に係る医療問題など、医療関係団体等の協力を得て相談を実施する。特に、震災による悲しみや恐怖、不安、ストレス等心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするため、専門のカウンセラーによる電話相談、面接相談を行う。

(4) ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。
電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

(5) 消費生活相談

地震発生直後から、災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。

相談処理や事業者の指導に当たっては、必要により埼玉県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

(6) 安否情報

安否情報は、同居の家族や市内の住民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、市内外からの安否確認の問い合わせが一時的に殺到することが予想されることから、通常の相談窓口とは別に安否情報に関する窓口を設置し、迅速で的確な情報の提供を行う。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

第3 避難所の運営

避難所の運営は、開設当初は市職員を中心に運営し、その後（避難所の開設が3日以上に及ぶ場合は、自主防災組織などの地区組織及び避難者による自主運営組織を立ち上げ、市、関係団体及びボランティアの協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図っていくものとする。

本市の「避難所の運営」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 避難所の運営管理体制	避難所担当職員、市民支援班、地域支援班
2 避難所の標準設備等	統括班、教育総務班、学校教育班、関係各班
3 避難所での情報提供(広報)及び広聴活動	情報班、広報班
4 避難所での医療	保健医療班
5 避難所の生活環境への配慮	環境衛生班、避難所担当職員、要配慮者支援班、関係各班、消防本部
6 災害救助法が適用された場合の事務	市民支援班、福祉子ども班、関係各班

1 避難所の運営管理体制

開設した避難所は、次のような手順で開設、運営する。

避難所の開設及び運営の詳細については、マニュアルを参照のこと。

☞【参考資料】「避難所運営マニュアル(案)」(平成25年7月、北本市)」

■避難所の運営管理体制手順

① 市は、災害対策本部の設置、避難指示等の発令などに伴い、あらかじめ指名された「避難所担当職員」は、指定された各避難所に自主参集する。
② 避難所担当職員は、避難所施設職員と連携して、住民代表(自治会長等)、自主防災組織代表などからなる避難所運営委員会を組織し、当該避難所の円滑な運営を行う。 なお、女性に配慮した避難所運営を行うため、避難所運営には複数の女性を参加させるよう配慮する。
③ 「市民支援班」は、避難所運営委員会から当該避難所のニーズ(必要な物資、その他措置すべき事項)を把握する。
④ 「市民支援班」は、③で把握したニーズを「地域支援班」に伝え、対応を要請する。
⑤ ④で要請を受けた「地域支援班」は、必要な措置を講ずる。

☞【様式10】『食料等救助物資受払簿』参照

2 避難所の標準設備等

「統括班」、「教育総務班」、「学校教育班」及び「関係各班」は、避難所の開設が3日以上に及ぶ場合には、次を参考に設備等の充実に努め、避難所運営委員会及び施設管理者はそれに協力する。

■避難所の標準設備（例）

区分	設備内容
特設コーナー	・ 広報広聴コーナー ・ 情報連絡室（無線、電話、FAX等） ・ 避難所救護センター（保健室等） ・ 更衣室
資機材等	・ 寝具 ・ 簡易シャワー ・ 常備薬 ・ 納戸 ・ 特設・臨時電話 ・ 洗濯機 ・ 給水設備（給水車） ・ テレビ、ラジオ ・ 日用品（タオル、歯ブラシ等） ・ 扇風機 ・ 炊き出し備品 ・ 畳、カーペット ・ 掲示板 ・ 間仕切り用パーテーション ・ 被服 ・ 仮設風呂 ・ 仮設トイレ ・ 暖房機 ・ 電源設備 ・ パソコン
スペース	・ 駐車場 ・ 給水場所 ・ 仮設トイレ（※） ・ 仮設風呂 ・ 資機材置場

注）※仮設トイレは車椅子対応型仮設トイレ（オストメイト対応）をさす。

3 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動

避難所運営委員会は、自主防災組織や避難者からなる情報を収集し広報を担当する班を置き、「情報班」からの情報を避難者に張り紙等により提供するとともに、問い合わせ等に応じる。

避難所の開設が長期に及ぶ場合、避難所内に広報広聴コーナーを設けて必要な情報の提供等を行う。なお、提供に当たっては、視覚障がい者や移動の不自由な高齢者や障がい者には、きめ細やかな配慮を行う。

4 避難所での医療

「保健医療班」は、県と連携をとり、避難所の設置が3日以上と見込まれる場合は、必要と判断される避難所に、被災者に医療を提供する施設（救護所）を併設する。

救護所を設置しない避難所については、適時医療チーム、健康相談チーム、精神保健チーム（これらは医療機関等の協力を得て結成する）を巡回させる。

5 避難所の生活環境への配慮

（1）要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置できるよう努める。特に更衣室やトイレ、入浴施設、女性専用の物干し場所等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や巡回警備の実施による安心・安全の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

また、性的マイノリティへの配慮として、誰もが使えるトイレの設置や、更衣室、入浴施設等は、ひとりずつ使える時間帯を設ける等の配慮に努める。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては民間団体等を積極的に活用する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

また、LGBTQなど性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウトティング(性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

(2) 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

◆要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）

高齢者：紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤

乳幼児：タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等

肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者：紙おむつ、ベッド、車いす、歩行器、杖、バリアフリートイレ

病弱者・内部障がい者：医薬品や使用装具

膀胱又は直腸機能に対する障害：オストメイトトイレ

咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭

呼吸機能障害：酸素ボンベ

聴覚障がい者：補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ

視覚障がい者：白杖、点字器、ラジオ

知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者：医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具

女性：女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル

妊産婦：マット、組立式ベッド

外国人：外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール

(3) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

指定避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(4) 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、医師への協力要請など必要な措置をとる。また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、指定福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

(5) 避難所における感染症対策

感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう以下の対策を取るものとする。

ア 健康状態に合わせた避難場所の確保

十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。

イ 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。

地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する。

ウ 避難所受付時の流れ

検温、健康チェックリストによる健康状態の確認の後、「発熱、強いだるさ、嗅覚・味覚の異変のある者等は発熱者等専用スペース」、「その他の者は一般の避難スペース」とする。

エ 避難所レイアウトの検討

世帯間で概ね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

オ 避難者の健康管理

避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。

感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

カ 発熱者等の専用スペースの確保

発熱等の症状がある者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。

発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。

発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

キ 物資・資材

マスク、フェイスガード、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、手袋、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

ク 住民への周知

広報紙、自治体ホームページ、SNS 等を活用し以下の事項を住民に周知する。
自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること。
安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること等。

ケ 感染症対策

手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。
定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）。
食事時間をずらして密集・密接を避ける。

コ 発熱者等の対応

避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。
診察の結果、感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。

サ 車中泊（車中避難）等への対応

車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

(6) 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

6 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、避難所の開設・運営を実施した場合、「市民支援班」は、次の帳簿類を整え（「教育総務班」及び「学校教育班」がサポートする。）「福祉こども班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年埼玉県告示第363号）」に準じて行うものとする。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

- 避難者名簿
- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 避難所設置及び収容状況
- 避難所設置に要した支払証拠書類
- 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

第4 防疫及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等がまん延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。

本市の「防疫及び保健衛生」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 防疫活動	保健医療班、環境衛生班
2 保健活動	保健医療班
3 動物愛護	環境衛生班

1 防疫活動

防疫活動は、「保健医療班」及び「環境衛生班」が実施する。災害の状況により、市だけではの実施が困難であると判断したときは、県に対して保健所等の応援を要請する。

(1) 防疫体制の確立

防疫状況及び感染症等の発生又は発生が予想される被害地域等を迅速に把握して対策方針を定め、状況に応じて消毒担当班を編成する等により、防疫活動体制を確立する。

防疫用薬剤及び器具等の確保については、業者からの調達で確保し、不足する場合は、県に対し、防疫用薬剤及び器具等の調達のあっせんを依頼する。

(2) 感染症対策

感染症が発生したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき対応するとともに、鴻巣保健所に連絡し、指導を受ける。

■感染症対策の概略手順

- ① 全般的に検病調査を行い、被災地における感染症発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を実施し、応急的治療を行う。
- ② 同時に、手指の消毒等必要な指導、逆性石鹼液の配布等を行う。
- ③ 感染症発生箇所の消毒を実施する。(消毒担当班を編成)
- ④ 防疫上必要と認める場合、県の指示に従い臨時の予防接種を、対象、期間を定め、実施する。(ワクチン等の確保を迅速に行い、時機を失しないよう措置する)
- ⑤ 市防災行政無線(固定系)、チラシ、立看板、広報車等による広報を実施する。

(3) 消毒の実施

「保健医療班」及び「環境衛生班」は、被災により、環境衛生条件が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の地域から優先して、消毒を実施する。

- 下痢患者、有熱感者が多発している地域
- 避難所のトイレ、その他の不潔場所
- 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
- 廃棄物仮置場、応急し尿処理場所
- ネズミ、昆虫等の発生場所

2 保健活動

(1) 衛生

ア 被災者に対する衛生指導

「保健医療班」は、避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

「保健医療班」は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、県に対して食品衛生監視のための職員の派遣等を要請する。

(2) 保健

ア 被災者に対する保健相談

「保健医療班」は、必要に応じて桶川北本伊奈地区医師会等の協力により、避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、かぜ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

イ 被災者に対する栄養相談

「保健医療班」は、必要に応じて、鴻巣保健所、埼玉県栄養士会等の協力により、避難所等の被災住民に対し、疫病者に対する栄養指導や避難所での食事についての栄養相談に応じる。

3 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。

そのため、「環境衛生班」は県の協力を得て、動物愛護の観点から、獣医師会、動物関係団体、ボランティアなどと協力して、所有者不明の動物、負傷動物等の保護、及び避難所における動物の適正飼養に努める。

(1) 動物救援本部の設置

県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。

市は、動物救援本部と連携して被災動物の保護に努める。

動物救援本部は、次の事項を実施する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

- 動物保護施設の設置
- 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- 飼養困難動物の一時保管
- 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- 動物に関する相談の実施等

(2) 被災地域における動物の保護

「環境衛生班」は、県、獣医師会及び動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(3) 避難所における動物の適正な飼養

「環境衛生班」は、避難所運営委員会を通じて、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合は、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる責任を負うものとする。

(4) 情報の交換

「環境衛生班」は、動物関係団体と連携して、次の事項について県と情報交換を行う。

- 避難所での動物飼育状況
- 必要資機材、獣医師の派遣要請
- 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- 他都県市町村への連絡調整及び応援要請

(5) その他

「環境衛生班」は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物（動物愛護管理法））等が逸走した場合は、鴻巣保健所と連携して、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

■特定動物（危険な動物）飼養状況

区分	飼養状況						備考
	許可件数	総数	中型サル	ワニ	大型ヘビ	ワニガメ	
鴻巣保健所	15	10	0	3	0	7	北本市こども公園

参考)「埼玉県地域防災計画 資料編」令和5年3月、埼玉県防災会議

第5 廃棄物対策

地震による災害が発生した場合、本市は、地震災害に伴って発生した倒壊家屋等の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）、並びに災害におけるごみ及びし尿を迅速に処理し、もって被災地の環境保全を図る必要がある。

本市の「廃棄物対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害廃棄物の処理	環境衛生班、渉外班、 <u>広報班</u> 、関係各班
2 一般廃棄物の処理	環境衛生班、 <u>広報班</u> 、渉外班、関係各班

1 災害廃棄物の処理

(1) 処理の方針

がれき等の災害廃棄物の処理は、原則として次の要領で実施する。

また、市は、必要に応じて県及び関係者と協力して「災害廃棄物処理推進協議会（仮称）」を設置し、災害廃棄物処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

■災害廃棄物の処理要領

対象	処理要領
住宅・建築物系 （個人・中小企業）	原則として建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、市は処理・処分に関する情報を提供する。なお、災害状況によっては、市が災害廃棄物処理事業として実施する。
大企業の事業所等	大企業は自己で処理する。

(2) 処理対策

市は、大量に発生した災害廃棄物を以下の手順で処理する。

ア 仮置場の確保

「環境衛生班」は、「第2編 第1章 第3節 第5 廃棄物の収集・処理体制の整備」（p2-48）に準じて、公用地又は住民生活に支障のない場所の中から災害廃棄物の仮置場を選定する。また、「災害廃棄物処理計画指針」（平成26年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）をもとに、仮置場の配置計画を策定する。

イ 仮置場への搬入

「環境衛生班」は、災害廃棄物の仮置場への搬入を市内の土木建設業者等に要請する。市内業者で対応が困難な場合は、「渉外班」を通じて自衛隊、他市町村等に応援を要請する。

ウ 適正処理

「環境衛生班」は、「広報班」を通じて分別収集を関係機関、住民に呼びかけ、可能

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

な限り現場において分別して仮置場に搬入し、災害廃棄物の適正処理・リサイクルに努める。

また、埼玉中部環境保全組合と連携を図り、適当な時期に仮置場に集積した災害廃棄物の搬出について、関係自治体及び民間業者に協力を要請する。

■分別処理の方法

区分	処理方法
木質系廃棄物	木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。
コンクリート系廃棄物	コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

■最終処理方法

- ▶ 可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物は中間処理（焼却可能な形状にする）のうえ焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している自治体に処分を要請する。
- ▶ 不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。

エ 費用の負担

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、被害程度の大きさを考慮して、解体・処理に公費負担が国の制度として設けられた。

市長は、災害の規模や状況によっては、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対して公費負担の措置を要請する。

(3) 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

「環境衛生班」は、アスベストなどの有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策やPCB等適正処理が困難な廃棄物による環境汚染を防止し、適正な処置に努めるものとする。

ア 適正処理が困難な廃棄物の処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、地震発生時に排出の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法を住民に広報するものとする。

また、相談窓口を設け、平常時の対応と同様に業者への引取り依頼などの適切な方法を指導するものとする。

なお、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）による家電製品は、平常時同様に事業者を引き渡すよう指導する。不法投棄等で市が適正に処理することが困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

イ 適正処理が困難な廃棄物の処理

震災時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物に対しては、以下に示す対策を講ずる。

■アスベストの処理

- ▶ アスベストを使用した建築物の解体撤去は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課、平成19年8月）に従って、アスベストの飛散防止措置を講ずるものとする。
- ▶ アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」（昭和63年7月22日衛産第43号 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）に従って、密閉、飛散防止等適切な措置を講じて行うものとする。

■PCBの処理

コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に1950年頃から使用されはじめ、1972年頃まで生産されていたが、慢性毒性があり1974年に法律により製造・輸入が禁止された。
 一般家庭から粗大ごみとして排出されるPCBを含む家電製品は、市が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼する。

2 一般廃棄物の処理

地震災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。このため、「環境衛生班」は、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

(1) ごみ処理

「環境衛生班」は、災害時のごみ処理を、以下に従って実施する。

■ごみ処理の方針

項目	内容
排出場所	「環境衛生班」は、通常の排出場所の他、避難所等に仮設ステーションを設置する。
分別排出	「環境衛生班」は、処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について、「広報班」を通じて住民に広報するとともに、避難所運営委員会の衛生担当に協力を要請する。 収集は、可燃物を優先し、定期的な消毒を行う。
応援要請	「環境衛生班」は、「渉外班」を通じてごみの収集・運搬・処理について自衛隊、他市町村等に積極的な応援要請を行う。

■ごみ収集の方法

項目	内容
ごみの収集計画の広報	ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、住民に広報する。
腐敗性の高いごみ	腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。
夜間の収集	道路交通の状況によっては、関係機関と協議のうえ、夜間のごみの収集も検討する。
避難所のごみ対策	避難所では保健衛生面から適宜ごみ収集を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的に大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

■ごみの搬入先

項目	内容
可燃ごみ、粗大ごみ	埼玉中部環境センター（※1）
不燃ごみ	中丸処分場に一時保管後、搬出する。
その他	「環境衛生班」は、ごみの搬入について必要な場合、「渉外班」を通じて他市町村に協力を要請する。また、「渉外班」は、県と協議の上、埼玉県環境整備センター（※2）への搬入を検討する。

■（※1）埼玉中部環境センター

管理者	所在地	電話番号	焼却能力
埼玉中部環境保全組合	吉見町大字大串 2808 番地	0493-54-0666	1日 240 トン

■（※2）埼玉県環境整備センター

埼玉県では、処分先に困っている県内の市町村や中小企業などの廃棄物を、適正に処分するため、寄居町に、県直営の広域埋立最終処分場「埼玉県環境整備センター」を設置し、運営している。

（環境整備センター 大里郡寄居町三ヶ山 368 TEL048-581-4070）

（2）し尿処理

ア し尿処理の基本

災害時のし尿処理は、次の事項を基本とする。

- し尿処理・浄化槽汚泥は、平常時と同様に北本地区衛生組合の施設で処理を行うことを基本とする。
- 仮設トイレの貯留量は、家庭の汲取り便槽などと比較して少ないことから避難所の収集を定期的に行えるように配慮する。
- 仮設トイレを利用したときの吸着剤や固化剤などで凝固させたし尿については、一般廃棄物として取扱い焼却処理する。

イ 被害状況の把握

「環境衛生班」及び「下水道班」は、住民及び浄化槽業者からトイレの使用ができない地域の状況を把握する。

ウ 処理等の方法

収集したし尿は、次に示す処理場において処理するが、処理場が被害を受け処理ができなくなった場合は、他市町村に処理の応援を要請する。

■し尿処理施設

名称	所在地	電話
クリーンセンターあさひ	北本市朝日 1 丁目 200 番地	048-591-5490

エ 仮設トイレの設置

仮設トイレの設置に当たっては、以下の点に留意する。

項目	内容
仮設トイレの設置場所	<p>「環境衛生班」は、この情報を基に必要な場所に仮設トイレを設置する。仮設トイレの設置箇所としては、以下の場所とする。</p> <p>なお、マンホールトイレの設置については「下水道班」と協議の上決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難所 ➤ 市管理の公園 ➤ その他必要と認められる場所
仮設トイレの確保	<p>「環境衛生班」は、平常時より備蓄している簡易トイレを優先的に使用する。備蓄分では足りない場合、リース業者からの借り上げにより仮設トイレを確保する。</p> <p>なお、仮設トイレの設置が遅れる場合は、避難所の空き地に素掘り等により仮トイレを設置し、仮設トイレが設置された時点で撤収を行う。</p> <p>ただし、仮トイレはドラム缶や簡易便袋等を使用するなど、環境及び衛生面へ配慮する。また、仮設トイレの設置に当たっては、必要に応じて車椅子対応型仮設トイレ等の設置を行う。</p>
し尿の収集・運搬・処理	<p>「環境衛生班」は、仮設トイレのし尿の収集・運搬をし尿収集業者に依頼し、し尿処理施設において処理する。収集・運搬が困難な場合は、「渉外班」を通じて県及び他市町村に応援を求める。</p>
衛生指導	<p>仮設トイレの使用について衛生指導が必要な場合は、「保健医療班」に指導を要請する。</p>
広報	<p>「環境衛生班」は、「本章 第3節 第2 広報広聴活動」(p3-105)に基づき、「広報班」を通じて住民に広報を行う。</p>
その他	<p>仮設トイレのし尿収集が遅れる場合は、汚物槽を取り外し、ふたをして予備の槽と取り替えるなどの対策を講ずる。</p>

第6 住宅の確保

災害によって住家が被害を受けた者に対し、仮設住宅や一時入居施設の提供あるいは応急修理を実施する。

本市の「住宅の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 住宅ニーズの把握	住宅等復旧班、家屋調査班、市民支援班
2 被災住宅の応急修理	住宅等復旧班、福祉こども班
3 応急仮設住宅の建設	住宅等復旧班、福祉こども班
4 公営住宅等の <u>あっせん</u>	住宅等復旧班

1 住宅ニーズの把握

「住宅等復旧班」は、以下により把握した情報をもとに、住宅ニーズを把握し、住宅の応急修理並びに応急仮設住宅の建設に反映させる。

(1) 被災世帯数の把握

「家屋調査班」は、発災から3日目を目途に、住宅ニーズを把握するため被災世帯の個別調査（住所、建物種類、被災程度（基準については「本章 第1節 第9 災害救助法の適用」（p3-38）等をリスト化）を実施する。

「住宅等復旧班」は、調査結果を「家屋調査班」から入手し、応急修理家屋及び応急仮設住宅の建設数を把握する。

(2) 住宅相談所の開設

「住宅等復旧班」は「市民支援班」と連携し、必要に応じて住宅相談所を市役所、避難所等に開設し、被災者の住宅ニーズの把握に努める。

2 被災住宅の応急修理

(1) 住宅関係障害物の除去

災害により居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行う。

ア 対象者

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

イ 除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

ウ

救助法適用時の費用等

住宅に対する障害物の除去に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年埼玉県告示第363号）」（資料3-1）の範囲内で県に請求する。

また、市は、労力又は機械力が不足する場合には、県に支援を要請し、要請を受けた県は、隣接市町村からの派遣を依頼する。また、建設業界等との連絡調整を行い応援体制の確保に努める。

(2) 応急修理の方針

「住宅等復旧班」は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者、または大規模半壊の被害を受けた者を対象とし、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理及び日常生活に必要な最小限度の部分について修理を行う。

(3) 応急修理方法

災害救助法が適用された場合の応急修理の方法は、以下に示すとおりである。

項目		内容
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	修理戸数の決定	被害状況、被災度区分判定結果等により修理戸数を決定する。
	修理の範囲及び費用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないように措置する。</u> ▶ <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理に要する費用は、「内閣府告示第91号」(官報号外第127号、令和5年6月16日)に定める基準とする。</u>
	修理の時期	災害発生の日から、原則として10日以内に完了するものとする。
	修理の方法	住宅の応急修理は、「3 応急仮設住宅の建設」の方法に準じて現物給付をもって実施する。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	修理戸数の決定	被害状況、被災度区分判定結果等により修理戸数を決定する。
	修理の範囲及び費用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>居室、炊事場、便所等、日常生活に必要な最小限度の部分に対し修理を行う。</u> ▶ <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理に要する費用は、「内閣府告示第91号」(官報号外第127号、令和5年6月16日)に定める基準とする。</u>
	修理の時期	災害発生の日から3月以内(国の災害対策本部が設置された災害にあつては6ヶ月以内)に完了
	修理の方法	住宅の応急修理は、「3 応急仮設住宅の建設」の方法に準じて現物給付をもって実施する。

(4) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、住宅の応急修理を実施した場合、「住宅等復旧班」は、次の帳簿類を整え「福祉こども班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(令和5年埼玉県告示第363号)」に準じて行うものとする。

- ▶ 救助実施記録日計票
- ▶ 住宅応急修理記録簿
- ▶ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ▶ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

3 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅建設の方針

災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供与する。必要に応じ、「福祉こども班」の協力を得て障がい者、高齢者等の要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を建設する。

福祉仮設住宅は、被災の規模及び程度、被災者の内の高齢者、障がい者等の数並びに施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め、高齢者、障がい者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置する。

災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て本部長が実施方法等を定める。

(2) 応急仮設住宅建設の方法（災害救助法適用の場合）

ア 被災世帯の調査

市（「住宅等復旧班」）は、県が応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急修理等に必要な次の調査を実施する場合、これに協力する。

<ul style="list-style-type: none">➤ 被害状況➤ 被災地における住民の動向➤ 応急仮設住宅建設に当たっての支障事項等➤ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

イ 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、以下のとおり実施する。

項目	内容
建設用地	原則として、あらかじめ決めておいた応急仮設住宅建設候補地の中から用地を確保する。ただし、状況により私有地に設置する場合は、所有者と市との間に貸借契約を締結するものとする。
設置戸数	供与戸数は、市からの要請に基づき県が決定する。
建設の規模及び費用	1戸当たりの建物面積及び費用は、「災害救助法による救助程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（令和5年埼玉県告示第363号）に定める基準による。ただし、この基準では運用することが困難な場合には、県知事を通じ内閣総理大臣の承認を受けて、その規模及び費用を引き上げることができる。
建設の時期	災害発生の日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。
建設工事	<ul style="list-style-type: none">➤ 応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、市長が委任を受けて建設することができる。➤ 県及び市は応急仮設住宅の建設及び業者の選定等に当たっては、市内建設業者に対して協力を要請する。
供与の期間	入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

ウ 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、次の条件全てに該当する者から入居者を選定する。
なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮するものとする。

- 住家が全壊又は流失した者
- 居住する住家がない者
- 自らの資力では住家を確保することができない者

エ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県営住宅の管理に準じ市が県に協力してこれを行う。
ただし、状況に応じ市長が委任を受けて管理する。
消防団は、応急仮設住宅が設置された場合、随時パトロール等を行い、防火・防犯対策に万全を期す。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、応急仮設住宅を建設した場合、「住宅等復旧班」は、次の帳簿類を整え「福祉こども班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年埼玉県告示第363号）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 応急仮設住宅台帳
- 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- 応急仮設住宅使用貸借契約書
- 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠書類

4 公営住宅等のあっせん

「住宅等復旧班」は、応急仮設住宅の建設適地がない場合、応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合、高齢者、障がい者等要配慮者用の住宅が必要となる場合等を考慮し、応急仮設住宅を計画するとともに、次の住宅についての空家情報を収集し、状況によっては、あっせんを行う。

- 公営住宅
- 民間アパート等賃貸住宅
- 企業社宅、保養所等

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

第7 文教・保育対策

災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、「学校教育班」及び「福祉こども班」は、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図るものとする。

また、「文化財保護班」は市内の文化財について応急対策を講ずるものとする。

本市の「文教・保育対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 応急教育	教育総務班、学校教育班
2 応急保育	福祉こども班、地域支援班、渉外班、 <u>広報班</u>
3 文化財の保護対策	文化財保護班

1 応急教育

地震災害時においては、児童・生徒の安全確保を最優先とするが、更に、教育活動の場の確保等、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

(1) 児童・生徒の安否確認

校長は、地震発生直後における児童・生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。

■在校時に地震が発生した場合

対応	内容
児童・生徒の安全確保と被害状況の把握	校長は、地震発生直後、児童・生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、「学校教育班」へ報告する。
児童・生徒等の避難	校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童・生徒及び教職員を安全な避難所等へ速やかに避難させる。
避難後の措置	<u>退避後あるいは下校時の児童生徒の安全確保が十分でない</u> と判断したときは、 <u>安全な場所に留め置き、保護者又は保護者に準ずる者と定めた者へ直接引き渡す</u>
臨時休業等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。 また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について「学校教育班」へ速やかに報告する。「学校教育班」は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

■不在時に地震が発生した場合

対応	内容
被害状況の把握	地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、「学校教育班」へ報告する。
児童・生徒等の安全確認	非常招集した教職員は、児童・生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。

対応	内容
臨時休業等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について「学校教育班」へ速やかに報告する。「学校教育班」は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

(2) 学校施設の応急復旧

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。

ア 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

イ 避難所となった場合の措置

応急教育の実施に配慮し、学校施設を避難所とする場合は、以下の順とする。

また、学校が避難所となった場合の措置は、「本章 第2節 第11 避難活動」(p3-72)による。

■学校施設の避難所利用の優先順位



注) 上記優先順位は原則であり、「普通教室」と「特別教室」との利用優先順位は、避難者の数や特別教室の状況により適宜判断する。

ウ 施設の応急復旧

学校施設の応急復旧方法は、次のとおりである。

- 地震被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育を再開する。
- 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設する。
- 上記の応急復旧に努めるほか、できる限り教室を確保するため、次の方策を講ずる。
 - ・ 近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。
 - ・ 学校施設以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。
- 避難所等に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

(3) 応急教育の実施

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について、対策を実施する。

ア 応急教育の開始

応急教育の開始に当たっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者及び児童・生徒等に速やかに周知徹底を図る。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

イ 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

・臨時休業	・合併授業	・分散授業	・短縮授業
・二部授業	・複式授業	・これらの併用授業	

ウ 教職員等の確保

教員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、教育委員会は、次の方法により教員の確保の応急措置を実施する。

■災害時の教職員等の確保に伴う応急措置

- 各学校において、教員の出勤状況に応じ、一時的な教員組織体制を整える。
- 県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
- 県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講ずる。

エ 学校給食の措置

「教育総務班」は、学校再開に併せて、速やかに学校給食ができるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

また、次の場合には、学校給食を一時中止する。

■学校給食の一時中止条件

- 学校給食施設で炊き出しを実施している場合
- 感染症等の危険の発生が予想される場合
- 災害により給食物資が入手困難な場合
- 給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合
- その他給食の実施が適当でないと認められる場合

オ その他、生活指導等

応急教育について、上記以外の事項について次に示す。

■その他の応急教育

事項	内容
登下校時の安全確保	教育活動の再開に当たっては、特に登下校時の安全確保に留意する。
心身の健康の保持	被災した児童・生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。
避難した児童・生徒の指導	避難した児童・生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。
その他	災害のため、多数の児童・生徒が学校区外他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び3学期においては卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を実施するように、国及び埼玉県に対し、要請する。

(4) 教材・学用品の調達・支給

市長は、災害救助法が適用された場合の基準に準じて、教科書・学用品等を次の要領で調達・支給する。

ア 支給の対象

教科書・学用品を喪失し又はき損して就学上支障のある児童・生徒に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

イ 支給の実施

教科書については、県が市教育委員会からの報告に基づき、埼玉県教科書供給所から一括調達し、その支給の方途を講ずる。

文房具及び通学用品については、本市が被害の実情に応じ、現物をもって支給する。

ウ 支給の時期

教科書の支給の時期は、災害発生の日から1か月以内とする。教材、文房具及び通学用品の支給の時期は、災害発生の日から15日以内とする。

エ 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年埼玉県告示第363号）」の範囲内において市が埼玉県に請求できる。

2 応急保育

「福祉子ども班」は、保育所の園児及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保を図るため、保育所において必要な応急措置を講ずる。

《参考》

◆「保護者のいない児童」について

「児童福祉法」の条文で、「保護者のない児童」について記載しております。また、「要保護児童」については、児童福祉法に基づいた保護的支援を要する児童で、「児童福祉法（第6条の3第8項）」に定義されています。

(1) 保育所の応急措置

所長（民間保育園長を含む。）は、地震災害時における園児の生命及び身体の安全確保を図るため、次に示すような応急措置を講ずる。

- 所長は、災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。
- 所長は、まず、園児及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を「福祉子ども班」に連絡する。また、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育所の安全を確保する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

(2) 応急保育の体制整備

- 所長は、園児の被災状況を調査する。
- 「福祉子ども班」は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、所長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。
- 所長は、応急保育計画に基づき、受入れ可能な児童を保育所において保育する。
- 保育所を避難所等に提供したため長期間保育所として使用できないときは、「福祉子ども班」と協議して、早急に保育ができるよう措置する。
- 所長は、災害の推移を把握し、「福祉子ども班」と緊密な連絡のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。
- 「福祉子ども班」は「地域支援班」に要請し、関係団体を通じて、粉ミルク、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の保育用品を確保する。また、「渉外班」に要請し、埼玉県及び国を通じて関係業者に供出等を要請する。

(3) 要保護児童の応急保育

「福祉子ども班」は、保護者のいない児童などの要保護児童が確認された場合には、保護及び支援の措置を講ずる。

ア 要保護児童の把握等

要保護児童の把握は、次の方法により速やかに実施する。

- 避難所の責任者は、次の要保護児童について「福祉子ども班」へ通報する。
 - ・児童福祉施設から避難所へ避難した児童
 - ・保護者の疾患等により発生する要保護児童
- 台帳、名簿等による把握
 - ・住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握
 - ・災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿からの把握
- 住民の通報による把握
- 広報等による保護者のいない児童の発見
「福祉子ども班」は、「広報班」を通じて広報等の活用、報道機関の協力、インターネットなどの活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼び掛ける。

イ 親族等への情報提供

「福祉子ども班」は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

ウ 要保護児童の保護と支援

「福祉子ども班」は、保護者のいない児童を確認した場合、保護・支援等の措置を講ずる。

■要保護児童の保護と支援

事項	内容
保護者のいない児童の保護	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 親族による受入れの可能性の打診 ➤ 児童相談所と連携し児童養護施設での保護 ➤ 児童相談所と連携し里親への委託保護
支援等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 母子寡婦福祉資金の貸し付け ➤ 社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続き

エ 児童のメンタルケア

「福祉こども班」は、児童の精神的不安定を解消するため、「保健医療班」及び児童相談所等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

3 文化財の保護対策

「文化財保護班」は、市内の文化財等に震災被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

(1) 情報の収集・伝達

「文化財保護班」は、被害情報の迅速な把握に努め、県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。

また、将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

(2) 収蔵・保管施設の応急対策

「文化財保護班」は、収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。また、災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように危険物や障害物等を撤去する。

(3) 文化財の応急対策

「文化財保護班」は、国、埼玉県及び市指定文化財に被害の発生を確認した場合、次の措置を講ずる。

■文化財への対策

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国、県指定文化財は、県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。 ➤ 上記のことを進めるに当たっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。 ➤ 市指定文化財にあつては、管理者又は所有者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。 ➤ 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。
--

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

第8 商工・農業対策

災害によって被害を受けた商工業施設及び農業施設の応急対策を実施する。
本市の「商工・農業対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 商工業対策	地域支援班
2 農業対策	地域支援班

1 商工業対策

「地域支援班」は、災害によって商業施設及び工業施設に被害が生じた場合、北本市商工会等と連絡を密にして被害状況を把握し、結果を県に報告するとともに、二次災害の防止に努める。

2 農業対策

(1) 農業に関する被害状況の把握

「地域支援班」は、災害が発生したときはさいたま農業協同組合等の協力を得て、市内における農作物、農業用施設の被害状況について把握し、被害調査結果を県に報告する。

(2) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

河川、水路の堤防決壊等により農地が冠水した場合、「地域支援班」は、農作物の被害を考慮し、状況に応じて、ポンプ等による排水を行う。

イ 用排水路

「地域支援班」は、用排水路の水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、冠水のおそれがあるときは必要な措置を講じ防止に努める。

ウ 農作物の応急措置

「地域支援班」は、農作物について被害が発生したときは、さいたま農業協同組合等と共同して、被害の実態に即し、必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

第9 労働力の確保

市は、地震災害時において、本市及び防災関係機関の職員のみでは十分な応急対策を行う要員に不足が生じた場合、必要な労働力を迅速に確保する。

本市の「労働力の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 労働力の確保	職員班、関係各班
2 災害救助法が適用された場合の実施基準	職員班

1 労働力の確保

地震災害時における労働力の確保は、「職員班」、「関係各班」において次のとおり行う。

- ▶ 「関係各班」は、関係団体に対し協力要請する。
- ▶ 「職員班」は、公共職業安定所を通じて、労働力の確保を図る。
- ▶ 「職員班」は、埼玉県に対しあっせん要請する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 実施責任者

災害救助法を適用した場合の応急救助のために要員の雇上げによる労働力の供給は、応急仮設住宅の供与及び医療・助産に要するものを除き市長が実施する。

ただし、埼玉県知事の職権の一部を委任された場合、又は埼玉県知事の実施を待つことができない場合は、市長が実施する。

(2) 労働力の内容

応急救助の実施に必要な労働力の供給は、次の救助を実施する者に必要な最小限度の要員の雇上げによって実施する。

- ▶ 被災者の避難
- ▶ 飲料水の供給
- ▶ 救済用物資の整理分配及び輸送
- ▶ 被災者の救出
- ▶ 遺体の搜索・遺体の処置
- ▶ 医療及び助産における移送

(3) 費用

当該地域における通常の実費とする。

(4) 期間

応急救助のための要員の雇用を認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助期間が、内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、要員の雇用期間も自動的に延長される。

また、救助は期間一杯で打ち切ったが、なお職務が残る等の場合には、内閣総理大臣の承認を得て必要な期間を延長し、要員を雇上げることができる（特別基準）。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

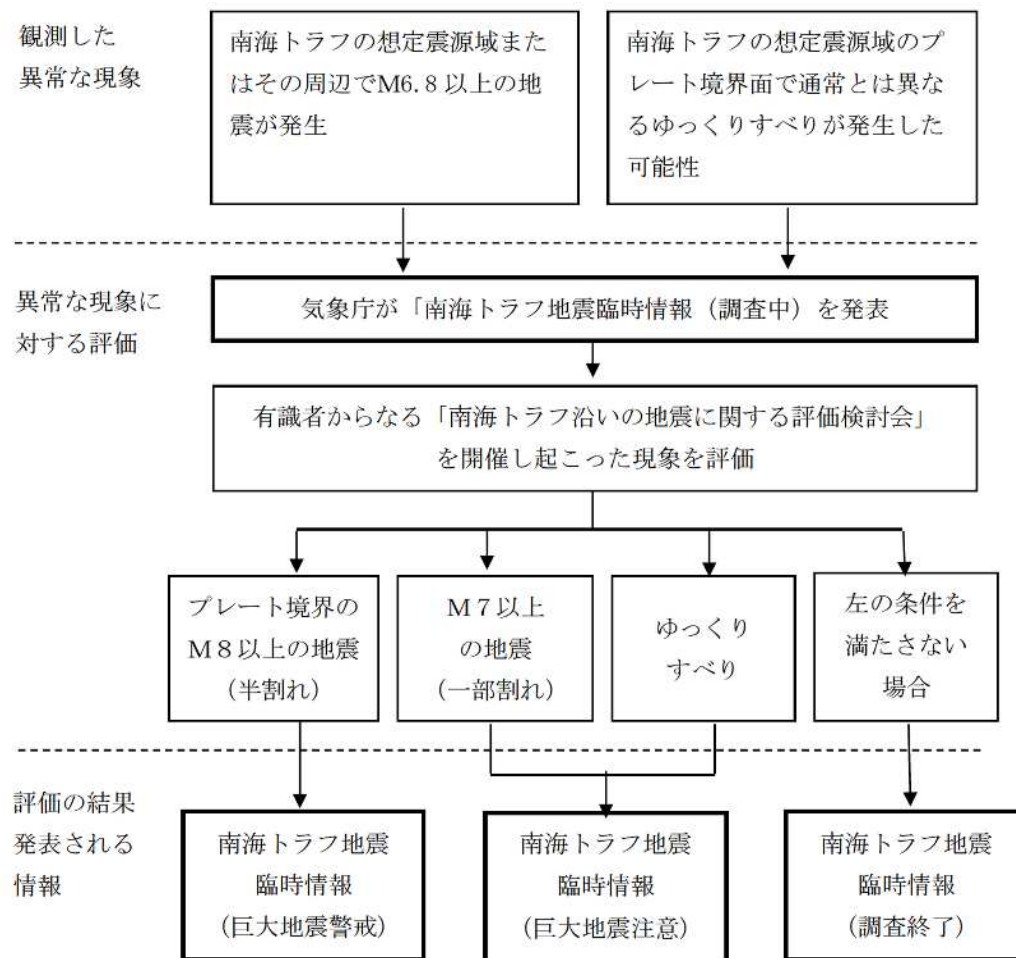
第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた本市及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



2 市民、企業等への呼びかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

■ケース及び警戒、注意をする期間

ケース	状況	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフの想定震源域でモーメントマグニチュード（以下、「M」という）8.0以上の地震が発生した場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	2週間 （警戒：1週間） （注意：1週間）
一部割れ	南海トラフの想定震源域でM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	1週間
ゆっくりすべり	ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

(1) 市民の防災対応

① 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

② 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なとこにできるだけ近づかない 等

(2) 企業等の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第2 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、市及び防災関係機関は、本編に基づき災害対応を行うものとする。

第5節 火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、最大で2～10cm 堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2cm未滿の降灰が予想されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

そのため、本市においてもこれら火山の噴火の状況、気象状況によっては火山噴火による降灰の影響が考えられる。

本市の「火山噴火降灰対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 応急活動体制の確立	くらし安全課、関係各課
2 情報の収集・伝達	くらし安全課
3 避難所の開設・運営	避難所担当職員、教育総務課、学校教育課、 <u>共生福祉課</u> 、くらし安全課
4 医療救護	<u>健康づくり課</u>
5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	建設課、環境課、くらし安全課、関係事業者
6 農業者への支援	<u>産業観光課</u>
7 降灰の処理	くらし安全課、関係各課
8 広域一時滞在	くらし安全課、関係各課

1 応急活動体制の確立

降灰による被害が発生した場合、市は、県及び防災機関などの協力を得て災害応急対策を実施する。

2 情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

（1）降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、又は市内に降灰があったとき、市は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民へ周知する。

発信手段は、「本編 第1章 第2節 第4 広報活動」(p3-50)を準用する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第5節 火山噴火降灰対策

■災害オペレーション支援システムで取得する情報

➢ 噴火警報・予報	➢ 噴火速報
➢ 火山の状況に関する解説情報	➢ 降灰予報
➢ 噴火に関する火山観測報	

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。

■降灰調査項目

➢ 降灰の有無・堆積の状況
➢ 時刻・降灰の強さ
➢ 構成粒子の大きさ
➢ 構成粒子の種類・特徴等
➢ 堆積物の採取
➢ 写真撮影
➢ 降灰量・降灰の厚さ
➢ 構成粒子の大きさ

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

市は、降灰が予測される場合、とるべき行動を住民に広報する。発信に当たっては、緊急速報メール、SNS等の即時性の高いメディアも活用する。

■【参考例】広報内容

➢ 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
➢ 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
➢ 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

3 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を收容するため、市は避難所を開設・運営する。

避難所の開設・運営については、「本章 第2節 第11 避難活動」(p3-72)及び「本章 第3節 第3 避難所の運営」(p3-108)を準用する。

ただし、避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

4 医療救護

医療救護については、「本章 第2節 第7 医療救護」(p3-60)を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、

特に、喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策については、「本章 第2節 第8 緊急輸送道路の確保」(p3-64)及び「本章 第2節 第17 ライフラインの応急対策」(p3-97)を準用する。

なお、これまでの降灰被害として、次の事例が報告されている。

そのため、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講ずる。

■降灰被害の事例

被害施設	被害内容
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 降灰の荷重により、電線が切れる。 ▶ 雨を含んだ火山灰が付着した碼子の絶縁不良によってショートする。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 荒川及び利根川に降灰があり、県営浄水場が濁水により取水ができなくなる。 ▶ 火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

6 農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。

火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

7 降灰の処理

(1) 取組方針

降灰の処理の取組方針は、次のとおりである。

- ▶ 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- ▶ 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- ▶ 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。
- ▶ 市及び県は、火山灰の処分場所を事前に選定する。
- ▶ 県は、最終処分場の確保が難しい場合に備え、広域的な処分を検討するとともに、国に働きかけていく。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第5節 火山噴火降灰対策

(2) 役割

降灰処理のための市及び関係機関等の役割は、次のとおりである。

■各機関等の役割

機関名等	役割
市	<ul style="list-style-type: none">➤ 一時的仮置き場の設置➤ 火山灰の利用、処分➤ 上下水道施設における降灰の除去
市（施設管理者）	<ul style="list-style-type: none">➤ 施設及び敷地内の降灰の除去
県	<ul style="list-style-type: none">➤ 広域的な処分の調整➤ 上下水道施設における降灰の除去
住民	<ul style="list-style-type: none">➤ 堆積した降灰の除去（宅地等）
事業者	<ul style="list-style-type: none">➤ 堆積した降灰の除去（事業施設等）➤ 一時的仮置き場までの運搬
道路管理者	<ul style="list-style-type: none">➤ 道路上の除灰の除去
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none">➤ 鉄道施設内の降灰の除去

(3) 降灰の収集

市は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

8 広域一時滞在

市は、県と連携し火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受け入れる。

広域一時滞在については、「本章 第2節 第11 7 市外（県外を含む）からの避難者の受入れ」（p3-77）を準用する。

第6節 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、これまでは、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計していた。

しかし、東日本大震災の教訓を踏まえ、県が実施した被害想定は、「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても被害想定の対象としている。

本市の地域防災計画においても、県の被害想定を参考に、本市に最も大きな地震被害をもたらすと想定される「関東平野北西縁断層帯地震」を対象に減災目標を設定している。

しかし、実際に大規模地震が発生した場合、本市においては、地域防災計画が対象としている市域を対象に防災活動を展開するが、大規模地震による影響は、本市域はもとより県域をも越えた広域で最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もある。

また、発生する頻度はきわめて稀と考えられる複合災害（例えば、台風や集中豪雨といった風水害に、地震などの災害が重なって起こる災害をいう。）においても、同様に、計画された防災対策の想定を超える事態の発生が考えられる。

そのため、本市はじめ防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2 シビアコンディションへの対応

「第2編 災害予防計画」及び「本編 第1章 第1～第3」に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。

人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第6節 最悪事態への対応

第3 シビアコンディションの共有と取り組みの実施

県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策を進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や県民と共有するものとしている。

本市においても、県による最悪の事態を想定したシミュレーション結果を共有し、大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、最優先に市民の生命を守ることが重要である。

また、埼玉県の場合は、首都直下地震発災時においても比較的被害が少ないとされ、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行うことになり、本市もその一翼を担うことになる。

以下では、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

【① 命を守るのは「自分」が基本】～大震災では家具が凶器になる～

■シビアな状況

市、県及び防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れている。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われている。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立たない。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。

今回新たに実施された県の被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる（北本市の場合、死者なし、負傷者2名）予測になっている。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みである。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数である。

■課題

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

■対策の方向性（予防期）

- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第6節 最悪事態への対応

【② 支援者の犠牲はあってはならない】

■シビアな状況

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になる。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多い。

阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはならない。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わり、津波の被害を受けている。内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖を行う消防団もある。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぐ。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となる。

しかしそのために、支援者が犠牲になることは、あってはならない。

「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要である。

■課題

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、2次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

■対策の方向性

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

【③ 火災から命を守る】

■シビアな状況

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日だった。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していった。延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言う。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多くなる。

【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

【参考：国被害想定】

地震火災による焼失最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

■課題

- 消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

■対策の方向性

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。
- 道路啓開や交通規制を行うため、県警、市町村、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第6節 最悪事態への対応

【④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇】

■シビアな状況

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4か月を要した。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1か月以上続くことも想定しなければならない。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇する。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられているが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となる。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでる。

■課題

- 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1か月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

■対策の方向性

- 主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保する。例えば災害対策本部が設置される市役所等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、協定の締結を検討する。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- 県外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- 長期避難を想定し、避難所の環境を向上させるとともに、市民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

【⑤ その時、道路は通れない】

■シビアな状況

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋りょうは、耐震化対策がおおむね施されている。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念される。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。

走行中の自動車にも激震が直撃する。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われる。首都高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生する。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性がある。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生するおそれもある。

これらは全て、最悪の可能性を挙げたに過ぎない。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではない。

■課題

- 災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。（改正災対法（平成26年）により）
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

■対策の方向性

- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的的道路啓開のシミュレーションを行う。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第6節 最悪事態への対応

【⑥ デマやチェーンメールは新たな災害】

■シビアな状況

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。

その中で、ツイッターやフェイスブック、ラインなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性がある。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになる。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がった。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性がある。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれない。

■課題

- 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

■対策の方向性

- 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

【⑦ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応】

■シビアな状況

阪神・淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められた。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなったが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となった。

首都直下地震の被害の様相は、阪神・淡路大震災に近い都市型であると考えられる。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みである。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になる。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要なことになる。

■課題

- 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

■対策の方向性

- 医薬品や医療資機材等の協定締結を検討し、入手について実効性を確保する。
- 都内等から市内医療施設への傷病者の受入れを支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。
- 平時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第6節 最悪事態への対応

【⑧ 都心からの一斉帰宅は危険】

■シビアな状況

県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行った。

まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136万人であると推計した。そのうち88万人は東京23区内で被災するため、交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になる。

次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションした。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となった。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は1時間当たり最大12万人という大混雑が予測される。

その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられる。

発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になる。

■課題

- 余震による落下物のおそれがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。
- 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる
- 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

■対策の方向性

- 発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。
- 慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。
- 市内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。
- 徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路の沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。
- 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

【⑨ 危険・不便な首都圏からの避難】

■シビアな状況

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定される。

1ヶ月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになる。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなる。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてくる。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、埼玉県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなる。

■課題

- 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- 市外からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

■対策の方向性

- 都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。
- 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第6節 最悪事態への対応

【⑩ 助かった命は守り通す】

■シビアな状況

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺する。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまうおそれがある。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上った。死亡に影響のあった事由としては、「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割であった。

例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいる。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限される。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になる。

■課題

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保
- 指定福祉避難所など比較的環境が整備された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

■対策の方向性

- 県と連携し被災地外の都道府県において、受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。
- 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

【⑪ 食料が届かない】

■シビアな状況

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかった。もちろん輸送には、道路の確保が重要になる。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用した。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効だったが、確保されたのは発災4日後、国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後だった。

そのような中、避難所には十分な食事が行き渡らなかった。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけだった。また国の物資調達も、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけで、おおよそ一人一日約1食であった。

道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。

■課題

- 救援物資の不足
- 物資調達の困難

■対策の方向性

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- 地域特性を生かし、さいたま農業協同組合等と連携して災害時における地産地消を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、市及び県と合わせた備蓄を十分に行う。

第2章 風水害応急対策

風水害に対する応急対策活動は、まず災害発生前の気象警報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策が重要である。

災害発生後は、機動的な初動調査の実施による被害状況の把握とその情報に基づいた活動体制の整備、被害の拡大防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動、避難者の応急収容、飲料水・食料等の供給を行うことが重要である。

さらに、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の応急復旧、被災者への情報提供を行っていくことが必要である。

そのため、市は風水害の特性を考慮して、次に示す応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努めるものとする。

(計画内容は、必要に応じ適宜、震災応急対策を準用する。)

第1節 活動体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民の生命及び身体の安全を確保するため、近隣市町村、埼玉県その他関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に応急活動が展開できるよう市の活動体制を定める。

第1 市の活動体制

「市の活動体制」は、以下に示す内容によって構成される。

区分	担当部署
1 活動体制と配備基準	各課・各班共通
2 情報収集体制	くらし安全課、関係各課
3 警戒体制	市民経済部、都市整備部
4 非常体制	各班共通

1 活動体制と配備基準

本市における風水害対策に係る活動体制及び配備基準は、以下のとおりである。

■【風水害対策】活動体制と配備基準

活動体制		配備基準	活動内容
情報収集体制		<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、<u>暴風警報</u>のいずれか一つが発表されたとき 台風の接近等が予想される場合 その他市民経済部長が必要と認めたとき 	災害の要因が発生すると予想される場合において、限られた少数の人員をもって連絡調整及び情報の確認を行う
警戒体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、<u>暴風警報</u>が発表され、内水・道路冠水等の被害の発生が<u>予想される</u>とき 24時間以内に台風の接近又は集中豪雨が予想されるとき 荒川の熊谷水位観測所の水位が「水防団待機水位 (3.00m)」を超え、「はん濫注意水位 (3.50m)」に近づいたとき その他市長が必要と認めたとき 	災害の要因が発生した場合で、主として情報の収集・伝達及び警戒体制第2配備の実施に備えて活動する
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、<u>暴風</u>等の警報が発表され、局地的災害が発生し、又は発生が<u>予想される</u>とき 12時間以内に台風の接近又は集中豪雨が予想されるとき 荒川の熊谷水位観測所の水位が「はん濫注意水位 (3.50m)」から「避難判断水位 (5.00m)」に達すると<u>予想される</u>とき 赤堀川・江川が溢水し、局地的災害が<u>発生し、又は発生が予想される</u>とき その他市長が必要と認めたとき 	災害の要因の発生に対応し、気象情報等の収集、警報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策を実施する
非常体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雨又は暴風特別警報が発表され、相当規模の被害が発生すると<u>予想される</u>とき 荒川の熊谷水位観測所の水位が「避難判断水位 (5.00m)」を超え、「はん濫危険水位 (5.50m)」に上昇すると<u>予想される</u>とき その他市長が必要と認めたとき 	<p>市長が災害対策本部を設置する</p> <p>応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する</p> <p>市の全職員を動員し、組織及び機能の全てをあげて救助その他の災害対策活動を実施する</p>
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> 市全域に大災害が発生し、又は全域でなくとも被害が甚大であると<u>予想される</u>とき 荒川の水位が「はん濫危険水位 (5.50m)」を超えさらに上昇すると<u>予想される</u>とき その他市長が必要と認めたとき 	

注) 荒川の水位については、「本節 第1 3 水防情報」(p3-172)を参照のこと。

☞【資料 6.4】『水位情報模式図』参照

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第1節 活動体制の確立

2 情報収集体制

(1) 活動内容

市は、情報収集体制をとった場合、主として気象情報、河川情報、土砂災害情報等の情報収集、連絡活動を行い、連絡調整に万全を期する。

くらし安全課は、必要な備品類として防災関係機関の連絡リスト、メモ帳、市管内図を用意する。

(2) 活動組織

情報収集体制の活動組織は、市民経済部長の指揮の下、本部を設置せずに通常の組織でくらし安全課を中心に、動員配備基準に基づく職員及び動員を要請した職員をもって組織する。

情報収集体制は、状況に応じて更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

(3) 情報収集体制の解除・移行

市民経済部長は、次の基準に達した場合情報収集体制を解除又は警戒体制に移行する。

■情報収集体制の解除又は移行基準

- 発表されていた気象警報が解除されたときは、情報収集体制を解除する。
- 大雨及び洪水警報が発表され、内水・道路冠水等の被害の発生するおそれが生じたとき
- 荒川の水位がはん濫注意水位から避難判断水位に達するおそれがあるとき

3 警戒体制第1配備

(1) 活動内容

被害情報の収集及び連絡活動、小規模な応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに警戒体制第2配備を設置できる体制を整える。

(2) 活動組織

市民経済部及び都市整備部を中心とした緊急待機班体制のうち1/2班で対応する。

災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並びに即時対応等を主たる任務とする配備体制である。

4 警戒体制第2配備

(1) 活動内容

危険区域等に対する巡視警戒活動を行い、情報収集、連絡活動、災害予防及び必要な災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。また、以下のことについて必要な指示を行う。

- ・ 市内の被害状況のまとめ
- ・ 高齢者等避難の発令
- ・ 高齢者等避難の伝達方法の検討
- ・ 避難所開設、運営などの応急活動内容の指示
- ・ 応急活動担当職員の現地派遣
- ・ 資機材・食料の供給と輸送
- ・ 応援職員の派遣

・前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

(2) 活動組織

市民経済部及び都市整備部を中心とした緊急待機班体制職員を、災害規模に応じて動員する体制で、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策を実施する体制である。

なお、特別警報が発表され、相当規模の被害が発生するおそれがあるとき、又は荒川の水位が「避難判断水位」を超え、「はん濫危険水位」に上昇するおそれがあるとき（避難指示等の発令ケース）、市は、災害対策本部を設置する。

5 非常体制

市は、非常体制をとった場合、災害対策本部を設置して総力をあげて災害応急対策活動を実施する。

災害対策本部の詳細については、「本節 第3 災害対策本部の設置・運営」(p3-161)に定める。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第1節 活動体制の確立

第2 職員の動員計画

災害が発生した場合、職員は災害応急対策活動に従事しなければならない。
この場合、災害に応じた動員配備体制を整備し、平常業務との調整を図る。
本市の「職員の動員計画」は、以下の項目及び担当部署をもって実施する。

項目	担当部署
1 活動体制と動員計画	各課・各班共通
2 勤務時間内における動員・参集	各課・各班共通
3 勤務時間外及び休日における動員・参集	各課・各班共通
4 参集における留意事項	各課・各班共通

1 活動体制と動員計画

市の活動体制に応じた動員計画は、原則として次のとおりである。

また、勤務時間外及び休日における緊急体制及び非常体制の動員は、基準に基づいた参集とし、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

なお、各部課と災害対策本部各部班との関係は、「本編 第1章 第1節 第3 3 災害対策本部の組織編成、事務分掌」(p3-12)を参照のこと。

■【本部長・副本部長・本部員】動員配備基準

体制区分 役職	<情報収集体制>		<警戒体制>		<非常体制>			
	通常組織		(第1配備)	(第2配備)	災害対策本部 (第1&第2配備)			
市長	—	—	—	本部長	☑	本部長	☑	
副市長	—	—	—	副本部長	☑	副本部長	☑	
教育長	—	—	—	—	□		☑	
政策推進部長	—	—	□	本部員	□	本部員	☑	
総務部長	—	—	□		□		☑	
市民経済部長	☑	本部長	☑		☑		☑	
福祉部長	—	—	□		□		☑	
こども健康部長	—	—	□		□		☑	
都市整備部長	☑	副本部長	☑		☑		☑	
議会事務局長	—	—	□		□		☑	
教育部長	—	—	□		□		☑	
市民経済部各課長	くらし安全課長 ☑ その他の課長 □	本部員	☑					
都市整備部各課長	□	本部員	☑					

注1) 「☑」は出動(自主参集)、「□」は出動(連絡参集)を、「—」は待機を示す。

注2) 災害対策本部における自主参集本部員には、表示役職以外に「消防連絡員」及び「消防団長」が加わります。

注3) 副本部長及び本部員は、辞令を用いず本表をもってそれぞれ指名されたものとみなす。

第3編 災害応急対策計画

＜第2章 風水害応急対策＞

第1節 活動体制の確立

■【各部課職員】動員配備基準

体制区分 部課		＜情報収集体制＞	＜警戒体制＞		＜非常体制＞	
		通常組織	第1配備	第2配備	災害対策本部	
					第1配備	第2配備
政策推進部	市長公室	—	市民経済部及び都市整備部の課長以上の職員は自主参集 その他の職員(※)は連絡参集	市民経済部及び都市整備部の主査以上の職員は自主参集 その他の職員(※)は連絡参集	主査以上の職員・指定職員(※)は自主参集	全職員は自主参集
	政策推進課	—				
	財政課	—				
総務部	総務課	—				
	税務課	—				
	人権推進課	—				
	会計課	—				
市民経済部	くらし安全課	自主参集				
	環境課	—				
	市民課	—				
	産業観光課	—				
福祉部	共生福祉課	—				
	障がい福祉課	—				
	高齢介護課	—				
こども健康部	子育て支援課	—				
	保育課	—				
	健康づくり課	—				
	保険年金課	—				
都市整備部	都市計画課	—				
	久保土地区画整理事務所	—				
	建築開発課	—				
	建設課	自主参集				
教育部	教育総務課	連絡参集				
	学校教育課	—				
	生涯学習課	—				
	文化財保護課	—				
議会事務局		—				
選挙管理委員会事務局		—				

注1)「※」:「災害時職員対応マニュアル(改訂版)」において指定された職員をいう。

注2)「消防団」については、独自の動員計画による。

注3)非常体制における人員は、状況に応じ動員する人員の規模を縮小して体制を組みすることができる。

☞【参考資料】「災害時職員対応マニュアル(改訂版)」

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第1節 活動体制の確立

2 勤務時間内における動員・参集

各体制が発令された場合、庁内放送により動員を指示する。

各班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、「職員班」を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

■動員・参集における留意点

- 常に災害に関する情報、災害対策本部等の指示に注意すること。
- 状況に応じ不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- 正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと。
- 勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること。

3 勤務時間外及び休日における動員・参集

(1) 勤務時間外及び休日の動員・参集

勤務時間外及び休日において、各体制ごとに決められた職員は、次の内容で、参集する。

■勤務時間外の動員・参集

区分	内容
勤務場所への参集	<ul style="list-style-type: none">➢ 情報収集体制の場合、くらし安全課長から連絡を受けた関係課長は、直ちに決められた職員に参集の連絡を指示する。➢ 警戒体制及び非常体制においては、本部長から本部設置の発令を受けた各本部署員は、直ちに動員基準に基づき各班長に参集を指示する。
参集の報告	<ul style="list-style-type: none">➢ 班長は、班員の参集状況を「職員班」に報告する。
参集が困難な場合	<ul style="list-style-type: none">➢ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、所属長への連絡に努める。

(2) 参集途上の被害情報の把握

参集途上においても、被災者、救助活動の状況、道路・建物の被災状況、ライフライン状況等の情報を収集する。ただし、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的にとどめ、迅速な参集を第一に考える。

なお、参集途上において把握した被害情報については、班長に報告する。

(3) 被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した被害情報を「情報班」に報告する。

「情報班」は、報告を受けた情報を集約し「統括班」に報告する。

4 参集における留意事項

職員の参集に際しての留意事項については、「本編 第1章 第1節 第2 4 参集における留意事項」(p3-8)に準ずるものとする。

第3 災害対策本部の設置・運営

市長は、本市域で水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、非常体制を敷き災対法第23条第1項の規定及び北本市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに本部会議及び各部班を統括し、災害対策本部の運営に当たる。

本市の「災害対策本部の設置・運営」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害対策本部の設置	くらし安全課、関係各課
2 災害対策本部の運営	各班共通
3 災害対策本部の組織編成、分担業務	各班共通
4 災害対策本部運営の留意事項	関係各班

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

本市における災害対策本部の設置基準は、以下のとおりである。

■災害対策本部の設置基準

- 気象警報が発表され、相当な被害が発生した場合
- 荒川堤防の破堤のおそれがある場合
- 気象に関する特別警報が発表された場合
- その他市長が必要と認めた場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、本部会議の開催、各部各班との連絡調整を円滑に行うため市役所内（災害対策室）に設置し、市役所の正面玄関に「北本市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

(3) 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は市長とし、市長が不在又は事故ある場合は次の順位によりその職務を代行する。

■本部長の代行順位

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	市民経済部長

(4) 廃止基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を廃止する。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第1節 活動体制の確立

(5) 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちに以下のとおり通知・公表する。

■本部設置及び廃止の通知・公表

通知・公表先	通知・公表の方法	担当班
埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、防災行政無線、電話、FAX	統括班 渉外班
埼玉県中央広域消防本部	災害オペレーション支援システム、防災行政無線、電話、FAX	統括班
市防災会議委員	電話、FAX	統括班
市議会	電話、FAX	渉外班
報道機関	電話、FAX	広報班
応援協定締結自治体	電話、FAX	渉外班
自治会、自主防災組織	電話、FAX	統括班
市民	防災行政無線（固定系）、市ホームページ、緊急速報メール	広報班

2 災害対策本部の運営

災害対策本部の組織の運営については、次のとおりである。

(1) 本部長（市長）

本部を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長、教育長）

本部長を補佐し、本部長が不在又は事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部員

本部長の命を受け、本部会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(4) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次の事項について適時協議、調整する。また、本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。

なお、本部会議の進行は、くらし安全課長が行い、庶務は、「統括班」が担当する。

■本部会議の協議、調整事項

- 風水害応急対策の基本方針に関すること。
(救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等)
- 動員配備体制に関すること。
- 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- 避難指示に関すること。
- 自衛隊の災害派遣に関すること。

- 埼玉県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 隣接市町村との相互応援に関すること。
- 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- 風水害応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 本部の廃止に関すること。
- その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

(5) 各部班

災害対策本部の各部班ごとに定められた分担業務に従って、災害応急対策活動を遂行する。

3 災害対策本部の組織編成、分担業務

本市の災害対策本部の組織編成は、「本編 第1章 第1節 第3 3 災害対策本部の組織編成、事務分掌」(p3-12)に示すとおりである。

4 災害対策本部運営の留意事項

「災害対策本部設置時の留意事項」については、「本編 第1章 第1節 第3 4 災害対策本部運営の留意事項」(p3-18)に準ずるものとする。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第1節 活動体制の確立

第4 情報通信手段の確保

風水害においては、台風など災害要因の時間的推移に応じて、状況の変化を市民に伝達することが重要である。

そのため、市は、多様な通信手段を用いて市民に情報の伝達をする必要がある。
情報通信手段の確保については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第1節 活動体制の確立

「第4 情報通信手段の確保」(p3-19)を準用する。

第5 公共的団体及び民間団体への協力依頼

公共的団体及び民間団体への協力依頼については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第1節 活動体制の確立

「第5 公共的団体及び民間団体への協力依頼」(p3-21)を準用する。

第6 広域応援要請

広域応援要請については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第1節 活動体制の確立

「第6 広域応援要請」(p3-23)を準用する。

第7 自衛隊の災害派遣要請

災害の発生に伴う自衛隊の災害派遣要請については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第1節 活動体制の確立

「第7 自衛隊の災害派遣要請」(p3-30)を準用する。

第8 ボランティアとの連携

水害においては、避難所運営等だけでなく、被災後の片付けにおけるマンパワーが必要となることから、ボランティアによる協力は必要不可欠となる。

ボランティアとの連携については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第1節 活動体制の確立

「第8 ボランティアとの連携」(p3-35)を準用する。

第9 災害救助法の適用

水害により居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれた世帯に対しては、障害物の除去について災害救助法が適用される。

災害救助法の適用については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第1節 活動体制の確立

「第9 災害救助法の適用」(p3-38)を準用する。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

本節では、気象警報発表時など災害の警戒期において、市が実施する災害応急対策活動について定める。

第1 風水害に関する情報の収集・伝達

台風の接近等により風水害の発生が予想されるとき、熊谷地方気象台から発表される防災気象情報は、埼玉県から市に伝達される。勤務時間外の職員は、テレビ、ラジオ等を通じて気象情報を入手する。警報発表から比較的時間を置かず大雨等が襲う場合もあるので、各防災関係機関においては、防災気象情報の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

本市の「風水害に関する情報の収集・伝達」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 風水害に関する情報の収集	くらし安全課、関係各課
2 特別警報・警報・注意報等	くらし安全課
3 水防情報	くらし安全課
4 異常な現象発見時の通報	くらし安全課
5 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ	くらし安全課

1 風水害に関する情報の収集

風水害の警報、発生に関する情報の収集は、「くらし安全課」が一元的に収集する。

■風水害に関する情報の収集

区分	内容
熊谷地方気象台からの防災気象情報	大雨が予想され、又は台風の接近等が予想されるときに熊谷地方気象台から発表される防災気象情報（特別警報、警報、注意報等）については、県防災行政無線及びNTTからのFAX（警報のみ）を通じて入手する。
水防情報の伝達系統	荒川水系荒川浸水想定区域（荒川上流河川事務所管内）に関する洪水、破堤、浸水等の発生に関する情報は「くらし安全課」が収集し、「関係各課」に伝達する。
水位・雨量情報	「くらし安全課」は、荒川の水位情報、並びに熊谷地方気象台が発表する雨量情報なども収集・整理する。 （災害対策本部設置時は「統括班」が各情報を収集・整理する。）
河川情報システム	「くらし安全課」は、河川情報センターの河川情報システム（FRICS）により、風水害に関する各種情報を入手し、収集された情報を整理する。 （災害対策本部設置時は「統括班」が各情報を収集・整理する。）

区分	内容
警戒パトロール 情報	警戒体制を敷いた場合、「くらし安全課」は「関係各課」と連携し、河川や水路及び土砂災害警戒区域等のパトロールを実施する。 「くらし安全課」は収集された情報を整理する。 (災害対策本部設置時は「統括班」が各情報を収集・整理する。)
被害情報等	「くらし安全課」は、119番通報の状況等消防本部の把握している情報を入手するとともに、鴻巣警察署とも連絡を取り、市の把握している情報を伝え情報の共有化を図る。

2 特別警報・警報・注意報等

熊谷地方気象台は、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき、大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」を、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表する。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル(危険度分布)」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔に熊谷地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報の対象地域、種類及び発表基準は以下のとおりである。

(1) 警報・注意報等の種類、発表基準等

ア 対象地域

熊谷地方気象台は、防災機関の防災活動が円滑に行えるように、平成22年5月から原則として個別の市町村を発表区域として気象警報・注意報を発表している。

気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。指定する地域は、一次細分区分として埼玉県内を3つの地域に、さらに、市町村をまとめた地域として南部を3地域、北部を2地域に細分して行われ、本市は、南部の南中部に位置する。

第3編 災害応急対策計画

＜第2章 風水害応急対策＞

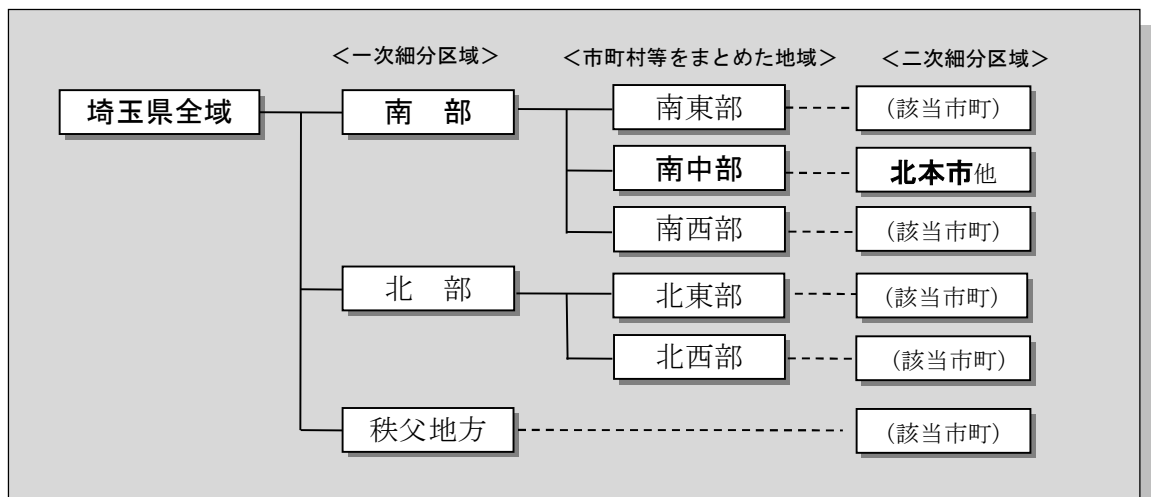
第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

■ 埼玉県の地域細分図

[平成 24 年 10 月 1 日現在]



■ 埼玉県の地域細分表



イ 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する警報・注意報の種類と発表基準を以下に示す。

■警報・注意報発表基準一覧表

[令和5年6月8日現在、発表官署 熊谷地方気象台]

		種類	発表基準	
注 意 報	一般の 利用に 適合す るもの	気象注意報	大雨注意報	かなりの降雨があつて被害が予想される場合で、その基準は、次の条件に該当する場合 ・表面雨量指数：10 ・土壌雨量指数：76
			洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 ・雨量指数：赤堀川流域=4.6、江川流域=5.2 ・複合基準：赤堀川流域=(5, 4.2)、江川流域=(5, 5.2) ・指定河川洪水予報による基準：荒川[熊谷]
			強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合
			風雪注意報	平均風速が11m/s以上で、雪を伴い、被害が予想される場合
			大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合で、その基準は、次の条件に該当する場合 ・12時間の降雪の深さが5cm以上と予想される場合
			雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
			濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合で、その基準は次の条件に該当する場合 ・濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 ・最少湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想される場合
			低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬季：気象官署所在地で気温が-6℃以下になると予想される場合
			霜注意報	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 ・最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合
			着氷・着雪注意報	着氷(着雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合
	竜巻注意情報	竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階 この情報の有効期限は、発表から1時間である		
	注 意 報	※水防活動の 利用に 適合す るもの	水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水注意報			洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ
警 報	一般の 利用に 適合す るもの	気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合。 ・(浸水害)表面雨量指数：18 ・(土砂災害)土壌雨量指数：111
			洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 ・雨量指数：赤堀川流域=5.7、江川流域=6.6 ・複合基準：— ・指定河川洪水予報による基準：荒川[熊谷]

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

種類			発表基準	
		暴風警報	平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
		暴風雪警報	平均風速が20m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 ・12時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合	
	※水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報と同じ
		水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ
特別警報	一般の利用に適合するもの	気象警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
			暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
			暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
			大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※) ・発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。

- ・土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数解析雨量、降水短時間予報をもとに1km四方の領域ごとに算出する。
- ・流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに1km四方の領域ごとに算出する。
- ・複合基準とは、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

ウ 各種気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

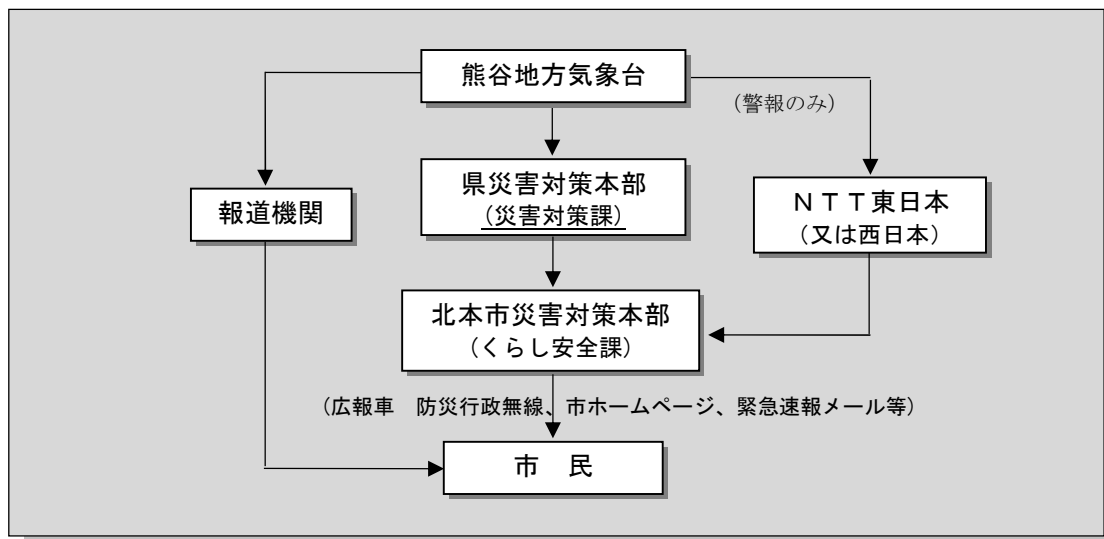
■キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

エ 注意報及び警報等の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等が伝達される系統図を以下に示す。

■気象注意報・警報等の伝達系統図（本市及び市民への伝達系統のみ記載）



第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

オ 熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、「くらし安全課」の責任者等へ電話連絡する。

なお、緊急性が高い場合などには、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。また、市が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

■熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用

- ▶ 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- ▶ 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - ・ 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - ・ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替えをした場合
 - ・ 特別警報を解除した場合

注) 但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

3 水防情報

(1) 洪水予報河川における洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

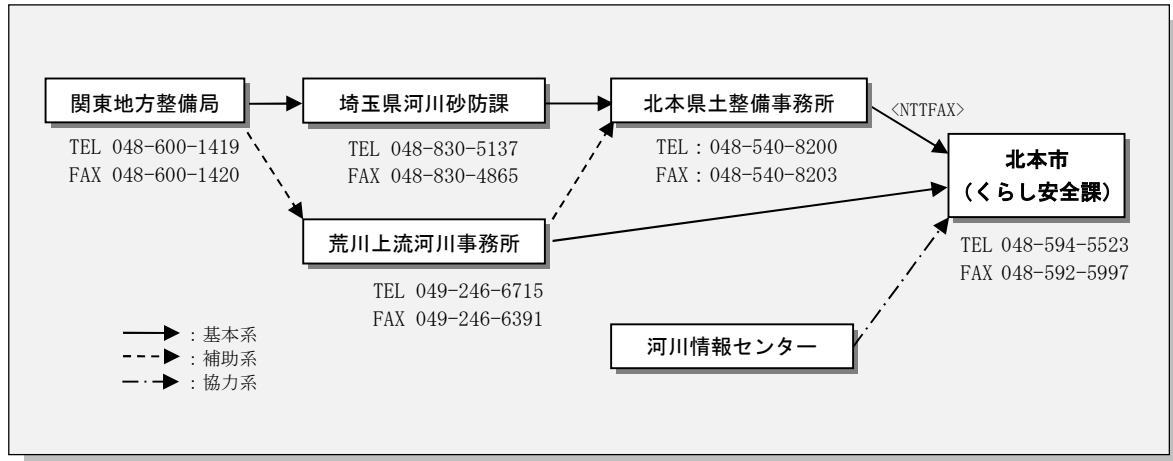
■洪水予報の種類

洪水の危険度レベル	洪水予報の標題(洪水予報の種類)	水位の名称	解説	市及び住民に求める行動
レベル5	はん濫発生情報(洪水警報)	(はん濫発生)	—	・住民の避難完了 ・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民の避難誘導(新たにはん濫が及ぶ区域)
レベル4	はん濫危険情報(洪水警報)	はん濫危険水位からはん濫発生	いつはん濫が発生してもおかしくない状況	・市は避難指示の発令を判断 ・避難していない住民への対応
レベル3	はん濫警戒情報(洪水警報)	避難判断水位からはん濫危険水位	避難の必要も含めてはん濫に対する警戒を求める段階	・市は高齢者等避難の発令を判断
レベル2	はん濫注意情報(洪水注意報)	はん濫注意水位から避難判断水位	水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位	・住民は洪水に関する情報に注意
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位からはん濫注意水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位	・水防団待機

■洪水予報を行う河川（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の二第2項）

予報区域名	河川名	区域		基準水位観測所	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
荒川	荒川	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から海（旧川を除く）まで	熊谷	3.50m	5.00m	5.50m
		右岸	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海（旧川を除く）まで				

■洪水予報の伝達経路及び手段



(2) 水防警報

水防警報は、水防法第16条により、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表で、国土交通大臣あるいは埼玉県知事が指定した河川について実施することになっている。

国土交通大臣あるいは埼玉県知事が実施し、埼玉県知事から本市に通知される水防警報は、次のとおりである。

ア 水防警報の種類と発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

■水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	はん濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	はん濫警戒情報等により、又は、既にはん濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

注) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

イ 国土交通省が行う水防警報

国土交通省が水防警報を行う本市関連の河川及びその区域は、次のとおりである。

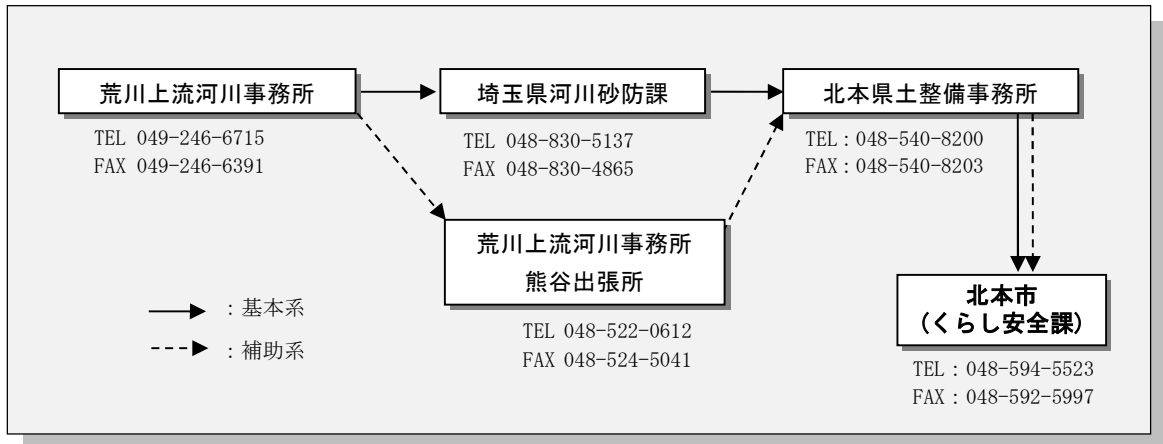
■河川名及びその区域

指定区間外河川		基準水位 観測所	水防警報区域		発表を 行う者
水系	河川		左岸	右岸	
荒川	荒川	熊谷	自：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先 至：同県上尾市大字平方横町434番1地先	自：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先 至：同県川越市大字中老袋字田島289番1地先	荒川上流 河川事務所

■基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (指定水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	はん濫 危険水位 (危険水位)	計画高 水位
荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.50m

■水防警報の伝達経路及び手段



4 異常な現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。(災対法第54条)

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。(同条第2項)

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。(同条第3項)

(2) 市長の通報

前項の通報を受けた市長は、気象庁(熊谷地方气象台)その他の関係機関に通報しなければならない。(災対法第54条第4項)

市長が気象庁(熊谷地方气象台)に行う通報事項は、次のとおりである。

■気象庁(熊谷地方气象台)に行う通報事項

区分	内容
気象に関する事項	著しく異常な気象現象(例えば、たつ巻、強いひょう等)
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感じるような地震

5 被害の未然・拡大防止のための住民等への呼びかけ

被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合、市は、防災行政無線(固定系)、市ホームページ、緊急速報メール等を活用し、市民等に対し危険箇所からの避難等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

なお、市は、浸水想定区域内にある要配慮者関連施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)や大規模な工場に対して高齡

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

者等避難等の避難情報をファクシミリなどにより伝達する（浸水想定区域内にある要配慮者関連施設に対しては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある（水防法15条関連））。

☞ 【資料9.5】『浸水想定区域内の要配慮者関連施設』参照

☞ 【資料9.6】『浸水想定区域内の大規模工場』参照

第2 水防計画

市は、気象状況等から市域内において河川のはん濫、洪水その他の水害の発生が予想される場合、各防災機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施する。

本市の「水防計画」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 対象となる河川の情報	市民経済部、都市整備部
2 水防体制	市民経済部、都市整備部、関係各部
3 組織体制	市民経済部、都市整備部、関係各部
4 水防活動	市民経済部、都市整備部、関係各部
5 決壊時の処置	市民経済部、都市整備部、関係各部
6 応援要請	市民経済部、都市整備部

1 対象となる河川の情報

市の水防活動の対象河川である荒川（国管理河川）の基準観測所の位置及び各水位は、次のとおりである。市は、荒川の水位情報を把握し、被害の軽減を図るため水防体制を構築し、対応することとする。

また、荒川の他、市東部を流れる赤堀川や市内の水路等にも十分留意することとする。

■【荒川】基準観測所における河川水位

河川水位	熊谷水位観測所 (熊谷市榎町)
水防団待機水位	3.00m
はん濫注意水位	3.50m
避難判断水位	5.00m
はん濫危険水位	5.50m

☞【資料 6.4】『水位情報模式図』参照

2 水防体制

(1) 警戒体制第1配備

市民経済部及び都市整備部を中心とした緊急待機班体制で対応する。

警戒体制第1配備の詳細については、「本章 第1節 第1 市の活動体制」(p3-156)に定める。

(2) 警戒体制第2配備

市長を本部長とし、市民経済部及び都市整備部を中心とした緊急待機班体制で対応する。

警戒体制第2配備の詳細については、「本章 第1節 第1 市の活動体制」(p3-156)に定める。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

3 組織・編成

風水害等により災害の発生が危惧される場合においては、前もって市民経済部、都市整備部で編成し、出動体制を図る。

(1) 班編成等

班編成、班長、班員、警戒地域等については、緊急待機班体制を基本とし、当該班体制は、毎年4月1日現在の職員体制により変更を加える。

また、必要に応じて変更するものとする。

4 水防活動

市長は、河川のはん濫又はこれに準ずる事態が発生し、又は発生のおそれがあると認められる場合、水防関係機関の出動を要請し、水災の警戒及び防御に当たらせるものとする。

(1) 事前準備

警戒体制時等においては、事前に次の措置を行うものとする。

なお、くらし安全課は、全ての顛末を時系列で記録する。

■事前措置と担当部署

No.	事前措置	担当部署
①	土嚢準備	都市整備部
②	バリケード用意	都市整備部
③	車両確保	くらし安全課
④	デジタル簡易無線機充電	くらし安全課
⑤	県土整備事務所等、関係機関及び関係団体への連絡	関係各課
⑥	関係各課への招集依頼	くらし安全課
⑦	災害情報（参集、本部設置並びに解除、被害等）を災害オペレーション支援システムにより逐次、県へ報告する。	くらし安全課
⑧	原則として警報解除まで待機する。	関係各課

(2) 情報の収集

くらし安全課は、河川砂防防災情報システム及び熊谷气象台等から送られてくる情報、また北本県土整備事務所、荒川上流河川事務所等から送られてくる情報等を収集するとともに、消防本部等と情報を相互提供し、情報の共有化を図る。

☞【資料 6.2】『雨量計設置状況』参照

(3) パトロールの実施

緊急待機班は、指示に基づき、あらかじめ指定された重点警戒区域又は道路・下水道施設をパトロールし、状況の早期把握に努める。

また、各地点のパトロールに当たっての留意事項は、次のとおりである。

■重点警戒地域一覧

班名	警戒区域割	重点警戒区域
1・5	北東部	宮内国道17号沿線・深井6丁目周辺、ワコーレ
2・6	北西部	高尾橋・西高尾鴻巣市境周辺
3・7	南西部	下石戸下・桶川隣接・県道東松山桶川線江川交差地域・上原線・石戸宿
4・8	南東部	中丸国道17号沿線周辺・二ツ家地域・朝日周辺
下水道	全域	主に下水道の対応
道路	全域	主に道路の対応
応急対応	全域	特命事項の対応
情報収集(A・B)	全域	情報収集

☞【資料4.1】『重要水防区域一覧』参照

☞【資料6.3】『堰、水・こう門一覧』参照

■パトロールに当たっての留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ➢ 荒川、赤堀川等の水位の状況 ➢ 道路冠水の状況 ➢ 床上床下浸水の状況 ➢ 県道東松山桶川線江川交差箇所の交通規制等（北本県土整備事務所と連携）

(4) 警戒区域の設定

本部長は、水防法第21条の規定に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることとする。

(5) 水こう門の操作

本部長は、出水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに荒川上流河川事務所長及び北本県土整備事務所長に報告する。

なお、各水こう門の操作基準は、次のとおりである。

■水こう門の操作基準

河川名	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	備考
荒川	城ヶ谷樋管	左岸 北本市石戸宿6-6	国土交通大臣	北本市長	熊谷水位が3.50m以上で、荒川から逆流が始まったときに全閉する。	電動捲揚式

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

(6) 応急対策の実施

災害の状況に応じ、適切に応急対策を実施するものとするが、主な応急対策は次のとおりである。

■ 応急対策の実施内容

- 床上床下浸水箇所への土嚢の運搬、配布及び市民の救助
- 道路浸水箇所の道路通行規制
- 浸水箇所のポンプアップ
- 上記対策の確認、関係機関への連絡、状況写真の撮影
- 交通規制を行った場合には鴻巣警察署へ連絡（開始時間及び解除予定時間）

(7) 水防警報発令時の措置

水防警報が発令された場合には、荒川上流河川事務所からの待機解除の連絡があるまで、担当者を待機させる。

《参考》

◆ 「水防警報」について

所定の河川の一定の流域において、洪水等による災害のおそれがあるとき、河川管理者として国土交通大臣または都道府県知事が、水防機関に対して行う発表。気象庁が発表する洪水警報などとは異なる。

(8) 浸水図作成

降雨等に伴う道路の浸水状況（浸水高を確認）や床上床下浸水等、パトロール班等から送られてくる情報を全て図面に落とししておく。

5 決壊時の処置

(1) 決壊時の処置

ア 通報

堤防等が決壊した場合、直ちにその旨を北本県土整備事務所、荒川上流河川事務所、はん濫の予想される方向の隣接水防管理者に通報する。

イ 警察官の出動要請

本部長は、堤防等が破堤又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、水防法第22条の規定に基づき鴻巣警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

ウ 居住者等の水防義務

本部長は、水防のため必要があるときは、水防法第24条の規定に基づき、その区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

(2) 避難のための立退

ア 立退

本部長は、河川のはん濫又はこれに準ずる事態が発生したとき、又は発生するおそれ

がある場合で必要と認めるときは、地域の住民に対して避難の指示をし、避難計画の定めるところにより誘導救護を行うものとする。

イ 立退の通知

立退を指示した場合には、本部長は、直ちに知事及び鴻巣警察署長に通知しなければならない。

■水防信号

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号	事 項
第1信号	●休止 ●休止 ●休止	5秒 ●— 休止 5秒 ●— 休止 5秒	通報水位に達したことを知らせるもの
第2信号	●— ●— ●— ●— ●— ●—	5秒 ●— 休止 5秒 ●— 休止 6秒	水防関係機関に属する者全員が出勤すべきことを知らせるもの
第3信号	●— ●— ●— ●— ●— ●—	10秒 ●— 休止 10秒 ●— 休止 5秒	北袋、河岸、宮岡、荒久保、横田、石戸宿に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの
第4信号	乱 打	1分 ●— 休止 1分 ●— 休止 5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせるもの

- 摘要) 1 信号は適宜の時期継続するものとする。
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンの信号を併用する。

6 応援要請

(1) 他の水防管理者等への応援要請

本部長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防法第23条の規定に基づき、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることとする。

(2) 自衛隊に対する出勤要請

堤防の決壊など甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、自衛隊の出勤が必要と判断した場合は、本部長は県に対して自衛隊の災害派遣要請を求めることとする。

(3) 市内建設業者への協力依頼

本部長は、活動に支障となる障害物の排除、水防及び救助活動等を実施する場合において、ブルドーザー、バックホーなどの重機を必要とするときは、北本市総合建設業協会に協力を要請する。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

第3 土砂災害対策活動

本市は、気象状況等から市内において土砂災害の発生が予想される場合、各防災機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための土砂災害対策活動を実施する。

本市の「土砂災害対策活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 土砂災害警戒情報の活用	くらし安全課、
2 情報の収集・伝達	くらし安全課、消防本部、関係各課
3 二次災害の防止	くらし安全課、関係各課

1 土砂災害警戒情報の活用

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、県と熊谷地方气象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

なお、本市においては、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が各々2箇所指定されている。

2 情報の収集・伝達

土砂災害対策活動についての情報の収集伝達については、次のとおりである。

なお、避難についての具体的な内容は、「本節 第6 避難活動」(p3-189)を参照のこと。

■情報の収集・伝達に伴う配慮事項

- ▶ 「くらし安全課」は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- ▶ 「くらし安全課」は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及び自主防災組織に対し警戒避難等の指示若しくは伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、「関係各課」及び消防本部・消防団と連携して戸別伝達に努めるものとする。
- ▶ 「くらし安全課」は、ライフライン関係者及び交通機関関係者等に対し、早急に情報を伝達し注意を喚起する。
- ▶ 「くらし安全課」は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、住民、関係機関等に対し、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

3 二次災害の防止

市は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

■二次災害の防止措置

- ▶ 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施
- ▶ 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示等を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施
- ▶ 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施
- ▶ 「くらし安全課」は、「関係各課」からの人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて整理を行い、直ちに埼玉県へ連絡する。
- ▶ 「くらし安全課」及び「関係各課」は、降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- ▶ 「くらし安全課」は、「関係各課」が収集した、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等、被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、住民に対して適切に広報する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

第4 雪害対策活動

市は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

本市の「雪害対策活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 応急活動体制の施行	くらし安全課、関係各課
2 情報の収集・伝達・広報	くらし安全課、関係各課
3 道路機能の確保	建設課、関係各課
4 地域における除雪協力	くらし安全課、関係各課

1 応急活動体制の施行

市は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

2 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

(1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「本章 第2節 第1 風水害に関する情報の収集・伝達」(p3-166)を準用する。

(2) 積雪に関する被害情報の伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

(3) 市民への情報発信

気象庁が市内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市は、降雪状況及び積雪の予報等について市民等へ周知する。

異常な積雪が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、市ホームページなど市民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

報道機関への情報提供に当たっては、記者会見やブリーフィング等を定期的を開催する等、計画的に実施する。

(4) 積雪に伴いとるべき行動の周知

市は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、市民に周知する。

■積雪に伴いとるべき行動（例）

- 不要不急の外出は極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講ずることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

3 道路機能の確保

市及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など市民の命を緊急的・直接的に救助する施設、市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

（1）効率的な除雪

異常な積雪時には、県の定めた優先除雪道路につながる主要市道を優先し、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

降雪状況に合わせ事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。

また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

（2）除雪の応援

市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

防災関係機関は、市又は県から応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。

除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整え、るとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

4 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

第5 竜巻等の突風対策活動

本市の「竜巻等の突風対策活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 情報伝達	くらし安全課、関係各課
2 救助の適切な実施	くらし安全課、関係各課、消防本部
3 がれき処理	環境課、関係各課
4 避難所の開設・運営	くらし安全課、避難所担当職員、施設管理者、関係各課
5 応急住宅対策	建築開発課、税務課、関係各課
6 道路の応急復旧	建設課、関係各課

1 情報伝達

竜巻・突風等が発生又は発生の可能性が高まった際、市民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。

(1) 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

市は、市民の適切な対処行動を支援するため、市民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう市町村単位の情報付加等を行う。

■市町村単位での情報の付加に係る参考（竜巻等突風対策局長級会議報告（H24年8月15日））

(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応

（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 竜巻注意情報が埼玉県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

(情報伝達)

○多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

(C) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

○当該市町村内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、市民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。

○情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び市民の対処行動の2点がある。

以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 現在、竜巻注意情報が発表され、〇〇市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください

(D) 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

○当該市町村内及び周辺において竜巻の発生したことを当該市町村が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。

○情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動の2点がある。

以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 先ほど、〇〇市内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓のない部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。(竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。)

2 救助の適切な実施

市は、被害の規模に応じて迅速な被災者の救出、飲料水・食料の供給等を実施する。

「本編 第1章 第1節 第9 災害救助法の適用」(p3-38)を準用する。

3 がれき処理

竜巻・突風等により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

「本編 第1章 第3節 第5 廃棄物対策」(p3-117)を準用する。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

4 避難所の開設・運営

市は、竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に收容する。

「本編 第1章 第2節 第11 避難活動」(p3-72) 及び「本編 第1章 第3節 第3 避難所の運営」(p3-108) を準用する。

5 応急住宅対策

市は、竜巻・突風等の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

「本編 第1章 第3節 第6 住宅の確保」(p3-122) を準用する。

なお、市及び県の役割は、次のとおりである。

■応急住宅対策の役割

機関	役割
県 (災害対策本部 住宅対策部)	<ul style="list-style-type: none">▶ 県営住宅等の空家の提供▶ 応急仮設住宅の供給▶ 市町村が行う住宅関係障害物の除去への支援
市	<ul style="list-style-type: none">▶ 被害認定及び罹災証明の発行▶ 被災住宅の応急修理の実施▶ 応急仮設住宅の維持管理▶ 住宅関係障害物の除去

6 道路の応急復旧

市は、竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

第6 避難活動

水害又は土砂災害のために被害を受け又は受けるおそれがある場合、市は、迅速に住民に対して高年齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するとともに、所定の避難所への避難誘導（特に避難行動要支援者に対する避難誘導）を行う。

本市の「避難活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 避難に関する状況把握	くらし安全課、建設課、関係各課、消防本部、消防団
2 高年齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定	くらし安全課、関係各課、消防本部、消防団
3 避難誘導	くらし安全課、福祉こども班、関係各課、消防本部、消防団
4 避難所の開設	避難所担当職員、施設管理者、関係各課
5 避難者名簿の作成	避難所担当職員、施設管理者

1 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、以下に示す手順で行う。

■避難に関する状況把握の手順

① 「くらし安全課」は、気象庁（熊谷地方气象台）や県（北本県土整備事務所）、国土交通省などの関係機関から気象情報や河川情報を収集し、強い雨の地域や河川の上流部での状況等の広域的な状況を把握する。（下記の【参考資料】参照）
② 消防本部は、住民からの119番通報及び監視・警戒活動により災害の発生あるいは発生のおそれを覚知したときは、「くらし安全課」に報告する。
③ 「建設課」及び「関係各課」は、巡回パトロール等により河川や土砂災害危険箇所等の状況を把握し、「くらし安全課」に報告する。
④ 「くらし安全課」は、水防計画で定める「緊急待機班」から各担当地域の状況について情報収集する。（「本節 第2 水防計画」（p3-177）参照）
⑤ 「くらし安全課」は、鴻巣警察署と被害状況等の情報を交換する。 「くらし安全課」は、①～④の情報を入手し、避難指示、警戒区域の設定等避難の必要性を把握する。

- ☞【参考資料】国土交通省HP「川の防災情報」-全国の洪水の危険度（洪水予報等）
- ☞【参考資料】国土交通省HP「防災情報提供センター」
- ☞【参考資料】熊谷地方气象台HP
- ☞【参考資料】気象庁HP「防災情報」
- ☞【参考資料】気象庁HP「キキクル（危険度分布）」
- ☞【参考資料】埼玉県HP「埼玉県土砂災害警戒情報システム」
- ☞【参考資料】埼玉県HP「埼玉県防災ポータルサイト」
- ☞【参考資料】埼玉県HP「埼玉県 川の防災情報」

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定

(1) 実施手順

「くらし安全課」は、「1 避難に関する状況把握」の状況を市長に報告し、市長は状況を勘案し、遅滞なく高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、警戒区域の設定を行う。

「くらし安全課」は関係各課と連携し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、警戒区域の設定について、市防災行政無線（固定系）、市ホームページ、緊急速報メール、広報車、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて住民へ迅速に広報する。

(2) 避難の指示等

市長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行うものとする。

「避難指示、警戒区域の設定について」、「避難指示の実施責任者」及び「警戒区域の設定権者」の詳細については、「本編 第1章 第2節 第11 避難活動」(p3-72)を参照のこと。

■避難に関する発令の基準と内容

種別	発表する基準	発令時の状況	住民に求める行動
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> 荒川の水位がはん濫危険水位（熊谷水位観測所：5.50m）を越えて上昇し、はん濫のおそれがある場合 荒川の堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水若しくは異常な漏水が発生したとき 河川管理施設の異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した場合 当市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、埼玉県河川砂防防災情報システムの土砂災害危険度における警戒基準を超過する時刻が「既に超過」（レベル4）となった時 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨が情報が発表された場合 土砂災害が発生した場合 前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された時 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生(※1)又は切迫(※2)している状況 ※1：災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生 ※2：災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある と判断できるときや、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況 	<ul style="list-style-type: none"> 【緊急安全確保】 災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 災害が発生・切迫している状況を市が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際取るべき行動を検討する。
	※ 情報の収集は、避難指示と同様		

避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報が発表されるなど、事前に浸水の危険性が予見できる場合 ・荒川の水位がはん濫危険水位(熊谷水位観測所：5.50m)に達し、更に水位の上昇のおそれがある場合 ・漏水等破堤につながるおそれがある河川管理施設の異常を確認した場合 ・当市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、埼玉県河川砂防防災情報システムの土砂災害危険度における警戒基準を超過する時刻が「1時間後までに超過」(レベル3)となった時 ・大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)が発見されたとき <p>※ 前兆現象の情報収集は、住民等から市役所・消防本部・警察署・自主防災組織等へ寄せられるもののほか、職員により現場状況を確認することにより収集する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報が発表されるなど、事前に浸水の危険性が予見できる場合 ・荒川の水位が避難判断水位(熊谷水位観測所：5.00m)に達し、更に水位の上昇のおそれがある場合・雨水幹線(公共下水道)等の水位の上昇や気象状況などから判断して、今後このような気象状況が続くと、避難を要する状況になる可能性がある場合 ・当市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、埼玉県河川砂防防災情報システムの土砂災害危険度における警戒基準(CLライン)を超過する時刻が「2時間後までに超過」(レベル2)となった時 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合 ・強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・前兆現象(湧水・地下水の濁り・量の変化)が発見された時 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 	<p>【危険な場所から高齢者等避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難(立退き避難 又は屋内安全確保)する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難(指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保)をすることが強く望まれる。

※市は避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

(3) 住民への伝達内容

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定を行う場合の住民への伝達は、以下の内容を参考にして行う。

- 差し迫っている具体的な危険予想
- 避難対象地区名
- 避難日時、避難先及び避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ・ 火気等危険物の始末
 - ・ 食料、飲料水及び最小限の肌着、常備薬品等の携帯
 - ・ 隣近所そろって避難すること等

(4) 関係機関との連絡調整

くらし安全課は、避難に際して混乱を招くことのないよう、消防機関や警察等の防災関係機関と緊密な情報交換を行う。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（災害対策課）に速やかに報告する（災対法第60条）。

3 避難誘導

水害及び土砂災害においては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本である。

そのため、市は、災害発生のおそれのある時期を見越して、消防本部、消防団及び自治会や自主防災組織などに避難誘導を要請する。

また、市は、入手した避難路の状況（浸水、土砂流出状況など）を迅速、的確に伝達するとともに決壊箇所や河川のある方向、土砂災害危険箇所を避けるなど避難方向を考えて誘導を行う。

その他、避難誘導については、「本編 第1章 第2節 第11 3 避難誘導」（p3-75）を参照のこと。

4 避難所の開設

高齢者等避難等の発令に伴い、避難所担当職員及び施設管理者は、避難所を開設する。

なお、洪水や内水はん濫、土砂災害など、災害に応じて開設される避難所が異なる場合があるので注意する。

☞【資料9.1】『指定避難所一覧』参照

☞【資料9.2】『指定緊急避難場所一覧』参照

5 避難者名簿の作成

避難所担当職員は、避難所を開設した場合、施設職員及び避難住民の協力を得て避難者名簿を作成し、避難者の確認を行う。

名簿は、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

第3節 初動対応期の災害応急対策活動

気象庁からの特別警報の発表や災害の発生に伴い、市は災害対策本部を設置して、災害応急対策活動を実施する。

初動対応期における災害応急対策活動は、被災者の生命の維持、生活確保に必要な緊急活動が最優先される。

本市では、初動対応期における災害応急対策活動について以下に定める。

第1 災害情報の収集・伝達・共有

初動対応期において、人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な被害状況の収集・報告を行う。

本市の「災害情報の収集・伝達・共有」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害情報等の収集	統括班、関係各班
2 県への伝達	渉外班、統括班
3 災害情報の共有	情報班、各班共通

1 災害情報の収集

(1) 災害情報の収集系統

発災後の災害情報等の収集は、「統括班」が一元的に実施する。

情報連絡体制については、「第2編 第1章 第2節 第1 1 災害情報連絡体制の整備」(p2-10)を参照のこと。

(2) 収集すべき災害情報

収集すべき被害の主たる情報については、次のとおりである。

災害情報を収集した「情報班」は、収集情報を整理の上「統括班」へ伝達する。

■関係各班、関係機関の収集する情報

収集すべき情報	関係各班、関係機関
人的被害、建物被害	・市民支援班 ・保健医療班 ・家屋調査班
田畑被害	・地域支援班
道路被害	・道路等復旧班
文教施設（学校施設、社会教育・体育施設）	・教育総務班 ・救援物資管理班
公共施設（文教施設を除く）	・施設管理者
病院	・保健医療班
橋りょう・河川	・道路等復旧班

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第3節 初動対応期の災害応急対策活動

収集すべき情報	関係各班、関係機関
清掃施設	・環境衛生班
公園施設	・住宅等復旧班
水道	・環境衛生班
下水道	・下水道班
電話(※)	・東日本電信電話(株)
電気(※)	・東京電力パワーグリッド(株)
ガス(※)	・東彩ガス(株)
罹災世帯数	・家屋調査班
罹災者数	・家屋調査班
火災発生件数	・消防本部
対策の実施状況(本部設置状況など)	・統括班

- 注) 1. 上記「収集すべき情報」は、「経過速報」の記述項目を基に列挙したものである。
2. 「関係各班」及び関係機関が、各々関係する被害情報を収集する際の被害の判定基準については、「被害報告判定基準」を参照のこと。
3. ※「統括班」が各機関から入手する。

☞【様式2】『(2) 経過速報』参照
☞【資料10.3】『被害報告判定基準』参照

(3) 情報を収集する際の留意事項

情報を収集する際の留意事項は、次のとおりである。

■情報を収集する際の留意事項

- 被害情報の収集に当たっては、鴻巣警察署と緊密に連絡するものとする。
- 各種被害の程度に関する調査に当たっては、庁内の連絡を密にし、調査漏れ及び重複がないように留意する。
- 浸水状況については、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、り災人員についても平均世帯人員により計算して速報するものとする。
- 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- 全壊、流失、半壊、死者及び重症者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。
- 災害救助法の適用に際して世帯数の把握が必要となるため、住家被害、非住家被害については、棟数のみでなく、世帯数の把握も行う。

2 県への伝達

災害情報の県への伝達については、「本編 第1章 第2節 第3 2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達(発生速報)」(p3-47)及び「3 発災初期の被害状況の把握・伝達(経過速報)」(p3-48)を参照のこと。

3 災害情報の共有

災害情報の共有については、「本編 第1章 第2節 第3 6 災害情報の共有」(p3-49)を参照のこと。

第2 住民からの通報・問い合わせの処理

風水害における被害発生の把握は、行政による巡回等の監視活動に併せて、住民からの迅速な通報等が重要となる。

初動対応期の住民からの通報及び問い合わせに対する処理は、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

「第2 住民からの通報・問い合わせの処理」(p3-45)を準用する。

第3 広報活動

風水害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、風水害や生活に関する様々な情報を提供する必要がある。

初動対応期の広報活動については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

「第4 広報活動」(p3-50)を準用する。

第4 救急救助

大規模な水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊、浸水等により、人的な被害が予想される。そのため消防機関は、消防の全機能を挙げて施設及び人員を最大限に活用し、救助・救急活動を行い、水害から住民の生命と身体の安全、被害の軽減を図る。

さらに、河川の越流や決壊による広域に渡る浸水などでは、浸水地域に取り残される住民も発生することも考慮し、ヘリコプターや船舶による救出救助体制の整備を図る。

また、土砂災害発生時は、土砂崩れなどにより倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救急救助活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

したがって、消防機関、警察その他の防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

初動対応期の救急救助については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

「第6 救急救助」(p3-56)を準用する。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第3節 初動対応期の災害応急対策活動

第5 医療救護

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合は、関係機関の協力を得て応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。初動対応期の医療救護については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

「第7 医療救護」(p3-60)を準用する。

第6 緊急輸送道路の確保

浸水被害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。この混乱状態のなかで、被災者の救出救助、避難誘導、行方不明者の搜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など住民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

初動対応期の緊急輸送道路の確保については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

「第8 緊急輸送道路の確保」(p3-64)を準用する。

第7 緊急輸送手段の確保

広域的な浸水被害や土砂災害が発生し、傷病者の輸送や救援物資の輸送に道路輸送が困難な場合、ヘリコプターや船舶による輸送手段の確保が必要となる。

初動対応期の輸送手段の確保については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

「第9 緊急輸送手段の確保」(p3-66)を準用する。

第8 給水活動

市は、風水害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により住民が飲料に適する水を得たりすることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

給水活動については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第12 給水活動」(p3-78)を準用する。

第9 食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、備蓄食料、炊き出しその他によって食料を確保する。

食料の供給については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第13 食料の供給」(p3-82)を準用する。

第10 生活必需品等の供給・貸与

風水害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を供給又は貸与する。

生活必需品等の供給・貸与については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第14 生活必需品等の供給・貸与」(p3-86)を準用する。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第3節 初動対応期の災害応急対策活動

第11 要配慮者の安全確保

風水害については、台風等の災害要因の発生等、早い段階から気象情報や水防情報などを収集し、災害が発生するまでに避難行動要支援者が避難を終えることができるように、的確に高年齢者等避難の発令を行う。

要配慮者の安全確保については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

「第15 要配慮者の安全確保」(p3-88)を準用する。

第12 遺体の取扱い

災害により死亡若しくは現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

遺体の取扱いについては、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

「第16 遺体の取扱い」(p3-93)を準用する。

第13 ライフラインの応急対策

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、市及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策及び二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

ライフラインの応急対策については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

「第17 ライフラインの応急対策」(p3-97)を準用する。

第14 公共施設等の応急復旧

公共建築物、道路、橋りょう、河川等の公共施設が風水害により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。

公共施設等の応急復旧については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

「第18 公共施設等の応急復旧」(p3-98)を準用する。

第4節 救援期の災害応急対策活動

救援期における災害応急対策活動は、被災者の生活支援に必要な応急活動が主体になる。
なお、災害の規模によっては、避難所の開設が長期にわたるなどして担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じ、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。
その際は、「本章 第1節 第2 職員の動員計画」(p3-158)に基づき交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

第1 災害情報の収集・伝達・共有

救援期に入ると、発災時の混乱状況もある程度沈静化していると考えられる。
この時期は、これまでに錯綜した災害情報の整理を行うとともに、引き続き情報の収集・伝達・共有を強化していくものとする。
救援期の災害情報の収集・伝達・共有については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第1 災害情報の収集・伝達・共有」(p3-104)を準用する。

第2 広報広聴活動

救援期においても、引き続き市民等への広報を積極的に行う。
被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、継続した被災者のニーズの把握に努めるとともに、的確な情報を効果的な手段で提供する。
また、被災住民からの相談、要望、苦情等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部班と連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。
救援期の広報広聴活動については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第2 広報広聴活動」(p3-105)を準用する。

第3 避難所の運営

救援期の避難所の運営については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第3 避難所の運営」(p3-108)を準用する。

第4 防疫及び保健衛生

浸水被害による衛生条件の悪化により感染症等のまん延が懸念される。また、避難生活により被災者の健康状態が悪化するおそれもある。

そのため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。防疫及び保健衛生については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第4 防疫及び保健衛生」(p3-114)を準用する。

第5 廃棄物対策

荒川がはん濫した場合、浸水被害による大量の土砂混じりがれきや流木等の災害廃棄物の排出が予想される。

また、これら災害廃棄物に加え、廃棄物処理施設などの被災により、ごみやし尿などの一般廃棄物の処理も困難になると考えられる。

本市は、被災地の住民が生活に支障のないよう、清掃、障害物の除去等を迅速に行い、被災地の環境の保全を図るものとする。

廃棄物対策については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第5 廃棄物対策」(p3-117)を準用する。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第4節 救援期の災害応急対策活動

第6 応急住宅対策

大規模な風水害により住宅が流出、焼失又は破損することが予想され、その場合、自らの資力で早急に住宅の再建、あるいは応急修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の設置などによる住宅の給与を講ずるとともに、被災住宅の応急修理を実施するなど居住の安定を図る。

応急住宅対策については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第3節 救援期の災害応急対策活動

「第6 住宅の確保」(p3-122)を準用する。

第7 文教・保育対策

災害のため、平常の教育や保育が困難となった場合、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図るものとする。

また、市内文化財について応急対策を講ずるものとする。

文教・保育対策については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第3節 救援期の災害応急対策活動

「第7 文教・保育対策」(p3-126)を準用する。

第8 商工・農業対策

風水害による市内の商工業施設、農作物、農業用施設等の被害状況を把握するとともに応急対策を講ずるものとする。

商工・農業対策については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第3節 救援期の災害応急対策活動

「第8 商工・農業対策」(p3-132)を準用する。

第9 労働力の確保

労働力の確保については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第3節 救援期の災害応急対策活動

「第9 労働力の確保」(p3-133)を準用する。

第3編 災害応急対策計画

<第3章 事故災害応急対策>

第1節 北本市で懸念される事故災害

第3章 事故災害応急対策

本市において住民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす大規模事故等の突発的な事案が発生し、その原因が攻撃的な意図を持った破壊行為でないことが明らかな場合、又は国による武力攻撃事態若しくは緊急対処事態の認定前で原因が特定できない場合、市は、次に示す事故災害応急対策計画に従い災害対策活動を実施する。

第1節 北本市で懸念される事故災害

市が策定する事故災害応急対策計画の対象とする事故災害は、埼玉県地域防災計画及び市の地域環境の特性等を踏まえ、以下のとおり選定する。

第1 大規模事故災害の選定

対象とする事故災害について、本市域における発生の可能性及び発生した場合、地震災害対策又は風水害対策による対応の可否について検討し、本市に係る事故災害を選定した。検討結果は、次に示すとおりである。

■本市に係る大規模事故災害の選定

事故災害区分		本市における発生の可能性		応急対応の可否
火災	大規模火災	震災対策計画における想定内容と同様と考えられる。	○	震災・風水害対策で対応可能である。
	林野火災	市内には、規模は小さいが森林があり森林整備計画が策定されている。	○	事故災害として取扱う。
危険物等災害	危険物等災害	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取扱う。
	高圧ガス災害	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取扱う。
	火薬類災害	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取扱う。
	毒物・劇物災害	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取扱う。
鉄道事故	鉄道事故	市内を通る鉄道路線がある。	○	事故災害として取扱う。
道路事故	地震や水害による道路災害	市内を通る自動車専用道路及び国道がある。	△	震災・風水害対策で対応可能である。
	危険物積載車両の事故等による道路災害		○	事故災害として取扱う。
航空機事故	航空機事故	本市及び周辺に飛行場はなく、本市上空は定期飛行機の飛行コースにはなっていないが、航空機事故について発生予測は不可能であることから、本市域で起こりえないとは言えない。	△	事故災害として取扱う。
農林水産災害	凍霜害	凍霜害が問題になる広範囲にわたる桑園、茶園はない。	×	—
	暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害	市内では、米、野菜、花き類及び果樹栽培などが行われている。	○	事故災害として取扱う。
文化財災害	文化財火災	本市には指定文化財がある。	○	震災・風水害対策で対応可能である。
放射性物質事故災害	輸送事故	市内を通る自動車専用道路がある。	○	事故災害として取扱う。
	放射性物質取扱施設の事故	市内には該当する事業所がある。	○	事故災害として取扱う。
	原子力発電所の事故	本市に一番近い東海第二原子力発電所で事故が発生した場合、気象条件等により、本市においても広域放射能汚染が考えられる。	○	事故災害として取扱う。

注1)「本市における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。

- ：発生する可能性がある。
- △：発生する可能性は低いがある。
- ×

注2)「対応の可否」欄の「—」は、「対応の必要がないこと」を示す。

第2 本市に係る事故災害

本市において事故災害対策計画の対象とする事故災害は、以下のとおりである。

■本市において事故災害対策計画の対象とする事故災害

事故災害		内容
火災	林野火災	本市が対象とする林野火災は、規模は小さいが市内に点在する森林において発生する火災を対象とする。
危険物等 災害対策	危険物等災害	本市が対象とする危険物等災害は、市内で危険物等を取扱っている施設による災害を対象とする。
	高圧ガス災害	本市が対象とする高圧ガス災害は、市内に設置されている高圧ガス施設による災害を対象とする。
	火薬類災害	本市が対象とする高圧ガス災害は、市内に設置されている高圧ガス施設による災害を対象とする。
	毒物・劇物災害	本市が対象とする毒物・劇物災害は、市内で毒物又は劇物を取扱っている施設による災害を対象とする。
	鉄道事故	本市には、JR高崎線が通っている。 本市が対象とする鉄道事故は、この鉄道路線に対する事故災害とする。
	道路事故	本市が対象とする道路災害は、市内を通る首都圏中央連絡自動車道や国道17号、主要県道等の幹線道路に対する危険物積載車両の事故等による災害を対象とする。
	航空機事故	本市が対象とする航空機事故災害は、市域内における民間航空機による事故及び自衛隊・米軍航空機による航空機事故災害を対象とする。
	農業災害	市内では、米、野菜、果樹などの生産が行われている。 本市が対象とする農業被害は、近年多発している異常気象（暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等）による米、野菜、花き類及び果樹栽培への農業被害とする。
放射性物質 事故及び 広域放射能 汚染災害	輸送事故	核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されていないものの、本市を通る首都圏中央連絡自動車道を利用して原子力発電所へ核燃料物質が運ばれることが考えられることから、輸送に伴う事故の発生が考えられる。 本市が対象とする放射性物質事故災害は、核燃料物質の輸送に伴う放射性物質の輸送事故災害とする。
	放射性物質取扱施設の事故	市内には放射性同位元素使用施設があり、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏えい等による放射線障害の発生が考えられる。 本市が対象とする放射性物質取扱施設事故災害は、放射性同位元素の漏えいなどによる放射性物質取扱施設の事故災害とする。
	広域放射能汚染災害	本市は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約100kmの位置にあり、原子力緊急事態が発生しても避難行動の必要性は低いと考えられる。しかし、福島第一原子力発電所事故を教訓に、事故後の気象条件等によっては本市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。 本市が対象とする広域放射能汚染は、主に東海第二原子力発電所を対象とする放射能汚染とする。

第2節 林野火災対策

本市の「林野火災対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 発災直後の情報の収集・連絡	くらし安全課、関係各課、消防本部
2 活動体制の確立	くらし安全課、関係各課
3 消火活動	消防本部
4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	くらし安全課、建設課、関係各課
5 避難収容活動	くらし安全課、教育総務課、学校教育課、関係各課、避難所担当職員
6 施設・設備の応急復旧活動	施設管理者、関係各課
7 被災者等への的確な情報伝達活動	くらし安全課、関係各課
8 二次災害の防止活動	くらし安全課、関係各課
9 災害復旧	都市整備部、関係各課

1 発災直後の情報の収集・連絡

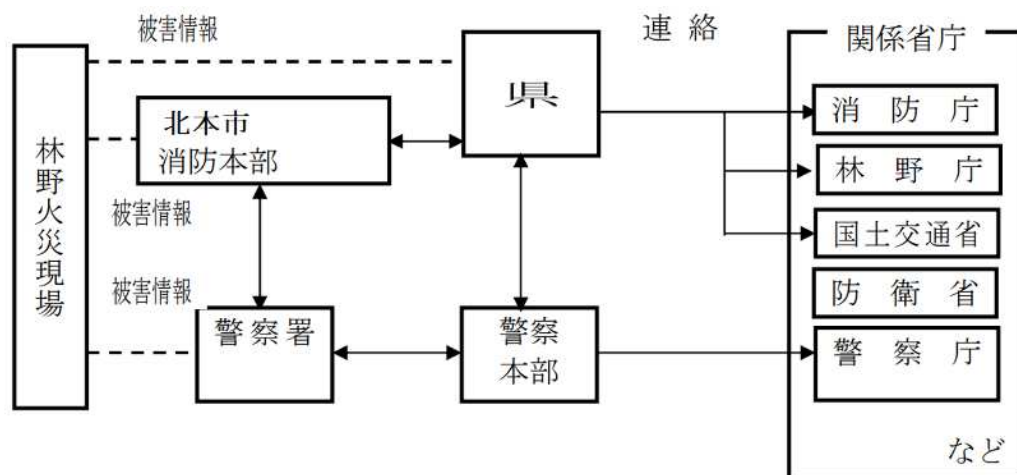
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況・林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

イ 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

第3編 災害応急対策計画

<第3章 事故災害応急対策>

第2節 林野火災対策

(2) 通信手段の確保

市等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

また、電気通信事業者は、県及び市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(2) 業者の協力体制

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等に協力するものとする。

3 消火活動

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町村に応援要請を求めるなど、早期消火に努めるものとする。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、「本編 第1章 第2節 第11 3 避難誘導 (p3-75) 及び4 避難所の開設 (p3-75)」に準ずる。

火災の延焼により孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を指示する。

6 施設・設備の応急復旧活動

市及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民等に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

8 二次災害の防止活動

市は、林野火災により林地が荒廃した地域における土砂災害等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、その防止に努めるものとする。

市は、専門技術者を活用して、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとるものとし、可及的速やかに土砂災害防止等の対策を講ずるものとする。

9 災害復旧

市及び関係機関は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援するものとする。

また、市は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行うものとする。

第3節 危険物等事故対策

第1 危険物等災害応急対策

市は、危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図るとともに、県と協力して危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

本市の「危険物等災害応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	施設管理者、消防本部、くらし安全課
2 応急措置	施設管理者、消防本部、関係各課

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、本市における消防法第2条第7項に規定する危険物及びその施設は、資料編を参照のこと。

☞【資料4.3】『危険物施設一覧』参照

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- 危険物の流出及び拡散の防止
- 流出した危険物の除去、中和等
- 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第2 高圧ガス災害応急対策

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的被害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、関係機関に通報する。

本市の「高圧ガス災害応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	施設管理者、消防本部、くらし安全課
2 応急措置	施設管理者、消防本部、関係各課

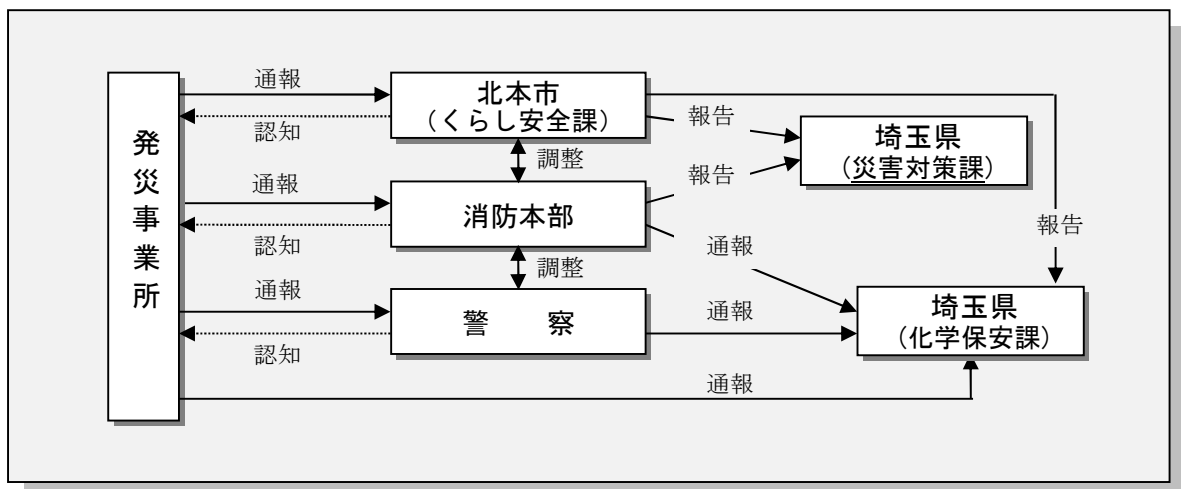
1 活動方針

市は、関係機関との連携や情報収集活動を行うとともに、必要に応じて住民への情報提供や避難指示等を行う。

本市における高圧ガス取扱い・貯蔵施設等の設置状況は、資料編を参照のこと。

☞【資料4.4】『ガス施設一覧』参照

■高圧ガス災害に伴う情報収集活動



2 応急措置

(1) 高圧ガス災害に対する応急措置

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）」に基づき応急措置を実施するものとする。

(2) 施設等管理者の応急措置

施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

第3編 災害応急対策計画

<第3章 事故災害応急対策>

第3節 危険物等事故対策

■発災事業所のとるべき措置

- ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
- ③ ①、②に掲げる措置を講ずることができないときは、従業員又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。
- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

(3) 緊急措置命令の発令

知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が緊急措置命令を発する。

第3 火薬類災害応急対策

本市の「火薬類災害応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	施設管理者、消防本部、くらし安全課
2 応急措置	施設管理者、消防本部

1 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、速やかに警察官、消防吏員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設等管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第4 毒物・劇物災害応急対策

本市の「毒物・劇物災害応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	施設管理者、消防本部、くらし安全課
2 応急措置	施設管理者、消防本部、関係各課

1 活動方針

施設管理者は、毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生じるおそれがあるとき、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により、応急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除害措置を講ずる。
- 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。
- 施設周辺の住民の避難措置を講ずる。

第4節 鉄道事故対策

市は、列車の追突、脱線、転覆その他の死傷を伴う事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故が発生した場合、直ちに鉄道事業者、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

本市の「鉄道事故対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動体制の確立	くらし安全課、関係各課
2 情報の収集と伝達の基本方針	くらし安全課、関係各課
3 避難誘導	くらし安全課、関係各課、消防本部
4 消防活動	消防本部
5 応援要請	くらし安全課、関係各課
6 医療救護	保健医療班、消防本部

1 活動体制の確立

市は、市内に鉄道事故が発生した場合においては、「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」(p3-1)に準じ、活動体制の確立を図り、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに市内の公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

2 情報の収集と伝達の基本方針

(1) 情報の収集

市内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市が措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

その他については、「本編 第1章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有」(p3-47)に準じる。

(2) 被災者、市民への情報伝達

市は、県及び東日本旅客鉄道(株)と連携を図り、鉄道事故災害の状況、安否確認、医療機関の情報、応急対策に関する情報、鉄道の運行状況等を被災者や市民、関係機関等に迅速かつ適切に提供する。

3 避難誘導

(1) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

第3編 災害応急対策計画

<第3章 事故災害応急対策>

第4節 鉄道事故対策

イ 警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合、事業者、消防機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講ずる。

ウ 消防本部の対応

消防本部は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講ずる。

(2) 災害現場周辺の市民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危険が及ぶ場合、市長、警察官等は「本編 第1章 第2節 第11 避難活動」(p3-72)に準じ、避難指示を行う。

(3) 救出・救助

ア 市の対応

くらし安全課及び健康づくり課等が中心となり、協力者の動員を行い、消防本部を主体とした救出・救助活動の支援を行う。

イ 消防本部の対応

消防本部は、関係機関と協力・連携し、救出救助活動を実施する。

また、受傷者が多く、救出救護のための要員が不足する場合は、近隣消防本部に協力を要請するとともに、災害現場周辺の企業、市民の協力を得て救出・救助活動を実施する。

ウ 警察の対応

警察は、市と協力をして被害者の救出を行い、状況により、市の行う救出、救助活動に協力する。また、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力し積極的に生命の危機にひんしている者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

4 消防活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとする。

5 応援要請

救出、救助活動等で要員が不足する場合は、「本編 第1章 第1節 第5 公共的団体及び民間団体への協力依頼」(p3-21)、「本編 第1章 第1節 第6 広域応援要請」(p3-23)、「本編 第1章 第1節 第7 自衛隊の災害派遣要請」(p3-30)に準じ、各関係機関に応援要請を実施する。

6 医療救護

市は、鉄道事故に受傷者が多く、近辺の医療機関だけでは、受入れが困難と予想される場合は、消防本部と連携し、近隣の医療機関への受入れを要請する。

第5節 道路事故対策

市は、地震や水害その他の理由により橋りょうの落下など道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合、直ちに道路管理者、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

本市の「道路事故対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	くらし安全課、建設課
2 活動体制の確立	くらし安全課、関係各課
3 緊急輸送活動	くらし安全課、総務課、関係各課
4 危険物流出時の応急対策	建設課、消防本部
5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	建設課、関係各課
6 的確な情報伝達活動	くらし安全課、関係各課

1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

災害に関する情報の収集及び連絡は、以下のとおり実施する。

区分	内容
事故情報等の連絡	道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県等と相互に連絡を取り合うものとする。
災害発生直後の被害情報の収集・連絡	道路管理者は、被害状況を県等と相互に連絡を取り合うものとする。また、市は、調査チームを編成し、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。
応急対策活動情報の連絡	市は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部の設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

(2) 通信手段の確保

市は、災害発生後は直ちに情報連絡のため、移動系無線等の通信手段を確保する。電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集

市は、災害発生後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 市本部等の設置

大規模な災害が発生した場合、市は「本編 第1章 第1節 第1 市の活動体制」(p3-2) に準じた活動体制をとり、速やかに県に対し報告するとともに、県及び関係機

関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(3) 応援要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求めるほか、応援協定に基づく応援要請を行う。

また、状況によっては、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

3 緊急輸送活動

市は、輸送のための車両を確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

4 危険物流出時の応急対策

(1) 除去活動

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、消防機関等関係機関と協力し、直ちに除去活動を実施する。

(2) 避難誘導活動

市は、危険物の流出が認められた場合、直ちに避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障がい物の除去、道路施設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

6 的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、市ホームページ、緊急速報メール、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人といった要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 住民への的確な情報の伝達

市は、住民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後速やかに住民や関係者等からの問合せに対する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第6節 航空機事故対策

市は、市内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合、直ちに、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

本市の「航空機事故対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動体制	くらし安全課、関係各課
2 応急措置	くらし安全課、関係各課、消防本部

1 活動体制

市は、当該地域に航空機事故が発生した場合、災害の規模に応じて必要な場合は「本編 第1章 第1節 第1 市の活動体制」(p3-2) に準じて災害対策本部を設置する。

2 応急措置

(1) 情報収集・連絡体制

市は、速やかにその被害状況を取りまとめて県及び関係機関に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市が実施した措置及び今後の措置について、随時報告するものとする。なお、連絡系統については、次頁に示すとおりである。

(2) 避難誘導

ア 乗客等の避難

市、消防本部は、航空機事故が発生した場合は、事業者と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講ずる。

ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により警察、関係機関等への協力を要請する。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

イ 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危惧が及ぶ場合、市長は避難指示を行う。

(3) 救出・救助

消防本部は、関係機関と連携して救出救助活動を実施する。

(4) 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防本部は人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

第3編 災害応急対策計画

<第3章 事故災害応急対策>

第6節 航空機事故対策

(5) 応援要請

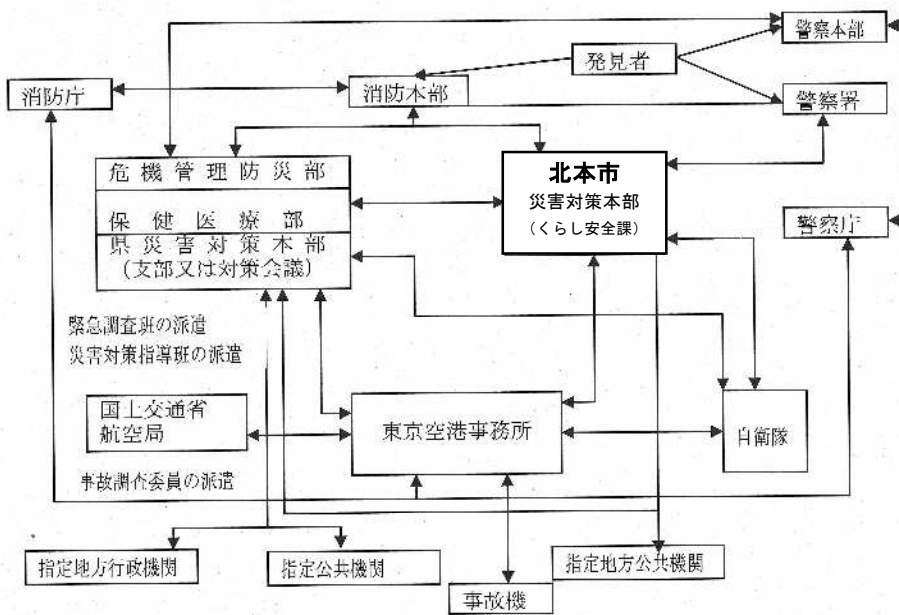
救出救助及び消火活動等で要員が不足する場合、市は、県に対して応援要請を行う。
また、自衛隊への応援要請が必要な場合は、同様に県に応援要請を依頼する。

(「本編 第1章 第1節 第6 広域応援要請」(p3-23) 参照)

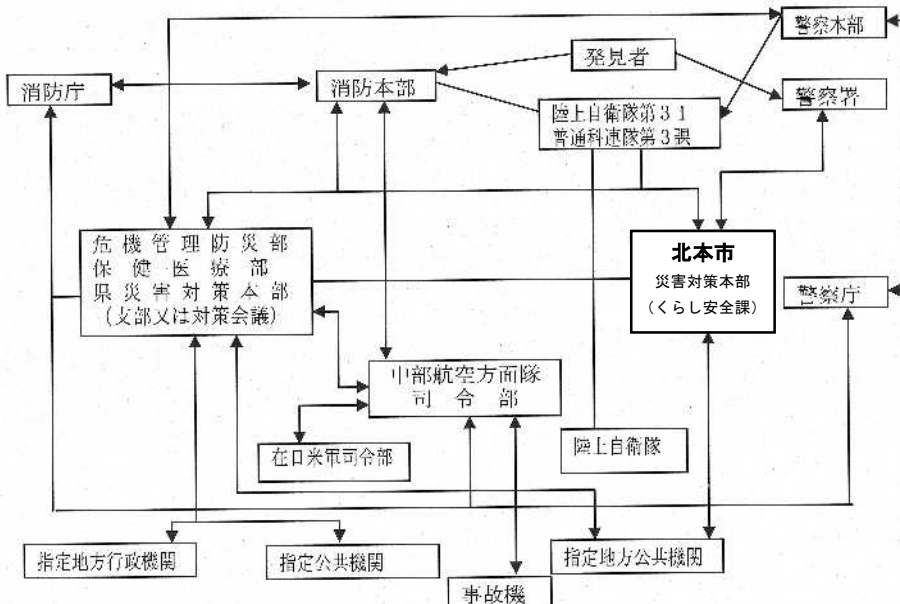
(6) 医療救護

市は、市域内に航空機事故が発生した場合、「本編 第1章 第2節 第7 医療救護」
(p3-60) に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機
関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

■民間航空機事故の連絡通報体制



■自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制



第7節 農業災害対策

市は、暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の災害による農業関係災害に関し、関係機関との連携により、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るものとする。

本市の「農業災害対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 注意報及び警報等の伝達	くらし安全課、産業観光課
2 農業災害対策	産業観光課
3 畜産災害対策	産業観光課

1 注意報及び警報等の伝達

市は、県から埼玉県災害オペレーション支援システム等により気象注意報及び警報等の伝達を受けたとき、又はさいたま農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、電話又は市防災行政無線等により速やかに農業協同組合等関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。

2 農業災害対策

(1) 被害状況の把握

市は、農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

(2) 農業用施設応急対策

農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。

また、施設の損傷により危険が生じたときは関係機関の協力を得て適切な措置をとる。

(3) 農産物応急対策

ア 災害対策技術指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、さいたま農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

イ 病虫害の防除

病虫害が発生した場合には、県病虫害防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努めるものとする。

ウ 風水害対策

台風、季風及び集中豪雨等により倒伏又は侵冠水の被害を受けたときは、ほ場等の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

第3編 災害応急対策計画

<第3章 事故災害応急対策>

第7節 農業災害対策

3 畜産災害対策

(1) 被害状況の調査

市は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を中央家畜保健衛生所に報告する。

(2) 家畜伝染病対策

災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合は、中央家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

(3) 飼料の確保対策

市は、畜産農家から飼料のあっせんを求められた場合は、県に必要な飼料のあっせんを要請するなどして飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行うものとする。

第8節 放射性物質事故災害対策

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその対応策を定めるものとする。

第1 輸送事故対策

本市の「輸送事故対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 輸送事故発生直後の活動方針	くらし安全課、関係各課
2 活動体制	くらし安全課、関係各課、消防本部
3 消火活動	くらし安全課、消防本部
4 原子力緊急事態宣言発出時の対応	統括班、関係各班
5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	統括班、管財班、道路等復旧班、消防本部
6 退避・避難収容活動等	統括班、保健医療班、渉外班、市民支援班、要配慮者支援班、 <u>広報班</u> 、関係各班、消防本部
7 核燃料物質等の除去等	統括班、関係事業者
8 各種規制措置と解除	統括班、環境衛生班、保健医療班、関係各班
9 被害状況の調査等	統括班、市民支援班、関係各班
10 市民の健康調査等	保健医療班

1 輸送事故発生直後の活動方針

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村（以下第1において「市町村」という。）及び安全規制担当省庁などに通報するものとする。

第3編 災害応急対策計画

<第3章 事故災害応急対策>

第8節 放射性物質事故災害対策

- 特定事象発生 の 場所 及び 時刻
- 特定事象 の 種類
- 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- 気象状況（風向、風速など）
- 周辺環境への影響
- 輸送容器の状況
- 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- 応急措置
- その他必要と認める事項

イ 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は、次頁のとおりとする。

ウ 応急対策活動情報の連絡

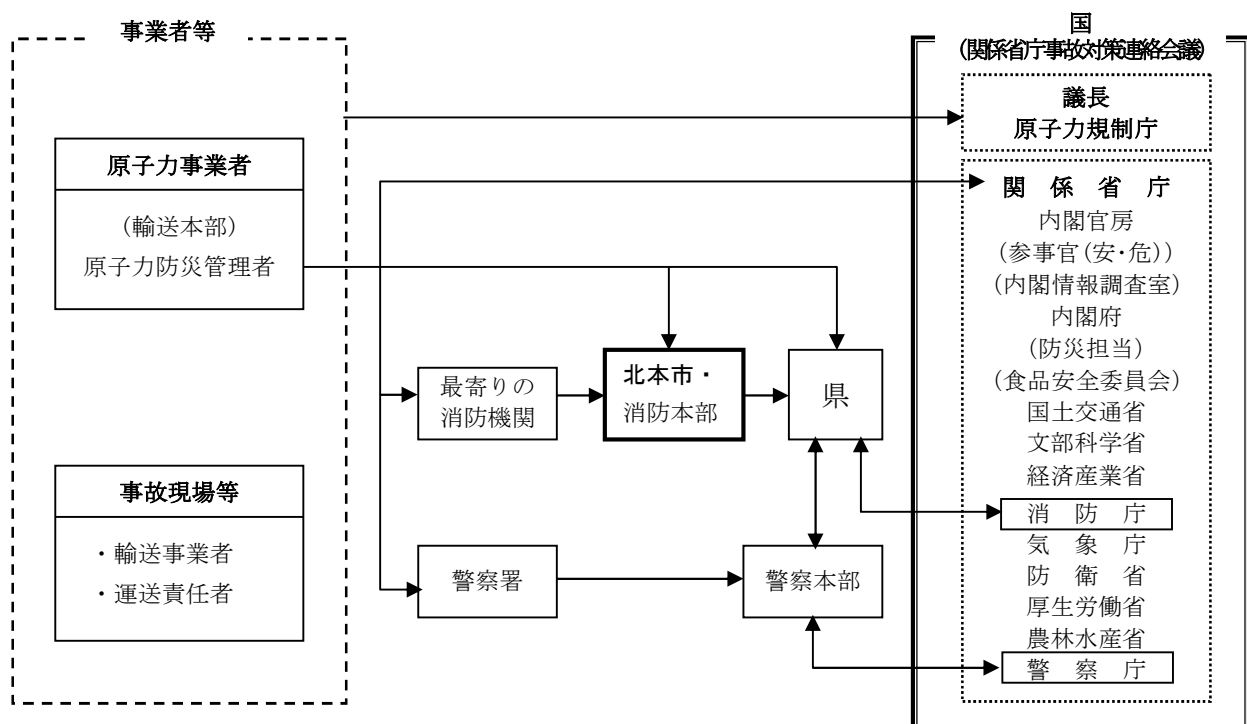
事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

市は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、市等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

■核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統



注) 通報先は、事故発生現場を管轄する市町村、消防本部、最寄りの消防機関、警察署である。

2 活動体制

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送するもの（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講ずるものとする。核燃料物質等輸送中に事故が発生し、その影響が周辺に及んだ場合、又は及ぶおそれがある場合には、速やかに関係職員の非常参集、情報収集連絡体制等の必要な体制をとるとともに、これらの活動の実施に当たっては、国の協力の下、主体的に行い、その活動状況等を県、市町村等の防災関係機関に随時連絡するものとする。

また、事業者等は、事故発生直後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立入制限限（事故発生現場の半径 15m以内について、立入を制限する）等事故の状況に応じた応急措置を講ずるものとし、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。

(2) 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び埼玉県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講ずるものとする。

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）については、事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径 15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね 100mを確保する。

(4) 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」(p3-1) に準じて必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

また、市は、事故が発生した際の情報や特異的な測定結果を把握した際には、国や関係自治体の情報と併せて市民に対して必要なものを伝達する。

3 消火活動

核燃料物質輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火作業を行うものとする。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

第3編 災害応急対策計画

<第3章 事故災害応急対策>

第8節 放射性物質事故災害対策

4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

(1) 災害対策本部の設置等

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、5以下の措置を講ずるものとする。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、市は災害対策本部を閉鎖するものとする。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

6 退避・避難収容活動等

(1) 退避・避難等の基本方針

市は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等から放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講ずるものとする。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は、次頁の表のとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人などの要配慮者にも充分配慮する。

《参考》

◆「核燃料物質の輸送について」

核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。

屋外にいる場合に予想される被ばく線量 (予測線量当) (mSv)		防護対策の内容(注)
外部全身線量	甲状腺等の臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め機密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、避難。

注) 防護対策の内容は以下のとおりである。

「屋内退避」: 自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮へい効果及び機密性によって放射線の防護を図る。

「避難」: 放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。

(2) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が上記表に掲げる線量に達するか又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域(警戒区域)を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形(現場が帯状であった場合は楕円形)半径15mとする。

イ 市町村長への屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講ずるよう指示等をするものとする。

ウ 関係機関への協力要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

(3) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

(4) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

第3編 災害応急対策計画

<第3章 事故災害応急対策>

第8節 放射性物質事故災害対策

また、市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

(5) 要配慮者への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。特に、高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

(6) 市民への的確な情報伝達活動

ア 周辺市民への情報伝達活動

市は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。

イ 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

ウ 市民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

7 核燃料物質等の除去等

事業者は、関係市町村及び防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

8 各種規制措置と解除

(1) 飲食物の摂取制限等

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲食物の摂取制限等を行うものとする。

■ 飲食物の摂取制限等についての基準値

対象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上

(2) 解除

市は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

(3) 飲料水の供給体制の整備

放射線関係事故により飲料水が汚染された場合を想定し、飲料水の供給体制を整備する。特に、乳児に優先的に飲料水の供給を実施する。

9 被害状況の調査等

(1) 被災市民の登録

市は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した市民の登録をするものとする。

(2) 被害調査

市は、次に掲げる事項に起因して被災地の市民が受けた被害を調査する。

退避・避難等の措置 立入禁止措置 飲料水、飲食物の制限措置 その他必要と認める事項
--

10 市民の健康調査等

市は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持と民心の安定を図るものとする。

また、被ばく治療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

第2 放射性物質取扱施設事故対策

本市の「放射性物質取扱施設事故対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 事故発生後の情報の収集・連絡	くらし安全課、関係各課、消防本部
2 活動体制	くらし安全課、関係各課

1 事故発生後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報の収集・連絡

ア 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

市は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに県、警察、消防機関及び国の関係機関等へ連絡するものとする。

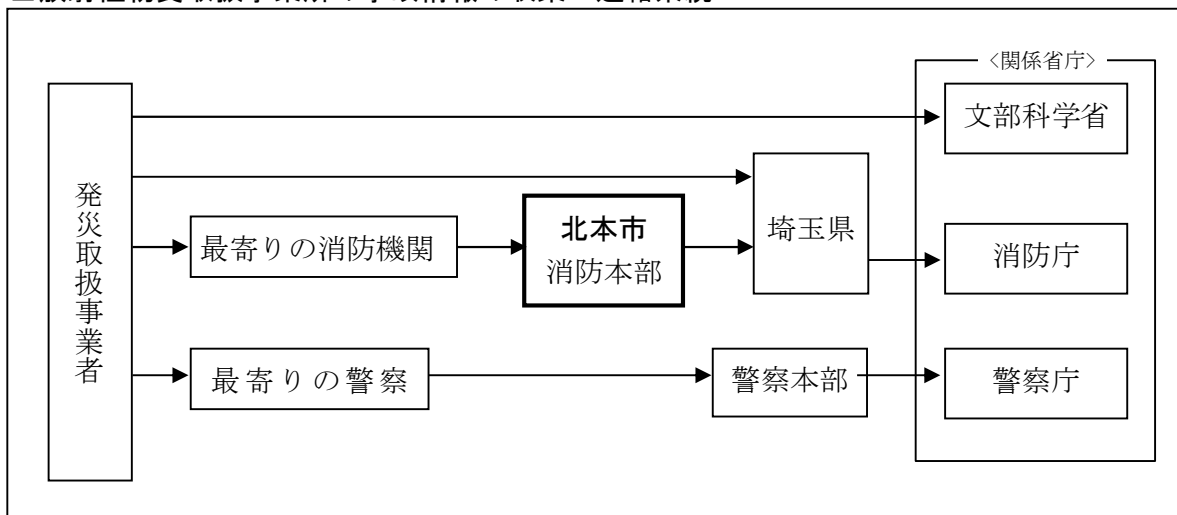
■通報事項

- 事故発生の時刻
- 事故発生の場所及び施設
- 事故の状況
- 気象状況（風向・風速）
- 放射性物質の放出に関する情報
- 予想される災害の範囲及び程度等
- その他必要と認める事項

イ 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は、次に示すとおりである。

■放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統



ウ 放射性物質による事故災害影響の早期把握のための活動

市は、県、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

エ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

市及び県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。

また、電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制

市は、「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」(p3-1)に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

第3 広域放射能汚染対策

我が国では、被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、IAEA（国際原子力機関）の原子力防災の考え方を踏まえ、原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある区域に対して、重点的に原子力災害に特有の対策を講じておく範囲として、原子力災害対策重点区域をあらかじめ定めている。原子力災害対策重点区域は、緊急時に備えた準備や緊急時計画を策定しておくために設けられた区域であり、原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正、原子力規制委員会）では、原子力施設からの距離に応じてPAZ及びUPZの2種類の区域が定められている。

■指針における原子力災害対策重点区域

名称	距離	目的	実施内容
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	おおむね半径5km	確定的影響等を回避する	即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	おおむね半径30km	確率的影響のリスクを最小限に抑える	緊急防護措置（避難等）を準備

本市は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約100kmの位置にあり、原子力災害対策重点区域外に位置しており、原子力災害時においても避難等の措置が求められることはないと考えられるが、福島第一原子力発電所事故を想定すると、事故後の気象条件等によっては本市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。

広域放射能汚染災害は、福島第一原子力発電所事故により今まさに経験の途上にあり、明確な対応策が示されるまでには時間が必要である。

ここでは、本市の「広域放射能汚染対策」として被害想定と予防策の検討、及び当面の対策について定める。

活動項目	担当部署
1 広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討	くらし安全課、関係各課
2 環境汚染対策	環境課
3 食品安全確保対策	産業観光課
4 農作物等災害対策	産業観光課
5 道路災害対策	建設課

1 広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討

(1) 被害想定 の検討

放射性物質の取扱いに際し、想定される事故等の対策については検討されてきたが、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震における津波災害により発生した、福島第一原子力発電所の被災による放射性物質の漏えいによる広域的な放射能汚染災害については、未だ研究途上である。

チェルノブイリ原子力発電所事故等の事例では、放射性物質が拡散され希釈されるこ

とにより問題のないレベルまで下がることが期待された。

しかし、最近では空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、構造物の排水口に集積したり、排水施設を通じて市内の集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生する現象が報告されている。

また、原発の近傍に限らず、収集された廃棄物を焼却した灰から危険なレベルの放射線が観測され、一般ごみとして処理ができなくなるなどの事例もある。

さらに、汚染地域の除染、除染した汚染物質の処理（水洗に使用した水を含む）、汚染ごみの仮置場や最終処分場の問題などに加え、汚染地域近傍における農産物が売れなくなったり、観光客が激減するなどの風評被害も大きいことが報告されている。

従って、これらについて災害のメカニズムとリスクを的確に把握し、適正かつ迅速に対処する必要がある。

(2) 学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故に対する予防策及び対応策については研究段階であるため、学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討が必要である。

2 環境汚染対策

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故により空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、排水施設を通じて市内の集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生したりする可能性があるため、これらの対応策を検討する。

また、廃棄物の焼却灰から危険なレベルの放射線が観測される場合は、適切な方法でのごみ処理などを検討し、対応策を実施する。

なお、市では東日本大震災福島第一原子力発電所の事故以降、市内の大気中の放射線量の測定を、平成23年以降、小・中学校、保育所・幼稚園などで定期的に行っているが、測定値は、国際放射線防護委員会が定める平常時の基準である年間1ミリシーベルト（0.19マイクロシーベルト／時間）を下回っている。

3 食品安全確保対策

市は、県が国のガイドラインに基づき実施している東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県産農産物等への影響調査結果を把握する。

なお、県は、調査結果に基づき、食品衛生法で定められた食品中の放射性物質の基準値を超える県産農産物等が流通することのないよう、安全性を確認している。

県が実施した調査結果は、次のとおりである。

■県産農産物の調査結果

調査年度	調査対象	調査結果の概要	対応措置
H24年度	152品目 2,399検体	天然ナマズ1検体、野生きのこ10検体で基準値を上回る放射性セシウムが検出された。	天然ナマズについては、漁業協同組合に対し、周辺水域での天然ナマズの採捕を自粛するよう要請し、野生きのこについては、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町の4町において採取された野生きのこに対し、原子力災害対策本部長から出荷制限が指示された。

第3編 災害応急対策計画

<第3章 事故災害応急対策>

第8節 放射性物質事故災害対策

調査年度	調査対象	調査結果の概要	対応措置
H25 年度	143 品目 1,418 検体	野生きのこ 5 検体で基準値を超える放射性セシウムが検出された。	いずれも平成 24 年度に原子力災害対策本部から出荷制限が指示された町から採取された野生きのこであり、流通はしていない。
H26 年度	130 品目 821 検体	基準値を超える放射性セシウムが検出された品目はなかった。	—
H27 年度	107 品目 547 検体	基準値を超える放射性セシウムが検出された品目はありませんでした。	—

資料) 県ホームページ「放射性物質の埼玉県産農産物等への影響調査について」

4 農作物等災害対策

(1) 活動体制の構築

本市は、放射性物質事故及び周辺原子力発電所等の事故により農産物等に放射能汚染の危険が予想される場合、農業協同組合等関係団体と協力して活動体制を構築する。

(2) 情報の伝達

近隣原子力発電所等の事故による広域放射能汚染災害等、農業生産や農作物の販売に影響を与える災害情報についても、その発生が確認された場合は、的確に関係農家に必要な処置を伝達する。

(3) 応急対策

近隣原子力発電所等の事故等により、広域に放射能汚染災害が予想されるような場合は、農作物を放射能汚染から防護するための次のような実施可能な処置を講ずる。

■農作物に対する応急対策

- 放射能汚染状況のモニタリング、特に集水施設、水源地、排水池等ホットスポットとなる可能性がある場所の放射線測定
- 用水、肥料等農業投入材の放射能汚染を確認し、必要に応じて用水の切り替え、汚染物除去等を指示
- 汚染地帯が発生した場合の情報開示、出荷規制等を的確に行い、非汚染地区の風評被害への対処
- その他必要な処置

5 道路災害対策

広域放射能汚染が発生した場合、道路及び道路施設の汚染の度合いを検討し、集水溝などホットスポットの発生が予測される場合は、住民に影響を与えないように必要な処置を講ずる。

第4章 複合災害応急対策

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、市の災害対応資源で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、市外からの応援を速やかに確保する。

方策	担当部署
1 情報の収集・伝達	広報班、情報班、要配慮者支援班、渉外班、統括班、消防本部、各班共通
2 交通規制	道路等復旧班、統括班、広報班
3 道路の修復	道路等復旧班、関係各課
4 避難所の再配置	総括班、関係各課

第1節 情報の収集・伝達

「本編第1章 第1節 第4 情報通信手段の確保」(P3-19)、「同 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有」(P3-47)、「同 第3節 第1 災害情報の収集・伝達・共有」(P3-104)を準用する。

なお、市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

第2節 交通規制

豪雨等により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

第3編 災害応急対策計画

<第4章 複合災害応急対策>

第1節 情報の収集・伝達、 第2節 交通規制

第3節 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、市は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

第4節 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

第4編 災害復旧復興計画

第 4 編 災害復旧復興計画

第4編 災害復旧復興計画

第1章 災害復旧

第1節 迅速な現状復旧の進め方

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

本市の「迅速な現状復旧の進め方」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 災害復旧事業計画の作成	関係各班
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	関係各班
3 災害復旧事業の実施	関係各班

1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業計画
- 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 都市災害復旧事業計画
- 上下水道災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 病院等災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 復旧上必要な金融その他の資金計画
- その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第1節 迅速な現状復旧の進め方

(1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は、次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- 農林水産施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律
- 水道法

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合、市及び県は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するとともに、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

ア 財政援助措置の対象

財政援助措置の対象は、次のとおりである。

■公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- 公共土木施設災害復旧事業
- 公共土木施設復旧事業関連事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 公営住宅災害復旧事業
- 生活保護施設災害復旧事業
- 児童福祉施設災害復旧事業
- 老人福祉施設災害復旧事業
- 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- 障害者支援施設等災害復旧事業
- 婦人保護施設災害復旧事業
- 感染症指定医療機関災害復旧事業
- 感染症予防事業
- 堆積土砂排除事業
- たん水排除事業

■農林水産業に関する特別の助成

- 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- 共同利用小型漁船の建造費の補助
- 森林災害復旧事業に対する補助

■中小企業に関する特別の助成

- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

■その他の財政援助及び助成

- 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 日本私学振興財団の業務の特例
- 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例
- 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- 水防資材費の補助の特例
- り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

イ 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

災害復旧事業は、事業費が決定され次第速やかに実施できるよう体制等を整えるとともに、災害復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努め、労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

第2節 被災者の生活再建等の支援

大規模な災害により、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、市は、大規模災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、被災者の生活再建等の支援を行う。

本市の「被災者の生活再建等の支援」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 被災市民等相談	市民支援班、関係各班
2 罹災証明書の発行	家屋調査班、関係各班
3 被災者の精神保健対策（心のケア）	保健医療班
4 市税の減免	家屋調査班
5 災害弔慰金、見舞金の支給	福祉こども班
6 災害援護資金等の貸付	福祉こども班
7 義援金品の受付、配付	救援物資管理班、会計班、関係各班
8 被災者生活再建支援制度の活用	統括班、福祉こども班
9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用	統括班、福祉こども班

1 被災市民等相談

(1) 相談所の開設

被災者及び被災事業者の災害からの復旧を総合的に支援するため、「市民支援班」及び「関係各班」は、必要に応じて「市民サポートセンター（仮称）」を設置する。

市民サポートセンターは、被災者の利便性に配慮し、原則として特に被害が激甚な地区の公共施設に設置することとし、設置が難しいときは巡回相談の形式をとる。

(2) 考慮すべき相談内容

相談内容としては、以下のものがあげられる。

- 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）
- 法律相談（借地借家契約、損害補償等）
- 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
- 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- 消費（物価、必需品の入手等）
- 教育（学校）
- 福祉（障がい者、高齢者、児童等）
- 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- 廃棄物（ごみ、がれき、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- 税、公共料金（郵便、電話、電気等）の特例措置
- 金融（生活資金の融資等）
- ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）

(3) 相談体制

ア 相談体制の確立

「市民支援班」は、「関係各班」の協力の下、被災者からの相談に的確に対応できる体制を確立するとともに、県の設置する相談窓口及び出張相談所と積極的に連携する。

イ 相談スタッフの充実

各種相談内容に的確に対応するために、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて専門家（弁護士、金融機関等の民間の専門家も含む。）の派遣を要請する。

また、弁護士、ライフライン関係者、業界団体、ボランティアにも参加してもらう体制を必要に応じて整えるものとする。

2 罹災証明書の発行

罹災証明書は、各種被災者支援策（給付、融資、減免・猶予、現物支給など）の適用の判断材料として幅広く活用されている。

そのため、市長は、市の地域に係る災害が発生した場合、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

《参考》

◆「災対法第90条の2（罹災証明書の交付）」

- 1 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（第四項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、第一項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 罹災証明書発行の概要

ア 罹災証明の対象

罹災証明は、災対法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

なお、家屋以外のものが被災した場合において必要があるときは、市長が行う罹災届出証明で対応する。

- ① 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- ② 火災による全焼、半焼、水損

イ 罹災証明を行う者

罹災証明は、市長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は、「家屋調査班」が担当する。

ただし、火災による罹災証明は、埼玉県央広域消防本部消防長が行う。

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

ウ 罹災証明書の発行

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成（県が実施する住家被害調査の担当者のための研修機会等）、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

市は住民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図るものとする。

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、上記イの市長又は消防長が作成した罹災証明書をこれらの者に発行することにより行う。

エ 証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

オ 罹災証明の様式

罹災証明の様式は、所定の様式による。

カ 被害家屋の判定基準（上記ア①に係わるもの）

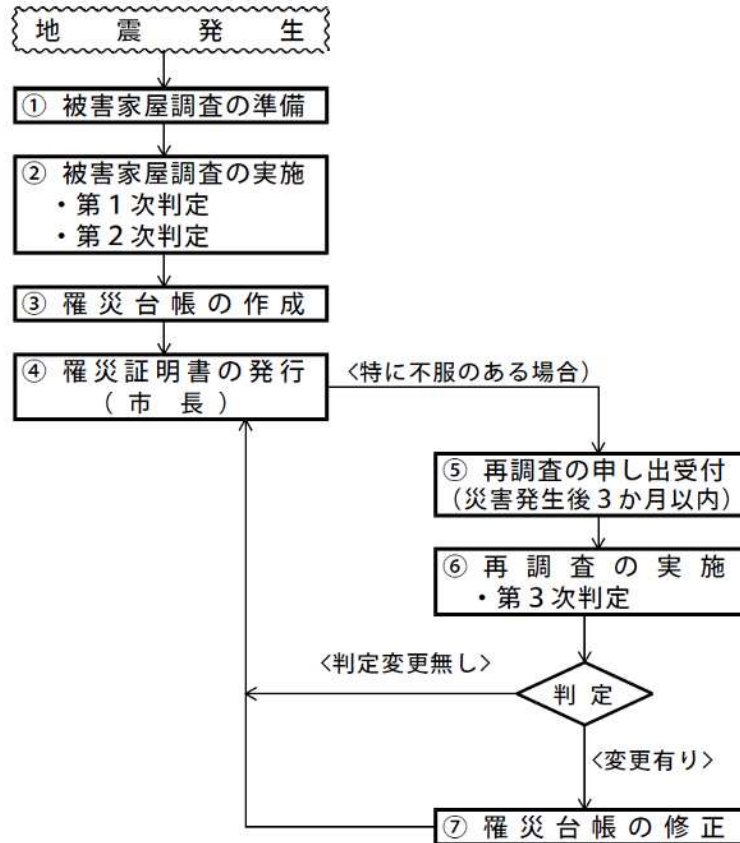
罹災証明書を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、おおむね1か月以内の状況を基に、「被害家屋損害割合判定表」を作成し、これに基づき実施する。

☞【参考資料】「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月 内閣府）」

(2) 罹災証明書発行の流れ

被災証明書発行の流れは、下図のとおりである。

■ 罹災証明発行の流れ



ア 被災家屋調査の事前準備

被災家屋調査は、「家屋調査班」が実施するものとし、地震発生後、被災家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

(7) 被災地域の航空写真の撮影準備

(イ) 事前調査の実施

調査計画を検討するため「情報班」に収集整理された被災家屋情報を参考に本市における被害の全体状況を把握する。

(ウ) 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

(エ) 調査員の確保

- ・市職員の確保
- ・ボランティア調査員（民間建築士等）の手配
- ・相互応援協定を締結している市町への応援職員派遣要請
- ・「調査チーム」の編成と調査地区割りの検討

(オ) 調査備品等の準備

- ・調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

- ・調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）
- ・調査員運搬用車両の確保、手配
- ・他都市応援職員等の宿泊所の確保

イ 被災家屋調査の実施

被害家屋調査は、次の方法で実施する。

■調査方法

項目	内容
航空写真の撮影	関係機関が地震発生後 2 週間以内に撮影した被災地の航空写真（1/4,000～1/5,000）を入手する（適当な航空写真がない場合には市独自で関係業者に撮影を依頼する）。
第1次被害家屋調査	被害家屋を対象に外観から目視調査を行う。
第2次被害家屋調査	第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、1棟ごとに立入調査を実施する。

■「調査チーム」の編成

- 2人1組で調査を実施する。
- 調査員は、本市職員及びボランティア調査員（民間建築士等）とする。
- 必要がある場合は、他自治体職員の応援派遣の要請をする。

ウ 罹災台帳の作成

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住民表示、住民基本台帳等のデータを集積した罹災台帳を作成し、罹災証明書発行の基本台帳とする。

エ 罹災証明書の発行

罹災台帳に基づき、市長は申請のあった被災者に対し罹災証明書を発行する。

オ 再検査の申し出と調査の実施

被災者は、罹災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、地震発生日から3か月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、罹災証明書を発行する。同時に、罹災台帳及び罹災マスターのデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、「家屋調査班」内に判定委員会（市長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成）を設置し、判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

(3) 罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

「広報班」は、罹災証明書に関する広報を行い、被災者へ周知徹底を図る。その際には、地震後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを心がけながら正確に被災者へ伝達する。

また、「家屋調査班」は「市民支援班」と連携し、罹災証明書に関する相談窓口を市役所

に設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

(4) 事前対策

罹災証明書発行の事前対策は、次のとおりである。

ア 被害家屋調査員の登録

被害家屋調査を行うための職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。

イ 判定基準等の研修

民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し調査方法や判定基準等の研修を実施する。

ウ 他都市の協力体制の確立

地震発生時、応援を求める他都市との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

エ 調査携帯物品等の備蓄

日頃から「税務課」に、傾斜計、コンベックス（メジャー）等調査携帯物品を備蓄しておく。

3 被災者の精神保健対策（心のケア）

被災により人々は、さまざまな精神症状に陥ることがある。

市は、その状態から被災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や各関係機関の協力を得て、速やかに的確な対策を講ずるものとする。

(1) 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- 耐えがたい災害体験の不安による、睡眠障害、驚愕反応
- 現実否認による精神麻痺状態
- 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- 被災後しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）
- 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

《参考》

◆ 「心的外傷後ストレス症候群（PTSD）」

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じたときに体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障を来す場合がPTSDとされる。

- ① 外傷となった出来事を繰り返して再体験する。
- ② その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- ③ 緊張の強い興奮状態が続く。

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

(2) メンタルケア

前述(1)の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県、関係機関、専門家の協力を得て、次のような対策をできる限り早い時期に講ずるものとする。

- 精神科医師、保健婦等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- 保健福祉事務所等による精神保健相談
- 小・中学校での子供への精神的カウンセリング
- 専門施設での相談電話の開設
- 情報広報紙の発行による、被災者への情報提供
- 避難所等における、被災者向けの講演会、研修会の実施

4 市税の減免

災害が発生した場合において、地方税法及び市条例に基づき、市税の減免、納期限の延長、徴収猶予、換価の猶予、滞納処分停止等、納税額と納税時期等の緩和措置を行う。被災した納税義務者に対し、該当する各種目について次に示した内容の減免を行う。

■減免に該当する項目

税目	減免の内容
個人の市民税(県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	被災した納税義務者の状況及び災害により、著しく価値を減じた固定資産の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税、国民健康保険税 介護保険料	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

5 災害弔慰金、見舞金の支給

災害により市民が死亡した場合、市は「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)の定めるところにより、遺族に対して災害弔慰金を、身体又は精神に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(1) 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給内容は、次に示すとおりである。

■災害弔慰金の支給

項目	内容
対象災害	① 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象者	① 上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者も含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② ①以外の場合 250万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

☞【資料 1.10】『北本市災害弔慰金の支給等に関する条例』参照
 ☞【資料 1.11】『北本市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則』参照

(2) 災害障害見舞金の支給

災害障害見舞金の支給内容は、次に示すとおりである。

■災害障害見舞金の支給

項目	内容
対象災害	災害弔慰金の場合と同じ
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
対象となる障害の程度	① 両目が失明したもの ② そしゃく及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給額	① 生計維持者：250万円 ② その他の者：125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様

☞【資料 1.12】『北本市災害見舞金等支給条例』参照
 ☞【資料 1.13】『北本市災害見舞金等支給条例施行規則』参照

6 災害援護資金等の貸付

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の建て直しに資するため、市は災害援護資金の貸付を行う。

なお、資金の貸付については、このほか、「生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付」（埼玉県社会福祉協議会）及び「災害復興住宅建設・補修資金に基づく資金貸付」（住宅金

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

融公庫) 制度があるので、市は、被災者に対して周知徹底を図る。

(1) 災害援護資金の貸付

災害援護資金の貸付内容は、次に示すとおりである。

■災害援護資金の貸付

項目	内容
対象災害	県内で自然災害による救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 : 220万円 ② " が2人 : 430万円 ③ " が3人 : 620万円 ④ " が4人 : 730万円 ⑤ " が5人以上 : 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害の価額が時価の1/3以上の損害
貸付金額	① 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 " 150万円 ③ 住居の半壊 " 170万円 (250万円) ④ 住居の全壊 " 250万円 (350万円) ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 " 350万円 ⑥ ①と②が重複 " 250万円 ⑦ ①と③が重複 " 270万円 (350万円) ⑧ ①と④が重複 " 350万円 * () は、特別の事情がある場合の額
利率	年3% ただし据置期間は無利子
償還期間	10年とし、据置期間は、そのうち3年間
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。

(2) 生活福祉資金

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携して生活福祉資金の貸付を予算の範囲内で行う。

生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付内容は、次に示すとおりである。

■生活福祉資金貸付制度に基づく貸付（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）

項目	内容
貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）のうち被災された世帯 ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年1.5%（連帯保証人を立てる場合は無利子）

■生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

項目	内容
貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）のうち被災された世帯 ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年1.5%（連帯保証人を立てる場合は無利子）

(3) 住宅復興資金

災害復興住宅建設資金に基づく融資及び災害復興住宅補修資金に基づく融資の貸付内容は、次に示すとおりである。

■災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付

項目	内容
貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者。建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ② 建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③ 土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ④ 整地資金（基本融資額） 390万円以下
利率	基本融資額年 1.20% 特例加算額年 2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の元金据置期間を設定できる。 （ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

■災害復興住宅補修資金に基づく融資

項目	内容
貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金 640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390万円以下
利率	基本融資額年 1.20%
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え、1年以内の元金据置期間を設定できる。 (ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢(1歳未満切り上げ)に償還期間(据置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。)

7 義援金品の受付、配付

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受け入れ体制を確保するとともに「義援金配分委員会」を設置し、配分計画を定める。

(1) 受付窓口の開設

本市は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

義援金の窓口は「会計班」が担当し、救援物資の窓口は「救援物資管理班」が担当する。

(2) 受付・募集

ア 義援金品の受付処理

義援金品の受付処理は、次表に従い実施する。

■義援金品の受付処理

項目	内容
義援金品の受付	義援金品の受付は、「会計班」及び「福祉子ども班」が行う。 受付は、原則として本市が開設した窓口及び銀行振込みとする。
受領書の発行	受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
委員会への報告	「会計班」及び「福祉子ども班」は、義援金品の受付状況について配分委員会に報告する。

イ 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、「広報班」が本市の広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

(3) 保管及び配分

「会計班」は送金された義援金を保管し、委員会の配分計画に基づき配分する。

■義援金の保管及び配分

- 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。また、義援品については備蓄倉庫に一時保管し、一般救援物資と同様に配分する。
- 委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。
- 「会計班」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。また義援品については、自治会長等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
- 寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- 被災者に対し、市の広報紙、自治会及び報道機関等の協力により義援金品の配分について広報する。
- 義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。
- 「会計班」は、被災者への配分状況について、委員会に報告する。

8 被災者生活再建支援制度の活用

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者再建支援金が支給される。

(1) 被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援制度の概要は、以下に示すとおりである。

■被災者生活再建支援制度の概要

項目	内容
目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発止した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準じる程度の被害と認められる世帯として政令で定められるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

項目	内容										
	③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ <u>中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</u>										
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)										
	① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊						
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円						
	② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）										
	<全壊等>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円			
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）								
支給額	200万円	100万円	50万円								
<中規模半壊等>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	100万円	50万円	25万円			
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）								
支給額	100万円	50万円	25万円								
	※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は <u>差額を支給</u>										

(2) 支援金の支給

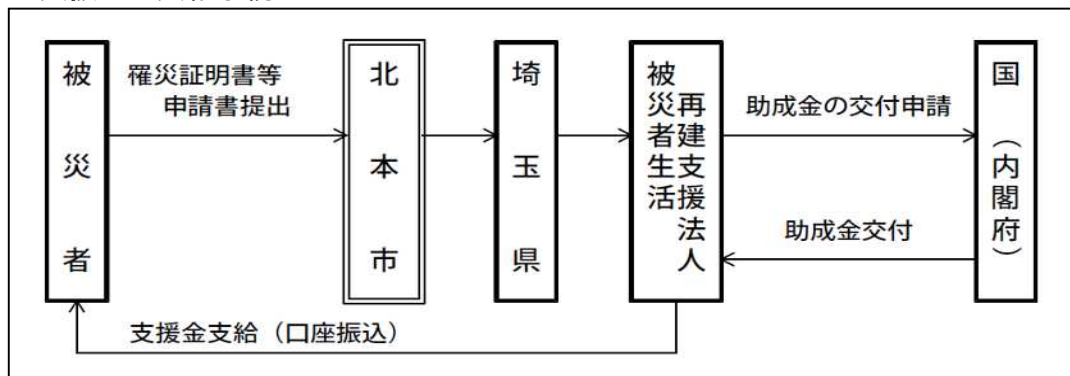
「くらし安全課」は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに、支給申請書の必要書類を取りまとめ、埼玉県に送付する。

被災者生活再建支援金の支給に際して、各関係機関が行う措置は次のとおりである。

■被災者生活再建支援金支給に係る関係機関の措置

関係機関	措置内容
市	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請等の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 被害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付
被災者生活再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付

■支援金の支給手続



9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用

前記の法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にもかかわらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

項目	内容
目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生じる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準じる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ <u>中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</u> ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

第4編 災害復旧復興計画

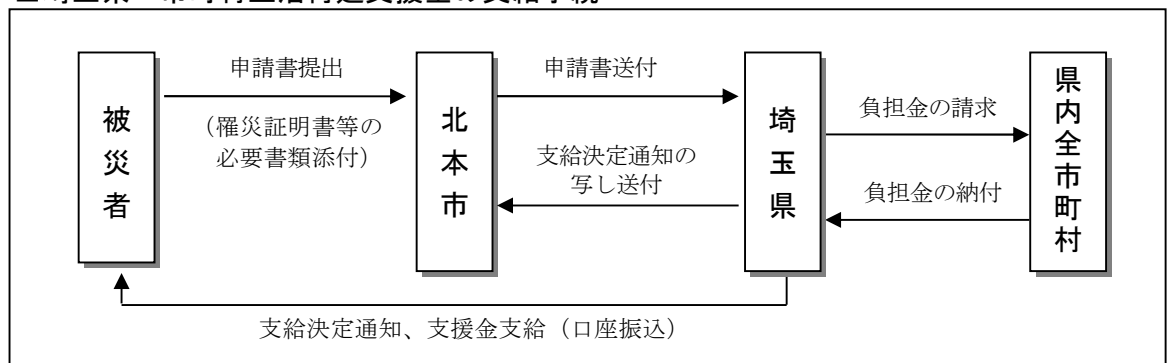
<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

項目	内容																						
	<p>(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円</p> <p>※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</p>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																			
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																			
住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																				
全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円																				
中規模半壊	100万円	50万円	25万円																				
市町村	<p>① 住宅の被害認定</p> <p>② 罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務</p> <p>④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>																						
県	<p>① 被害状況の取りまとめ</p> <p>② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定</p> <p>③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付</p> <p>④ 被災世帯主へ支援金の支給</p> <p>⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求</p> <p>⑥ 申請期間の延長決定</p>																						

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和5年3月、埼玉県防災会議

■埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続



(2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金

埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

項目	内容
目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

項目	内容
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
給付対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 （※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円）
市町村	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	①被害状況の取りまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和5年3月、埼玉県防災会議

※埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続は、埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ。

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金

埼玉県・市町村家賃給付金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村家賃給付金の概要

項目	内容
目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又はあっせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ①全壊世帯に身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ②全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院している、かかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥その他、前各号に準じるやむを得ないと認められる理由。
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯

第4編 災害復旧復興計画

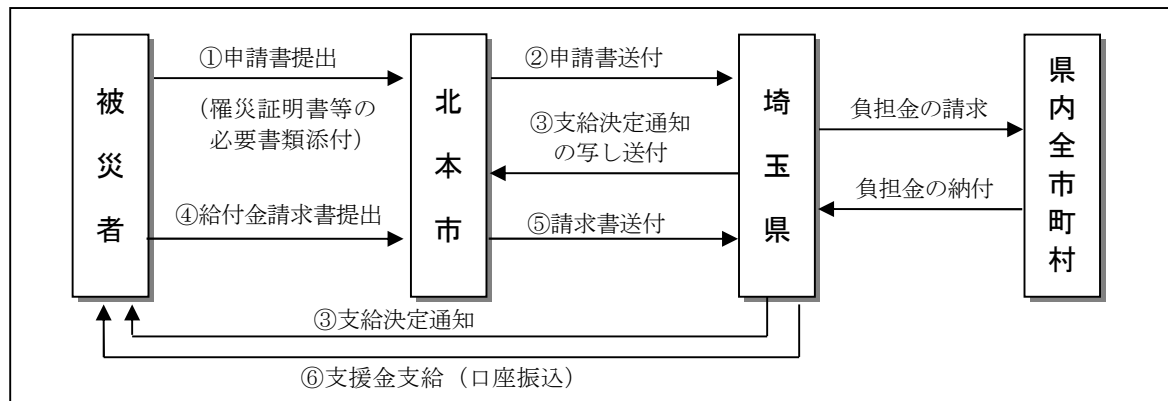
<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

項目	内容
	員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」(令和5年3月、埼玉県防災会議)

■埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



(4) 埼玉県・市町村人的相互応援

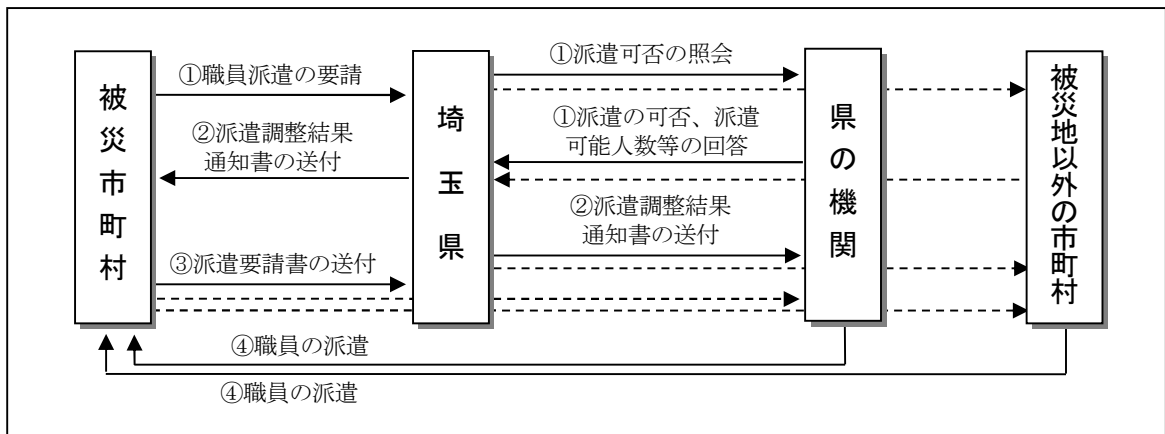
埼玉県・市町村人的相互応援の概要及び要請手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村人的相互応援の概要

項目	内容
目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災対法第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受け入れ
被災地以外の 市町村 (派遣市町村)	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県 (統括部、支部)	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」 (令和5年3月、埼玉県防災会議)

■埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第3節 被災中小企業、農林漁業者の再建等の支援

第3節 被災中小企業、農林漁業者の再建等の支援

災害に見舞われた被災中小企業、農林漁業者に対しては国等による各種の融資制度があり、市は、災害発生後、これらの融資制度の適用条件等について確認のうえ、被災した事業者に対して周知徹底を図る。

本市の「被災中小企業、農林漁業者の再建等の支援」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 被災中小企業への融資	地域支援班
2 被災農林漁業者への融資	地域支援班

1 被災中小企業への融資

被災した中小企業への融資の概要は、次のとおりである。

■被災中小企業への融資の概要（経営安定資金（災害復旧関連））

項目	内容
融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの（組合含む） ① 原則として <u>県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと</u> ② 保証対象業種に属する事業を営む者 ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けた者又は災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けた者
融資限度額	設備資金 5,000 万円（組合の場合 1 億円） 運転資金 5,000 万円（組合の場合 6,000 万円）
融資条件	用途 設備資金及び運転資金
	貸付期間 設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内
	利率 大臣指定等貸付 年 <u>1.0%</u> 以内（令和 2 年度） 知事指定等貸付 年 <u>1.1%</u> 以内
	担保 金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人 個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
信用保証 埼玉県信用保証協会の信用保証を付する	
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間 2 年以内
申込受付場所	中小企業者は商工会議所又は商工会、 中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会

2 被災農林漁業者への融資

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資及び埼玉県農業災害対策特別措置条例等により融資する制度の啓発に努める。

(1) 天災融資法に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

■天災融資法に基づく資金融資の概要

項目	内容
貸付の相手方	被災農林漁業者
貸付対象事業 資金用途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年 3.0%以内、年 5.5%以内、年 6.5%以内
償還期限	3～6 年以内（ただし、激甚災害のときは 4～7 年以内）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は 200 万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは 250 万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担 保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

(2) 日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資

日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資の概要は、次のとおりである。

■日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金の概要

項目	内容
期 間	15 年（据置 3 年以内を含む）以内
貸付利率	年 0.40～0.75%
貸付限度額	① 簿記記帳を行っている場合、年間経営費の $\frac{6}{12}$ 又は粗収益の $\frac{6}{12}$ に相当する額のいずれか低い額 ② ①以外の場合：600 万円
担 保	連帯保証人又は担保

(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第3節 被災中小企業、農林漁業者の再建等の支援

■埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要

項目	内容
貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス、その他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、蚕室、畜舎、放牧施設、畜産物の調整施設、きのこ栽培施設、養魚施設、農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫、農業用生産資材製造施設、作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	当該市町村の被害認定を受けたもの

(4) 農業災害補償

農業災害補償の概要は、次のとおりである。

■農業災害補償の概要

項目	内容
支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稲、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし：5a以上）、園芸作物（園芸施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、 <u>任意（建物、農機具、保管中農作物）</u>
支払機関	農業共済組合

第2章 災害復興

大規模災害により地域が大きく被災し、住民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講ずる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、市、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。

第1節 復興に関する事前の取組の推進

市は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

第2節 災害復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合には、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置する。

この場合、「災害復興対策室」（仮称）を臨時に置き、政策推進部、市民経済部等の職員を中心に「災害復興対策本部」の庶務を迅速・的確に処理する。

第3節 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員で構成する「災害復興検討委員会」を設置し、災害復興方針を策定する。

策定した災害復興方針は、速やかに市民に公表する。

第4編 災害復旧復興計画

<第2章 災害復興>

2 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

当該計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第4節 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要がある、当該業務の実施のための体制を整備する。

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

市は、災害復興に関する専門部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

市は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ復興手続について検討を行う。

資料編

資料編目次

資料集

《 1. 条例、要綱等 》	1
資料 1. 1 北本市防災会議条例	1
資料 1. 2 北本市防災会議規則	3
資料 1. 3 北本市災害対策本部条例	5
資料 1. 4 北本市自主防災組織設立補助金交付要綱	6
資料 1. 5 北本市自主防災組織活動費補助金交付要綱	8
資料 1. 6 北本市緊急時通報システム事業運営要綱	10
資料 1. 7 北本市老人福祉電話設置事業運営要綱	13
資料 1. 8 北本市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱	15
資料 1. 9 北本市被災建築物応急危険度判定要綱	19
資料 1. 10 北本市災害弔慰金の支給等に関する条例	21
資料 1. 11 北本市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	25
資料 1. 12 北本市災害見舞金等支給条例	29
資料 1. 13 北本市災害見舞金等支給条例施行規則	31
《 2. 協定等関連 》	33
資料 2. 1 災害時応援協定一覧【国、県及び市町村関連】	33
資料 2. 2 災害時応援協定一覧【ライフライン関連】	33
資料 2. 3 災害時応援協定一覧【食料、生活物資関連】	34
資料 2. 4 災害時応援協定一覧【土木建築、輸送関連】	34
資料 2. 5 災害時応援協定一覧【民間企業、団体関連】	34
資料 2. 6 災害時応援協定一覧【福祉施設関連】	35
資料 2. 7 災害時応援協定一覧【消防関連】	35
《 3. 防災関係機関等 》	36
資料 3. 1 防災関係機関連絡先一覧	36
資料 3. 2 北本市防災会議委員名簿	40
資料 3. 3 北本市自主防災組織一覧	41
《 4. 災害危険箇所、危険施設等 》	43
資料 4. 1 重要水防区域一覧	43
資料 4. 2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧	44
資料 4. 3 危険物施設一覧	44
資料 4. 4 ガス施設一覧	44
《 5. 情報通信、広報活動関連 》	45
資料 5. 1 災害時優先電話登録状況一覧	45
資料 5. 2 気象庁震度階級関連解説表	47
資料 5. 3 竜巻予報の概要	51

資料5. 4	北本市防災行政用無線局運用要綱（防災行政無線受信所一覧表含む）	54
資料5. 5	北本市防災行政用無線局管理規程	58
《6. 消防・水防活動関連》		61
資料6. 1	消防用水利現有状況	61
資料6. 2	雨量計設置状況	61
資料6. 3	堰、水・こう門一覧	61
資料6. 4	水位情報模式図	62
《7. 医療、救護、環境、衛生》		63
資料7. 1	救急病院・救急診療所一覧（鴻巣保健所管内）	63
資料7. 2	災害拠点病院（埼玉県）	64
資料7. 3	救命救急センター（埼玉県）	65
資料7. 4	トリアージタグ	65
資料7. 5	応急給水用資機材一覧	66
《8. 防災備蓄、輸送・交通》		67
資料8. 1	防災備蓄品一覧	67
資料8. 2	飛行場場外離着陸場一覧	67
資料8. 3	指定緊急輸送道路図	68
《9. 避難活動、要配慮者関連》		69
資料9. 1	指定避難所一覧	69
資料9. 2	指定緊急避難場所一覧	69
資料9. 3	福祉避難所一覧	71
資料9. 4	地域避難所一覧	71
資料9. 5	浸水想定区域内の要配慮者施設	72
資料9. 6	浸水想定区域内の大規模工場	73
資料9. 7	要配慮者別の防災知識の周知	73
《10. その他》		74
資料10. 1	災害救助基準	74
資料10. 2	指定文化財一覧	79
資料10. 3	被害報告判定基準	81
資料10. 4	北本市災害対策本部本部長以下の腕章	83
資料10. 5	北本市災害対策本部の標識	83

様式集

《様式集》

様式1	北本市災害対策本部指令書	1
様式2	県報告関係様式	2
	(1) 発生速報	2
	(2) 経過速報	3
	(3) 被害状況調	5
様式3	緊急通行車両関連様式	7
	(1) 緊急通行車両等確認申請書	7
	(2) 標章	7
	(3) 緊急通行車両等確認証明書	8
	(4) 緊急通行車両等事前届出書	8
	(5) 緊急通行車両等事前届出済証	9
様式4	通報処理簿	10
様式5	防災航空隊出場要請(受信)書	11
様式6	自衛隊の派遣要請関連様式	12
	(1) 自衛隊の災害派遣要請について(依頼)	12
	(2) 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)	13
様式7	災害ボランティア受入名簿	14
様式8	配車請求書	15
様式9	避難所関連様式	16
	(1) 避難者カード	16
	(2) 避難者名簿	18
	(3) 避難所運営記録簿	19
様式10	食料等救助物資受払簿	21
様式11	救護所関連様式	22
	(1) 取扱患者台帳	22
	(2) 救護所運営記録簿	23
様式12	災害時放送依頼書	25

《 1 . 条例、要綱等 》

資料 1 . 1 北本市防災会議条例

北本市防災会議条例

昭和 3 8 年 9 月 2 7 日

条例第 1 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、北本市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北本市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 4人以内
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 5人以内
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人
 - (4) 市の行政機関の職員のうちから市長が任命する者 12人以内
 - (5) 教育長及び教育部長
 - (6) 埼玉県央広域消防本部消防長、北本消防署長及び消防団長
 - (7) 市を管轄する一部事務組合の職員のうちから市長が任命する者 3人以内
 - (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 4人以内
 - (9) 公共的団体等の代表者のうちから市長が任命する者 5人以内
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 5人以内
- 6 前項第 8 号から第10号までの委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1. 2 北本市防災会議規則

北本市防災会議規則

昭和51年3月9日
規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市防災会議条例（昭和38年条例第11号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第3条 会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は、委員に対して招集の日時、場所、会期及び議題を告知するものとする。

(欠席又は遅参の届出)

第4条 委員は、事故のため会議に出席できないとき又は遅参しようとするときは、開会時刻前に会長にその旨を届け出なければならない。

(会議)

第5条 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の専決処分)

第6条 防災会議の権限に属する事項でその議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したとき会長は、次の防災会議に報告しなければならない。

(幹事)

第7条 防災会議に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから会長が委嘱する。

3 幹事は、幹事会を構成し、防災会議の所掌事務に参画する。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、市民経済部くらし安全課において処理する。

(公表等の方法)

第9条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表、その他防災会議が行う公表等は、北本市公告式条例（昭和36年条例第9号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年規則第41号）

この規則は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第5号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第13号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第13号抄）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

資料 1. 3 北本市災害対策本部条例

北本市災害対策本部条例

昭和38年9月27日
条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、北本市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1. 4 北本市自主防災組織設立補助金交付要綱

北本市自主防災組織設立補助金交付要綱

平成6年3月30日
告示第41号

(目的)

第1条 この告示は、自主防災組織（以下「組織」という。）の設立に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、組織の育成強化を図り、もって市民の防災意識の普及及び高揚を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、自治会を単位として、防災活動を行うために組織された団体で、自主防災組織設立届出書（様式第1号）を市長に届け出たものとする。

(対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、別表に掲げる防災対策用資機材（以下「資機材」という。）の購入に要する費用とする。

(補助額)

第4条 補助金の額は、1組織当たりの定額10万円と組織の設立時における構成世帯数に500円を乗じて得た世帯割額の合計額とする。ただし、この額が30万円を超えるときは、30万円とする。

2 補助金の額は、購入する資機材の金額を超えない範囲とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする組織の代表者は、自主防災組織設立補助金交付申請書（様式第2号）及び防災対策用資機材購入計画書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに、その内容を審査し、自主防災組織設立補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた組織の代表者は、資機材の購入を完了したときは、速やかに防災対策用資機材購入実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 市長は、補助金を交付した組織に対して、必要があると認めるときは、資機材の購入状況について、報告を求めることができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた者があると認めたときは、これを取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第103号）

この告示は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第9号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条から第4条まで、第8条、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第22条から第24条まで、第29条から第32条まで、第35条、第39条、第42条、第43条、第49条、第52条、第55条、第59条、第60条、第63条、第67条、第70条、第72条、第73条、第76条、第80条、第85条から第89条までの規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第3条関係）

防災対策用資機材一覧

区分	品名
情報収集伝達用器具	携帯用無線機、携帯ラジオ等の情報収集伝達用器具
初期消火用器具	消火器、消火バケツ等の初期消火用器具
救出用器具	バール、はしご、のこぎり、スコップ等の救出用器具
救護用器具	担架、救急セット、運搬車等の救護用器具
避難誘導用器具	強力ライト、トランジスターメガホン、誘導旗等の避難誘導用器具
給食給水用器具	炊き出し用具、ポリタンク等の給食給水用器具
その他	ヘルメット、防災作業服、腕章、テント、防水シート、ロープ、発動発電機、排水ポンプ、資機材格納庫その他市長が必要と認めるもの

様式 略

資料 1. 5 北本市自主防災組織活動費補助金交付要綱

北本市自主防災組織活動費補助金交付要綱

平成6年3月30日
告示第42号

(目的)

第1条 この告示は、北本市自主防災組織設立補助金交付要綱（平成6年告示第41号）第2条の規定により届出のあった自主防災組織（以下「組織」という。）の活動費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、防災意識の高揚、組織の育成強化及び円滑な協力体制づくりを図ることを目的とする。

(対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、次のとおりとする。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 防災対策用資機材の購入
- (4) 組織の運営に要する経費
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助額)

第3条 補助金の額は、1組織について3万円を限度とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする組織は、自主防災組織活動費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該申請者に自主防災組織活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(実績報告書)

第6条 補助金の交付を受けた組織は、当該補助金の交付に係る会計年度が終了した日から起算して1月を経過する日までに、自主防災組織活動費補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条に規定する事業及び経費に係る領収書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた組織が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用し、又は使用しなかったとき。
- (3) 前条に規定する実績報告書を提出しなかったとき。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第1号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の北本市自主防災組織活動費補助金交付要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年告示第9号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条から第4条まで、第8条、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第22条から第24条まで、第29条から第32条まで、第35条、第39条、第42条、第43条、第49条、第52条、第55条、第59条、第60条、第63条、第67条、第70条、第72条、第73条、第76条、第80条、第85条から第89条までの規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式 略

資料 1. 6 北本市緊急時通報システム事業運営要綱

北本市緊急時通報システム事業運営要綱

平成4年12月21日

告示第155号

(目的)

第1条 この告示は、在宅のひとり暮らし高齢者等の世帯に対し、緊急時通報システム事業を実施することにより、急病、事故その他の緊急事態における高齢者の不安を解消するとともに生活の安全を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において緊急時通報システム事業（以下「事業」という。）とは、在宅のひとり暮らし高齢者等が急病、事故その他の理由により緊急に救助を必要とする場合において、無線発信機及び緊急通報電話機（以下「機器等」という。）を利用して通信、通報等の管理を行う機関（以下「受信センター」という。）に通報することにより、埼玉県央広域消防本部（以下「消防本部」という。）及び受信センターによる速やかな救助活動を行うことをいう。

(対象世帯)

第3条 この事業の対象となる世帯は、市内に住所を有し、かつ、身体上の慢性的な疾患などにより日常生活を営む上で常時注意を必要とする者がいる世帯で、次の各号の一に該当する世帯とする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者の世帯
- (2) 世帯の構成員が65歳以上である世帯
- (3) 外出困難な在宅重度身体障害者の世帯
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が事業の利用を必要と認めた世帯

(申請)

第4条 この事業を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急時通報システム事業利用申請書（様式第1号）に世帯状況申出書（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、居住する家屋が申請者以外の所有であるときは、緊急時通報システム設置承諾書（様式第3号）を添付しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに実態調査を行い、利用の可否を決定し、緊急時通報システム事業利用可否決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により事業の利用を決定したときは、速やかに機器等を設置し、必要事項を消防本部及び受信センターに通知するものとする。
- 3 市長は、必要と認めたときは、申請者の生活及び支援状況について、北本市介護予防ケア会議運営要綱（平成16年告示第76号）に規定する北本市介護予防ケア会議の意見を聴くことができる。

(変更届)

第6条 前条第1項の規定により、事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、住所、氏名、電話番号又は緊急時連絡先等に変更があったときは、直ちに申出事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、直ちにその内容を消防本部及び受信センターに通知

するものとする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、機器等を善良な管理者の注意義務をもって取り扱わなければならない。

2 利用者は、装置を本来の目的以外に使用してはならない。

3 利用者は、装置を使用する権利を他に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(辞退届)

第8条 利用者は、第3条に規定する対象世帯に該当しなくなったとき、又は事業の利用を辞退しようとするときは、速やかに緊急時通報システム事業利用辞退届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに消防本部及び受信センターに通知するものとする。

(取消し)

第9条 市長は、利用者が虚偽又は不正の手段により事業を利用していることが判明したとき、又は機器等の管理上支障を生じたときは、事業の利用を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により事業の利用を取り消したときは、緊急時通報システム事業利用取消通知書（様式第7号）により利用者に通知し、かつ、消防本部及び受信センターに通知するものとする。

(費用等)

第10条 機器等の設置に要する費用は、市が負担するものとする。

2 設置した機器等の使用に要する基本料及び通話料は、利用者が負担するものとする。

3 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、機器等を損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(台帳の整備)

第11条 市長は、事業の状況を明確にするため、緊急時通報システム事業利用者登録台帳（様式第8号）を整備するものとする。

2 市長は、消防本部及び受信センターに前項の台帳を整備するものとする。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、事業を円滑に運営するため、関係行政機関と密接な連携を保つとともに、民間関係諸団体の協力を得るように努めるものとする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成8年告示第28号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第30号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第51号）

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に改正前の北本市緊急時通報装置設置事業運営要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、改正後の北本市緊急時

通報システム事業運営要綱（以下「新要綱」という。）の規定によりなされたものとみなし、旧要綱により整備された緊急時通報装置に対する取扱いは、新要綱の規定による緊急時通報システムに変更するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成20年告示第64号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第54号）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、この告示の施行の日以後の使用に要する基本料及び通話料について適用し、同日前の使用に要した基本料及び通話料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年告示第39号）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月28日告示第55号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式 略

資料 1. 7 北本市老人福祉電話設置事業運営要綱

北本市老人福祉電話設置事業運営要綱

昭和52年3月17日
要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らしの老人及び外出の困難な在宅重度障害者の世帯に対して、老人福祉電話（以下「福祉電話」という。）を設置することにより、日常生活の便を図るとともに、その安否の確認等各種サービスの提供をすることを目的とする。

(対象者)

第2条 福祉電話の対象者は、原則として所得税非課税世帯に属する者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 65歳以上の常時ひとり暮らしの老人であって、安否の確認等を必要とする者
- (2) 外出の困難な在宅重度障害者であって、緊急連絡等を必要とする者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

(設置の申請及び決定)

第3条 福祉電話の設置を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、老人福祉電話設置申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。なお、居住する家屋が申請者以外の所有である場合には、老人福祉電話設置承諾書（様式第2号）を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項による設置の申請があったときは、その内容等を審査のうえ設置の可否を決定して、申請者に老人福祉電話設置決定・否決・通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

3 前項による老人福祉電話設置決定通知書を受けた者（以下「使用者」という。）は、老人福祉電話使用書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(費用)

第4条 福祉電話の設置に要する費用は、市が負担する。

2 設置した福祉電話の使用に要する基本料及び通話料は、使用者が負担する。

(業務の内容)

第5条 市は、福祉電話を設置したとき次の業務を行う。

- (1) 定期的な電話訪問による孤独化の防止及び安否の確認
- (2) 電話による各種の相談及び助言
- (3) その他必要と認められる業務

(電話の返還)

第6条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときには、老人福祉電話返還通知書（様式第5号）により通知し、福祉電話を返還させなければならない。

- (1) 第2条各号の一に該当しなくなったとき。
- (2) その他市長が特に福祉電話の設置を不相当と認めたとき。

(関係機関との連携)

第7条 市は、この事業の実施に当たっては、関係機関との密接な連携を図ることにより、事業の円滑な運営に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、福祉電話に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年要綱第9号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和52年12月1日から適用する。

附 則（平成元年告示第125号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年告示第3号）

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第29号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第103号）

この告示は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第9号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条から第4条まで、第8条、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第22条から第24条まで、第29条から第32条まで、第35条、第39条、第42条、第43条、第49条、第52条、第55条、第59条、第60条、第63条、第67条、第70条、第72条、第73条、第76条、第80条、第85条から第89条までの規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式 略

資料 1. 8 北本市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱

北本市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱

平成 26 年 3 月 26 日

告示第 31 号

(目的)

第 1 条 この告示は、北本市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、市内に存する木造住宅（以下「既存木造住宅」という。）の耐震診断、耐震改修計画又は耐震改修工事を行う者に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、既存木造住宅の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士（同法第 2 条第 1 項に規定する建築士をいう。以下同じ。）が、同法第 3 条から第 3 条の 3 までの規定により設計又は工事監理ができることとされた木造住宅について、次に掲げる方法により、地震に対する安全性に関し評価を行うことをいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会が作成した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第 1 に規定する耐震診断の方法と同等であると認められる耐震診断の方法

(2) 耐震改修計画 耐震診断により上部構造評点（一般財団法人日本建築防災協会が作成した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点をいう。以下同じ。）が 1.0 未満である建築物又は基礎が安全でないとして診断された建築物について、上部構造評点が 1.0 以上及び基礎が安全となるよう改修するに当たり建築士が策定する計画をいう。

(3) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、耐震改修計画に基づいて、建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者又は同法第 3 条第 1 項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者が行う建築物の改修工事をいう。

(補助対象建築物)

第 3 条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、地階を除く階数が 2 以下の既存木造住宅であって、昭和56年 5 月31日以前の建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条第 1 項の規定による確認をいう。）に基づき着工された在来軸組構法及び枠組壁構法による一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものに限る。）を含む。）とする。ただし、建築基準法に明らかに違反した建築物は対象としない。

(補助対象事業)

第 4 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 耐震診断

(2) 耐震改修計画

(3) 耐震改修工事（当該耐震改修工事に要する費用が400,000円以上のものに限る。）

(補助金の額)

第5条 耐震診断又は耐震改修計画の補助金の額は、耐震診断又は耐震改修計画を行った補助対象建築物1戸につき、当該耐震診断又は耐震改修計画に要する費用に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とし、50,000円を上限とする。

2 耐震改修工事の補助金の額は、耐震改修工事を行った補助対象建築物1戸につき、当該耐震改修工事に要した額に100分の23を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とし、400,000円を上限とする。

(補助対象者)

第6条 補助の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象建築物の所有権を有している者(法人を除く。以下「所有者」という。)又は所有者の2親等以内の親族であること。

(2) 補助対象建築物に居住している者(耐震改修工事を行う場合にあっては居住することを予定している者を含む。)であること。

2 前項の規定にかかわらず、申請者又は所有者に交付の決定時点において市税の滞納がある場合は、補助の対象としない。

(補助金を受けることができる回数)

第7条 補助を受けることができる回数は、建築物1戸に対して、それぞれの補助対象事業ごとに1回とする。

(交付申請)

第8条 補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、それぞれ当該事業の開始前に、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 耐震診断 次のアからオまで(所有者の2親等以内の親族が申請を行う場合又は補助対象建築物の所有者が複数いる場合にあってはアからカまで)に掲げる書類

ア 付近見取り図、配置図及び平面図

イ 補助対象建築物に係る建築確認通知書又は所在地、所有者及び建築年次を確認することができる書類

ウ 受給資格確認同意書(様式第2号)

エ 補助対象事業を行う者の建築士免許証の写し

オ 補助対象事業に要する費用についての見積書の写し

カ 補助対象事業実施承諾書(様式第3号)

(2) 耐震改修計画 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める書類

ア 耐震診断に引き続き耐震改修計画を行う場合 次の掲げる書類

(ア) 前号エ及びオに掲げる書類

(イ) 耐震診断報告書又はそれに代わるもの

イ アに規定する場合以外の場合 次の(ア)及び(イ)(所有者の2親等以内の親族が申請を行う場合又は補助対象建築物の所有者が複数いる場合にあっては、(ア)から(ウ)まで)に掲げる書類

(ア) 前号アからオまでに掲げる書類

(イ) ア(イ)に掲げる書類

(ウ) 前号カに掲げる書類

(3) 耐震改修工事 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める書類

ア 耐震改修計画に引き続き耐震改修工事を行う場合 次に掲げる書類

(ア) 第1号エに掲げる書類

(イ) 耐震改修工事の設計図

(ウ) 耐震改修を実施した場合に得られる耐震診断結果に関する書類

(エ) 耐震改修工事に要する費用の内訳書(様式第4号)を内訳とした見積書の写し

イ アに規定する場合以外の場合 次の(ア)及び(イ)(所有者の2親等以内の親族が申請を行う場合又は補助対象建築物の所有者が複数いる場合にあつては、(ア)から(ウ)まで)に掲げる書類

(ア) 第1号アからエまでに掲げる書類

(イ) ア(イ)から(エ)までに掲げる書類

(ウ) 第1号カに掲げる書類

2 前項に掲げる書類のほか、代理人が申請する場合にあつては、委任状を申請書に添付しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があつたときは、申請書類の内容を審査の上、審査結果を補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更及び取りやめ)

第10条 前条の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、申請の内容を変更しようとするときは、申請内容変更届(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業を取りやめるときは、補助対象事業取りやめ届(様式第7号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(耐震改修工事の中間検査)

第11条 補助事業者は、耐震改修工事における工程が次の各号に掲げる改修箇所の区分に応じ、当該各号に定める工程に達したときは、中間検査申請書(様式第8号)を市長に提出し、市長による中間検査(以下「中間検査」という。)を受けなければならない。

ア 壁 筋交いの設置又は合板貼りの施工

イ 基礎 配筋

2 中間検査は、当該耐震改修工事に係る耐震改修計画をした建築士が行う検査の後に行うものとする。

3 市長は、中間検査を実施した場合において、当該耐震改修が適切に行われていないと認めるときは、補助事業者に対し、耐震改修工事を適切に実施するよう命ずることができる。

(完了実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに補助対象事業完了報告書(様式第9号)に次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断 次に掲げる書類

ア 耐震診断報告書

イ 現地調査の状況を示す外部写真、内部写真及び接合部写真

ウ 契約書及び領収書の写し

(2) 耐震改修計画 次に掲げる書類

- ア 耐震改修計画
 - イ 当該耐震改修を実施した場合に得られる耐震診断結果に関して記載した書類
 - ウ 契約書及び領収書の写し
- (3) 耐震改修工事 次のア及びイ（補助対象建築物に居住することを予定している者が申請を行った場合にあっては、アからウまで）に掲げる書類
- ア 耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後における施工箇所の写真
 - イ 契約書及び領収書の写し
 - ウ 住民票
- 2 前項の補助事業完了報告書の提出期限は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の1月31日までとする。
- (耐震診断結果に基づく勧告)
- 第13条** 市長は、耐震診断の総合評点が1.0未満と診断された補助事業者に対し、地震に対して安全な構造となる耐震改修工事を行うよう、耐震診断結果に基づく勧告書（様式第10号）により勧告するものとする。
- (交付金額の確定)
- 第14条** 市長は、第12条第1項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第11号）により、当該報告を行った者に通知するものとする。
- (補助金の交付請求)
- 第15条** 前条の通知書を受けた者は、補助金交付請求書（様式第12号）に当該通知書の写しを添えて、市長に請求するものとする。
- 2 前項の請求書の提出期限は、前条の規定による通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該通知をした日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までとする。
- (補助金の交付)
- 第16条** 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査した上、補助金を交付するものとする。
- (補助金の返還)
- 第17条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (規則の適用)
- 第18条** この告示に定めるもののほか、補助金の交付については、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号）の規定を適用する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第154号）

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第9号抄）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

資料 1. 9 北本市被災建築物応急危険度判定要綱

北本市被災建築物応急危険度判定要綱

平成15年9月30日

告示第168号

(目的)

第1条 この告示は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。） 地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。
- (2) 応急危険度判定士 被災建築物応急危険度判定業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年12月15日制定）に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事が定める者をいう。
- (3) 判定支援本部 埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱（平成11年4月1日制定）第4第3項に規定する判定支援本部をいう。
- (4) 災害対策本部 北本市地域防災計画に定める災害対策本部をいう。
- (5) 応急危険度判定コーディネーター（以下「コーディネーター」という。） 判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体等に属する者をいう。

(判定の実施)

第3条 市長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、地震災害に備え、判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(判定計画)

第4条 市長は、応急危険度判定士、コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の人員並びに判定の対象となる建築物の範囲等の計画を定めるものとする。

2 前項の計画には、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

(判定の実施に関する県との連絡調整等)

第5条 市長は、判定実施本部の設置を決定したときは、速やかに埼玉県知事に連絡するものとする。

2 市長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物数及び判定士等の計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるときは、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請することができる。

3 判定実施本部の長は、判定支援本部の長に対し、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整するものとする。

(判定体制の周知)

第6条 市長は、判定体制の充実のため、埼玉県及び彩の国既存建築物地震対策協議会と協力して広報等を行い、判定活動の周知に努めるものとする。

(判定士等の確保)

第7条 市長は、判定士等を招集するための連絡網を作成し、判定実施時における判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

(コーディネーターの任命)

第8条 市長は、判定実施本部と判定士等との連絡調整及び判定士等に対しガイダンス等を行うため、第2条第5号に規定するコーディネーターの中から当該判定に係るコーディネーターを任命するものとする。

(判定方法及び判定結果の表示)

第9条 判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施するものとする。

2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」又は「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

(移動方法及び宿泊場所の確保等)

第10条 市長は、判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに被災状況等を検討し、移動方法を手配するものとする。

2 市長は、判定士等の食料の準備及び必要に応じ、宿泊場所の確保等を行うものとする。

(判定用資機材の調達等)

第11条 市長は、判定活動に必要な判定用資機材の調達及び備蓄を行うものとする。

(判定活動における補償)

第12条 市長は、民間の判定士等を判定活動に従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度を適用するものとする。

(その他)

第13条 市長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、平成15年10月1日から施行する。

資料 1. 10 北本市災害弔慰金の支給等に関する条例

北本市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月20日
条例第32号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
 - (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同じくして生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定

にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して支給しても全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) その他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

附 則 (昭和52年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定

は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和62年8月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年条例第46号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成31年条例第3号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害について適用し、同日前に生じた災害については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する

資料 1. 11 北本市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

北本市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年6月20日
規則第19号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により、災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の調査は、災害弔慰金支給調査表（様式第1号）により行うものとする。

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の調査は、災害障害見舞金支給調査表（様式第2号）により行うものとする。

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第3号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項（連帯保証人（以下「保証人」という。）を立てない場合にあつては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載した災害援護資金借入申込書（様式第4号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第5号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第6号）を、借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書（保証人を立てる場合にあつては、保証人の連署した災害援護資金借用書）（様式第7号。以下「借用書」という。）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合にあつては、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還金支払猶予申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間、その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還金支払猶予承認通知書(様式第10号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した災害援護資金違約金支払免除申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した災害援護資金違約金支払免除承認通知書(様式第13号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金違約金支払免除不承認通知書(様式第14号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由、その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類及び保証人が当該資金の償還未済額を償還することができないと認められる書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第16号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第17号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等、借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに氏名等変更届(様式第18号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第27号）

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第16号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第17号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式 略

資料 1. 12 北本市災害見舞金等支給条例

北本市災害見舞金等支給条例

平成4年3月18日
条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、市民が災害により被災した場合に、被災者又はその遺族等に対し、災害見舞金又は災害死亡弔慰金若しくは災害負傷見舞金（以下これらを「見舞金等」という。）を支給することにより、市民福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(2) 災害 火災又は暴風、豪雨、洪水、豪雪、落雷、降ひょう、竜巻、地震、地滑り若しくは土砂崩れ等の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(見舞金等の支給)

第3条 市は、市民が災害により現に居住する住居に被害を受けたときは、災害見舞金を支給する。

2 市は、市民が災害により死亡したときは災害死亡弔慰金を、負傷したときは災害負傷見舞金を支給する。

3 前2項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたときは、見舞金等を支給する。

(死亡の推定)

第4条 災害発生により生死がわからなくなった者で当該災害のやんだ後3月間その生死がわからないものは、当該災害によって死亡したものと推定する。

(支給対象者)

第5条 見舞金等の支給を受けることができる者は、被災当時において市民である者とする。ただし、災害死亡弔慰金の支給を受けることができる者は、死亡した市民と同居をしていた遺族とし、当該同居をしていた遺族がいない場合は、葬祭を行う者とする。

2 前項に規定する遺族の範囲は、市民の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

(支給額)

第6条 見舞金等の支給額は、災害による被災の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 住居の全焼、全壊又は流失 1世帯につき 100,000円

(2) 住居の半焼又は半壊 1世帯につき 50,000円

(3) 住居の床上浸水等 1世帯につき 30,000円

(4) 住居の一部損壊 1世帯につき 20,000円

(5) 死亡者 1人につき 100,000円

(6) 負傷者 1人につき 30,000円

(支給の制度)

第7条 見舞金等は、次の各号の一に該当する場合には、その額を減額し、又は支給しない。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定が適用される場合
- (2) 北本市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第32号）第3条に規定する災害弔慰金又は第9条に規定する災害障害見舞金が生じられる場合
- (3) 被災が当該被災者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
（支給の申請）

第8条 見舞金等の支給を受けようとする者は、被災した日の翌日から起算して30日以内に、市長に対して申請しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。
（支給の決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を調査し、速やかに見舞金等の支給の可否を決定するものとする。
（見舞金等の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金等の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した見舞金等の全部又は一部を返還させることができる。
（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に発生した災害から適用する。

附 則（平成23年条例第6号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北本市災害見舞金等支給条例の規定は、平成23年3月11日以後に発生した災害から適用する。

附 則（平成24年条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

資料 1. 13 北本市災害見舞金等支給条例施行規則

北本市災害見舞金等支給条例施行規則

平成4年3月18日
規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市災害見舞金等支給条例(平成4年条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(被災の種類及び基準)

第2条 条例第6条各号に規定する被災の種類及び基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住居の全焼、全壊又は流失とは、災害により住居の焼失、損壊若しくは流失をした部分の延べ床面積が当該住居の延べ床面積の7割以上に達するもの又は当該住居を改築しなければ住居として使用することができない程度の被害をいう。
- (2) 住居の半焼又は半壊とは、災害により住居の焼失又は損壊した部分の延べ床面積が当該住居の延べ床面積の4割以上7割未満のもので、補修を加えることによって住居として使用することができる程度の被害をいう。
- (3) 住居の床上浸水等とは、災害により浸水が住居の床上まで達したもの又は土砂等のたい積のため、一時的に住居として使用することができない程度の被害をいう。
- (4) 住居の一部損壊とは、災害により住居の附属設備(当該住居の電気、ガス又は水の供給に係るものに限る。)又は屋根部分が損壊し、一時的にその機能を損なう程度の被害をいう。
- (5) 死亡者とは、災害により死亡した者及び条例第4条の規定に基づき死亡したものと推定された者並びに災害により負傷し、1箇月以内に死亡した者をいう。
- (6) 負傷者とは、災害により負傷し、医師により1箇月以上の入院治療を要すると診断された者をいう。

(申請手続)

第3条 条例第8条の規定による申請は、次の各号に掲げる書類を市長に提出して行うものとする。

- (1) 条例第6条第1号、第2号、第3号又は第4号に該当する場合にあっては、北本市災害見舞金支給申請書(様式第1号)及び被災を証明する書類
 - (2) 条例第6条第5号に該当する場合にあっては、北本市災害死亡弔慰金支給申請書(様式第2号)、被災を証明する書類及び医師の診断書
 - (3) 条例第6条第6号に該当する場合にあっては、北本市災害負傷見舞金支給申請書(様式第3号)、被災を証明する書類及び医師の診断書
- (添付書類等の省略)

第4条 市長は、この規則の規定により申請書に添えて提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類等の提出を省略させることができる。

(決定通知)

第5条 条例第9条の規定による支給の可否の決定の通知は、北本市災害見舞金等支給(不支給)決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(受領書の提出)

第6条 見舞金等の支給を受けた者は、北本市災害見舞金等受領書(様式第5号)を市長に提出

しなければならない。

(台帳)

第7条 市長は、見舞金等の支給事由、支給額、支給状況等を明らかにするため、北本市災害見舞金等支給台帳（様式第6号）を備えるものとする。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第27号）

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第17号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式 略

《 2. 協定等関連 》

資料 2. 1 災害時応援協定一覧【国、県及び市町村関連】

■国、県及び市町村関連の協定一覧

[令和 5 年 10 月 1 日現在]

名 称	協定締結先	締結年月日
災害時相互応援協定書	新潟県十日町市	H10. 2. 24
災害時等の相互応援に関する協定書	福島県会津坂下町	H 8. 8. 3
災害時等の相互応援に関する協定書	千葉県富津市	H 9. 12. 22
災害時等の相互応援に関する協定書	茨城県牛久市	H10. 1. 23
災害時等の相互応援に関する協定書	山梨県韮崎市	R 2. 2. 12
災害時の避難場所相互利用に関する協定書	川島町	H27. 7. 1
洪水時等における広域避難に関する協定	吉見町	R 3. 7. 15
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県及び県内市町村	H19. 5. 1
災害時における防災施設の運営等に関する協定書	埼玉県環境部みどり自然課	H26. 4. 1
埼玉県防災行政無線市町村局の管理運営に関する協定書の一部を変更する協定書	埼玉県	H19. 3. 1
埼玉県防災情報システム端末の設置等に関する協定	埼玉県	H13. 4. 1
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H23. 1. 13
災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立北本高等学校	H22. 11. 22

資料 2. 2 災害時応援協定一覧【ライフライン関連】

■ライフライン関連の協定一覧

[令和 5 年 10 月 1 日現在]

名 称	協定締結先	締結年月日
広域的な断減水による北本市防災行政無線（固定系）の使用に関する協定書	桶川北本水道企業団	H19. 12. 1
災害時における LP ガス応急生活物資等に関する協定書	(一社)埼玉県エルピーガス協会 鴻巣支部	H 9. 11. 5
広域停電事故による北本市防災行政無線（固定系）の使用に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株)	H11. 12. 15
広域的なガス供給停止による北本市防災行政無線（固定系）の使用に関する協定書	東彩ガス(株)	H19. 12. 1
災害時における相互協力に関する協定	東彩ガス(株)	R 4. 3. 28
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合	H20. 10. 29
大規模災害時等における電力復旧等に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株)	R 2. 9. 1
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株) 埼玉事業部	H27. 3. 12

資料 2. 3 災害時応援協定一覧【食料、生活物資関連】

■食料、生活物資関連の協定一覧

[令和 5 年 10 月 1 日現在]

名 称	協定締結先	締結年月日
災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン (株)	H16. 12. 8
防災応援型自動販売機設置に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン (株)	H24. 6. 12
防犯・防災応援型自動販売機設置に関する協定書	北里大学メディカルセンター コカ・コーラボトラーズジャパン (株)	H25. 11. 22
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	H23. 2. 25
災害時における生活物資の供給に関する協定	(株)カインズ	H24. 10. 31
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	さいたま農業協同組合	H24. 12. 20
災害時における燃料等の供給協力に関する協定	有限会社しんごや石油	H24. 6. 29
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	H30. 2. 16
災害時における物資の供給に関する協定	(株)マミーマート	H31. 3. 1
災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定	三協フロンテア (株)	R 1. 5. 29
災害時における段ボール製品の調達に関する協定	日藤ダンボール (株)	R 2. 7. 9
災害時における物資の供給に関する協定	(株)平和アルミ製作所	R 3. 7. 27

資料 2. 4 災害時応援協定一覧【土木建築、輸送関連】

■土木建築、輸送関連の協定一覧

[令和 5 年 10 月 1 日現在]

名 称	協定締結先	締結年月日
災害又は事故等における応急対策業務に関する協定書	北本市総合建設業協会	H28. 1. 15
災害時における物資の輸送に関する協定書	(一社)埼玉県トラック協会 鴻巣支部	H24. 7. 2
災害時等における優先協力要請に関する協定	(株)矢口造園	H20. 9. 25
災害時等における資機材等の優先供給に関する協定	コーエイ (株)	H19. 6. 7
北本市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書	(一社)埼玉建築士会中央北支部	H25. 4. 2

資料 2. 5 災害時応援協定一覧【民間企業、団体関連】

■民間企業、団体関連の協定一覧

[令和 5 年 10 月 1 日現在]

名 称	協定締結先	締結年月日
災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	東日本旅客鉄道 (株)	H25. 10. 1
災害時における航空機の優先利用に関する協定書	本田航空 (株)	H10. 2. 25
災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書	北本リサイクル事業協同組合	H25. 10. 23
災害時における放送等に関する協定	(株)ジェイコム埼玉・東日本	H27. 12. 3
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー (株)	R 1. 5. 19

名 称	協定締結先	締結年月日
災害発生時における北本市と北本市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)	R 3. 2. 15
災害時における被災者支援に関する協定書	埼玉県行政書士会	H29. 1. 23
災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉司法書士会	H30. 12. 18
災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社)桶川北本伊奈地区医師会	H29. 3. 28
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	(一社)埼玉県北足立歯科医師会	H29. 3. 28
災害時の医療救護活動等に関する協定書	北本市薬剤師会	H29. 3. 28
災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定	北本市社会福祉協議会	R 4. 11. 8

資料 2. 6 災害時応援協定一覧【福祉施設関連】

■福祉施設関連の協定一覧

[令和5年10月1日現在]

名 称	協定締結先	締結年月日
災害時等における福祉協力等に関する協定書	生活協同組合コープみらい	H23. 2. 25
災害時における福祉協力等に関する協定	社会福祉法人松寿会	H25. 9. 30
災害時における福祉協力等に関する協定	社会福祉法人ピースクエア	H26. 3. 19
災害時における福祉協力等に関する協定	特別養護老人ホームさくら苑	H29. 10. 20
災害時における福祉協力等に関する協定	社会福祉法人一粒	R 4. 10. 26
災害時における福祉協力等に関する協定	社会福祉法人千歳会	R 4. 11. 27

資料 2. 7 災害時応援協定一覧【消防関連】

■消防関連の協定一覧

[令和5年10月1日現在]

名 称	協定締結先	締結年月日
協定書（防災行政用無線局（固定系）遠隔制御装置の設置及び運用）	埼玉県央広域消防本部 桶川市、鴻巣市	H 8. 4. 1
消防相互応援協定書	川越地区消防組合 埼玉県央広域消防本部 桶川市	H19. 6. 20

《 3 . 防災関係機関等 》

資料 3 . 1 防災関係機関連絡先一覧

(1) 埼玉県関係

〔令和 5 年 10 月 1 日現在〕

機関名	所在地	電話番号
危機管理防災部災害対策課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-8181
危機管理防災部危機管理課	〃	048-830-8131
北本県土整備事務所	北本市東間 3-143	048-540-8200
鴻巣保健所	鴻巣市東 4-5-10	048-541-0249
さいたま農林振興センター	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5	048-822-2492
南部教育事務所	〃	048-822-1860
県央地域振興センター	上尾市大字南 239-1	048-777-1110
埼玉県病虫害防除所	熊谷市須賀広 784	048-539-0661
中央家畜保健衛生所	さいたま市北区别所町 107-1	048-663-3071
埼玉県防災航空センター	川島町出丸下郷 53-1	049-297-7810
荒川左岸北部下水道事務所	桶川市小針領家 939 <u>元荒川水循環センター</u>	048-564-0016

(2) 警察機関

〔令和 5 年 10 月 1 日現在〕

機関名	所在地	電話番号
鴻巣警察署	鴻巣市東 4-1-3	048-543-0110
〃 北本交番	北本市本宿 2-8	048-591-1446
〃 北本駅前交番	〃 中央 2-172	048-592-2044
〃 二ツ家交番	〃 二ツ家 1-380-2	048-593-7610

(3) 消防機関

〔令和 5 年 10 月 1 日現在〕

機関名	所在地	電話番号
埼玉県央広域消防本部	鴻巣市箕田 1638-1	048-597-3301
〃 北本消防署	北本市緑 3-396	048-592-5005
〃 北本東分署	〃 宮内 7-240	048-592-2254

(4) 指定行政機関・指定地方行政機関

〔令和 5 年 10 月 1 日現在〕

機関名	所在地	電話番号
消防庁応急対策室	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7527
関東農政局企画調整室	さいたま市中央区新都心 2-1 <u>さいたま新都心合同庁舎 2 号館</u>	<u>048-740-0308</u>
大宮国道事務所	〃 北区吉野町 1-435	048-669-1200
〃 大宮出張所	〃 北区日進町 3-342-1	048-663-4935

機関名	所在地	電話番号
荒川上流河川事務所	川越市新宿町 3-12	049-246-6371
〃 熊谷出張所	熊谷市箱田 5-7-1	048-522-0612
熊谷地方气象台	熊谷市桜町 1-6-10	048-521-7911
さいたま労働基準監督署	さいたま市中央区新都心 11-2	048-600-4803
大宮公共職業安定所	〃 大宮区大成町 1-525	048-667-8609

(5) 自衛隊

〔令和5年10月1日現在〕

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第32普通科連隊	さいたま市北区日進町 1-40-7	048-663-4241

(6) 指定公共機関

〔令和5年10月1日現在〕

機関名	所在地	電話番号
東日本旅客鉄道(株)北本駅	北本市北本 1-12	
東日本電信電話(株)埼玉事業部	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623
日本赤十字社埼玉県支部	〃 浦和区岸町 3-17-1	048-789-7117
東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	〃 浦和区北浦和 5-14-2	048-638-2803
NHKさいたま放送局	〃 浦和区常盤 6-1-21	048-833-2041
日本郵便(株)北本郵便局	北本市緑 1-167	048-591-1701
佐川急便(株)北関東支店	白岡市篠津 914-3	03-3699-3340

(7) 指定地方公共機関

〔令和5年10月1日現在〕

機関名	所在地	電話番号
(株)テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤 6-36-4	048-824-3131
(株)エフエムナックファイブ	〃 大宮区錦町 682-2 JACK 大宮 11F	048-650-0795
東彩ガス(株)	北本市古市場 1-5	048-507-3284
(一社)埼玉県LPガス協会	さいたま市浦和区高砂 1-2-1-410 エイペックスタワー浦和オフィス東館 4F	048-541-4711
(一社)埼玉県トラック協会鴻巣支部	鴻巣市広田 467-1	048-596-1121

(8) 協定締結市

〔令和5年10月1日現在〕

機関名	所在地	電話番号
十日町市	新潟県十日町市千歳町 3-3	025-757-3111
牛久市	茨城県牛久市中央 3-15-1	029-873-2111
富津市	千葉県富津市下飯野 2443	0439-80-1222
会津坂下町	福島県会津坂下町市中三番甲 3662	0242-84-1503
川島町	川島町大字下八ツ林 870-1	049-297-1811
菫崎市	山梨県菫崎市水神一丁目 3番 1号	0551-22-1111
吉見町	吉見町大字下神谷 411	0493-54-1505

(9) 団体関連、民間企業等

〔令和5年10月1日現在〕

団体名	所在地	電話番号
桶川北本水道企業団	北本市中丸 6-83	048-591-2775
(一社) 桶川北本伊奈地区医師会	〃 二ツ家 3-183	048-591-3140
(一社) 埼玉県北足立歯科医師会	鴻巣市赤見台 1-15-23	048-596-0275
北本市薬剤師会	北本市緑 3-211	048-593-4807
北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100	048-593-1212
北本地区衛生組合	〃 朝日 1-200	048-591-5490
埼玉中部環境保全組合	吉見町大串 2808	0493-54-0666
さいたま農業協同組合	さいたま市見沼区東大宮 4-21-1	048-666-1251
北本市商工会	北本市宮内 7-148	048-591-4461
北本市社会福祉協議会	〃 高尾 1-180	048-593-2961
北本市総合建設業協会	〃 北本 4-273	048-591-4101
埼玉県電気工事工業組合	さいたま市北区植竹町 1-820-6	048-663-0242
(一社) 埼玉建築士会中央北支部	桶川市寿町 1-5-7	048-771-2750
埼玉県立北本高等学校	北本市古市場 1-152	048-592-2200
北本リサイクル事業協同組合	〃 宮内 7 丁目 147 番地	048-591-6432
生活協同組合コープみらい	さいたま市南区根岸 1-5-5	048-789-6401
社会福祉法人松寿会	北本市緑 4-104	048-591-3233
社会福祉法人ピースクエア	〃 朝日 1-30-1	048-593-8080
特別養護老人ホームさくら苑	〃 深井 5-67	048-541-7771
社会福祉法人一粒	鴻巣市鎌塚 40-1	048-547-2064
社会福祉法人千歳会	北本市深井 3-25-1	048-579-5110
埼玉県行政書士会	さいたま市浦和区仲町 3-11-11	048-833-0900
埼玉県司法書士会	〃 浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861
コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	桶川市加納 180	048-774-1103
本田航空(株)	川島町大字出丸下郷 53-1	049-299-1111
コーエイ(株)	群馬県前橋市上小出町 1-9-12	027-233-0522
(株) 矢口造園	北本市古市場 2-265	048-591-4593
(株) カインズ	本庄市早稲田の杜 1-2-1	0495-25-1000
有限会社しんごや石油	北本市本町 6-271	048-591-1643
(株) ジェイコム埼玉・東日本	さいたま市浦和区常盤 10 丁目 4 番 1 号	048-088-1177
(株) ゼンリン	〃 中央区新都心 7 番地 2 大宮 サウスゲート 9F	048-767-5758
(株) マミーマート	〃 北区宮原町 2-44-1	048-654-2511
LINE ヤフー(株)	東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー	03-6898-6763
三協フロンティア(株) 北本店	北本市中丸 6-115-1	048-593-8001
日藤ダンボール(株)	桶川市大字坂田 860-3	048-728-1111

団体名	所在地	電話番号
日本 GLP (株)	東京都中央区八重洲 2-2-1 東京ミッド タウン八重洲 八重洲セントラルタワー 16F	03-6897-8008
(株) 平和アルミ製作所	〃 荒川区町屋 3-20-13	03-3892-5136

資料 3. 2 北本市防災会議委員名簿

北本市防災会議委員名簿

No.	委員の別	区 分	所属する機関	職 名
-	会長		北本市	市 長
1	1号委員	指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所	事 務 所 長
2			厚生労働省埼玉労働局さいたま労働基準監督署	署 長
3			国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	事 務 所 長
4			農林水産省関東農政局 埼玉県拠点	地 方 参 事 官
5	2号委員	県の機関	埼玉県北本県土整備事務所	所 長
6			埼玉県県央地域振興センター	副 所 長
7			埼玉県鴻巣保健所	所 長
8			埼玉県さいたま農林振興センター	所 長
9	3号委員	警察機関	埼玉県警察本部鴻巣警察署	署 長
10	4号委員	市の機関	北本市	副 市 長
11			北本市	政策推進部長
12			北本市	総務部長
13			北本市	市民経済部長
14			北本市	福祉部長
15			北本市	こども健康部長
16			北本市	都市整備部長
17			北本市	議会事務局長
18			北本市	市長公室長
19			北本市	健康づくり課長
20			北本市	東保育所長
21	5号委員	教育機関	北本市教育委員会	教 育 長
22			北本市教育委員会	教 育 部 長
23	6号委員	消防機関	埼玉県央広域事務組合消防本部	消 防 長
24			埼玉県央広域事務組合消防本部	北本消防署長
25			北本市消防団	団 長
26	7号委員	一部事務組合の機関	桶川北本水道企業団	事 務 局 長
27			北本地区衛生組合	事 務 局 長
28			埼玉中部環境保全組合	事 務 局 長
29	8号委員	指定公共機関及び 指定地方公共機関	(株) J R 東日本ステーションサービス	ブ ロ ッ ク 長
30			東京電力パワーグリッド(株) 埼玉総支社	副 総 支 社 長
31			東日本電信電話(株)	執行役員埼玉事業部長
32			東彩ガス(株)	執行役員総務部長
33	9号委員	公共的団体	(一社) 桶川北本伊奈地区医師会	医 師
34			さいたま農業協同組合	管 理 課 長
35			北本市商工会	副 会 長
36			(一社) 埼玉県北足立歯科医師会北本支部	北 本 支 部 長
37			北本市社会福祉協議会	常 務 理 事
38	10号委員	自主防災組織 学識経験者	自主防災会《ワコーレロイヤルガーデン北本防災会》	副 会 長
39			自主防災会《北本団地第1自主防災会》	会 長
40			自主防災会《東間8丁目自主防災会》	会 長
41			自主防災会《西高尾1丁目自治会自主防災会》	会 長

資料 3. 3 自主防災組織一覧

■北本市自主防災会一覧

[令和 5 年 10 月 1 日現在]

No.	名 称	設立年月日
1	石戸宿自主防災会(西 8 地区)	平成 7 年 3 月 1 日
2	中丸 5 丁目自主防災会	平成 7 年 3 月 11 日
3	本町 7・8 丁目自主防災会	平成 7 年 7 月 1 日
4	北本 2 丁目自主防災会	平成 7 年 8 月 1 日
5	チサン第 3 団地自主防災会	平成 8 年 10 月 27 日
6	中丸 2 丁目自主防災会	平成 9 年 4 月 1 日
7	北本団地第 1 自主防災会	平成 11 年 11 月 14 日
8	北本団地第 2 自主防災会	平成 11 年 11 月 14 日
9	北本団地第 3 自主防災会	平成 11 年 11 月 14 日
10	北本団地第 4 自主防災会	平成 11 年 11 月 14 日
11	北本団地第 5 自主防災会	平成 11 年 11 月 14 日
12	宮内 1 丁目自主防災会	平成 13 年 2 月 1 日
13	西 4 地区自主防災会	平成 13 年 10 月 15 日
14	北本スカイハイツ防犯・防災隊	平成 14 年 4 月 1 日
15	グリーンハイツ北本自主防災会	平成 15 年 4 月 1 日
16	二ツ家団地自主防災会	平成 16 年 4 月 1 日
17	東 7 地区自主防災会	平成 17 年 3 月 1 日
18	西高尾 6 丁目自主防災会	平成 17 年 10 月 2 日
19	東 8 地区自主防災会	平成 18 年 2 月 1 日
20	東 10 地区自主防災会	平成 18 年 3 月 1 日
21	東 11 地区自主防災会	平成 18 年 3 月 1 日
22	東 19 地区自主防災会	平成 18 年 3 月 1 日
23	サンマンション北本自主防災会	平成 17 年 11 月 13 日
24	本町 3 丁目自主防災会	平成 18 年 7 月 2 日
25	西高尾 7 丁目自治会防災会	平成 18 年 7 月 5 日
26	東間 8 丁目自主防災会	平成 18 年 11 月 1 日
27	東 9 地区自主防災会	平成 19 年 2 月 1 日
28	ワコーレロイヤルガーデン北本防災会	平成 19 年 3 月 1 日
29	本宿 3 丁目自主防災会	平成 19 年 6 月 1 日
30	宮内 3 丁目自主防災会	平成 19 年 9 月 1 日
31	西高尾 3 丁目自治会防災会	平成 19 年 12 月 5 日
32	西高尾 5 丁目自治会防災会	平成 19 年 12 月 21 日
33	西高尾 4 丁目自主防災会	平成 19 年 12 月 20 日
34	宮内 2 丁目自主防災会	平成 19 年 12 月 1 日
35	西高尾 1 丁目自主防災会	平成 20 年 3 月 1 日
36	西高尾 2 丁目自治会自主防災会	平成 20 年 9 月 7 日
37	本町 6 丁目自主防災会	平成 20 年 8 月 14 日
38	中丸 7 丁目自主防災会	平成 20 年 10 月 1 日

No.	名 称	設立年月日
39	北本ハイデンス自治管理組合防災会	平成20年11月23日
40	京王地区自主防災会	平成20年11月24日
41	北本3丁目自主防災会	平成21年 8月 1日
42	中丸3丁目自主防災会	平成21年 8月 1日
43	西高尾8丁目自主防災会	平成21年10月14日
44	中丸1丁目自主防災会	平成22年 2月 6日
45	アトレ北本自主防災会	平成22年 6月 1日
46	中央1丁目町会自主防災会	平成22年12月 1日
47	西9地区自主防災会	平成23年10月 1日
48	西11地区自主防災会	平成24年 4月 1日
49	中丸6丁目自主防災会	平成24年11月 1日
50	山中1・2丁目自主防災会	平成24年11月25日
51	谷足自治会西19自主防災会	平成25年 4月14日
52	マリオン北本自主防災会	平成25年 9月15日
53	二ツ家4丁目自主防災会	平成26年10月26日
54	本宿2丁目自主防災会	平成26年12月 1日
55	二ツ家3丁目自主防災会	平成28年 4月 1日
56	ハイムタウン自主防災会	平成28年 9月 1日
57	東間7丁目自主防災会	平成28年12月 1日
58	東間3丁目自主防災会	平成29年 7月 1日
59	東間4丁目自主防災会	平成29年 7月 1日
60	東間2丁目自主防災会	平成30年 4月15日
61	東間1丁目自主防災会	平成30年 4月 1日
62	深井第三地区自主防災会	平成31年 4月10日
63	中丸8丁目自治会自主防災会	令和元年 5月31日
64	北本4丁目自主防災会	令和 2年 4月 5日
65	西16河岸自主防災会	令和 2年 5月 1日
66	西二自治会自主防災会	令和 3年10月25日
67	東間5・6丁目自主防災会	令和 3年12月 1日
68	二ツ家2丁目自治会自主防災会	令和 4年 8月24日
69	東五地区自主防災会	令和 5年 4月 2日

《 4 . 災害危険箇所、危険施設等 》

資料 4 . 1 重要水防区域一覽

■【荒川】重要水防区域一覽表

重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される水防工法
種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			
越水 (溢水)	B	左	埼玉県北本市高尾四丁目	59.6 上 63～ 59.6 下 75	145	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	積み土嚢工

■【赤堀川】重要水防区域一覽表

重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される水防工法
種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			
堤防高	B	左	鴻巣市常光～ 蓮田市高虫	3.9k 70～ 0.0k	3,970	堤防余裕高不足	積み土嚢工
堤防高	B	右	鴻巣市常光～ 蓮田市高虫	3.9k 70～ 0.0k	3,970	堤防余裕高不足	積み土嚢工

注)「重要度」欄の評定基準は、次のとおり

種別	埼玉県	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤防高 (流下能力)	堤防余裕高が計画高水位又は既往最大水位に対して、最も危険が予想される箇所	堤防余裕高が計画高水位又は既往最大水位に対して、危険が予想される箇所

資料 4. 2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧

■土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧

箇所番号	土砂災害警戒区域等の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
11102-I-0003	荒井六丁目-1	北本市荒井六丁目地内	急傾斜地の崩壊	H20年3月28日
11102-II-0004	石戸宿六丁目-1	北本市石戸宿六丁目地内	急傾斜地の崩壊	H25年1月22日

資料 4. 3 危険物施設一覧

■危険物施設一覧

[令和5年3月31日現在]

製造所	貯 蔵 所						取 扱 所			事業所数	
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所			一般取扱所
								第1種	第2種		
-	18	6	1	11	2	2	12	1	2	15	68

資料 4. 4 ガス施設一覧

■ガス施設一覧

[令和5年3月31日現在]

名称	所在地	電話番号	事業内容
大洋液化ガス株式会社埼玉工場	北本市深井 8-13	541-1097	高圧LPガス製造
東彩ガス株式会社	北本市古市場 1-5	592-2411	都市ガスの供給

《 5 . 情報通信、広報活動関連 》

資料 5 . 1 災害時優先電話登録状況一覧

■災害時優先電話登録状況一覧

[令和5年10月1日現在]

番号	設置場所	所在地	摘要
1	北本市役所（市長室）	北本市本町1-111	
2	〃（くらし安全課）	〃	
3	〃（総務課）	〃	
4	コミュニティセンター	北本市本町8-156-3	
5	勤労福祉センター	〃 宮内1-120	
6	健康増進センター	〃 中丸10-55	
7	あすなろ学園	〃 中丸10-54-2	
8	児童発達支援センター	〃 高尾1-176	
9	中央保育所	〃 栄1-2	
10	東保育所	〃 本宿7-80-1	
11	深井保育所	〃 深井4-2	
12	総合福祉センター	〃 高尾1-180	
13	学習センター	〃 栄13	
14	体育センター	〃 古市場1-156	
15	文化センター	〃 本町1-2-1	
16	南部公民館	〃 二ツ家1-127	
17	東部公民館	〃 本宿2-33	
18	西部公民館	〃 荒井3-95	
19	北部公民館	〃 深井4-155	
20	中丸公民館	〃 中丸10-419	
21	旧栄小学校	〃 栄1	
22	中丸小学校	〃 宮内7-145	
23	石戸小学校	〃 荒井2-320	
24	南小学校	〃 緑3-387	
26	北小学校	〃 深井4-45	
27	西小学校	〃 本町7-3	
28	東小学校	〃 中丸6-65	
29	中丸東小学校	〃 中丸10-270	
30	北本中学校	〃 本町1-1-1	
31	東中学校	〃 山中2-128	
32	西中学校	〃 石戸9-210	
33	宮内中学校	〃 宮内4-322	
34	中丸学童保育室	〃 宮内7-145	
35	石戸学童保育室	〃 荒井2-320	

番号	設置場所	所在地	摘要
36	石戸第二学童保育室	〃 荒井2-320	
37	南学童保育室	〃 緑3-387	
38	北学童保育室	〃 深井4-45	
39	北第二学童保育室	〃 深井4-45	
40	西学童保育室	〃 本町7-14	
41	西第二学童保育室	〃 本町7-14	
42	東学童保育室	〃 中丸6-173	
43	東第二学童保育室	〃 中丸6-173	
44	中丸東学童保育室	〃 中丸10-350-2	

資料5. 2 気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表

(平成21年3月31日改定)

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。

この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。

この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわなないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■木造建物（住宅）、鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	木造建物		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（木造建物）

- 注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- 注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- 注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（鉄筋コンクリート造建物）

- 注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- 注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料5. 3 竜巻予報の概要

竜巻予報の概要

1 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

国内では年間10～20個程度発生している。季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などともなって発生するが、台風シーズンの9月頃に最も多く確認されている。

2 竜巻の特徴

竜巻は、その発現時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百メートルであり、数kmにわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。風速によっては住家の倒壊や自動車が飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱する。台風、大雨、大雪等の他の気象災害と比較すると、個人単位で見ると、竜巻に遭遇する頻度は低い。

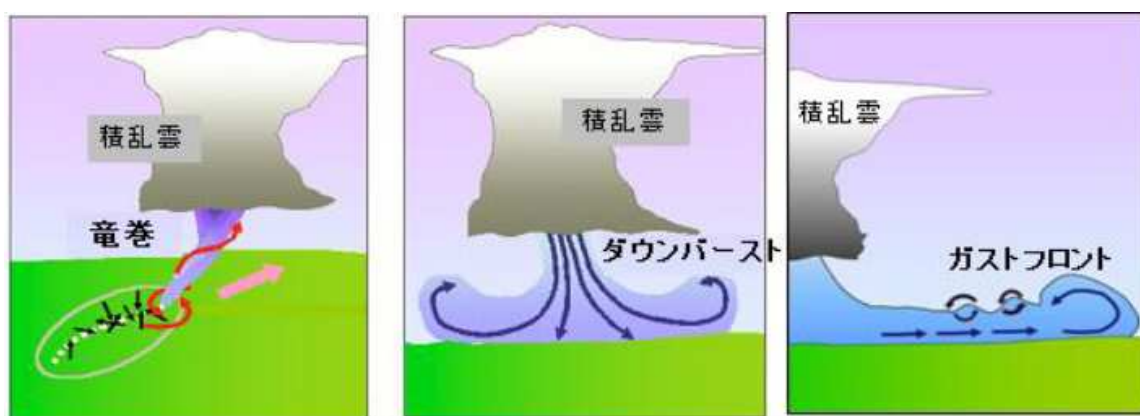
3 その他の突風

(1) ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりには数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

(2) ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりには竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。



(出典：気象庁ホームページ)

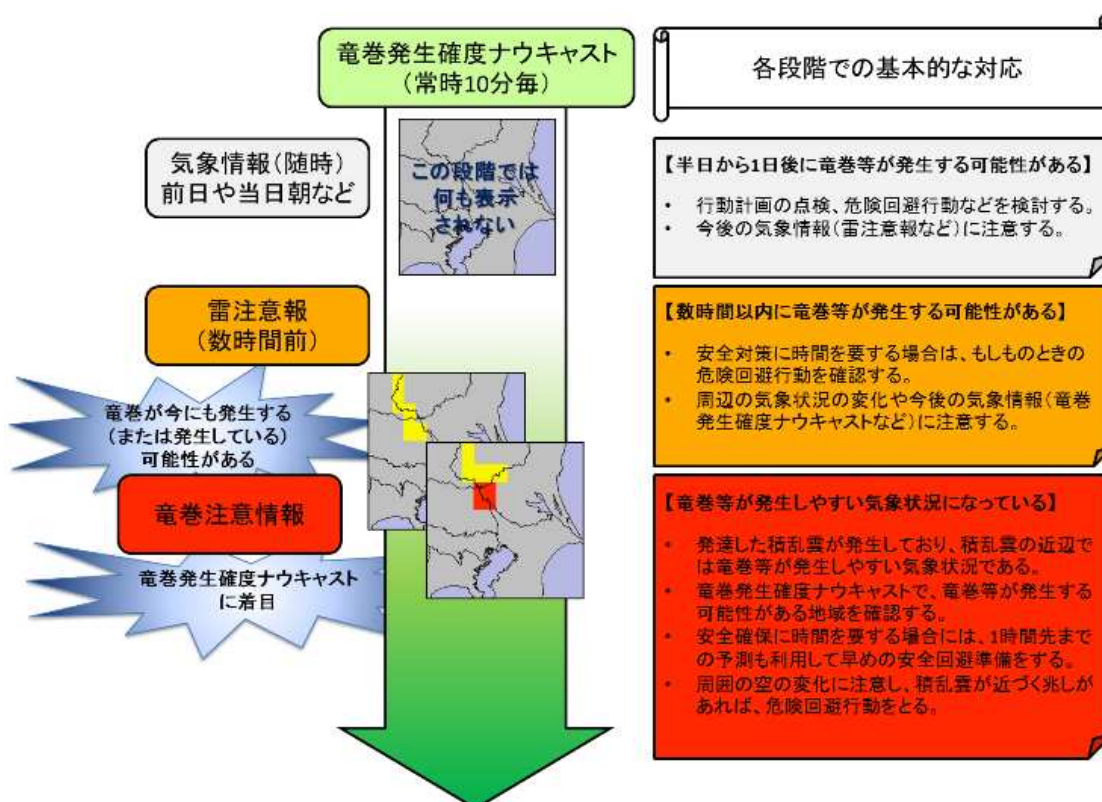
4 竜巻に関する気象情報

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

(1) 段階的な気象情報の発表

竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。半日～1日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかける。数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。さらに、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」が発表される。

なお、竜巻などの激しい突風の発生可能性の予報として、竜巻発生確度ナウキャストを常時10分毎に発表しているが、竜巻注意情報は竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域（県など）に発表される。



(2) 竜巻注意情報の効果的な利用

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られる。一方、この情報は比較的広い範囲（おおむね一つの県）を対象に発表されるので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。したがって、竜巻注意情報が発表された場合に簡単にできる対応としては、まず周囲の空の状況に注意を払うことである。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる必要がある。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がけることが必要である。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。

《参考》

◆「竜巻注意情報の概要」

- ▶ 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に、都道府県単位を対象に発表される。
- ▶ 竜巻注意情報発表があった場合は、大気が不安定で、竜巻発生の可能性は平常時に比べ約 200 倍となっている。
- ▶ 情報の有効期間は 1 時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表される（「竜巻注意情報の発表例」参照）。
- ▶ 適中率は 4 % 程度、補足率は 20～30% 程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもあり、予測精度は低い。

■【竜巻注意情報】の発表例

〇〇県竜巻注意情報 第 1 号

令和××年 4 月 20 日 10 時 27 分 △△地方気象台発表

〇〇県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20 日 11 時 30 分まで有効です。

《参考》

◆「竜巻発生確度ナウキャストの概要」

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について竜巻注意情報より詳細に示す情報である。

「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の二つの発生確度で、10km 格子単位で 10 分毎に 60 分先までの予測を行う。

発生確度 2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。
(適中率 5～10%、捕捉率 20～30%)

発生確度 1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。
(適中率 1～5%、捕捉率 60～70%)

10 分ごとに更新して提供しており、発生確度 1 に満たない地域は、発生確度は表示されない。発生確度 2 は、発生確度 1 に比べて予測の適中率が高い反面、捕捉率が低いと、予測できない事例が多くなる。逆に、発生確度 1 は捕捉率が高く、見逃す事例が少ない反面、予測の適中率は低くなる。

(3) その他の気象情報

気象情報や雷注意報に「竜巻」という言葉が付加される場合がある。

この場合、平常時に比べ、竜巻等突風の発生する可能性は、気象情報で約 8 倍、雷注意報で約 20 倍高くなっている状態である。

資料5. 4 北本市防災行政用無線局運用要綱

北本市防災行政用無線局運用要綱

昭和56年3月31日

要綱第7号

注 平成20年3月から改正経過を注記した。

北本市防災行政用無線局運用要綱

北本市防災行政無線運用要綱（昭和54年要綱第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、北本市の防災行政用無線局設備（無線設備を利用して市民に放送する設備をいう。以下「防災行政無線」という。）の適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

（管理）

第2条 防災行政無線の管理は、市民経済部長が統括する。

2 市民経済部くらし安全課長（以下「くらし安全課長」という。）は、電波法（昭和25年法律第131号）に定める無線従事者をして無線設備の操作に当たらせるとともに、担当職員を指導して防災行政無線の運用について、適正を期さなければならない。

3 埼玉県央広域消防本部（以下「消防本部」という。）に置かれる遠隔制御装置の運用管理は、消防本部の長が統括する。

（放送の範囲等）

第3条 防災行政無線を使用して放送する事項を、平常時及び災害時に区分する。

2 平常時に放送する事項は、定時放送及び臨時放送として次に掲げるとおりとする。

- （1） 毎日1回の別表第1に掲げる自動放送に関する事項
- （2） 市行政について、緊急に市民に周知させ、又はその協力を必要とする事項
- （3） 公害についての注意報及び警戒報に関する事項
- （4） 人命その他の重大かつ急迫な危険に関する事項
- （5） 他の官公署及び公共機関からの依頼による緊急性の高いもので、市民に連絡及び周知を図る事項

3 災害時に放送する事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 災害情報及び災害についての予報並びに警報に関する事項
- （2） 災害の状況により、市民を避難場所へ誘導する事項
- （3） 災害地への応急資料、食料、物資等の搬送に関する事項
- （4） 火災の情報に関する事項
- （5） その他災害上緊急を要する事項

（運用）

第4条 防災行政無線は、平日の勤務時間内は、市民経済部くらし安全課において運用し、その他の日及び時間については、消防本部において、放送するものとする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、この限りでない。

（防災行政無線送受信設備）

第5条 防災行政無線送受信設備の設置箇所は、別表第2に掲げるとおりとする。

(放送の依頼)

第6条 第3条第2項に掲げる放送事項を依頼しようとする各部課長(室長、局長及び所長を含む。以下「部課長」という。)又は官公署若しくは公共機関の長は、放送する前日(前日が北本市の休日を定める条例(平成3年条例第16号)に規定する市の休日に当たるときはその前日とする。)の午後3時までにくらし安全課長が別に定める方法により依頼しなければならない。

2 第3条第3項に掲げる放送事項が発生したときは、くらし安全課長が別に定める方法により依頼しなければならない。ただし、消防本部において放送するとき、又は事態が切迫し、そのいとまがないときは、口頭又は電話等により依頼することができる。

(放送)

第7条 くらし安全課長は、前条に定める放送依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討し、放送を必要とするものについてのみ放送することができる。

2 放送は、簡潔、正確かつ明瞭(りよう)に発音して行うものとし、当該放送に誤りがあると認めたときは、直ちに訂正の放送を行うものとする。

(業務日誌・放送資料の保存)

第8条 放送に従事する無線従事者は、放送を行ったときは、無線業務日誌に放送内容を記載するとともに放送を行った資料を整理し、保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、防災行政無線の運用に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年要綱第15号)

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則 (昭和61年要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和61年3月1日から施行する。

附 則 (昭和63年要綱第2号)

この要綱は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則 (平成元年告示第17号)

この告示は、平成元年3月1日から施行する。

附 則 (平成3年告示第74号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び第6条第1項の改正規定は、平成3年6月1日から施行する。

附 則 (平成5年告示第41号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第4条、第6条及び様式第1号の改正規定は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成6年告示第33号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年告示第136号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年告示第39号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年告示第18号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年告示第63号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年告示第176号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の北本市防災行政用無線局運用要綱の規定は、平成12年10月1日から適用する。

附 則（平成16年告示第64号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第88号）

この告示は、公布の日から施行し、平成17年5月1日から適用する。

附 則（平成20年告示第63号）

この告示中第7条第2項の改正規定及び別表第2の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第101号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第165号）

この告示は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第22号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

略

別表第2(第5条関係)

(平20告示63・平24告示101・平28告示165・一部改正)

※当該表は、次頁に表示

様式第2号(第6条関係)(平20告示63・一部改正)

※「災害時放送依頼書」は、「様式集(様式12)」に添付

■北本市防災行政無線受信所一覧表

連番号	受信所名	設置場所	連番号	受信所名	設置場所
—	北本市役所	本町 1-111	37	二ツ家公会堂	二ツ家 1-371
1	深井 3 丁目	深井 3-29-1	38	二ツ家 4 丁目	二ツ家 4-149-1
2	浅間神社	東間 1-7	39	北本消防署	緑 3-396
3	東間 7 丁目	東間 7-104	40	西小学校	本町 7-3
4	宮内 3 丁目	宮内 3-167-2	41	北本消防署東分署	山中 1-195
5	北本 3 丁目	北本 3-46	42	山中 2 丁目	山中 2-52
6	北本 1 丁目	北本 1-76	43	中丸東公会堂	中丸 8-108
7	西高尾 5 丁目	西高尾 5-127	44	荒井	荒井 2-463
8	東保育所	本宿 7-66	45	深井 7 丁目	深井 7-329
9	中丸 5 丁目	中丸 5-94	46	北小学校	深井 4-45
10	本町 5 丁目貯水槽	本町 5-126-2	47	東間 8 丁目ニュータウン公園	東間 8-230-77
11	南団地公園	下石戸 6-184	48	宮内公園	宮内 1-121-1
12	北本団地	栄 7	49	宮内 6 丁目	宮内 6-275
13	向郷貯水槽	石戸 9-104	50	北本総合公園	古市場 1-186
14	南	荒井 3-208	51	北袋神社	高尾 4-107
15	本宿 4 丁目	本宿 4-28	52	東谷足	高尾 2-18
16	深井 6 丁目	深井 6-87-1	53	西高尾 6 丁目	西高尾 6-179-1
17	深井 8 丁目	深井 8-231	54	北本中学校	本町 1-1-1
18	宮内氷川神社	宮内 4-135	55	中丸氷川神社	中丸 3-91-1
19	常光別所公会堂	朝日 2-205	56	本宿 6 丁目	本宿 6-41
20	朝日 4 丁目	朝日 4-661	57	八雲神社	石戸 8-8
21	中丸公会堂	中丸 10-90	58	緑 1 丁目公園	緑 1-81
22	中丸 10 丁目	中丸 10-747	59	栄小学校	栄 1
23	中丸児童公園	中丸 6-82	60	台原	下石戸下 1477-3
24	高尾 1	高尾 5-180	61	中丸 1 丁目	中丸 1-6-10
25	高尾 2	高尾 6-65	62	ふれあいの家	緑 4-198
26	谷足	石戸 3-109	63	三井団地公園	二ツ家 2-221
27	荒井地産	石戸 4-173	64	石戸宿 5 丁目	石戸宿 5-83
28	宮岡公会堂	高尾 8-98	65	堀の内集会所	石戸宿 3-128
29	石戸宿 7 丁目	石戸宿 7-100	66	ハイムタウン	石戸 7-34
30	大蔵寺	石戸 6-206	67	石戸浄水場	下石戸下 631
31	西中学校	石戸 9-210	68	中丸公民館	中丸 10-419-1
32	九丁公会堂	石戸宿 1-110	69	緑 2 丁目	緑 2-213
33	子供公園	石戸宿 3-225	70	朝日 2 丁目	朝日 2-252-1
34	中央 4 丁目	中央 4-63	71	宮内阿弥陀堂墓地	宮内 5-91
35	宮岡貯水槽	高尾 9-3	72	東間 4 丁目	東間 4-59
36	南部公民館	二ツ家 1-127	73	古市場 3 丁目	古市場 3-200

資料 5. 5 北本市防災行政用無線局管理規程

北本市防災行政用無線局管理規程

平成 8 年 3 月 29 日

訓令第 4 号

注 平成 20 年 3 月から改正経過を注記した。

北本市防災行政用無線局管理規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、北本市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する北本市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として、市庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成等)

第 3 条 無線局の回線構成、配置等は、別に定める。

(総括管理者)

第 4 条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、市民経済部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第 5 条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、市民経済部くらし安全課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理及び運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する職員の中から管理責任者が指名し、これに充てる。

(管理者)

第7条 固定系親局及び基地局の通信操作を行う部署に管理者を置く。

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局又は施設等の管理及び監督の業務を所掌する。

3 管理者は、第1項に掲げる部署の課長の職にある者をもって充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第8条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に応じ無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(様式第2号)の記載を行う。

2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法その他関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

(備付書類等の管理)

第11条 管理責任者は、電波法その他関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、無線従事者選(解)任届(様式第3号)の写しを整理保管しておくものとする。

3 無線業務日誌は、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別に定める運用要綱によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能を維持するため、次の各号に定める保守点検を行い、その責任者は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 毎日点検 通信取扱責任者

(2) 毎月点検 管理責任者

(3) 年点検(年2回) 総括管理者

2 点検項目については、別に定める。

3 陸上移動局については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

4 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに保守点検の責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次の各号に掲げる定期的な通信訓練を行う。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

(2) 定期通信訓練 毎四半期

- 2 訓練は、通信統制訓練、市民への通報等の伝達訓練並びに移動系による情報収集及び伝達訓練を重点として行うものとする。
- 3 管理責任者は、毎年度1回以上、災害通信訓練を実施して放送の円滑、迅速な処理に対応できるようにしなければならない。
- 4 前項の通信訓練は、訓練する日時をあらかじめ市長に伝達し、災害と混同しないよう配慮しなければならない。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者に対して必要な研修を行うものとする。

(部外設置の陸上移動局管理者)

第16条 陸上移動局のうち、部外に設置する可搬型に陸上移動局管理者を置き、職員の中から市長が任命する。

- 2 陸上移動局管理者の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。
- 3 陸上移動局管理者は、その地域における状況報告等の業務に従事する。

(平日の勤務時間外等における管理及び運用)

第17条 平日の勤務時間外、日曜、土曜、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までにおける無線系の管理及び運用業務については、別に定める協定書並びに別に定める指揮命令に基づき行うものとする。

(委任)

第18条 この訓令に定めるもののほか、無線局の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年訓令第3号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年訓令第1号抄)

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

略

《 6 . 消防・水防活動関連 》

資料 6 . 1 消防用水利現有状況

■ 消防用水利現有状況

[令和 5 年 4 月 1 日現在]

消火栓	防 火 水 槽					プー ル	合 計
	20m ³ 以上 40m ³ 未満	40m ³ 以上 60m ³ 未満	60m ³ 以上 100m ³ 未満	100m ³ 以上	小 計		
709	151	206	16	2	375	10	1,094
(513)	[56]	[108]	[13]	[1]	[178]		

注 1) () 数は、消防水利の基準第 3 条第 2 項に基づくもの

注 2) [] 数は、耐震性

資料 6 . 2 雨量計設置状況

■ 雨量計設置状況

管内	観測所名	流域名	所在地
北本県土整備事務所	北本県土	赤堀川	北本市東間 3—143

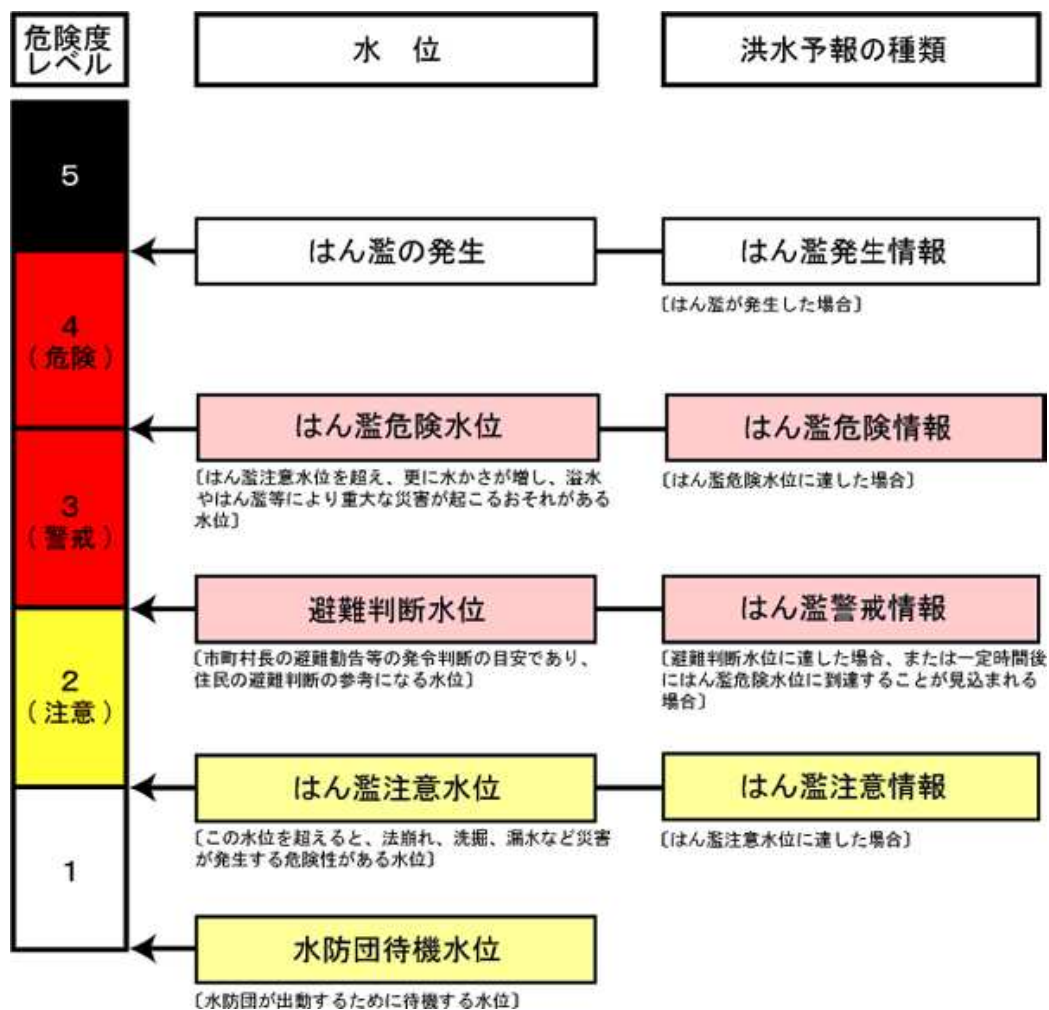
資料 6 . 3 堰、水・こう門一覧

■ 堰、水・こう門一覧

河川名	名 称	位 置	管理者	操作担当者	操作の基準	備 考
荒川	城ヶ谷樋管	左岸 北本市石戸宿 6—6	国土交通大臣	北本市長	熊谷水位が 3.50m 以上で、荒川から逆 流が始まったとき に全閉する。	電動捲揚式

資料 6. 4 水位情報模式図

水位情報模式図（河川水位と洪水予報の関係）



《 7 . 医療、救護、環境、衛生 》

資料 7 . 1 救急病院・救急診療所一覧（鴻巣保健所管内）

埼玉県鴻巣保健所	所在地	〒365-0039 鴻巣市東 4-5-10	電話番号 F A X 番号	048-541-0249 048-541-5020
----------	-----	--------------------------	------------------	------------------------------

■救急病院・救急診療所一覧（鴻巣保健所管内）

〔令和 5 年 10 月現在〕

医療機関名	所在地	電話番号	FAX 番号	診療科目
埼玉脳神経外科病院	鴻巣市上谷 664-1	048- 541-2800	048- 541-1900	内、整、脳、外、形、皮、リウ、呼、循、消
このす共生病院	鴻巣市上谷 2073-1	048- 541-1131	048- 541-2730	内、外、整、泌、眼、脳、リハ、麻、消化器外科、救急科、漢方内科、放、腎臓内科（人工透析）、循内、耳、皮、内分泌糖尿病科
医療法人財団ヘリオス会 ヘリオス会病院	鴻巣市広田 824-1	048- 569-3111	048- 569-2093	内、外、整、脳、リハ、小、形、循、麻、放
村越外科・胃腸科・肛門科	鴻巣市吹上本町 1-4-13	048-548- 0048	048-549- 1300	肛、胃、外、放、麻、整、内、リハ、泌、消内、消化器外科、循内
医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10	048- 773-1111	048- 773-7122	内、外、小、耳、産婦、眼、整、皮、泌、麻、脳、美、脳神経内科、心外、リハ、歯外、形、心療、呼外、循内、消内、消化器外科、放射線診断科、放射線治療科、感染症内科、糖尿病内科、腎臓内科、血液内科、呼内、気管食道外科、肛門外科、病理診断科、臨床検査科、救急科、頭頸部外科、緩和ケア内科、乳腺外科、内視鏡外科、腫瘍内科、小外、アレルギー、膠原病内科、肝臓外科、肝臓内科、呼吸器腫瘍科、女性泌尿器科
医療法人藤仁会 藤村病院	上尾市仲町 1-8-33	048-776- 1111	048-776- 1768	外、整、皮、泌、内、リハ、脳、麻、循内、神内、漢方内科、消内、消化器外科、呼外、乳腺外科、気管食道外科、肛、肛門外科、内視鏡外科、ペインクリニック内科、ペインクリニック外科、呼内
医療法人財団聖蹟会 埼玉県央病院	桶川市坂田 1726	048-776- 0022	048-772- 1661	内、脳神経内科、外、整、皮、泌、脳、歯、リハ、矯正、循内、歯外、消内、乳腺外科
医療法人社団博翔会 桃泉園北本病院	北本市深井 3-75	048-543- 1011	048-543- 1316	内、リハ、泌、消内、循内、消化器外科、循外、整、人工透析内科、脳神経内科
北里大学 メディカルセンター	北本市荒井 6-100	048-593- 1212	048-593- 1239	内、外、整、産婦、泌、皮、耳、小、眼、リハ、脳、脳神経内科、放、麻、形、呼内、消内、循内、腎臓内科、内分泌代謝内科、消化器外科、呼外、乳腺外科、救急科、精、病理診断科、リウ、膠原病内科
医療法人社団愛友会 伊奈病院	北足立郡伊奈町 小室 5014-1	048-721- 3692	048-722- 9983	内、消内、外、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、整、脳、リウ、小、皮、泌、婦、眼、耳、リハ、麻、救急科

資料 7. 2 災害拠点病院（埼玉県）

■災害拠点病院（埼玉県）

[令和 5 年 10 月現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
◎川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
○自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
◎埼玉医科大学総合医療センター	350-8550	川越市鴨田 1981	049-228-3400
○北里大学メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212
○深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
◎さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
○獨協医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
○さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
○防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
○埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	0570-08-1551
○埼玉医科大学国際医療センター	350-1298	日高市山根 1397-1	042-984-4111
○社会医療法人壮幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111
○新久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
○独立行政法人国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
○草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
○埼玉医科大学病院	350-0495	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
○さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区島根 299-1	048-799-5146
○上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
○羽生総合病院	348-8505	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000
○地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
○戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111
○埼玉県済生会加須病院	347-0101	加須市上高柳 1680	0480-70-0888

注) 「病院名」欄の「◎」は「基幹災害拠点病院」を示し、「○」は、「地域」を示す。

資料7. 3 救命救急センター（埼玉県）

■救命救急センター（埼玉県）

[令和5年10月現在]

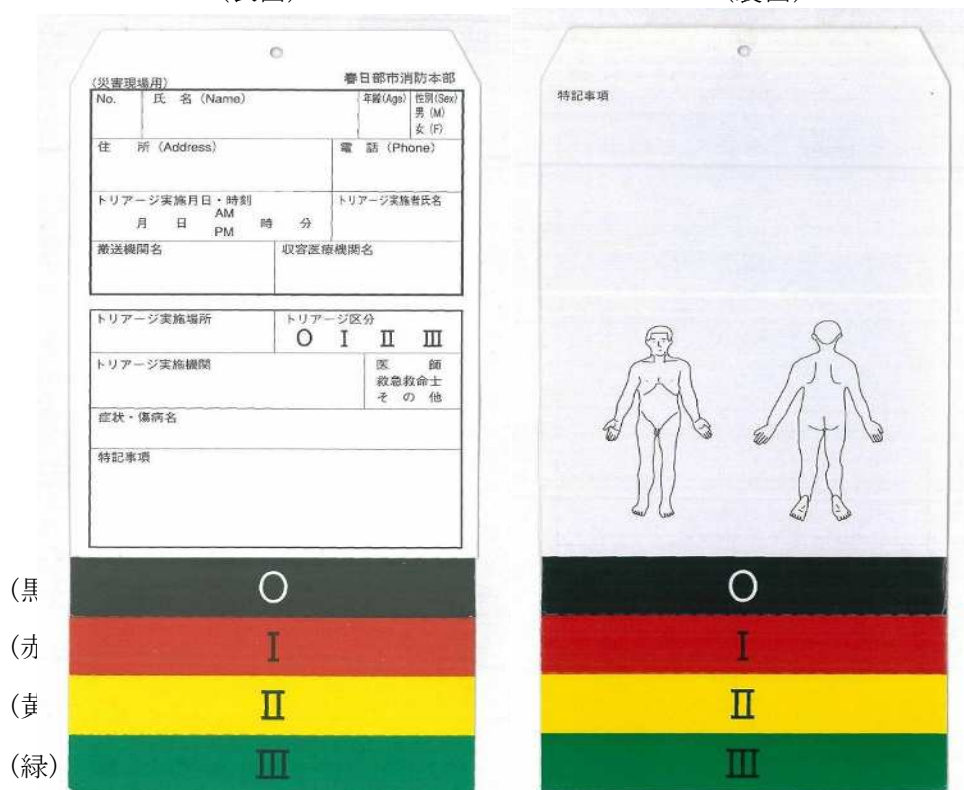
病院名	郵便番号	所在地	電話番号
埼玉医科大学総合医療センター 高度救命救急センター	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3400
さいたま赤十字病院 高度救命救急センター	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111
深谷赤十字病院救命救急センター	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院救命救急センター	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
川口市立医療センター救命救急センター	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学埼玉医療センター 救命救急センター	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
埼玉医科大学国際医療センター 救命救急センター	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-4111
自治医科大学附属さいたま医療センター 救命救急センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111
独立行政法人国立病院機構埼玉病院 救命救急センター	351-0102	和光市諏訪2-1	048-462-1101
埼玉県済生会加須病院 救命救急センター	347-0101	加須市上高柳1680	0480-70-0888

資料7. 4 トリアージタグ

「トリアージタグ」サンプル例

(表面)

(裏面)



資料 7. 5 応急給水用資機材一覽

■ 応急給水用機材

種別	容量	数量	保管場所
給水車	2 t	1 台	北本市中丸 6-83

■ 給水用資機材

種別	形状	数量	保管場所
浄水装置	AQUACE AQ-120RTM 型	14	広域避難所防災倉庫

《 8 . 防災備蓄、輸送・交通 》

資料 8 . 1 防災備蓄品一覧

■防災備蓄品一覧（主な品目）

[令和 6 年 1 月 1 日現在]

名称	数量	備考
アルファ米	32,000 食	計 44,180 食
ビスコ、ビスケット等	12,180 食	
飲料水	27,708ℓ	
救急箱	81 個	
発電機	78 個	ガソリン大 29 台 “ 小 32 台 ガス 17 台
ハロゲンライト	15 個	
毛布、ブランケット	7,421 枚	
簡易トイレ	62,250 回分	

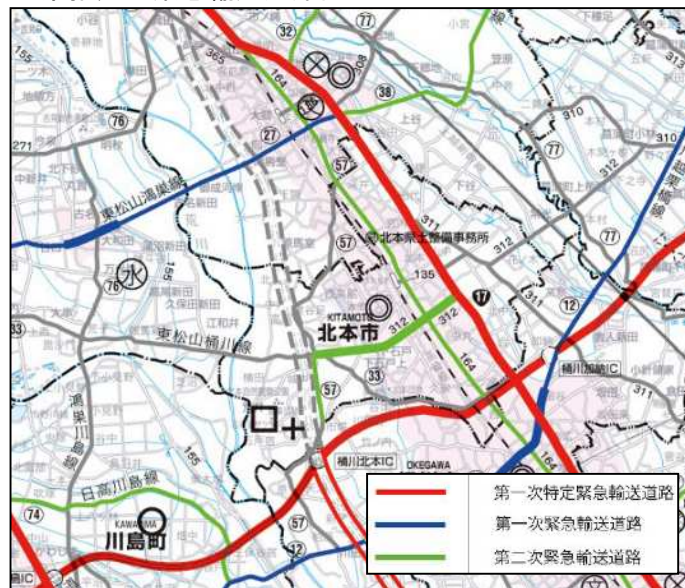
資料 8 . 2 飛行場場外離着陸場一覧

■飛行場場外離着陸場一覧

場外名称	地名番地	座標・北緯			座標・東経			管理者
		°	'	”	°	'	”	
北本市立北本中学校	北本市本町 1-1-1	36	1	30	139	31	55	北本市教育委員会
北本スポーツセンター	北本市石戸 2-214	36	1	14	139	31	31	解脱会

資料 8. 3 指定緊急輸送道路図

■ 県指定の緊急輸送道路図



■ 市指定の緊急輸送道路図



《 9 . 避難活動、要配慮者関連 》

資料 9 . 1 指定避難所一覧

市は、災害の危険性があり避難した人々を、災害の危険性がなくなるまでの間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった人々を一時的に滞在させ、食料、物資の配給などを行う施設として市内の小・中学校等を「指定避難所」として指定した。

これまで、市が広域避難所として指定している施設との関係は、次のとおりである。

■ 広域避難所（指定避難所）一覧

地区区分	広域避難所	指定避難所	防災倉庫	所在地	電話番号	災害区分		
						地震	洪水	土砂災害
1	東小学校	◎	○	中丸 6-65	592-2050	○	○	○
2	中丸東小学校	◎	○	中丸 10-270	593-3730	○	○	○
3	東中学校	◎	○	山中 2-128	592-3145	○	○	○
4	中丸小学校	◎	○	宮内 7-145	591-2006	○	○	○
5	体育センター	二	○	古市場 1-156	593-2511	○	—	○
6	宮内中学校	二	○	宮内 4-322	543-2900	○	—	○
7	北小学校	◎	○	深井 4-45	542-3144	○	○	○
8	北本中学校	◎	○	本町 1-1-1	591-2057	○	○	○
9	文化センター	◎	○	本町 1-2-1	591-7321	○	○	○
10	南小学校	◎	○	緑 3-387	591-4709	○	○	○
11	西小学校	◎	○	本町 7-3	591-1180	○	○	○
12	旧栄小学校	◎	○	栄 1		○	○	○
13	石戸小学校	◎	○	荒井 2-320	591-2007	○	○	○
14	西中学校	◎	○	石戸 9-210	592-9397	○	○	○

注) 災害区分「地震」の「○」印は、耐震改修済みで、震災時に利用可能な施設を示す。

災害区分「洪水」の「○」印は、浸水想定区域外で、洪水時に利用可能な施設を示す。

災害区分「土砂災害」の「○」印は、土砂災害警戒区域外で、土砂災害時に利用可能な施設を示す。

資料 9 . 2 指定緊急避難場所一覧

市は、発災直後の緊急に避難する場所として、災害の種類に応じて指定する「指定緊急避難場所」を、以下に示すように「洪水」「地震」「大規模な火事」「内水氾濫」及び「土砂災害」に分けて指定した。

避難後は、被害状況に応じ市が指定する広域避難所（指定避難所）等に避難する。

■指定緊急避難場所一覧

地区区分	施設名	所在地	電話番号	災害区分					避難対象地域の目安
				洪水	地震	大規模な火災	内水氾濫	土砂災害	
1	東小学校	中丸 6-65	592-2050	◎	◎	○	◎	◎	中丸 6・7丁目 二ツ家 1～4丁目 ハイデンス マリオン 二ツ家団地
2	中丸東小学校	中丸 10-270	593-3730	◎	◎	○	◎	◎	中丸 1～5・8・9丁目、東3
3	東中学校	山中 2-128	592-3145	◎	◎	○	◎	◎	本宿 1～8丁目 山中 1・2丁目 東4
4	中丸小学校	宮内 7-145	591-2006	◎	◎	○	◎	◎	北本 1～4丁目 宮内 1丁目 東 11・19
5	体育センター	古市場 1-156	593-2511	×	◎	×	×	◎	東 7・8・9 ワコーレ
6	宮内中学校	宮内 4-322	543-2900	×	◎	○	×	◎	東間 1～4丁目 宮内 2・3丁目 東 10、アトレ
7	北小学校	深井 4-45	542-3144	◎	◎	○	◎	◎	東間 5～8丁目 深井第 1～第 3 サンマンション スカイハイツ
8	北本中学校	本町 1-1-1	591-2057	◎	◎	○	◎	◎	中央 3・4丁目 西高尾 1～3・5 ～7丁目
9	文化センター	本町 1-2-1	591-7321	◎	◎	×	◎	◎	本町 1～4丁目 中央 1・2丁目 緑 1・2丁目
10	南小学校	緑 3-387	591-4709	◎	◎	○	◎	◎	東 5・22、台原、 西 2、三菱、京王 南団地、東原団地
11	西小学校	本町 7-3	591-1180	◎	◎	○	◎	◎	本町 5～8丁目 西高尾 4・8丁目 西 19
12	旧栄小学校	栄 1		◎	◎	○	◎	◎	栄 1～5 グリーンハイツ
13	石戸小学校	荒井 2-320	591-2007	◎	◎	○	◎	◎	西 4・5・11・14・ 16・17-1・17-2・ 18 第 3 チサン
14	西中学校	石戸 9-210	592-9397	◎	◎	○	◎	◎	西 3・6～10・12・ 13・15・20 ハイムタウン アースドリーム

注) 「◎」は利用可能を、「×」は利用不可を示す。また、「○」は、学校施設の中でグラウンドのみ利用可能であることを示す。

資料 9. 3 福祉避難所一覧

市は、災害発生後、指定避難所での避難生活に負担が大きい要配慮者を収容するため、福祉避難所を開設する。

■福祉避難所一覧

避難所名	所在地	電話番号
健康増進センター	中丸10-55	591-8251
総合福祉センター	高尾1-180	593-2961

資料 9. 4 地域避難所一覧

地域では、災害時に一時的に避難者が集まり安否の確認等を行う場や、地域の自主防災組織等が災害時の活動を行う拠点等として、地域の自主的な運営による「地域避難所」を設置する。

また地域避難所は、地域の自主的な意向により、順次、追加更新を図るものとする。

■地域避難所一覧

地区区分	避難所名	所在地	避難対象地域の目安
第1地区	南部公民館	ニツ家1-127	中丸6・7丁目 ニツ家1～4丁目 ハイデンス マリオン ニツ家団地
	ニツ家2丁目集会所	ニツ家2-154	
	ニツ家公会堂	ニツ家1-371	
	ニツ家団地集会所	ニツ家1-322	
	マリオン集会所	ニツ家1-374	
	ハイデンス集会所	ニツ家1-333	
第2地区	中丸公会堂	中丸2-338	中丸1～5丁目 中丸8・9丁目 東3
	中丸公民館	中丸10-419	
第3地区	東部公民館	本宿2-33	本宿1～8丁目 山中1・2丁目、東4
	蔵前公会堂	本宿5-102-1	
第4地区	北本1丁目会館	北本1-24	北本1～4丁目 宮内1丁目 東11・19
	北本2丁目集会所	北本2-31	
	宮内1丁目集会所	宮内1-121-3	
	勤労福祉センター	宮内1-120	
第5地区	北本高校	古市場1-152	東7・8・9 ワコーレ
	常光別所公会堂	朝日2-205	
	花の木公会堂	朝日4-150	
	古市場・山中集会所	古市場3-8	
	ワコーレ集会室	朝日2-238	
第6地区	浅間会館	東間1-4-3	東間1～4丁目 宮内2・3丁目 東10、アトレ
	宮内氷川神社社務所	宮内4-136	
	アトレ集会室	宮内5-115-1	
第7地区	東間5・6丁目公会堂	東間5-75	東間5～8丁目 深井第1～第3 サンマンション スカイハイツ
	東間8丁目集会所	東間8-229-3	
	北部公民館	深井4-155	
	深井公会堂	深井3-71-1	
	サンマンション北本 プレイロット	東間5-90	

地区区分	避難所名	所在地	避難対象地域の目安
第8地区	中央3丁目会館	中央3-51	中央3・4丁目 西高尾1～3丁目 西高尾5～7丁目
	中央4丁目会館	中央4-60-2	
	西山中会館	鴻巣市松原4-17-5	
	西高尾1丁目自治会集会所	西高尾1-160	
	西高尾7丁目集会所	西高尾7-136	
第9地区	中央1・2丁目会館	中央1-114	本町1～4丁目 中央1・2丁目 緑1・2丁目
	解脱会錬心館	中央1-123	
	解脱会休憩所	緑1-52	
	三地区集会所	緑1-170	
第10地区	勝林公民館	本町2-124	東5・22 台原、西2 三菱、京王 南団地、東原団地
	東5地区自治会館	緑4-79	
	東原団地集会所	下石戸5-25	
	京王地区集会所	下石戸5-154	
第11地区	北本南団地集会所	下石戸6-104	本町5～8丁目 西高尾4・8丁目 西19
	西高尾8丁目高尾柳集会所	西高尾8-225	
	本町7・8丁目集会所	本町8-39-1	
	コミュニティセンター	本町8-156-3	
第12地区	谷足会館	高尾2-313	栄1～5 グリーンハイツ
	北本団地集会所	栄7-1-28	
	北本団地自治会地区集会所	石戸6-20	
第13地区	学習センター	栄13	西4・5・11・14・16・ 17-1・17-2・18 第3チサン
	西4地区集会所	石戸5-317-2	
	荒井上手公会堂	荒井1-118	
	チサン第3団地自治会館	石戸4-451	
	北本スポーツセンター	石戸2-214	
	北原集会所	石戸3-155	
	東原地区集会所	荒井2-225	
	北袋神社社務所兼集会所	高尾4-107	
第14地区	烏ノ木・河岸・丸山地区集落農業センター	高尾7-200	西3・6～10・12・13・ 15・20 ハイムタウン アースドリーム
	北本市野外活動センター	高尾9-143	
	原公会堂	石戸8-83	
	九丁公会堂	石戸宿1-110	
	堀之内集会所	石戸宿3-128	
	北本市子ども公園	石戸宿3-225	
	西部公民館	荒井3-95	
	南公会堂	荒井3-171	
宮岡公会堂	高尾8-98		
北本自然観察公園	荒井5-200		

資料9.5 浸水想定区域内の要配慮者施設

■浸水想定区域内の要配慮者施設の名称、所在地等

No.	名称	所在地	備考
1	宮内中学校	北本市宮内4-322	

資料 9. 6 浸水想定区域内の大規模工場

■浸水想定区域内の大規模工場の名称、所在地等

No.	名称	所在地	備考
1	(株) エー・アンド・デイ	北本市朝日 1-243	
2	萬歳工業 (株)	北本市朝日 4-553	
3	スバル興産 (株) 北本・桶川事業所	北本市朝日 4-410	
4	昭和パックス (株)	北本市宮内 4-180	

資料 9. 7 要配慮者別の防災知識の周知

■要配慮者別の防災知識の周知

要配慮者	周知の留意事項	周知の重点事項	周知の機会 (例)
<ul style="list-style-type: none"> 一般高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における行動は、健常者とほとんどかわらない。 近い将来、身体機能等の低下が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な防火防災対策 (自宅・外出先) 身体機能等の低下に備えた防火防災対策 	<ul style="list-style-type: none"> チラシ、パンフレット 防災訓練 一般高齢者の集う各種行事 (老人クラブ等) での周知
<ul style="list-style-type: none"> 在宅ねたきり高齢者 在宅認知症の高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> 本人よりもその介護者 (女性が多い) を対象とした周知となる。 本人も介護者も防災訓練や研修の場への参加が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害に備えた家庭内の予防対策 (家具の転倒防止、出火防止等) 災害の場合の対処方法 (特に避難方法) 防災行動力向上のための諸制度のPR (防災用具、住宅対策) 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅保健福祉サービスを通じての周知 ケアマネジャー、民生委員・児童委員と連携した個別訪問指導
<ul style="list-style-type: none"> 虚弱高齢者 ひとり暮らし高齢者 高齢者夫婦のみ世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 特に虚弱な人の場合、防災訓練や研修の場への参加が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 災害に備えた家庭内の予防対策 (家具の転倒防止、出火防止等) 災害の場合の対処方法 (特に避難方法) 災害に関する情報の伝達 (高齢者から防災機関、防災機関から高齢者方法) 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅保健福祉サービスを通じての周知 ケアマネジャー、民生委員・児童委員と連携した個別訪問指導
<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者 身体障がい児 知的障がい者 知的障がい児 精神障がい者 精神障がい児 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの種類によって周知内容が異なる。 介護者を対象とした周知に配慮する必要がある。 本人も介護者も防災訓練や研修の場への参加が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害に備えた家庭内の予防対策 (家具の転倒防止、出火防止等) 災害の場合の対処方法 (特に避難方法) 防災行動力向上のための諸制度のPR (防災用具、住宅対策) 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅保健福祉サービスを通じての周知 スポーツ大会等参加行事での周知 学校での防災教育 (学級懇談等) 民生委員・児童委員と連携した個別訪問指導 医療機関、カウンセラーと連携した周知、指導

《10. その他》

資料10. 1 災害救助基準

【令和5年6月現在】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額 とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内(災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 ヶ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から (教科書) 1 ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 219,100 円以内 小人(12 歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各 災害に係る左記 1 から 7 までの掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10</p> <p>ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9</p> <p>ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8</p> <p>ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7</p> <p>ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6</p> <p>へ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5</p> <p>ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4</p> </div>				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料10. 2 指定文化財一覧

■北本市関連指定文化財一覧

[令和5年10月1日現在]

区分	種別	名称	所在地	指定年月日
国	天然記念物	石戸蒲ザクラ	石戸宿3—119 (東光寺)	大正11. 10. 12
県	考古資料	板石塔婆	〃 (〃)	昭和40. 3. 16
	天然記念物	多聞寺のムクロジ	本宿2—37 (多聞寺)	昭和16. 3. 31
市	建造物	宮内氷川神社旧社殿	宮内4—136 (氷川神社)	平成10. 10. 30
	絵画	慈恵大師画像	本町7—126 (真福寺)	昭和53. 3. 15
	彫刻	銅造阿弥陀如来坐像	石戸宿3—119 (東光寺)	昭和53. 3. 15
		木造阿弥陀如来立像	深井4—55 (寿命院)	昭和53. 3. 15
		木造観音坐像	荒井1—336 (観音堂)	昭和53. 3. 15
		真福寺仁王像	本町7—126 (真福寺)	昭和54. 3. 15
		木造薬師三尊像	深井5—11 (薬師堂)	昭和55. 3. 15
		木造地藏菩薩半跏像	石戸6—284 (地藏堂)	平成8. 8. 28
	工芸品	貝杓子	宮内5	平成3. 10. 22
		鉄製象嵌舌長鏡	宮内5	平成3. 10. 22
	古文書	寿命院朱印状	深井4—55 (寿命院)	昭和53. 3. 15
		矢部家文書	荒井2	昭和53. 3. 15
		岡野家文書	緑2	昭和53. 3. 15
		元禄十年古地図	本町1—111 (市教委)	昭和54. 3. 15
		大島家文書	宮内5	昭和55. 3. 15
	考古資料	宮岡氷川神社前遺跡出土品	本町1—111 (市教委)	昭和53. 3. 15
		馬場遺跡出土石皿	〃 (〃)	昭和53. 3. 15
		上手遺跡出土品	〃 (〃)	昭和53. 3. 15
		中井1号古墳出土人物埴輪	〃 (〃)	昭和53. 3. 15
		仏像線刻画紡錘車	〃 (〃)	平成15. 1. 30
	歴史資料	東光寺板石塔婆群	石戸宿3—119 (東光寺)	昭和53. 3. 15
		道標「大師道」	本町8—216	昭和53. 3. 15
		道標「これより石と舟とみち」	荒井1—222	昭和53. 3. 15
		寿命院板石塔婆(建長三年銘)	深井4—55 (寿命院)	昭和54. 3. 15
		寿命院板石塔婆(建治二年銘)	〃 (〃)	昭和54. 3. 15
		花見堂廻国供養塔	荒井1—20	平成8. 8. 28
		旧中丸村道路元標	宮内7—147	平成12. 6. 5
		旧石戸村道路元標	荒井3—86	平成12. 6. 5
		花ノ木村の高札	北本2	平成17. 7. 26
	有形の民俗文化財	庚申塔(兼道標)	宮内5	昭和53. 3. 15
		供養塔(兼道標)	石戸宿8—64	昭和53. 3. 15
		猿田彦太神	中丸10—172	昭和53. 3. 15
山王神社御神体他石刻猿一括		高尾4—316	昭和53. 3. 15	
石刻絵馬「菅原道真」		石戸宿6—64 (天神社)	昭和53. 3. 15	
観音堂大絵馬		荒井1—336 (観音堂)	昭和53. 3. 15	
算額		本宿2—7 (天神社)	昭和53. 3. 15	
祖師堂絵馬群		本町1—111 (市教委)	昭和53. 3. 15	
天神社幟		石戸宿6—64 (天神社)	昭和54. 3. 15	
阿観堂の庚申塔		荒井3—115 (阿観堂)	平成16. 2. 24	

区分	種別	名称	所在地	指定年月日
		<u>放光寺旧蔵のガングルマ</u>	<u>本町1-111</u> (市教委)	<u>令和4.12.22</u>
市	有形の 民俗文化財	東間の富士塚	東間1-6 (浅間神社)	平成25. 3. 28
		荒井の富士塚	荒井2-228 (須賀神社)	平成25. 3. 28
		本宿の天神社幟	本宿2-7 (天神社)	平成28. 6. <u>24</u>
		石戸宿の天神社幟	石戸宿6-64 ()	平成28. 6. <u>24</u>
		<u>宮内の稲荷石塔</u>	<u>宮内4-36</u>	<u>平成30.6.28</u>
	無形の 民俗文化財	天神社ささら獅子舞	” ()	昭和54. 3. 15
	天然記念物	ムク	” ()	昭和53. 3. 15
		エドヒガンザクラ	荒井5-223	昭和53. 3. 15
		ドウダンツツジ	石戸宿6	昭和54. 3. 15
		阿弥陀堂エドヒガンザクラ	高尾6-365 (阿弥陀堂墓地内)	平成 8. 8. 28
高尾カタクリ自生地		高尾6-320-1 他	平成 8. 8. 28	

資料10. 3 被害報告判定基準

■被害報告判定基準（その1）

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼) 全流出	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	大規模 半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、 <u>具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u>
	中規模 半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、 <u>具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u>
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上30%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊に 至らない 一部破損	全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害	非住家（住家以外の建物）のうち、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 <u>ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。</u> <u>「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</u>	

注) 住戸被害戸数については「独立した家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。

損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

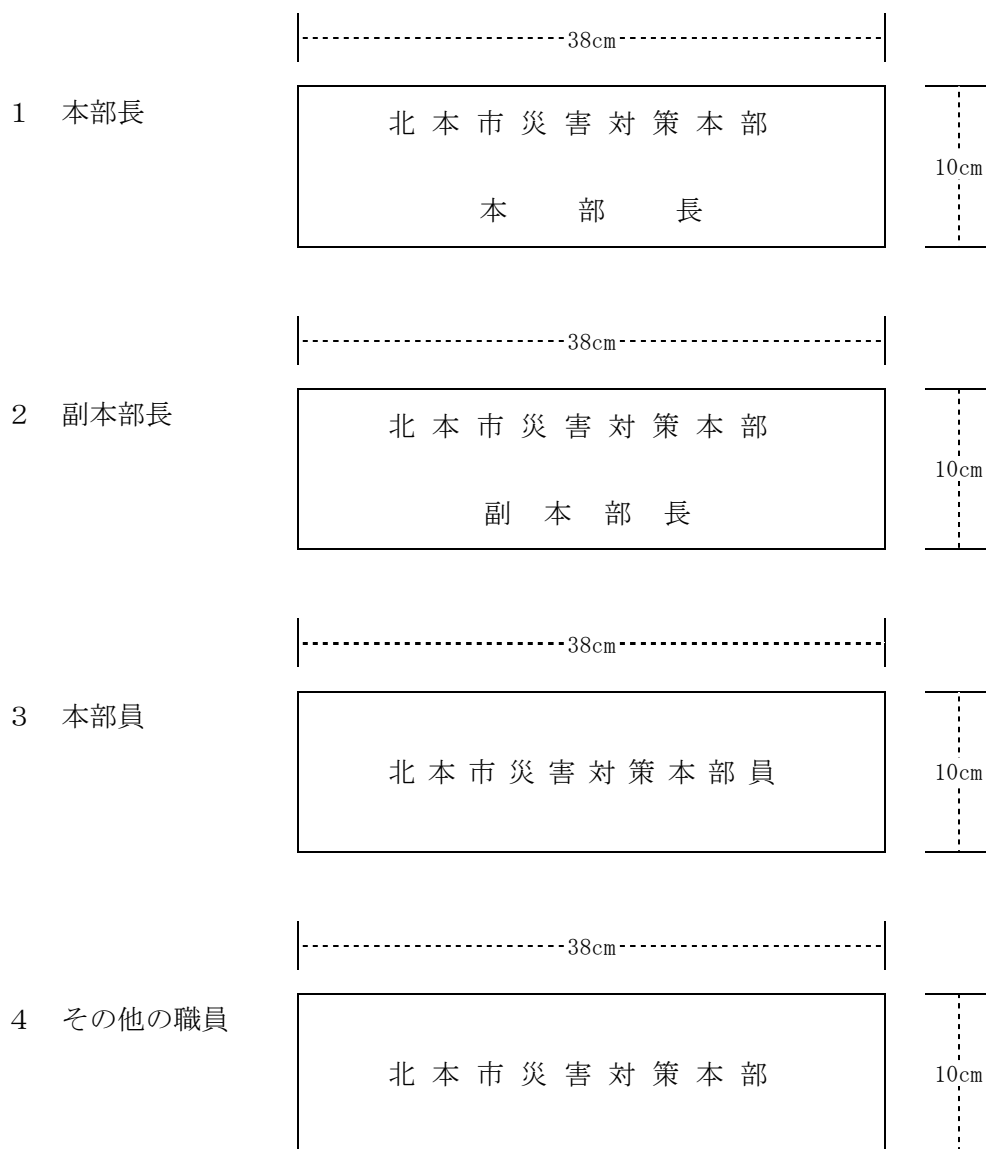
全壊、半壊は、被害認定基準による。

大規模半壊及び中規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」による。

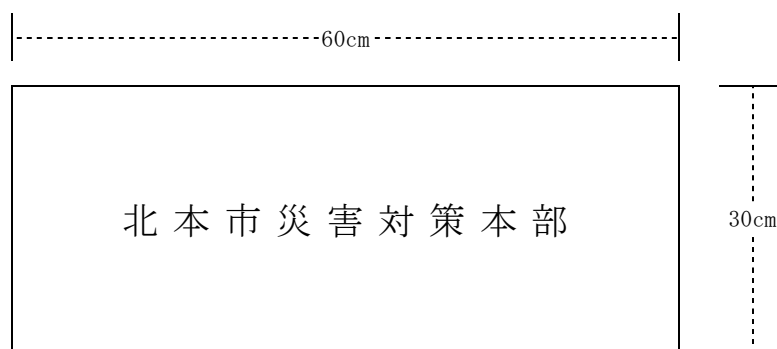
準半壊は、「災害救助事務取扱要領(令和2年3月30日付け内閣府政策統括官(防災担当))」による。

被害区分	判定基準
その他	田畑の流出・埋没 <u>耕土が流出し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。</u>
	田の冠水 <u>植付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。</u>
	文教施設 <u>小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</u>
道路	<u>道路とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。道路決壊とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。</u>
橋りょう	<u>橋りょうとは、道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋とする。橋りょう流失とは、橋りょうの一部または全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。</u>
河川	<u>河川とは河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護を必要とする川岸とする。堤防決壊とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</u>
砂防	<u>砂防法第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</u>
清掃施設	<u>ごみ処理及びし尿処理施設とする。</u>
水道	<u>上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</u>
電話	<u>災害により通話不能となった一般電話回線のうち最大時の回線数とする</u>
電気	<u>災害により停電した戸数のうち最大時の戸数とする。</u>
ガス	<u>一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数とする。</u>
ブロック塀等	<u>倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</u>
罹災世帯	<u>災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</u>
罹災者	<u>り災世帯の構成員とする。</u>

資料 10. 4 北本市災害対策本部本部長以下の腕章



資料 10. 5 北本市災害対策本部の標識



様式2 県報告関係様式

(1) 発生速報【県要領様式第1号】

発生速報

北本市

日 時 分 受信

		発信者		受信者	
1 被害発生	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分				
2 被害場所					
3 被害程度					
4 災害に対する措置					
5 その他必要事項					

注) 記載内容は簡単に要を得たものとする。

(2) 経過速報【県要領様式第2号】

経過速報

北本市

				発信者				受信者					
災害の種別						発生地域							
被害報告			月 日 時 分 現在										
被害区分			発生			経過							
区 分			被 害			区 分			被 害				
人 的 被 害	死 者		人			田 畑 被 害	田	流出・埋没	ha	流出		埋没	
	行方不明者		人					冠 水	ha				
	負 傷 者	重 傷	人				畑	流出・埋没	ha	流出		埋没	
		軽 傷	人					冠 水	ha				
住 家 被 害	全 壊 (焼) (流出)		棟			道 路 被 害	決 壊	箇所					
			世帯				冠 水	箇所					
			人			そ の 他 被 害	文 教 施 設	箇所					
	半 壊 (焼)		棟				病 院	箇所					
			世帯				橋 り ょ う	箇所					
			人				河 川	箇所					
	一部破損		棟				砂 防	箇所					
			世帯				清 掃 施 設	箇所					
			人				崖 く ず れ	箇所					
	床上浸水		棟				鉄 道 不 通	箇所					
			世帯				被 害 船 舶	隻					
			人				水 道	戸					
	床下浸水		棟			電 話	回線						
			世帯			電 気	戸						
			人			ガ ス	戸						
	非 住 家 被 害	公共建 物		全壊 (焼)	棟			り 災 世 帯 数	世帯				
半壊 (焼)				棟			り 災 者 数	人					
そ の 他		全壊 (焼)	棟			火 災 発 生	建 物	件					
		半壊 (焼)	棟				危 険 物	件					
						そ の 他	件						

災害に対してとられた措置

- | | | | | | |
|---|--------------------|------|---|-----|----|
| 1 | 市対策本部設置の状況 | 日 | 時 | 分 | 設置 |
| 2 | 市（町村）のとした主な応急措置の状況 | | | | |
| 3 | 応援要請又は職員処遇の状況 | | | | |
| 4 | 災害救助法適用の状況 | | | | |
| 5 | 避難命令・勧告の状況 | | | | |
| | | 市町村数 | | 地区数 | |
| | | 人 員 | | 人 | |
| 6 | 消防機関の活動状況 | | | | |
| ア | 出動人員 | 消防隊員 | 名 | | |
| | | 消防団員 | 名 | | |
| | | 計 | 名 | | |
| イ | 主な活動内容（使用した機材を含む。） | | | | |

(3) 被害状況調【県要領様式第3号】

被害状況調

北本市

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日 至 月 日		
報告区分	確 定		

区 分			被 害		区 分			被 害				
人 的 被 害	死 者		人		田 畑 被 害	田	流出・埋没	ha	流出		埋没	
	行方不明者		人				冠 水	ha				
	負 傷 者	重 傷	人			畑	流出・埋没	ha	流出		埋没	
		軽 傷	人				冠 水	ha				
住 家 被 害	全 壊 (焼) (流出)	棟		道 路 被 害	決 壊	箇所						
		世帯			冠 水	箇所						
		人			そ の 他 被 害	文 教 施 設	箇所					
	半 壊 (焼)	棟				病 院	箇所					
		世帯				橋 り よ う	箇所					
		人				河 川	箇所					
	一 部 破 損	棟				砂 防	箇所					
		世帯				清 掃 施 設	箇所					
		人				崖 く ず れ	箇所					
	床 上 浸 水	棟				鉄 道 不 通	箇所					
		世帯				被 害 船 舶	隻					
		人				水 道	戸					
	床 下 浸 水	棟				電 話	回線					
		世帯				電 気	戸					
		人				ガ ス	戸					
	非 住 家 被 害	公 共 建 物	全壊 (焼)			棟		り 災 世 帯 数	世帯			
半壊 (焼)			棟			り 災 者 数	人					
そ の 他		全壊 (焼)	棟		火 災 発 生	建 物	件					
		半壊 (焼)	棟			危 険 物	件					
						そ の 他	件					

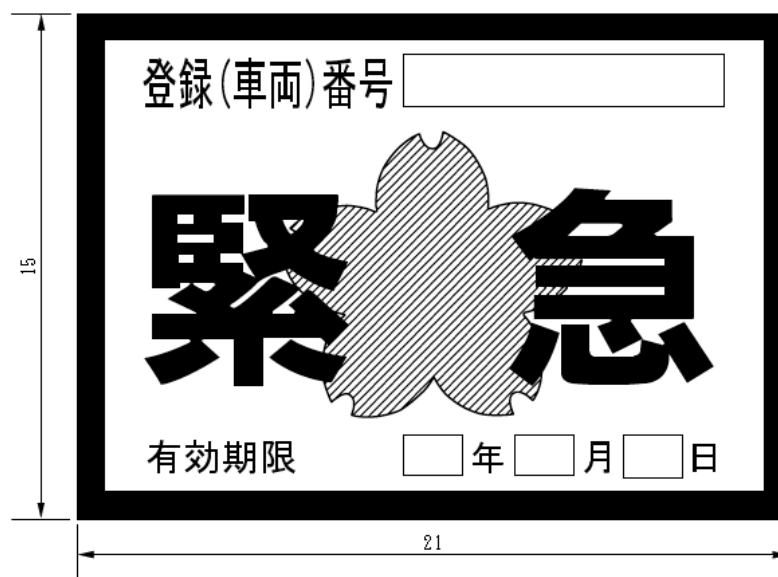
区 分		被 害		市 災 害 對 策 本 部 村	名称					
公 立 文 教 施 設	千円				災 害 置 對 市 策 町 本 村 部 名	設置	月	日	時	
農 林 水 産 業 施 設	千円					計	団 体			
公 共 土 木 施 設	千円									
そ の 他 の 公 共 施 設	千円									
小 計	千円									
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団体								
そ の 他	農 産 被 害	千円			災 適 用 市 救 町 助 村 法 名	計	団 体			
	林 産 被 害	千円								
	畜 産 被 害	千円								
	水 産 被 害	千円								
	商 工 被 害	千円								
	そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人				
被 害 総 額		千円			消防団員出動延人数	人				
備 考	1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 消防機関の活動状況 5 その他（避難の勧告・指示の状況）									

様式3 緊急通行車両関連様式

(1) 緊急通行車両等確認申請書

年 月 日	
緊急通行車両等確認申請書	
埼玉県公安委員会 殿	
申請者 住所 氏名 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使 用 者	住 所 氏 名
運 行 日 時	
運 行 経 路	出 発 地 目 的 地
備 考	

(2) 標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(3) 緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
		埼玉県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

(4) 緊急通行車両等事前届出書

災害応急対策用		緊急通行車両等事前届出書		年 月 日	
埼玉県公安委員会 殿		申請者 機関等の所在地（住所） 機関等の名称 <small>ふりがな</small>		氏名 印	
		電話 ()		【担当係 氏名 印】	
番号標に表示されている番号					
輸送人員（定員）又は品名					
車両の所有者	住所				
	氏名				
業務の内容	1 救助救護 2 応急避難 3 捜索	4 災害予知 5 災害復旧 6 施設点検	7 人員輸送 8 避難生活 9 調査研究	10 飲食料 11 医療医薬 12 混乱防止 ()	13 広報啓発 14 その他
出発地					
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、使用車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。					

(5) 緊急通行車両等事前届出済証

災害応急対策用	第	号
緊急通行車両等事前届出済証		
左のとおり事前届出を受けたことを証する。		
年 月 日		
埼玉県公安委員会		印
(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察署、災害のために設置された検問所等に提出して、緊急通行車両等の確認の所要の手続きを受けて下さい。		
2 本届出済証を亡失し、滅却し、汚損し、破損した場合は、警察署に届出て再交付を受けて下さい。		
3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。		
(1) 緊急通行車両等として要件がなくなったとき。		
(2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。		
(3) その他、緊急通行車両等として使用する必要がなくなったとき。		

様式 4 通報処理簿

通報処理簿

		No.	
通報者 連絡先住所		電話	①加入電話番号 ②公衆電話番号 ③携帯電話番号
通報日時			
通報受信者			
通報内容		処理（回付先等）	

注) 通報の現場地点を示す地図を添付すること。

様式5 防災航空隊出場要請（受信）書

埼玉県防災航空センター所長 様

防災航空隊緊急電話番号 049—297—7905

一般加入電話 049—297—7810、7811

ファクシミリ 049—297—7906

1 要請団体名	(発信者：)		
2 要請日時	年 月 日 (曜日)	時 分	
3 要請種別	(1) 火災 (2) 救助 (3) 救急 (4) 調査 (5) 救援		
4 発生場所 現場目標	(市・町・村)	番地	目標物：
5 発生日時	年 月 日 (曜日)	時 分頃	
6 災害の概要 及び要請任務			
7 必要資機材			
8 気象条件	天候： 風向： 風速： m/s 気温： °C 視界： m 雲高： m 警報及び注意報：		
9 出場先場外 離着陸場等	場所： (市・町・村)	番地	名称及び目標物：
10 搬送先場外 離着陸場等	場所： (市・町・村)	番地	名称及び目標物：
11 傷病者	住所： 傷病者の人数： 人 氏名： (歳) (男・女) 傷病名： 程度：(重・中・軽)		
12 調査出場内容	写真撮影・VTR撮影・ヘリテレ撮影・その他：		
13 救援出場内容	搬送物件・人員：		
14 現地搭乗者	(有・無) 職名：	氏名：	ほか 名
15 地上指揮者 コールサイン	指揮者名： 無線種別：(全国波・県波)、コールサイン：		
16 他の航空機の出動要請	(有・無) 機関名：	機数：	機
* 以下の項目については、航空隊で出動決定後連絡します。			
1 航空隊指揮者	指揮者：	受信者：	無線種別：(全国波・県波)、コールサイン：
2 出場機	出場機：(1号機・2号機) コールサイン：1号機＝”さいたまこうくうヘリ1”、2号機＝”さいたまこうくうヘリ2”		
3 到着予定時刻	年 月 日 (曜日)	時 分	
4 活動予定時間	時間	分	
5 航空燃料の確保	(可・否)	時間	分
特記事項			

注)「ヘリテレ」とは、ヘリコプターテレビ映像伝送システムを指す。

様式6 自衛隊の派遣要請関連様式

(1) 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

- 自衛隊の派遣要請は、原則県を通じて行う。
- 町長が知事に対して依頼するときは、以下の文書をもって行う。
- 提出（連絡先） 県危機管理防災部危機管理課

第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

北本市長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣要請を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 その他参考となるべき事項

5 連絡担当者

災害対策本部 職 氏名

(電話番号)

被災現場 職 氏名

(携帯電話番号)

(2) 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について (依頼)

埼玉県知事 様

第 年 月 日
第 年 月 日

北本市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について (依頼)

年 月 日付第
のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日

年 月 日 時 分

3 その他必要事項

様式7 災害ボランティア受入名簿

防災ボランティア受入名簿

受入日	氏名	住	電話番号	番	号	所	活動実	活動予	定期	期間	間	配	置	場	所	考	備
年 月 日							年 月 日～	年 月 日									
年 月 日							年 月 日～	年 月 日									
年 月 日							年 月 日～	年 月 日									
年 月 日							年 月 日～	年 月 日									
年 月 日							年 月 日～	年 月 日									
年 月 日							年 月 日～	年 月 日									
年 月 日							年 月 日～	年 月 日									

様式 8 配車請求書

配 車 請 求 書

部 名		部長氏名	
班 名		班長氏名	
担当者 氏 名			
使用目的	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		
配車車両			
備 考			

様式9 避難所関連様式

(1) 避難者カード

避難者カード

避難所名		担当者	
------	--	-----	--

住所				地区名	
氏名	続柄	性別	年齢	入所日	健康状態等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
不明家族	続柄	性別	年齢	離散の状況	
その他留意事項					

(2) 避難者名簿

避難者名簿

避難所名		作成者			枚目
避難期間	氏名	性別	年齢	病気・怪我の状況	
	住所	移転先			
月 日から		男・女			
月 日まで					
月 日から		男・女			
月 日まで					
月 日から		男・女			
月 日まで					
月 日から		男・女			
月 日まで					
月 日から		男・女			
月 日まで					
月 日から		男・女			
月 日まで					
月 日から		男・女			
月 日まで					
月 日から		男・女			
月 日まで					
月 日から		男・女			
月 日まで					

(3) 避難所運営記録簿

避難所運営記録簿

(表)

避難所名		担当者			
開催日時	月 日 時	記録日時	月 日 時		
避難者数	人(男 人)(女 人)(子供 人)				
協力者					
1 避難者の健康状態					

2 食料等救助物資の状況					

3 運営上の問題					

4 その他					
災害対策本部への連絡事項					
時	分				

様式 10 食料等救助物資受払簿

食料等救助物資受払簿

避難所名		担当者		枚目
救助物資名				
希望数量		請求日時		
受取数量		受取日時		
第 1 回	配布場所			
	配布地区			
	配布人数			
第 2 回	配布場所			
	配布地区			
	配布人数			
第 3 回	配布場所			
	配布地区			
	配布人数			
摘要				

様式 11 救護所関連様式

(1) 取扱患者台帳

取扱患者台帳

No.

救護所名		担当医		担当者	
------	--	-----	--	-----	--

氏名	性別	年齢	住 所	健 康 状 態	等
1					
2					
3					
4					
5					

(2) 救護所運営記録簿

救護所運営記録簿

(表)

救護所名				担当者			
救護日	月	日	記録日時	月	日	時	
救護者数	人(男)人(女)人(子供)人						
協力者							
1 救護者の状態							

2 救護物資の状況							

3 運営上の問題							

4 その他							
災害対策本部への連絡事項							
時	分						

様式 12 災害時放送依頼書

様式第2号(第6条関係)

災 害 時 放 送 依 頼 書

年 月 日提出

受付年月日	年 月 日 午 前 後 時 分	依頼方法	文書・口頭・電話		
依頼課所・機関名	課 所 名	所 属 長		担 当	連 絡 先 電 話
	公 共 機 関 名	責 任 者 職 氏 名	連 絡 先 電 話		
件 名					
放 送 日 時	年 月 日()から 午 前 後 時 分 年 月 日()まで				
放 送 地 域	(ア) 市内全域		(イ)	地域	

放 送 文 案(又は原稿別添)

処 理 欄	決 裁 区 分	くらし安全課	課 長		担 当	決 裁	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 (理由)
		広域消防	指 令 課 長	係 長	係		
欄	放 送 日	年 月 日			放 送 の 方 法	生・テープ	放 送 者
		午 前 後 時 分	午 前 後 時 分	午 前 後 時 分			

※「北本市防災行政用無線局運用要綱（第6条関係）」の様式